

官報

號外 昭和二十一年十月七日

○第九十回 貴族院議事速記第四十號

昭和二十一年十月六日(日曜日)午前十一時十八分開議

議事日程 第四十號

昭和二十一年十月六日

午前十時開議

第一 帝國憲法改正案(衆議院送付)
第一讀會ノ續
第二 競馬法の一部を改正する法律案(政府提出、衆議院送付)
第一讀會

第三 貿易資金特別會計法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會
第四 産業復興與營團法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會
第五 恩給法臨時特例案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會
第六 自作農創設特別措置法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會
第七 農地調整法の一部を改正する法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

○議長(公爵徳川家正君) 報告ヲ致サセマス
〔宮坂書記官朗讀〕
昨五日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ
自作農創設特別措置法案
農地調整法の一部を改正する法律案
同日議員ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ
帝國憲法改正案ニ對スル修正案(牧野英一君外一名發議)

○議長(公爵徳川家正君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、日程第一、帝國憲法改正案、衆議院送付、第一讀會ノ續、昨日ニ引續キ討論ヲ繼續致シマス
○子爵大河内輝耕君 私ノ昨日ノ發言中、速記録ニ載セマシテ差支ノアルヤウナ所ガゴザイマシタラ、ドウゾ御創ヲ願ヒタウゴザイマス、其ノ削除ノ部分並ニ方法ヲ議長ニ一任致シタイト存ジマス

○議長(公爵徳川家正君) 只今大河内子爵ヨリ申出ノ通り、議長ニ於テ取計ラフコトニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス、三土忠造君
〔三土忠造君登壇〕
○三土忠造君 私ハ此ノ憲法改正案ニ付キマシテ、委員長ノ報告ニ賛成致ス者デアリマスガ、其ノ理由トシテ、先ヅ大局論ヨリ申述べタイト存ジマス、申ス迄モナク、我が帝國ハ、短見ニシテ騷亂ナル少數者ノ爲ニ惹起サレマシタル無謀ナル戰爭ノ爲ニ、可惜多數ノ人命ヲ失ヒ、國帑、國富ヲ傾ケ、經濟機關ハ甚ダシク破壊セラレ、帝都ヲ初メ、全國多數ノ都市ハ灰燼ニ歸セシメラレ、遂ニ世界孤立ノ地位ニ陥リマシタ、所謂刀折レ矢盡キテ、彼ノ最モ峻嚴ナル「ボツダム」宣言ヲ受諾スルノ已ムナキニ至ツタノデアリマス、此「ボツダム」宣言ノ包含スル條項ハ多數ニ上リマスルケレドモ、其ノ主要目的トスル所ハ、我が國ノ國防力ヲ完全ニ撤廢セシムルト共ニ、民主主義ヲ復活強化致シマシテ、極端ナル軍國主義者、超國家主義者等ノ跳梁跋扈ヲ根絶セシメ、將來再び戰爭ヲスルコトガ出來ナイヤウニスルニアルト思ヒマス、而シテ此「ボツダム」宣言ヲ受諾致シマシタル以上ハ、其ノ義務履行ノ第一歩トシテ、帝國憲法ニ大改正ヲ加フルノ必要アルノデアリマス、是ト同時ニ、此ノ無理ナル戰爭、慘澹タル敗北ノ爲ニ、國內ニ於キマシテ、政治上、社會上、思想上、經濟上、急激ナル變化ガ起ツタノデアリマス、此ノ混沌、此ノ廢墟ノ中カラ國家再建ノ途ヲ開キマスルニ付キマシテモ、政治機構ニ大改革ヲ加フルノ必要ガ起ツタノデアリマス、此ノ義務ノ履行及ビ政治機構改革ノ觀點カラ考ヘマシテモ、我が帝國憲法ノ精神、理想トスル所ヲ十分ニ理解シテ居ル識者ノ間ニハ、此ノ際帝國憲法ヲ基幹トシテ、之ニ相當思ヒ切リタル改正ヲ加ヘマシテ、ソレデ足リルノデハナイカト考ヘテ居ツタ人ガ少クナカッタト存ジマス、然ルニ其ノ後聯合諸國ノ輿論ノ向フ處、要路ノ人々ノ希求スル處ガ段々明瞭ニナルニ及ビマシ

テ、我が政府ト致シマシテモ、寧ろ此ノ際根本的改革ヲ斷行スルコトガ、内外ノ要請ニ應ズル所以ナリト致サレマシテ、殆ド新憲法ト申スベキ此ノ憲法改正案ヲ起草スルノ大英斷ニ出デラレタノデアリマス、此ノ間ニ政府ノ態度ニ飛躍的變化ノアツタコトハ事實デアリマス、之ニ付キマシテ、本院ニ於キマシテモ、其ノ理由ヲ質サレタ人ガアリマシテ、吉田總理大臣ハ、一ニハ國際情勢ノ變化ニ依ルト御説明ニナリマシタケレドモ、國際情勢ノ變化ト申スヨリモ、國際情勢ニ對スル我が方ノ認識ノ變化ト申ス方ガ事實ニ合スルカト思ヒマス、何レニ致シマシテモ、此ノ憲法改正案ハ、斯クノ如キ内外ノ情勢ニ即應セムガ爲ニ慎重考慮ノ上ニ起草サレタモノデアリマス、此ノ事情ヲ立法府トシテハ十分ニ了解シテ其ノ態度ヲ決定スベキモノト思ヒマス、我々ハ豫テヨリ斯様ナ見地カラシテ、此ノ憲法案ニハ大體ニ於テ進ンデ協賛ヲ與フベキモノト決心シテ居ルノデアリマス、衆議院ニ於キマシテハ、二箇月ノ長キニ互リマシテ熱心ニ審議ヲ遂ゲラレマシテ、又本院ニ於キマシテモ、一箇月餘ヲ費シマシテ、憲法案ノ各條章ニ互リマシテ、最モ慎重周密ナル審查ヲ致シタノデアリマス、政府ニ於キマシテハ、豫テヨリ此ノ憲法改正ノ重大性ニ鑑ミラレ、勅選議員補充ノ機會ニ於キマシテ、努メテ廣ク斯界ノ權威者ヲ選バレマシテ、之ヲ本院ニ送ラレマシタ爲ニ、我々ハ此ノ一堂ノ下ニ是等ノ諸大家ト相集リマシテ、其ノ御意見ヲ拜聴スルノ機會ヲ得マシテ、啓發セラレタルコトガ少クナカッタコトヲ感謝致シテ居リマス、本會及ビ委員會ヲ通ジ

マシテ、政府ノ御意見ヲ質スコトニ全力ヲ注ガレタヤウデアリマス、固ヨリ此ノ憲法ノ提案者タル政府ノ御意見ヲ質スコトハ、我々ノ判斷ノ參考トシテ最モ重要デアリコトハ申スニ及ビマセ、併シナガラ政府ガ如何ナル解釋ヲ取ラレヨウトモ、ソレニ依ツテ此ノ憲法ノ解釋ガ一定スルモノデアリマセ、政府ガ法廷レバ、次ノ内閣、又次ノ内閣ガ、各々別個ノ見地ヨリ別ナ解釋ヲ取リマスルコトハ自由デアリマス、若シ行政法ノ如キモノナラバ、政府ガ政策遂行ノ爲ニ提案サレルノデアリマシテ、一度是ガ法律トナリマスレバ、其ノ實施ハ政府ニ一任サレルノデアリマス、而シテ其ノ政府ノ所見如何ト云フコトガ、直チニ國家國民ノ利害ニ關係スルコト重大ナルモノガアリマスガ故ニ、立法府ト致シマシテハ、政府ノ意見ノ存スル所ヲ十分ニ質サナケレバ、之ニ協賛ヲ與ヘルコトハ出來マセヌ、併シナガラ憲法ナルモノハ全ク是ト性質ヲ異ニスルノデアリマス、憲法ハ政治、經濟、社會、思想、教育、宗教等頗ル内容ガ廣汎ニ互リ、極メテ複雑ナルモノデアリマス、即チ全般ニ互リ根本法デアリマスガ故ニ、其ノ各條章ニ付テ解釋ヲ確定スルナドト云フコトハ、到底不可能デアリマス、現行憲法ハ、御承知ノ通り、發布以來五十七年ノ星霜ヲ經テ居リマス、此ノ間ニ於テ、此ノ憲法ニ對スル學者ノ意見ガ種々難多ニ岐レテ居リマス、種々ナル學者ガ簇出致シマシテ、今日尙主ナル條章ニ付テスラモ意見ノ一致ヲ見ルコトハ出來マセヌ、其ノ極端ナルモノニ至リマシテハ、氷炭相容レザルモノニ至リマシテハ、永炭相容レザルモノニ至リマシテハ、時ニハ又曲學阿

官報號外 昭和二十一年十月七日

貴族院議事速記第四十號 議長ノ報告 會議 帝國憲法改正案 第一讀會ノ續

世、實ニ唾棄スベキ學者モ現レマシテ、我が憲政ヲ毒シタコトモ諸君ノ御承知ノ通りデアリマス。(拍手) 斯様ナ次第デアリマスルカラ我々ハ政府ノ御意見ハ十分ニ承リマスルケレドモ、政府ノ御意見ヲサウ尊重スル必要ハナイト思フデアリマス、我々獨自ノ判斷ニ依ツテ協賛ヲ與フベキモノハ與ヘルデアリマス、此ノ憲法案審議ノ間ニ於ケル專門家ノ諸君ノ御意見ヲ承リマシテモ、諸大家ノ間ニ色々意見ノ相違ガアリマス、故ニ我々ハ前ニ申シマス通り、此ノ諸大家ノ意見ヲ承ツテ裨益スル所ハ少クナカッタデアリマスルケレドモ、率直ニ申シマスルト云フト、是亦唯一個ノ參考トシテ承ツタニ過ギマセヌ、本會議及ビ委員會ヲ通ジテ最モ重要ナル中心問題トシテ論究サレマシタモノハ國體問題デアリマス、即チ此ノ憲法改正ニ依ツテ我が國體ハ變更サレルヤ否ヤト云フノガ大ナル問題デアリマシテ、是亦國民諸君モ共ニ俱ニ聽カムト欲スル所デアラウト思ヒマス、國體ナル言葉ハ現行憲法ニモ見エテ居リマセズ、新憲法案ニモナイ言葉デアリマス、此ノ言葉ガ初メテ法律語トシテ用ヒラレマシタハ、彼ノ治安維持法デアリマス、而シテ大審院ノ判例ニ依リマスト云フト、國體トハ萬世一系ノ天皇ガ統治セラル、コト、天皇ガ統治權ヲ總攬セラルハコト、此ノ二ツヲ内包トスル概念ト云フコトデアリマス、處ガ今回ノ改正ニ依リマスト云フト、天皇ガ統治權モ有セラレズ、統治權ノ總攬者タル御地位デモナクナルデアリマスルカラ、之ヲ法理上ヨリ見マスレバ、明カニ國體ハ變更サレルト主張サレルデアリマス、併シ此ノ治安維持

法ノ中ニアル國體ト云フ言葉ハ、此ノ特定法ニ用ヒラレタ其ノ言葉ハ、如何ナル意味ニ使ハレテ居ルノデアアルカト云フコトヲ大審院判決シタノデアリマス、又此ノ特定法ガ何ヲ目的トスルカ、其ノ目的ニ合致セムガ爲ノ解釋デアリマシテ、即チ法律ノ解釋デアリマシテ、我々ガ茲ニ論究セムドスル國體問題トハ別個ノモノデアリマス、即チ我々ノ論究セムトスル國體概念ヲ明瞭ニスル目的ヲ以テシタモノデアリマセヌ、又新憲法ニ依リマスト云フト、主權ハ國民ニ在ルト云フコトヲ明記サレテ居ルデアリマス、帝國憲法ハ主權在君主義ヲ基本トシテ出來テ居ッタデアリマスルガ、其ノ主權在君主義ガ改ツテ、主權在民主主義ニナッタデアリマスルカラ、政治學上ヨリ申シマシテモ、明カニ國體ハ變更サレタ論ゼラレルデアリマス、併シナガラ凡ソ憲法ナルモノハ何レノ國ノ例ヲ見マシテモ、政體ヲ規定スルモノデアリマシテ、其ノ他ニ及ブモノデアリマセヌ、獨リ我が國ニミ此ノ國體ト云フ概念ガアルデアリマシテ、茲ニ議論ノ紛更ガ生ズルデアリマス、其ノ國體ナルモノハ統治權トカ或ハ主權トカ云フモノノ外ニアリ、後ロニアリ、與ニアルデアリマス、故ニ我々ハ此ノ憲法ノ改正ニ依リマシテ、政體ハ變化スルト致シマシテモ、國體其ノモノニハ何等ノ變化ガナイト云フ政府ノ解釋ヲ是認スルモノデアリマス、唯金森國務大臣ノ御説明中ニハ、或ハ憧憬ノ中心トカ、心ノ繫ガリト云フヤウナ稍々神秘ノ二聞エル言葉ガ用ヒラレマシタノデ、幾分明瞭ヲ缺クヤウナ氣ガ致シマスガ、今少シク之ヲ簡單明瞭ニ表明ス

ルコトガ出來ルト思ヒマス、即チ國體トハ、國ノ基本の本質デアツテ、其ノ基本の本質トハ、萬世一系ノ天皇ガ國民統治ノ中心デアアル國柄ヲ言フデアリマス、斯ウ解釋致シマスレバ、最モ適切ニシテ事實ニ合シ且僅耳ニモ入り易イト思フデアリマス、金森國務大臣ノ或場合ニ於キマスル説明ニ於キマシテモ、丁度左様ナ言葉ヲ用ヒラレタコトガ度々アツタト思ヒマス、故ニ國體問題ニ付キマシテハ、私共ハ左様ニ解釋シテ本案ニ贊成スルデアリマス、之ヲ國史ノ跡ニ稽ヘテ見マシテモ、天皇ノ大權ハ、時ニ依ツテ非常ナル變化ガアリマス、伸縮消長ガアリマス、或時代ニ於キマシテハ大權武門ニ歸シテ、天皇ハ全ク虛位ヲ據スルニ過ギナカッタ時代モアリマス、ソレニ致シマシテモ、天皇ガ國民統治ノ中心ト云フ我が國體ニハ何等ノ變化ハナカッタモノデアリマス、明治維新ノ改革ニ依リマシテ、王政ハ復古セラレ、大權ハ遽カニ擴大強化サレマシテ、帝國憲法ニモ之ヲ明記サレタデアリマス、併シナガラ明治、大正、昭和ヲ通ジテ、天皇大權ノ行使ハ、一ニ國務大臣ノ輔弼ニ御任セニナルト云フ方針ヲ嚴守セラレマシテ、未ダ曾テ天皇親ラ大權ヲ行使セラレタコトハナカッタデアリマス(拍手) 新憲法ニ於キマシテハ、聖旨ニ依リマシテ、大權ハ又復甚ダシク縮小サレルコトニナッタデアリマス、併シナガラ新憲法案ノ第一條ニモ、天皇ハ、國ノ象徵デアリ日本國民統治ノ象徵デアルト明記シテアルデアリマシテ、昔ナガラ我が國體ニハ何等ノ變化ガナイト云フコトヲ私共確信シテ疑ハナイデアリマス、

(拍手) 此ノ信念ガアリマスル爲ニ我々ハ此ノ憲法ニ贊成スルデアリマス、諸君、此ノ際私ハ昨年八月十四日、彼ノ悲痛ナル終戰ノ聖斷ガ降リマシタ時ノ國民ノ感慨ヲ諸君ガ想起セラレムコトヲ希望致シマス、アレ程敗戦ノ憂キ目ヲ見ナ居リマシテモ、尙以テ執拗ニ頑強ニ戰爭ヲ繼續セムト致シマシタル陸海軍幾百萬ノ將卒、又軍部ノ宣傳ヲ盲信シテ戰爭ヲ繼續ヲ冀ツテ居ッタ多數ノ國民モ、一度聖斷ガ降ルヤ、血涙ヲ吞デ之ニ服從致シタデアリマス、是レ抑ヘ何ガ故デアリマセウ、統治權ヲ總攬セラレル天皇陛下ノ御意思ヲ御命令デアアルカラトガ云フヤウナ法の根據ニ依リ理知ノ判斷ニ出デタモノデハ斷ジテアリマセヌ、悠久ノ昔ヨリ我々ノ祖先並ニ我々ガ最大最高ノ尊敬ヲ拂ツテ居リマスル天皇ノ現實ノ權威ニ打ラレテ、其ノ御意思ニハ絕對ニ背クコトガ出來ナイト云フ國體觀念ニ支配サレタモノデアルト私共ハ確信致シマス、(拍手) 而シテ此ノ國體觀念コソハ、實ニ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、德ヲ樹ツルコト深厚ナル歴史ノ精華デアルト云フコトヲ考ヘナケレバナリマセヌ、大權ノ縮小ニ付キマシテハ、久シキ傳統ニ育マレタル情緒ノ執著カラ蟬脫シ難イ人情ノ常ト致シマシテ、何トナク忍ビナイ氣ガ致シマス、又何トナク不安ナ感ジモ致シマス、併シナガラ深く思フ致シマスルト、從來輔弼ノ重任ニ當ル者ニシテ、動モスレバ哀龍ノ袖ニ隠レ、憲法ヲ曲解シ、濫用シテ政治上ノ責任ヲ天皇ニ歸シ奉リ、至尊ヲシテ獨リ社稷ヲ憂ヘシムルガ如キ行動ニ出デタル人々ノ心境ニ付

テ屢々眉ヲ蹙メタ我々、殊ニ最近、戰前戰時ヲ通ジテ十數年間ニ互ル軍閥野心家ガ官僚技師トシテ憲法ヲ曲解シ、濫用シ、蹂躪シテ國家ヲ今日ノ破局ニ導イタ此ノ經緯ニ付テ憤慨シ戰慄致シテ居リマスル我々ト致シマシテハ、寧ロ聖旨ニ依ツテ此ノ大權ヲ縮小致シマシテ、將來天皇ヲ政治上ノ御責任カラ超然タル御地位ニ置キ奉ルコトガ、我が國體ヲ永遠ニ維持スル所以ナリトシテ、慎重、遠謀深慮ノ上ニ此ノ案ヲ決定サレタモノト考ヘマス、雙手ヲ舉ゲ贊成致シタイデアリマス、國體問題ノ外ニ皇室典範ハ申スニ及バズ、參議院ノ構成、最高裁判所ノ裁判官ノ任命、皇室財產其ノ他内閣制度、裁判所構成法ニ付キマシテ相當考慮ヲ要スル問題ガ多クアリマス、併シ皇室典範ニ付キマシテ、今日之ヲ論議致シマスルコトハ未ダ其ノ機會ニ非ズト存ジマス、參議院ノ構成ニ付キマシテハ、要スルニ參議院ノ定員ト選舉方法ノ問題デアリマス、此ノコトヲ憲法ノ改正ト共ニ明瞭ニ致シマスルコトハ頗ル困難デアリマス、裁判官ノ任命、皇室財產等ノ問題ニ付キマシテハ、衆議院ニ於キマシテハ熱心ニ審議セラレ、或程度ノ修正ガ加ヘラレタデアリマス、其ノ他憲法附屬法ニ付キマシテハ、皇室典範ト共ニ政府ニ於テ只今折角慎重ニ審議シ、研究シテ居ルヤウデアリマスカラ、次ノ議會ニ是等ノ提案ヲ待ツテ、同時ニ總テ見合セテ決定スルコトガ最モ時宜ニ適スルト私共ハ信ズルデアリマス、併シ、處ニ此ノ新憲法ガ成立致シマスレバ、我々ハ不磨ノ大典ト信ジテ、其ノ有終ノ美ヲ濟スニ精進致シテ參ツタ帝國憲法ト永遠ニ

訣別ヲ致サナケレバナリマセヌ、發布以來明治天皇始メ、先聖元老諸公等ノ最モ苦心慘澹ノ下ニ出來マシタ憲法、サウシテ我々ハ守リ護ツテ來タ此ノ憲法ト別レノデアリマスルカラシテ、今日我々ハ實ニ之ヲ思ヘバ感慨無量デアリマス、佐々木博士ノ如キ此ノ現行憲法ヲ守ツテ新憲法ニ反對サレル御心、境ハ十分ニ分リマス、唯、佐々木博士ト我々トハ時局ノ認識ニ於テ聊カ距離ガアリマス（拍手）其ノ距離ガ因トナツテ、結論ニ於テ大ナル差ガ生ズルノデアリマスガ、誠ニ遺憾ナコトデアリマスルケレドモ、致シ方アリマセヌ、佐々木博士ノ御議論ハ傾聴ニ足リマス、我々ハ非常ニ敬服致シテ聽イタノデアリマス、十分ニ御心事ハ首肯サレルコトヲ茲ニ申上ゲテ置キマス、帝國憲法ハ歴史ヲ經トシテ、理想ヲ緯トシ、雄渾ニシテ宏大、之ヲ何レノ國ノ憲法ニ比ベマシテモ遜色ハアリマセヌ、運用宜シキヲ得レバ、之ニ依ツテ民主主義モ育成セラレ、完成セラレ、之ニ依ツテ國民利福ヲ増進シ、世界ノ平和ニ貢獻スル上ニ於キマシテ何等不備ナルコトハナイト私共ハ信ジ來ツタノデアリマス、然ルニ此ノ理想ヲ解セズ、經緯ヲ知ラザル人々ノ爲ニ是ガ曲解セラレ、濫用セラレ、蹂躪サレマシテ、國家ヲ之ガ爲ニ今日ノ破局ニ導イタコトヲ考ヘマスト云フト、誠ニ浩歎長息轉タ斷腸ノ思ニ堪ヘナイノデアリマス（拍手）

併シ今日トナリマシテハ如何ニ懂レテモ、如何ニ惜シンデモ、如何ニ歎イテモ、所謂死兒ノ齡ヲ數ヘルニ過ギマセヌ、我々ハ寧ロ此ノ際豁然大悟シ、過去ハ過去トシテ、新タニ生レテ來ル憲法ヲ育成シ、此ノ憲法ヲ規範トシテ、國家國民ノ安寧幸福ニ邁進スルノ外ハナイト思フノデアリマス、新憲法ハ民主主義ヲ基調トシ、人權ノ擁護ニハ頗ル徹底シテ居リマス、此ノ人權ノ徹底ノ擁護ニ依ツテ個人ノ完成スルト共ニ、國家社會ノ健全ナル發達ヲ期シテ居ルモノデアリマス、併シナガラ國民多數ガ此ノ新憲法ノ意圖スル所ヲ十分ニ理解シ、之ヲ育成シ、之ヲ堅持スルノ決心ト毅智ガナカッタナラバ、彼ノ最モ民主的憲法ト稱セラレマシタ「ワイマール」憲法ガ「ナチス」黨ノ爲ニ蹂躪セラレテ、國家ヲ滅亡ノ深淵ニ陥レタ「ドイツ」ノ如キ事態サヘモ起リ得ルノデアリマス、固ヨリ我々ハ將來如何ナル國ニ於キマシテモ「ドイツ」ノ覆轍ヲ蹈ムガ如キ事態ノ現レコトハ夢想ダモ致シマセヌ、ケレドモ、大政黨ノ出現ニ依リマシテ多數橫暴ノ弊害ニ陥ルガ如キ事態ノ發生ニ至リマシテハ、全ク是レナキヲ保シ難イノデアリマス、而シテ是等ノ不祥ナル事態ノ發生ヲ防止スルノモ、打破スルノモ「國民ノ堅實ナル輿論」力ニ俟タナケレバナリマセヌ、而シテ輿論ノ力ノ根柢ヲ成スモノハ、眞ノ民主主義ノ理解ト堅持デナケレバナラスト思フノデアリマス、然ルニ熟シ帝國憲法制定以來五十七年ノ憲政ノ跡ヲ稽ヘテ見、且現在ニ於ケル人心ノ趨向、社會情勢等ヲ考ヘテ見マスルト云フト、國民多數ガ此ノ憲法ヲ理解シ、民主主義ヲ理解シ、之ガ普及シ徹底スルニ至リマスルコトハ、前途頗ル遠達ナリトノ感ヲ懷カザルヲ得ナイノデアリマス、私ノ觀察スル所ヲ率直ニ申シマスルナラバ、我々日本人ハ概シテ常識ガ乏シイ、判斷力ガ低い、短見デアリ、淺慮デアリマス、

熱シ易ク冷メ易イ、浮華輕佻ニシテ附和雷同シ易イノデアリマス、故ニ一時ノ風潮ニ驅ラレテ、舉世滔々トシテ思想、言論、行動ガ極端カラ極端ニ走ツタコトガ度々アルノデアリマス、其ノ最モ顯著ナル事例ハ戰時ト戰後トノ對蹠的ナル國民ノ思想ノ動キニ於テ之ヲ見ルコトガ出來マセウ、若シ我ガ國民ガ今少シ常識ニ富ミ、冷靜ナル判斷力ヲ有シ、容易ニ附和雷同シナカッタナラバ、如何ニ少數ノ軍閥ガ專恣橫暴ヲ極ムト致シマシテモ、此ノ慘澹タル戰禍ヲ見ル程ニ、此ノ戰爭ヲ繼續スルコトハ許サナカッタデアリマセウ、戰時ニ於キマシテハ極端ナル軍國主義、超國家主義ノ宣傳ニ協力致シテ居リマシタ同ジ人間ガ、今日掌ヲ讓スガ如ク急變シテ、一知半解ナル民主主義宣傳ニ狂奔シテ居ルデアリマセヌカ、（拍手）又他人ノ自由ヲ尊重セズ、義務ヲ閑却シテ自己ノ自由ノ主張シ、權利ノミヲ要求シテ居ル者ガ頗ル多イ今日ノ世相デハアリマセヌカ、斯様ナ世相ヲ毎日目ノアタリ見テ居リマスル我我ト致シマシテハ、此ノ新憲法ガ本當ニ理解セラレ、圓滿ニ運用サレテ、サウシテ平和日本、文化日本ノ建設ガ我我ノ理想トスル通リ出來マスと云フコトハ、頗ル難事デアルト云フコトヲ考ヘナケレバナリマセヌ、或ハ又其ノ發達ノ過程ニ於テ民主主義ヲ履キ違ヘ、我ガ儘放縱ヲ以テ民主主義デアルト云フヤウナ誤解ニ陥リマスルナラバ、國家ノ再建、經濟ノ復興等ハオロカ、或ハ社會ノ秩序ヲ紊リ、國家ヲ危殆ニ瀕セシムルノ虞ナシトシナイノデアリマス、然ラバ之ガ對策如何ト云フコトニナリマスルガ、世間多クノ人々ハ直

チニ之ニ答ヘテ、一ニモ教育、二ニモ教育ト云フヤウニ申サレマス、固ヨリ此ノ教育ナル言葉ガ廣義ノ意味デ用ヒラレマスルナラバ、或ハ此ノ一語ニ盡キルカモ知レマセヌ、併シナガラ多クノ人々ガ考ヘテ居ルヤウニ、主トシテ學校教育ヲ意味スルモノデアリマスルナラバ、ソレハホソノ一部ノ任務ヲ果スニ過ギマセヌ、何トシテモ天下識者ノ一致團結ノ力ニ依ラナケレバナリマセヌ、天下ノ識者ガ經濟國民ノ志ヲ一ニシテ、共ニ俱ニ手ヲ携ヘテ國民ヲ指導スルノ覺悟ヲ致サナケレバナリマセヌ、殊ニ政府ノ要路ニ立チ、國政ノ重任ニ當リ、憲政運用ノ實際ヲ掌ル所ノ人々、我々帝國議會ノ議員、地方自治團體ノ首腦者、地方自治團體ノ議員、官公吏等ハ申スニ及ビマセヌ、社會ノ木鐸ヲ以テ任ズル言論機關ヲ掌ル人々、勞働運動ヲ指導スル勞働組合ノ幹部、是等ノ諸君ヲ初メト致シマシテ、イヤ、宗教家モ、教育家モ、學者モ、荷モ社會ノ先覺ヲ以テ任ズル人々ハ、各、其ノ自己ノ責任ヲ考ヘマシテ、熱誠ト勇氣トヲ以テ國民ヲ指導シ啓發セズンバ已マザルノ決意ヲ要スルノデアリマス、不肖私ノ如キモ此ノ老軀ヲ提ゲテ諸君ノ驍尾ニ附シ、專心此ノ事ニ從ヒマシテ、最後ノ御奉公ヲ效サムコトヲ覺悟致シマシタ、之ヲ諸君ニ誓ヒ、以テ此ノ憲法案ニ賛成致ス者デアリマス（拍手）

○議長（公卿徳川家正君） 松本學君「松本學君登壇」
○松本學君 我々憲法改正案ノ委員長報告ノ修正ニ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス、現行ノ明治憲法ガ私共子供ノ時カラ不磨ノ大典デアルトシテ尊重ヲ致シテ來テ居リマシタ、其ノ憲法ガ殆ド全面的ニ此ノ度改正セラレナケレバナラスト云フヤウナ情勢ニ相成リマシタコトハ、誠ニ遺憾ニ堪ヘナイコトデアリマス、併シ是モ今日ノ情勢已ムヲ得ナイコトデ涙ヲ吞デ之ヲ忍バナケレバナラヌ、茲ニ新ラシイ憲法ノ此ノ改正案ト云フモノヲ我々ガ茲ニ涙ヲ以テ審議ヲセナケレバナラヌコトニ相成ツタノデアリマス、此ノ度ノ憲法改正ニ付キマシテ、「マツカール」司令部ノ示サレマシタ理解アル態度、國際情勢ノ複雜多岐デアル此ノ時ニ、此ノ憲法改正ヲスルニ當ツテ、非常ナ苦心ヲサレ、御努力ヲナサツタ政府ノ御盡力ニ對シテハ、滿腔ノ敬意ヲ表シ感謝致ス次第デアリマス、此ノ御苦心ニ依ツテ出來マシタ憲法改正ノ草案ヲ先般來賓應答ノ結果、私共必ズシモ完全ナモノトハ考ヘラレナイノデアリマス、色々ナ點ニ於テマダ「十分デナイ、モット、斯ウアツテ欲シイ」、解釋ニ於キマシテモ十分満足ノ行カザイト云フヤウナ點モアリマス、或ハ字句ニ於キマシテモマダ如何ニモ生硬デアリマス、不熟デアルト云フヤウナモノモアリマシテ、必ズシモ完璧デアリマセヌ、併シナガラ兎ニ角此所迄ノ憲法ガ出來テ、而モ此ノ情勢下ニ於テ此ノ程度ノ憲法ガ出來タト云フコトハ、恐ラク後世我々ノ子孫ハ、昭和ニ於ケル我我ノ祖先ハアノ情勢ノ下ニ能クモ是ダケノモノヲ作ツテ呉レタト云フコトヲ感謝シテ呉レハシナイカト云フコトヲ考ヘテ、一ツノ慰メト致シテ居ルノデアリマス、完全デアリマセヌガ、私ハ此ノ完全デナイ、完璧デナイ所ノ憲法

改正草案ニ賛成ヲ致シマス所以ノモノハ、此ノ改正憲法ノ中ニ日本のナ性格、我が國本來ノ面目ガ相當見出サレルト云フコトニアルノデアリマス、サウシテ此ノ憲法ハ世間デハ模倣憲法デアル、昨日モドナタカ此ノ壇上ニ於テ「アメリカ」ノ新聞ヲ御讀上ゲニナツテ、日本ノ憲法デナクシテ、「アメリカ」カラ與ヘラレタ憲法ノ如キ批評アルコトヲ承ツタノデアリマス、左様ナ批評モアルヤウニ思ヒマス、併シ私ハ決シテ是ハ模倣憲法デハナイ、欽定憲法ノ第七十三條ノ手續ニ依ツテ、陛下ノ御恩召ニ依ツテ、此ノ議會ニ御提案ニナリ、其ノ御恩召ニ從ツテ我々ガ慎重ニ之ヲ審議シタ日本ノ憲法デアル、決シテ模倣ノ憲法デハナイ、無論外來ノ思想モ入ツテ居リマス、外カラ來ル色々ナ良イ點ヲ採リ入レテハ居リマセウケレドモ、決シテ強ヒラレタ憲法デハナイト云フコトヲ私ハ確信致シテ居リマス、ソコデ私ガ此ノ憲法ガ決シテ模倣憲法デナク、強ヒラレタ憲法デナク、我々ノ憲法デアルト云フコトヲ私ガ考ヘ、私ガ解釋スル點ニ於テ、日本のナ性格、日本本來ノ面目ヲ發揮シテ居ルト云フコトヲ此ノ中ニ見出スコトガ出來マスノデ、此ノ憲法改正案ヲ贊成致ス譯デアリマス、其ノ點ガ四ツアリマス、先ヅ第一ニ主權ガ國民ニ在ルト云フコトガ前文及第一條ニ明記サレテ居ルコトデアリマス、現行憲法ニ於キマシテハ御承知ノ通りニ、主權ガ何處ニ在ルカト云フ所在ハ明文ニハ載ツテ居リマセヌ、其ノ爲ニ主權所在ト云フコトヲ國體論ノ基本ト致シマス爲ニ、現行憲法ノ解釋ニ於テハ統治權ノ總攬者ガ誰デアルカト云フコトヲ以テ國體論ヲ進メテ

居ルト云フ狀態デアツタノデ、憲法ノ中ニ主權ノ所在ガ明記サレテ居ナカッタ、其ノ爲ニ國體論ガ紛糾シ、色々ナ變論ガ起ツタト私ハ考ヘルノデアリマス、而モ今日迄ノ憲法ニ於ケル國體論ズルト云フ時ニ、此ノ憲法、法律學ト云フ唯、一部局ダケノ改正ノ議論トシテ此ノ國體ヲ論ジテ居ルト云フ所ニ過チノ根本ガアツタト私ハ思フノデアリマス、然ルニ此ノ改正憲法ニ於キマシテハ、主權ハハツキリト國民ニ在リト明カニ書イテアルノデアリマス、此ノコトガ私ハ日本ノ本來ノ面目ヲ發揮シテ居ルト申シ、言葉ヲ換ヘテ申スナラバ、之ニ依ツテ我々國體ガハツキリシタト云フコトヲ感ズルノデアリマス、現行憲法ニ於キマシテ、國體ハ統治權ノ總攬者ト云フコトヲ基本ニ於テ論ゼラレテ居リマスガ、若シ假ニ「國體」ノ總攬者、即チ現行憲法ノ第一條、第四條ノ「條項」基礎ニシテ主權ガ君主ニ在リ、主權在君ト云フ其ノ國體ヲ論ズルト致シマスナラバ、ソコニ過チノ因ガアルノデアツテ、統治權ノ總攬ト云フコトハ政體ヲ意味シテ居ルト思フノデアリマス、若シ統治權ノ總攬者ノ變更ト云フコトニ依ツテ國體ガ變革シタト云フコトニナルナラバ、幕政時代ニ於テ、徳川幕府ガ統治權ヲ總攬シテ居リマシタガ、明治維新ニ依ツテ此ノ幕政ガ倒レテ統治權ノ總攬者ガ變ツタ時ニ、一體日本ノ國體ハ變革シタモノデアリマセウカ、我々ハソレヲ理解スルコトガ出來ナイノデアリマス、主權ガ國民ニ在リ、即チ主權在國民ト云フコトハ日本ノ國體ヲ明確ニ示シタト云フコトニ私ハ信ズルノデアリマス、之ニ依ツテ少シモ此ノ改正憲法ガ國體變革ノ憲法デアルト云

フコトデナク、却テ日本ノ國體ヲ明カニ憲法ノ條章ノ上ニ明示シタモノデアルト云フコトヲ考ヘルノデアリマス、然ラバ國體トハ何デアリマス、茲デ謂フ國民ト云フノハドウ云フ意味デアラウカト思フノデアリマス、第一條「主權の存する日本國民」、此「日本國民」ト云フコトハ私バ「第三章ノ國民」トハ意義ガ違ツテ、此處ノ第一條「日本國民」ト云フモノハ過去、現在、未來ヲ通ジテ歷史的ニ存シテ居ル其ノ歷史的存在ナル國民ヲ意味スルノデアツテ、此ノ國民ノ中ニ天皇ヲ含ムト云フ說明デアルナラバ、政府ノ說明ヲ私ハ納得シテ聽クノデアリマス、併シ政府ノ說明ハ、國民ノ中ニ天皇ヲ含ムト云フ其ノ天皇ハ、個人ノ資格ニ於ケル天皇デアルト云フ御說明ヲ承ツタノデ、私ハ其ノ點ニ於テ納得ガ行カナイノデアリマス、併シ私ノ解釋トシテハ、此ノ歷史的存在ナル國民ト云フ觀念ノ中ニハ、君民一如ノ形、君民一如ト云フ其ノ境地ニ於ケル國民ト云フ意味デアリマシテ、サウ云フ意味ニ於テハ、天皇ヲ含ムモノト解釋ガ出來ルト思フノデアリマス、即チ君民一如ノ境地ニアル此ノ歷史的ナ過去、現在及ビ將來ヲ一貫シタ日本國民ト云フ其ノ君民一如ノ境地ニ主權ガ存在シテ居ル、斯ウ云フコトヲハツキリト憲法ノ第一條及ビ前文ニ書キ示シテ居ルモノト、私ハ解釋ヲ致スノデアリマス、此ノ解釋ヲ若シ誤ツテ居ナイトスルナラバ、此ノ度ノ憲法改正ニ依ツテ主權在國民ト云フコトヲ規定シタカラト云ツテ、決シテ日本ノ國體ガ變革サレタト云フ議論ハ成立タナイト思フノデアリマス、

兎ニ角主權ガ國民ニ在ルカ、君主ニ在ルカト云フコトニ依ツテ國體ヲ決メヨウトスルヤウナ議論ハ、要スルニ君民對立ノ觀念ニ立ツテ居ルモノデアリマス、西洋ノ所謂近代國家觀念ノ發達ノ過程ヲ見マシバ、君主對人民ト云フ二元對立的ナ事實ヲ示シテ居ルノデアリマス、此ノ對立的ナ對立觀ノ上ニ君民對立ノ對立觀ノ上ニ近代國家ト云フモノハ發達シ、「イギリス」ハ憲法ノ發達、憲政ノ發達モ其處ニアルト思フノデアリマス、此ノ君民對立ト云フ對立觀ノ此ノ議論ヲ根據ニシテ、我々國ノ國體ヲ論ズルコトハ出來ナイノデアリカ、ソコデ私ハ我々國ノ國體ハ法律論トシテモ、亦世界觀的ナ、哲學的ナ見地カラ見テ、之ヲ考ヘテ見マシマセ、此ノ改正憲法ニ依ツテ、即チ主權國民ニ在ルト云フ此ノ規定ガアルト云フコトダケニ依ツテ、我々國ノ國體ガ變更サレタモノデアリマス、即チ國體ノ事實ハ嚴トシテ不變不動ノモノデアリマス、唯國體ヲ論ズル國體論ト云フモノハ、色々ニ變化シマス、是ハ色々ナ政府ノ御說明ニ依ツテモ認識ノ變化、認識ハ如何ニ變ツテモ仕方ガアリマセヌ、國體ハ如何ニ變ラウガ、國體ノ事實ハ嚴トシテ變ルモノデナイ、古イ歌ニ「見る人のこゝろ」に任せ置きて 高嶺に澄める秋の夜の月」ト云フ歌ガアリマスガ、私ハ是ガ只今私ガ申上ゲマシタ國體ノコトヲ誠ニ能ク言ヒ現シテ居ルモノダラウト思フノデアリマス、（拍手）即チ第一ノ點、最も日本のナ性格、最も日本ノ本來ノ面目、國體ヲ其ノ儘ニ言ヒ現シテ、率直ニ第一條及ビ前文ニ掲ゲラレタト云フコトニ付テ私ハ滿腔ノ贊成ヲ表スル者デアリ、是ガ私ノ

申ス日本の性格ノ現レタト云フ第一ノ點デアリマス、其ノ第二ノ點ハ九條ノ規定デアリマス所ノ戰爭放棄ト云フ平和宣言、私ハ「九條ハ憲法ニ規定セラレタ一箇條デアリマス」ケレドモ、我々國ガ世界各國ニ向ツテ堂々タル平和宣言ヲシタモノダト解釋致スノデアリマス、戰爭ヲ放棄シテ恆久ノ平和ヲ維持スルト云フコトヲ、捨身ニナツテ世界ニ宣言シテ居ル是ハ大宣言デアリマス、處ガ、或ハ之ヲ評シテ日本ハ全部武装ヲ解除シ、軍備ヲ持ナイ國デアリナガラ、今更戰爭放棄ト云ヒ、世界平和ヲ宣言スルナント云フコトハ「ユートピア」ニ過ギナイ、引カレ者ノ小唄デアアル、負ケタ者ノ負ケ惜シミデヤナイカト云フコトデ評セラルルカモ知レマセヌ、又我々ガ侵略國民デアアル、或ハ帝國主義的ナ、好戰的ナ國民デアルト云フコトヲ世間カラ、之ヲ是迄世界各國カラ思ハレテ疑ハレテ居ツタカラ、其ノ疑ヲ解ク爲ニ戰爭放棄ト云フヤウナコトヲ箇條トシテ書キ上ゲテ居ルト云フガ如キ考ノ方モアルカモ知レヌト思フノデアリマス、ソコデ私ハ決シテ左様ナ意味デナク、此ノ戰爭ヲ放棄シテ平和ヲ日本ヲ作り、而モ日本ガ平和デアリ、文化國デアルト云フダケデナク、世界ニ向ツテ此ノ平和ノ大キナ旗ヲ翻ヘシテ呼ビ掛ケテ行クト云フ其ノ根本ニハ、先刻申上ゲマシタ所ノ私ノ申ス日本の性格、日本本來ノ面目ガ存在シテ居ルト云フコトヲ信ズルノデアリマス

〔議長退席、副議長著席〕

ソレハナゼカト申シマスレバ、皆様モ御承知ノ通りニ古典ニ國々ノ思想ト云フモノヲ我々ハ持ツテ居リマス、今日此ノ壇上ニ於テ神話ヲ説クナラバ、彼

ハ神祕のナ神懸リヲ言フト云フ批評ガ
アルカモ知レマセス、併シナガラ神話
ハ國民ニ取ツテ最モ大切ナモノデアリ
マス、神話ノナキ國民程氣ノ毒ナモノ
ハナト思フノデアリマス、古典ノ中
ニ、二柱ノ神ニ依ツテ神々ガ生レ、國
國ガ生レテ居ルノデアリマス、此ノ國
ヲ生ムト云フ思想ハ決シテ他ノ國ヲ侵
略シ、他ノ國ヲ奪ヒ、其ノ國民ヲ虐
ゲ、或ハ是カラ搾取シテ自分ノミガ利
益ヲ得ヨウトスルヤウナ、サウ云フ侵
略のナ、帝國主義のナ思想デハ絕對ニ
ナイノデアリマス、生ムト云フ思想、或
モノヲ生ミ出シテ之ヲ育テ、即チ生
生發展スルト云フ思想コソ、日本國民
ノ民族性デアリ、我々ガ祖先傳來持ツテ
來テ居ル所ノ心ノ奥底ニ在ル日本精神
デアルト思フノデアリマス、只今此ノ
國生ミノコトヲ此處デ私ハ長々ト申上
ゲル迄モナイコトデアリマス、皆様モ
御承知ノ通りデアリマシテ、此ノ思想
コソ日本民族ノ持ツテ居ル平和思想、
平和愛好ノ國民デアルト云フコトヲハ
ツキリト示ス事實デアリマシテ、其ノ
ウカ、生ムト云フコトハ決シテ他所ノ
モノヲ奪ヒ取ルノデナクシテ、其ノ
土地ニ於テ或モノヲ生シ出シ、其ノ
生産サレタモノヲ以テ世界人類福祉
ノ爲ニ之ヲ用ヒルト云フ意味ニ生々
ト云フコトガ老ヘラレト思フノデア
リマス、又我が國ハ尙武ノ國デア
ルト申シマス、武ヲ尙ブ國デア
ル、其ノ爲ニ往々ニシテ我が國民ガ好戰國
民デア
ル、戰ヲ好ム國民デアルト云フ
風ニ言ハレノデアリマスガ、一體我
ガ國ノ武ト云フ觀念ハドウ云フコトデ
アリマセウカ、中國ニ於テハ、武ヲ文
字ニ依ツテ止メルニ在リト申シマ
スケレドモ、我が國ノ方ハ、ソレ等ノ

考ヘ方ヨリモモツト、深刻ナ、モツ
ト深イモノデアリマス、是ハ大江匡房
卿ノ作ト傳ヘラレテ居ル所ノ我が國ノ
古來ノ武經ノ一ツニ斯ウ云フコトガ書
イテアリマス、我が武ハ天地ノ初ニ在
リテ一氣天地ヲ分ツコト雖ノ卵ヲ割ル
ガ如シ、故ニ我が道ハ萬物ヲ根源ニシ
テ百家ノ權輿ナリ、是ガ第一章ニ書イ
テアルノデアリマス、雖ノ卵ヲ割ルガ
如シ、此ノ言葉ヲユツクリト玩味シテ
見マシタナラバ、初メテ我が國ノ神武
ノ本當ノ心持ガ分リ、決シテ武ト云フ
モノハ唯無暗ニ力ヲ用ヒルモノデハナ
イ、總テノ力ノ根源ヲナシテ居ルモノ
デア
ル、小サイ雖ガ今生レ出ヨウトス
ル、其ノ卵ノ殻ヲ小サイアノ嘴デ以テ
突キ破ツテ出テ來ル、アノ力、アノ氣
持、アノ氣合、ソレガ我が國ニ謂フ所
謂武デアリマス、斯クノ如キ哲學的ナ
非常ニ深イ意味ヲ持ツテ居ル此ノ精神
其ノモノヲ我々ハ尊ブノデアリマス、
ソコデ我々日本國民ハ尙武ノ國民ト言
ヒ得ルノデアリマス、是等ノコトガ若
シ外國ノ、西洋各國ノ人々ニ十分ニ徹
底シテ、十分ニ理解ヲ深メルコトガ出
來マシタナラバ、恐ラク今日迄我々ガ
疑ハレタ所ノ色々ナ疑問ハ釋然トシテ
解ケルノデハナイカト思フノデアリマ
ス、是ガ私ノ第二ニ學ゲマシタ平和宣
言ノ基本ニ於テ、我々ハアノ九條ノ基
本ニ於テ日本の本來ノ面目ヲ發揮
シ、日本の性格ヲ十分ニ表シテ居ルト
云フコトヲ申上ゲタイノデアリマス、

〔副議長退席、議長著席〕
第三ニ申上ゲタイコトハ、憲法改正
案ノ第三章ノ規定ニ付デアリマス、
即チ國民ノ權利義務ノ規定デアリマ
ス、此ノ第三章ノ規定ハ私ハ非常ニ良
ク出來テ居ルト感服致スノデアリマ
ス、是コソ本當ニ日本ノ「デモクラ
シー」ヲ其ノ儘ニ言ヒ表シテ居ルモノデ
アルトシテ、非常ニ贊意ヲ表スル者デ
アリマス、此ノ種ノ規定ニ付キマシテ
ハ議論ガアリマセウ、或ハ十八世紀カ
ラ十九世紀ニ掛ケテノ人權宣言、「フ
ランス」革命ニ起ツタ人權宣言ニ過ギ
ヌデヤナイカ、或ハ國家ノ對スル個人
ノ要求デアリ、國家ガ個人ノ自由ヲ保
障スル、即チ個人カラ言フナラバ、國
家ニ對シテノ要求權ヲ是ハ認メタモノ
デア
ルトカ、斯ウ云フ議論ガ行ハレテ
居ルヤウデアリマス、成ル程個人固有
ノ權利自由ガ認メラレテ居リ、ソレガ
規定サレテ居リマス、併シナガラ第十
二條ヲ讀ンデ見マス、この憲法が
國民に保障する自由及び權利は、國民
の不斷の努力によつて、これを保持し
なければならぬ。又、國民は、これ
を濫用してはならないのであつて、常
に公共の福祉のためにこれを利用する
責任を負ふ。」ト書イテアル、是ガ原則
デア
ラウト思ヒマス、個人ノ自由、個
人ノ權利ヲ十分ニ尊重シ、人權ヲ尊重
スルガ、同時ニ又公共ノ福祉、即チ社
會生活ノ秩序ヲ尊重スルト云フコトニ
付テ個人ノ責任ヲ求メテ居ル規定デア
リマス、現行憲法ニ於キマシテハ、臣
民ノ權利義務ノ中ニ個人ノ自由權利ガ
認メラレテ居リマス、併シナガラ私ハ
考ヘマスルニ、此ノ現行憲法ノ規定
デハ、マダ人權宣言ノ域ヲサウ十分ニ
脱シテ居ナイヤウナ感ガ致スノデアリ
マス、サウシテ現行憲法デハ所謂法治
主義ヲ採ツテ、殆ド全部ノモノヲ法律
ニ依ツテ、法律ノ範圍内ニ於テ之ヲ保
障スルヤウナ規定ニナツテ居リマス、
然ルニ此ノ改正案ニ於テハ憲法自體ニ
於テ全體ニ於テ全體ノ奉仕、及び個

人ノ自由ト云フコトガ憲法自體ニ於テ
規定サレテ居ルト云フコトニ特色ガア
ルヤウニ思フノデアリマス、即チ第三
章ハ個人ノ權利ヲ尊重シ、其ノ自由ヲ
認メルト同時ニ、全體ヘノ奉仕、全體
ヘノ義務ト云フコトヲ定メテ居ルヤウ
ニ見エルノデアリマス、是コソ本當ノ
「デモクラシー」デアリマス、自己ヲ主
張スル、大イニ自己ノ權利自由ヲ主張
スルト同時ニ、他人ノ立場ヲ十分ニ理
解シ、之ヲ尊重シテ、他人ニ對シテ寬
容デア
ルト云フコトガ「デモクラ
シー」ノ本義デアリマス、此ノ「デモ
クラシー」ノ本義ガ第三章ノ此ノ規
定ノ中ニ十分ニ認メラレト云フコ
トヲ私ハ喜ブノデアリマス、自由ト
云フト或者カラノ自由ト云フコト
ト、ソレガ發展シテモツト進ンデ、
或者ヘノ自由ト云フ所迄、其ノ境地
ニ迄進マナケレバ、本當ノ人間完
成ハ出來ナイノデハナカラウカ、
壓迫トカ、壓制等カラ自由ヲ主張シ
テ、ソレカラ逃レ出ヨウトスル自由、
人權宣言ノ程度ノ自由ハ、私ハ或者カラ
ノ自由ヲ要求シテ居ルモノダト思フノ
デア
リマス、「ドイッ」語デ申ス「フオ
ム・エトワス・フライ・ザイン」ト云フ其
ノ境涯ニ止ツテ居ルト思フノデアリマ
ス、然ルニ人權宣言程度ノモノデナ
イ、是ガモツト進ンデ社會公共福祉ノ
爲ニ、自分ノ自由ヲ或程度犧牲ニシテ
デモ責任ヲ負フト云フ、社會公共ノ福
祉ヘノ自由ト云フモノ、「ツーム・エト
ワス・フライ・ザイン」ト云フ所迄到達
シナケレバ、本當ノ人間完成ハ出來ナ
イノデハナカラウカ、斯ウ云フ意味ニ
於テ私ハ此ノ第三章ヲ解釋ヲ致スノデ
アリマス、而モ斯ウ云フ個人ガ十分ニ
權利ヲ尊重シ、自由ヲ主張シナガラ全

體ヘ奉仕シ、全體ニ對シテ責任ヲ負
ヒ、全體ノ發達ニ貢獻スルト云フヤウ
ナ、サウ云フ境地、境涯ニ立ツコトガ
眞ノ「デモクラシー」デアリ、是コソ
我が國本來ノ「デモクラシー」デア
ルト思フノデアリマス、決シテ第三章ハ
「イギリス」ヤ「アメリカ」カラ貰ツテ
來タ「デモクラシー」ヲ規定シテ居ル
規定デハナイノデアリマス、明治天皇
ガ、一人モ所ヲ得ザル者アラバ朕ガ罪
ナリト云フ御言葉ヲ賜ハツタコトガア
リマス、一人デモ所ヲ得ザル者ガアレ
バ之ヲ嘆イテ下サルト云フ、サウシテ
所ヲ得ルト云フコト、一人々々ガ皆所
ヲ得ルト云フコトガ、是コソ本當ノ日
本ノ「デモクラシー」デアリマス、無
論我が國ノ「デモクラシー」ハ歴史ヲ
見マスレバ度々曲ゲラレテ居リマス、
必ズシモ此ノ理想通りノ「デモクラ
シー」ガ我々ノ生活ニ實現シタト云フコ
トハ度々ハアリマセス、常ニ曲ゲラレ、
常ニ雲ニ依ツテ蔽ハレテ居ルノデア
リ
マスガ、併シ日本ノ本當ノ面目デア
ル所ノ「デモクラシー」ハ、只今申上
ゲ
タヤウニ一人々々ガ所ヲ得ルト云フコ
トデアラウト思ヒマス、所ヲ得ルト云
フコトハ、各、ガスクノ「ト自由ニ自
分ノ能力ヲ十分ニ發揮シテ、人ノ爲、
世ノ爲ニ盡シ得ル狀態ニ置カレテ居
ルト云フコトデアリマス、例ヘテ申セバ
假ニ鍋釜ト云フモノガアレバ、鍋釜ト
云フモノハ臺所ニ置カレテ初メテ所ヲ
得テ居ルノデアリマス、掛軸トカ、花
活ケトカ、置物、香爐ノ如キモノハ
床ノ間ニ飾ラレテ所ヲ得ルノデアリマ
ス、若シ鍋釜ガ床ノ間ニ置カレ、掛軸
ガ臺所ニ掛ケラレラナラバ、決シテ所
ヲ得タモノデハアリマセス、即チ自分
ノ立場ニ置カレナイデ、人ノ立場ヲ侵

シテ居ルコトニナルノデアリマス、斯
ウ云フ意味ニ私ハ解シマスルカラ、第
三章ノ規定ハ我が國ノ「デモクラシー」
ヲ實ニ良ク言ヒ表シタ規定デアルトシ
テ、此ノ點ニ贊意ヲ表スル次第デアリ
マス、唯、私ガ前ニモ申上ゲマシタヤ
ウニ、此ノ憲法ハ完璧デナイ、色々ナ
點ニ缺點モアルト申上ゲマシタガ、其
ノ一ツノ残念ナコトデアルト思フ缺點
トシテ考ヘラレマスコトハ、我が國ノ
社會生活トシテ最重要デアリマス人
間ノ共同生活トシテ、所謂我が國ノ社
會生活、家族ノ生活ト云フコトガ、
此ノ第三章ノ中ニ尊重セラレルト云
フガ如キ規定ノナイコトデアリマス、
第二十四條ヲ讀ンデ見マス、二十四
條ノ婚姻カヲ始ツタ家ノ關係、家ノ生
活ノコトト云フモノハ、是ハ何ト見マ
シテモ、西洋ノ家庭生活ヲ規定シタモ
ノニ過ギマセヌ、茲デ私ガ日本ノ家
ノ生活ト、西洋ノ家庭生活トノ比較ヲ
スル時間ヲ持テマセヌガ、我が國ノ家
ノ生活ト云フモノハ祖孫一體ノ血ノ縱
ノ繋ガリデアリマシテ、アノ家庭ノ生
活ト云フモノハ、自墮落ナ、氣樂ナ、
暢氣ナ生活ノ中ニ、何トモ言ヘナイ秩
序ガ存シテ居ル、親子、兄弟、夫婦、
皆分ヲ守ツテ居ル、分ヲ守ルト云フ生
活ヲシテ居ルト云フ、此ノ生活形態ト
云フモノハ、恐ラク何處ノ國ニモナイ
人類ノ共同生活形態ダラウト私ハ思フ
ノデアリマス、此ノ日本獨得ナ家ノ生
活、此ノ家ノ生活ト云フコトガ、先刻
來私ガ申上ゲタヤウニ、如何ニモ日本
的ナ日本ノ「デモクラシー」ヲ掲ゲテ
居ルト云フコトハ、返ストモ残念ナ
コトニ思フノデアリマス、而モ此ノ修

正ノ案ガ委員會ニ於テ、或委員カラ提
出サレマシタガ、ホンノ僅カノ差ヲ以
テ、是ガ敗レタノデアリマス、私ハ之
ヲ非常ニ遺憾ト致シテ居リマス、若シ
此ノコトガ規定サレテ居タルナラバ、
一層此ノ第三章ト云フモノニ日本のナ
光ガ輝イテ來ルノデハナカラウカ、斯
ノナ風ニ私ハ考ヘテ居リマス、第四ニ
日本のナ性格ト申シマスカ、日本本來
ノ面目ヲ發揮シテ居ルモノト考ヘラレ
マスコトハ、第八十八條及第八十八條
ニツノ關係ニアリマス皇室財産ニ關ス
ル規定デアリマス、第八十八條ハ皇室
無財產ト云フコトガ規定サレタ事項デ
アリマス、成ル程、一部少數者ハ我が國
ノ皇室ノ財閥タルコトヲ防ガムトシ
テ、我が國ノ皇室ニ財產ヲ與ヘナイヤ
ウニ努力シテ、サウ云フ風ニ考ヘテ居
ル人々ガアルヤウデアリマス、併シ此
ノ議論ハ勝手デアリマス、皇室無財產
ト云フコトニ付テ、是等ノ議論ニ拘ラ
ズ、私共日本人ハ我々ノ信念トシテ皇
室無財產デアルト云フコトヲ私ハ考ヘ
ルノデアリマス、我が國體ガ世界無比
デアルト云フコトヲ申シマス、此ノ國
體ノ世界ニ類例ナイト云フコトノ事實
トシマシテハ、萬世一系デアルト云フ
コトモアリマス、併シナガラ私ハ、ソ
レ等ノ色々ナ條件ガアラウト思ヒマス
ケレドモ、世界無比デアルト云フコト
ナル事柄ハ何デアルカ、他ニ類例ナ
イ事柄ハ何デアルカト申セバ、私ハ考
ヘマスニ、皇室ニ姓氏ガナイト云フコ
トデアルト思フノデアリマス、源平藤
橘デハアリマセヌ、我々日本國民ハ源
平藤橘ニ分レテ居リマス、我々ハ松本
デアルトカ山田デアルトカ云フ氏ヲ持
ツテ居リマス、然ルニ皇室ニハ姓氏ガ
アリマセヌ、一體世界ニ姓氏ナキ存在

ト云フモノガ文明國ニアルデアリマセ
ウカ、或ハ歐洲ニ於テ「ホーフェン」ツ
オレン「ダトカ」、オーストリア「ノ
「ハプスブルグ」ダトカ、或ハ「ハノー
グアー」ダトカ、「ロマーノフ」ダトカ、
是等ハ皆姓氏ヲ持ツテ居ル、デアリマ
スガ、皇室ニハ姓氏ガアリマセヌ、姓
氏ガナイト云フコトハ、私ハ是コソ絶
對ナ存在ダト思フノデアリマス、相
對デアレバ茲ニ姓氏ヲ分ツテ二ツノモ
ノヲ比較スルト云フ立場ニ立タナケレ
バナリマセヌガ、姓氏ノナイト云フコ
トハ、是ハ絕對ナモノデアリマス、比
較スルモノガナイ、是ハ無デアリ、無
色透明デアリ、無比デアリマス、デア
リマスカラ、此ノ無色無比、無色透明デ
アル絕對ナ存在デアル所ノ皇室ガ、
他ト比較セラルベキモノヲ御持チニナ
ルト云フコトハナイ管デアリマス、又
日本ノ歴史ヲ見マシテモ、決シテ皇室
ガ私有ノ財產ヲ御持チニナリ、皇室ノ財
產トシテ御持チニナツテ居タルト云フ
コトハナイト私ハ存ジテ居リマス、即
チ古イ詔勅ノ中ニ、是ハ私、ツイ調ベル
コトガ十分デアリマセヌノデ、或學者
ノ友人カラ聞イタルデアリマスケレド
モ、古イ詔勅ノ中ニ天子ニ私財ナシト
云フ御言葉ガアルト云フコトデアリマ
ス、幕政ノ時ニ於キマシテモ、皇室ハ
決シテ、財產ヲ御持チニナツテ居タル
ノデアリマセヌ、此ノ皇室無財產ト
云フ規定ヲ此ノ憲法ニ置カレテ、而モ
第八條ニ於テ皇室ト國民トノ間ノ財產
ノ交流ニ付テノ規定モ定メラレテ居リ
マス、此ノ二ツノ規定ヲ運用スルコト
ニ依リマシテ、本當ニ日本ノ本來ノ面
目デアリ、言葉ヲ換ヘテ申スナラバ、
日本ノ國體ノ中心デアルトモ謂フベキ
事柄ガ實現スルコトニ相成ツタト云フ

コトハ、私ノ欣ビニ堪ヘナイ所デアリ
マス、八十八條ノ規定ニ於キマシテ、
將來恐ラク皇室ノ費用ハ豫算ニ計上セ
ラレテ、國會ノ議決ヲ經ルコトニ相成
ルト思フノデアリマス、政府ノ質問ニ
對スル御答辯ニ依リマスルト、此ノ八
十八條ニ於ケル皇室ノ費用ト云フモノ
ハ、天皇ノ公ノ費用デアリ、又皇室財
產ト云フ、此ノ八十八條ノ皇室財產ト
云フモノ、公ノ意味ニ於ケル財產ヲ申ス
ノデアツテ、天皇ノ私的ノ御財產ハ
此ノ中ニ含まヌト云フ御說明デアリ
マス、私ハ多少見解ヲ異ニシテ居
テノ御說明ノ中ニ、我々ガ聽キ取リマ
ス所ニ依リマス、天皇、即チ憲法上
ノ天皇ト云フコトト、御一人々々々々
ノ天皇陛下ト云フコトヲ混同シテ居ラレ
ルノデハナイカト云フヤウナ感ジガ致
スノデアリマス、憲法上ノ天皇ト云フ
コトハ、是ハ觀念デアリマス、御一人御
一人ノ天皇陛下ト云フ、アノ御肉體ヲ
御持チニナツテ居ラレル陛下、其ノ御
一人ヲドウモ混同シテ考ヘテハナラナ
イノデハナイデセウカト私ハ思フノデ
アリマス、デアリマスカラ、國民ノ中
ニ個人トシテノ天皇ヲ含ムト云フヤウ
ナコトハ、苟モ憲法ノ解釋トシテハ成
リ立たナイノデハナイダラウカ、
憲法以外ニ於ケル何ト申シマスカ、私
ノ生活ノ上ニ於テハ、私ノ天皇ト云フ
公ノ天皇ト云フコトガ考ヘラレルカモ
知レマセヌガ、憲法上ノ天皇ト云フコ
トハ、是ハ私ノ無キ、即チ無色無比ノ
天皇ト云フ、即チ歴史ヲ一貫シテ、悠
久ノ昔ヨリ天壤無窮、永劫將來ニ互ツ
テ萬世一系ノ皇祚ヲ踐マレ、天壤無窮
ノ皇位ニ即カレル其ノ天皇ト云フ觀念
ガ憲法上ノ天皇デナクテハナラナイノ

デハナイカト思フノデアリマス、從ツ
テ憲法ノ上ニ於テ私ノ天皇ヲ考ヘル、
即チ八十八條ニ於テモ皇室財產ノ中ニ
私ノ天皇ノ財產ヲ考ヘルナドト云フコ
トハ間違ヒデハナイカ、天皇ノ私ノ御
生活ト云フヤウナコトハ憲法上ノ問題
デハナイノデ、而モ私ハ第八條ノ規定
ニ依ツテ是等ノコトハ解決ガ附クノデ
ハナカラウカ、即チ憲法上ノ天皇ト云
フコトハ、能ク申サレマス所ノ「義ハ
君臣ニシテ」ト云フ此ノ意味デアツテ、
御一人々々々々ノ天皇陛下ニ對スル我々
ノ心持、私生活ヲ遊バス天皇陛下、私有
財產ヲ御持チニナル、御手許ノ物ヲ御
持チニナルト云フ天皇陛下ト云フ此ノ
考ヘ方ハ、即チ情ハ父子ト云フ氣持ノ
天皇デアルノデハナカラウカ、從ツテ
私ハ八十八條ノ皇室財產ニ付テモ、毎
年計上セラレマスル所ノ皇室費ニ付テ
モ全部公ノ憲法上ノ天皇ノ御財產デア
リ、御費用デアルト云フコトニ御解釋
ヲ願ツテ、將來議會ニ、毎年國會ニ出
テ來マスル所ノ費用等ニ付テノ御考ヘ
方モ政府ニ於テ左様ニ御取扱ヒヲ願
ヒタイト考ヘテ居リマス、其ノコトハ先
刻來申上ゲマシタヤウニ無色無比デア
リ、絕對ナ姓氏ナキ御存在デアルカ
ラシテ、他ト比較サルベキ財產ヲ御持
チニナルモノデナイ、又御持チニナル
ベキモノデモナイ、事實上無財產デ、
此ノ無色無比デアリ、絕對ノ存在デ
アル所ノ天皇ヲ中心ニシテ、我々ハ二
千數百年來、日本國民ガ團結シテ來
タ、此ノ國體デアルト云フコトヲ申ス
ノデアリマス、此ノ四ツノ點ニ付キマ
シテ私ハ日本のナ色彩ガ濃厚ニ出テ居
リ、又日本本來ノ面目ヲ發揮シテ居ル
ト云フコトニ付テ大イナル贊意ヲ表ス
ルト云フコトヲ申上ゲル次第デアリマ

ス、殊ニ最後ニ申上ゲマシタ皇室財産ノコトニ付キマシテハ、昨年ノ末陛下カラ有難キ大御心ノ程モ仰セ出サレテ居ルコトヲ洩レ承ツテ居ルノデアリマス、是等ノコトハ國民トシテ感激ニ堪ヘナイ所デアリマス、僭、私ガ只今迄申上ゲマシタ意味ニ於テ、此ノ憲法改正案ヲ贊成ヲ致スノデアリマスガ、只今申上ゲマシタヤウナ意味ニ於ケル此ノ改正憲法ト云フモノハ、私ハ斯ウ考ヘマス、即チ内ニ向ツテハ、即チ國民ニ向ツテハ此ノ憲法ガ據ルベキ指針ヲ示シテ居ルノデアリマス、外、諸外國ニ對シテハ我が國ノ本當ノ姿ヲ明カニシテ、同時ニ正義ト秩序ヲ基調トスル國際平和ヲ熱心ニ希求シテ居ルト云フコトヲ宣言シテ居ルモノデアルト解釋ヲ致スノデアリマス、此ノ二ツノ意味ヲ以テ國內及ビ國外ニ向ツテノ大キナル意義ヲ此ノ憲法改正案ガ持つテ居ルト致シマスナラバ、先ヅ世界平和ニ貢獻セムトシ、恆久ノ平和ヲ希求シテ戰争ノ放棄ト云フ思切ツタル處置ヲ探ツテ、之ヲ第九條ニ規定シテ居ルト云フ以上ハ、何カ世界ニ向ツテ日本國カラ世界平和ヲ招來スルト云フ何カノ具體案ヲ提案スベキデハナイデアリマセウカ、此ノコトハ私ハ委員會ニ於テ、總理大臣ニ御質問ヲシタノデアリマスガ、恐ラク政府ハ何カ具體案ヲ御持チニナツテ居ルドラウト申シタノデアリマス、ソレハ何故サウ申スカト言ヘバ、唯、漫然ト戰争ヲ放棄スルトカ、平和主義デアルト云フコトヲ言ヒ放シニシタノデハ何ヲ言ツテ居ルノカ、「ユーロピア」ダ、或ハ負ケ惜ミドラウト言ハレル處ガアルノデアリマス、デアリマスカラ、是ダケノ決心ヲシテ、憲法ニ此ノ條項ヲ堂々ト御書キニナツタ以

上ハ、世界ニ向ツテ何カ具體案ヲ御示シニナラナケレバナラヌデアリマセウシ、恐ラク御持チニナツテ居ルドラウト云フコトヲ申シタノデアリマス、適當ナ時機ニ於テサウ云フコトヲ考ヘルト云フ御答辯デアリマシタ、私ハ當然サウデアラウト思ヒマス、然ラバ如何ナル具體案デアアルベキデアリマセウカ、現在國際聯合ト云フ組織デ以テ世界各國ハ世界ノ平和ヲ維持セムトシテ努力ヲ致シテ居リマス、是ハ一ツノ方法デアリマス、併シナガラ政治、經濟ト云フヤウナ各國ノ利害關係ノ非常ニ深刻デアアル事柄ヲ基礎ニ置イタ國際聯合ノ此ノ組織ト云フモノガ是亦必要デアリマセウ、併シナガラソレヨリモモット根本的な、モット奥底ヲ行ク所ノ各國ノ文化ヲ基礎トシタ、即チ世界各國ガ互ノ國ノ、各國ノ文化ヲ十分ニ理解シ、之ヲ互ニ尊重シ合ツテ、サウシテ文化ヲ基礎ニシテ、互ニ理解シ、尊重シ合フト云フヤウナ、何カ國際的な組織ガアツテ宜イノデハナイカ、現在國際聯合トシテ政治、經濟、外交、所謂各國ガ今日迄、國際聯盟トシテヤリ來ツタヤウナヤリ方ヲ行ツテ居リマスルガ、別ニ我が國カラ、文化國際聯合トデモ言フベキ組織ヲ世界ニ向ツテ呼ビ掛ケテハドウデアリマセウカ、實ハ只今カラ十年程前、昭和十一年ニ私一個ノ渺タル一個人ガ、其ノ當時國際聯盟ガアツタ狀況ニナツテ居リマシタノデ、別ニ文化國際聯盟ノ提唱、ソレカラ對立觀ニ對スル一如觀ヲ基礎トシタ所ノ、奇拔ナル名前デアリマスガ、第五「インターナショナル」ノ主張ト云フモノヲ世界ノ知識人、學者、思想家等ニ呼ビ掛ケタコトガアルノデアリマス、其ノ時ニ其ノ反響ハ非常ニ大キカッタ、小

サイ一個人ガヤツタ此ノ運動ガ相當大キナ反響ヲ呼ビダノデアリマス、其ノ中ノ「ツニ」ハ「バート」大學ノ政治學ノ教授「ブルース・シー・ホッパ」教授ガ私ニ手紙ヲ寄越シテ、其ノ手紙ノ中ニ丁寧ナ言葉デ自分ノヤツテ居ルコトニ非常ナ贊意ヲ表シテ、サウシテ「チャペール・サー・ビス」ニ於テ之ヲ私ハ學生ニ話シテ居ル、其ノ「チャペール・サー・ビス」ニ於テ話シタ講義ヲシテ居ル内容ヲ此處ニ送ツテ來タノデアリマスガ、其ノ中ニ、滿洲事變、國際聯盟離脱後、日本人ハ自己辯護ヨリ、自己反省ヲシテ、固有ノ政治哲學ヘノ序曲トシテ、西洋文化ノ本質ナル再檢討ニ向ハムトシテ居ルト、斯ウ書イテ居リマス、サウシテ、最後ニ附加ヘテ我々米國人ノ役目ハ、日本ノ行動ヲ徒ニ傍觀シタリ、軍艦ヲ造ツテ對抗スルコトハナクシテ、忍耐ヲ以テ、日本人ヲ研究シ、ソコニ創造サレツ、アル新政治哲學ヲ研究スルコトデアラウト云フコトヲ附加ヘテ參ツテ居ルノデアリマス、私ハ小サイ一個人ガ微力ヲ以テ思ヒ切ツテヤツタコトニ、世界各國カラ相當ニ反響ガアツタノデアリマスカラ、現在新ラシイ世界ヲ造ラウトシテ、世界各國ガ惱ミ抜イテ居リ、如何ニシテ平和ニ向ハムカト努力シテ居ル、此ノ機會ニ於テ我ガ國ハ戰爭ヲ放棄シテ、平和ノ國ヲ建テル宣言ト共ニ、何カ一ツ、斯ウ云フ具體的なモノヲ以テ、世界ニ臨マレムコトヲ切望シテ已マナイノデアリマス、政府御自身トシテハ、或ハムツカシイカモ知レマセヌガ、日本ノ國ノ中ニ、斯ウ云フ運動ガ起ルコトガ焦眉ノ急デハナカラウカト思フノデアリマス、次ニ國內ニ向ツテ、此ノ憲法ノ役目ハ、國民ニ指針

ヲ與ヘルト云フコトデアリマス、今日ノ國內狀勢ヲ見レバ、終戰後、虛脱カラ今日デハ昏迷ノ狀態ニナツテ居ルト思ヒマス、國民ハ今迷ヒ抜イテ居リマス、日本國民ハ今何處ニ行カムトスルカ、指針ヲ求メテ居リマス、新ナナル國民ノ時代ヲ造ルト云フ此ノ機會ニ於キマシテ、日本ノ正シイ姿ヲ認識スルト云フコトニ依ツテ、此ノコトガ出來ルノデハナイカト思ヒマス、即チ先程申上ゲマシタヤウニ、第三章ノ國民ノ權利義務、アノ規定ヲ十分ニ其ノ眞價ヲ發揮スルヤウニ、此ノ第三章ノ規定ノ正シイ理解ヲ國民ニ與ヘルヤウニ努力スルコトガ大切デハナイカト思ヒマス、新ラシイ世界ヲ茲ニ建テ新ナナル國民ノ時代ヲ造ラウト云フ以上ハ、今日ノ此ノ日本ニ於テ、斯クノ如キ狀態ニ持ツテ來タ其ノ原因ガ何處ニアルカト云フコトヲ探究スルコトガ、先ヅ第一ニ必要デハナカラウカ、今日此ノ狀態ニ日本ヲ陥レタト云フ其ノ原因ハ何デアリマセウカ、互ニ責任ヲナスリ合ツテ他人ヲ責メルコトヲ止メテ、靜カニ日本國民ガ反省シテ見ナケレバナラヌデハナイデアリマセウカ、明治ノ末、昭和、大正ニ掛ケテ、我々日本國民ノ態度ガ常ニ無反省ナル模倣デアツタヤウニ思フノデアリマス、或ハ左ニ於テ「マルクス」ガ盛ニナレバ、無反省ニ「マルクス」ヲ謳歌シ、之ニ心酔シ或ハ或外國ヲ祖國ト呼ブガ如キ心持ニ迄ナリ、又「ナチス」ニ「ファッショ」ガ盛ニナレバ、「ナチス」ニ心酔シテ、「ナチ」ノ全體主義コソ、我ガ日本精神デアルト云フコトヲ臆面モナク演説シタ人モアルノデアリマス、左ニモ右ニモ、常ニ今日迄ノ日本ガ、自分ノ本當ノ値打ヲ探究スルコトヲ止メ、自ラ反省スルコト

ヲシナイデ、輕々シク外來ノ色々ナ思想ヤ制度等ヲ模倣ヲシ、之ヲ心酔シテ來タト云フ所ニ、今日ノ此ノ日本ノ國狀ヲ來シタ大キナ原因ガアルノデハナカラウカト思ヒマス、此ノ憲法ノ改正ガ成リ立チマシタ今日以後ニ於テ、此ノ無反省ナル模倣ト云フコトヲ止メテ、本當ニ日本ノ面目ヲ發揮スルヤウニ、即チ日本本來ノ面目ニ歸リ、日本ニ歸ツテ、日本人ヘノ回歸ト云フコトヲ念願ヲシテ、而モ自主的デアリタイト云フコトデアツテ、ソレニ依ツテノミ今日以後ノ日本ガ救ハレルノデハアリマスマイカ、而モ相當良ク出來タ此ノ憲法ト云フモノガ、實際ニ國民ノ中ニ生命ヲ發揮シテ行クト云フモノ、此ノ基礎的な國民ノ考ヘ方、反省ヲ求メナケレバ、何ノ效果モナイコトニナルノデハナイカト思フノデアリマス、先達テ私共少數ノ集リノ時ニ、皆御承知ノ、京都、奈良ノ文物ヲ戰火カラ救フコトニ盡力サレタト云フ、アノ「アメリカ」ノ「ワシーナ」博士ガ、藝術生活ト云フ題デ座談的な講演ヲサレタノデアリマス、其ノ中ニ、現代ノ日本人ハ後世ノ子孫ニ恥ヂナイヤウニ、此ノ窮屈ナ、苦シイ慘澹タル此ノ現狀ニ於テ、尙日本ノ傳統ヲ活カシ、日本ノ良イモノヲ益、發揮スルト云フヤウナ努力ヲシテ行カナケレバナラヌト云フコトヲ言ヒマシタ後デ、斯ウ云フコトヲ申シタノデアリマス、若シ「アメリカ」人ガ、今日日本ヲ造ラレテ居ルアノヤウナ劣惡ナル品物ヲ、米國デ賣ラシテ賞ヒタイトアナタニ頼ンダ場合ニハ、アナタハ一體彼ガ民主主義ノ根本原理ヲ心得テ居ルカドウカト云フコトヲ反問スベキデアリマセウ、民主主義ノ根本原理トハ各人ガ自己ノ良心ニ從ツテ

行動スベク、先ツ自己ノ心ヲ吟味シナ
ケレバナラナイト云フコトナノデアリ
マス、誠ニ聽クベキ言ダト思フノデア
リマス、次ニ申シマス、私ガ日本
ヲ批評スル場合ハ、同時ニ米國ヲモ批
評シテ居ルノデアリマス、我々米國人
ハ機械ノ發明ト巨大ナル生産力ト云フ
二ツノ點デ、大キナル成功ヲ收メテ來マ
シタ、從ツテ日本ノ心ナキ人々ハ、之
ニ對シ羨望ノ念禁ジ難ク、米國式ノ機
械ノ生活方式ガ幸福ヘノ道デアリカ
ヤウニ思ヒ込シテ來タノデアリマス、
併シ米國ノ聖者トモ謂フベキ「エマ
ソン」ハ、七十五年前ニ、美望ハ無智
デアリ、模倣ハ自殺デアリ、只管汝自
身ヲ信賴セヨ、人ノ心ハ自信ト云フ鐵
ノ聲線ニ觸レテ振動スルモノデアルト
謳ツテアリマス、而シテ私ハ嚴肅ニ是ガ
正シト確言致シタイノデアリマス、
中シテ居リマス、私ハ是ハ今日ノ日本
人ニ取ツテ頂門ノ一針デアリ、大ニ
聽クベキ言葉デアラウト思ツテ居リマ
ス、只今迄申上ゲマシタ四ツノ點ニ於
テ、日本の性格ガ十分ニ現ハレテ居
ルト云フコトヲ、私自身ノ解釋デアリ
マスガ、左様ニ解釋ヲ致シマシテ、憲
法草案ニ賛成スル者デアリマス（拍手）
○議長（公爵徳川宗正君） 木下謙次郎
君

〔木下謙次郎君登壇〕
○木下謙次郎君 本憲法ニ於テノ審議
ガ、既ニ天下ノ才ヲ集メ二箇月ニ亘ツ
テ、專門家、學者ヨリ精詳細ナル研
究ノ御議論ヲ拜聽致シ我々素人ニ於テ
ハ啓蒙スル所少カラズ、深ク感謝スル
次第デアリマス、私ハ憲法上ノ學問ニ
ハ全然素人デアリマスルカシテ、斯ク
論議サレタ後ニ何等申上ゲルコトハナ
イノデアリマス、唯素人ノ立場トシ

テ、私一個ノ感想ニ付テ本案ヲ批評
シ、之ヲ批評スルコトニ依ツテ、本案
ニ賛成ノ意思ヲ表明致シタイト考ヘマ
ス、茲ニ御許シテ願フテ置キタイコト
ハ、私ハ老人デアリマシテ、私ノ感想
ニハ支那ノ文學ノ生嚆リヤ、或ハ支那
ノ古典ノ受テ賣リニ似タコトガナイト
モ限リマセヌカラ、其ノ點ニ付テハ極
メテ古臭ク、且御開キ苦シイ點ガアル
カ、モ存ジマセヌガ、ドウカ此ノ老人ニ
免ジテ特ニ御容赦ヲ願フテ置キマス、
昨日來本案賛否ノ御議論ヲ承リマスル
ニ、多クハ此ノ憲法ハ何ダカ舶來ノ臭
ガアル、日本製ノ物デハナイヤウデア
ルト云フ點ヲ、議論サレタ方々ガ大分
多イノデアリマス、反對論者ハ無論、
贊成論者モサウデアリマス、是ハドウ
云フコトカラ來テ居ルカト云フニ、先
程三土君カラモ略、御話ガアツタ、又
今ノ松本サシカラモ略、其ノ問題ニ付
テ御話ガアツタ、私ハ之ニ付テ深ク共
鳴スルコトヲ避ケテ、唯成程我々モ
舶來臭イヤウナ臭ヲ感スルコトハ、餘
リ良イ氣持ハ致シマセヌガ、内容ガ良
カツタナラバ、先ツ其ノ臭ヲ暫ク避ケ
テ、内容ノ良イ點ニ満足シテ、私ノ御話
ノ筋ヲ進メタイト考ヘルノデアリマス、
（拍手）然ラバ君ハ内容ガ良イト云フ
ガ、ドノ點ガ良イノカ、サウ云フ御尋
ヲ假定スルトスレバ、私ノ最も傾倒致
シテ居リマスノハ、此ノ憲法ハ世界ノ
平和ヲ祈念シ、人類愛ノ目標ヲ以テ構
成セラレテ居ルト云フ、其ノ點ニ付テ
私ハ傾倒致シテ居ルノデアリマス、
甚ダ物議リ顔ノコトヲ申上ゲテ恐縮デ
アリマスルケレドモ、「キリスト」ノ
博愛ノ思想カラ見テモ、佛教ノ慈悲ノ
觀念カラ見テモ、或ハ孔孟ノ仁義禮智
ノ觀念カラ見テモ、此ノ憲法ハ共鳴

スベキ美點ガ數々看取セラレルノデア
リマス、從ツテ此ノ憲法ハ國家統治ノ
大憲章デアルト同時ニ、一面人類ノ生
活ノ根本ヲ教ヘタル尊重スベキ教典デ
アルトモ考ヘラレマス、世界列國ノ成
文憲法ハ此ノ憲法程良ク行キ届キ、又
内容ノ充實シテ居ルモノハナイデアラ
ウカト私ハ考ヘテ居ル程デアリマス、
昨日、澤田君ノ御話デハ、此ノ憲法ハ
憲法ノ本領ヲ逸シテ、要ラヌ世話巡行
キ届キ過ギテ居ルト云フ御非難ガアリ
マシタガ、私ハ此ノ憲法ノ内容ノ充實
致シテ居ルコトニ賛成スルノデアリ
マス、斯クノ如ク此ノ憲法ハ新ナナ構
想ヲ以テ、可ナリ革新的ナモノデアリ
マスルカラ、我が國從來ノ制度、典
章、文物、法令、有ラユル百般ノモノ
ニ互ツテ改革、或ハ急激ノ變化ヲ來ス
コトハ誠ニ已ム得ヌ、是ハ澤田君ノ
御話ノ通りデアリマス、現ニ此ノ貴族
院ノ如キモ廢止ノ運命ニ逢著シタノ
デアリマス、其ノ結果トシテ時代ノ儀
表トシテ多年院內ニ活躍セラレタル公
侯伯子男ノ名流諸公モ、或ハ國家ノ功
勞者、學識、經驗ノ誇リヲ持ツ勲選ノ
諸君モ、學界ヲ代表スル名譽アル諸君
モ、我が國ノ富強階級ヲ代表スル互選
ノ議員モ、總テ同ジ運命ニ逢著セラレ
ルノデアリマス、斯クシテ、政界ノ表
面ヨリ姿ヲ消サレル方々モ少クナイト
考ヘマスル、世界ノ表面ヨリ姿ヲ消サ
レタ方々ハ、或ハ范蠡ヲ學ンデ江湖ノ
外ニ放逸シ、或ハ東陵公ヲ學ンデ瓜ヲ
青門外ニ作ル方モアルデアリマセウ、
人生滄桑ノ變、誰カ感慨ノ情ナカラム
ヤデアリマス、（拍手）併シ我々ハ國家
ノ現在ノ事情ニ直面シテ、一切ノ私
情、一切ノ考ヲ捨テ去ラナクシテ

マセヌ、茲ニ古イコトヲ申上ゲテ甚ダ
恐縮デアリマスルガ、私ハ唐ノ魏徵ノ
感慨ノ言葉ヲ借用スルコトノ御許シヲ
得タイト思フ、「豈難險ヲ懼ラザラム
ヤ、深ク國士ノ恩ヲ懷フ、人生意義ニ
感ズ、功名誰カ又論ゼム」、我々此ノ
憲法ノ萬高ナル人類愛ニ感激シタル
者、功名富貴、一身一個ノ利害得失、
誰カ言フニ足ルモノガアリマセウカ、
成程澤田君ノ御話ノ通り、世ノ變革
ニ遭ヒ、或ハ不愉快ノコトニ直面スル
コトモアリマセウ、或ハ迷惑ヲ感ズル
コトモアリマセウ、豈難險ヲ懼ラザラ
ムヤ、深ク國士ノ恩ヲ懷フ、我々ハ赤
裸々ノ眞ツ裸トナツテ、全國民ト一心
同體、新日本ノ建設ニ努力スベキデア
ルト考ヘテ居ルノデアリマス、現在我
我ガ直面致シテ居ル此ノ國ノ狀況ニ付
テハ私ヨリ申上ゲル迄モナク、三土君
ヨリモ詳シク御話ガアツタヤウデアリ
マスルガ、敗戦ノ結果、我々ハ總テノ
物ヲ失ツテ居ル、計算スベカラザル莫
大ナ損害、名狀スベカラザル莫大ナ犧
牲、其ノ犠牲ヲ拂ヒ、今尙拂ヒツ、ア
ルノデアリマス、國民ノ多數ノ中ニ
ハ、居ルニ家無ク、著ルニ衣無ク、食
フニ物無ク、政府ハ其ノ威信ヲ失墜
シ、道德倫理ハ剝離シ、人心適從スル
所ナク、暗黒昏迷ノ間ニ彷徨致シテ居
ルト云フ今日ノ現狀デアリマス、此ノ
際ニ當ツテ、此ノ新憲法ノ誕生ハ正ニ
一條ノ光明ヲ國民ニ與ヘタモノト言ウ
テ然ルベキデアリマス、（拍手）併シ光
明ハ現實デアリマセヌ、光明ハ現實
デアリマセヌ、新憲法ハ如何ニ立派
ナモノデアツテモ、是ハ現實ノ日本ノ再
興ノ姿デアリマセヌ、其ノ點ニ付テ
ハ三土君ヨリモ先刻詳シイ御話ガアツ
タヤウデアリマスルガ、此ノ新憲法ノ

良キ精神ニ副ウテ現實ノ再興、文化日
本ヲ造ルニハ、國民ハ非常ナ努力ヲ拂
ハネバナラヌモノデアルト云フ御話ガ
アツタ、私モ極メテ同感、極メテ同
感、我々ガ文化新日本ノ再興ニ努力ス
ルトナレバ、第一ニ我々ハ舊日本ノ
長イ間ノ惡イ夢カラ醒メテ、眼ヲ擦ツ
テ活眼ヲ開イテ世界並ニ人生ト云フモ
ノヲ見直サネバナラヌ、我々ノ過失ニ
因ツテ招イタ今日ノ恐レベキ此ノ罪業
ヲ第一、之ヲ清算シナケレバナラヌ、
言葉ハ惡イカモ存ジマセヌガ、小國民
根性、是モ三土君サシカラ先刻御話ガア
リマシタ小國民根性トモ謂フベキ利己
的ノ利慾心、自負心、獨善、輕舉、淺
慮、我々ノ過失ヲ招イタ原因ヲ成シタ
モノト思ハレル一切ノ迷妄ヲ拂ヒ除ケ
ナケレバナリマセヌ、迷妄ト云フ言葉
ガ若シ惡カツタナラバ、妄想デモ宜シ
イ、拂ヒ除ケナクナクチヤナラヌ、或ハ諸君
ノ中ニ御氣ニ障ルカモ存ジマセヌガ、
我々ガ始終使ヒツケテ居リマス日本精
神、大和魂、日本魂、總テ是等モ再檢討
ノ組ノ上ニ乘セテ先ツ見直シヨシナケ
レバナラヌト考ヘルノデアリマス、總
テ是等ノ妄想上ノ思想ヲ一掃スルコト
モ容易ナラヌコトデアリマスルガ、
凡ソ文化ノ暢達、文化日本ノ再興ニ付
テノ文化ノ暢達、其ノ暢達ニ於テハ、
或程度ノ高イ文化ノ保障ガ伴ハナケレ
バナラヌコトハ御承知ノ通り、生活無
クシテハ文化無シ、衣食足ラズシテ禮
節無シ、文化ノ暢達ニハ衣食ガ必要條
件トナツテ居ル、衣食ノ基本タル我々
國ノ産業狀態ハドウデアルカ、其ノ産
業ノ復興、再開ニ付テハ、其ノ組織モ
時期モ混沌トシテマダ目鼻ノ附イテ居
ラヌト云フ今日、凡ソ文化ノ進展ニ付
テ之ヲ發達向上スルニハ總テ反對、反

對ト云フ言葉ガ惡ケレバ逆手、逆手ガ惡カッタラ都合好クナイ惡條件ニ取
闕マレテ居ルト云フ悲シムベキ狀態ニ
アルノデアリマス、併シ、我々ハ如何
ニ困難ガアラウトモ、之ヲ棄切ツテ新
日本ノ建設ニ成功スル以外ニハ斷ジテ
我ガ日本ノ活路ハ無イト信ジマス、我
我ハ聰明ナル良識ト眞剣ナル努力ニ依
ツテ、飽ク迄難關ヲ克服打開シテ文化
日本ノ彼岸ニ達スルコトニ邁進シナケ
レバナラヌト私共ハ考ヘテ居ルノデア
リマス、是迄申上ゲテ、時間ガ大分過
ギマスノデ、私ハ直グ結論ニ急ギタイ
ト存ジテ居リマス、結論、私ノ結論ヲ
明確ニスル爲ニ、又甚ダ古イコトヲ恐
縮ヲ致シマスガ、孔子先生ノ言葉ヲ借
用スルノ御許シヲ得タイト思ヒマス、
孔子先生ノ御弟子ニ、御承知ノ通りデ
アリマスガ、子貢ト云フ人ガアツタ、
是ハ當年チヤキ、ノ政治家デアツタ
ガ、其ノ政治家タル子貢ガ先生ニ伺ヒ
ヲ立テタ言葉ニ、國ガ破レテ處、行詰
ツテ、國ノ再建ヲシナケレバナラヌト
云フ時ニハ、ドウ云フ事カラ先ニ手ヲ
著ケタナラバ宜シイカト云フ御尋ラシ
タ、丁度二千五百年後ノ日本ノ今日ノ
現狀ヲ子貢ガ想定シテ先生ニ御尋ネシ
タモノト見エル、處ガ孔子ハ、是ハ皆
機御承知ノ通りデアリマスガ、論語ニ
アル「兵ヲ去レ食ヲ去レ古ヨリ人皆死
アリ信ナクバ立タズ」ト云フ名句ヲ吐
カレタ、兵ヲ去レ、軍備ヲ撤廢セヨ、
今ノ言葉デア言ヘバ戰爭放棄ヲヤレ、是
ガ一番、其ノ次ニ食糧問題モ大事デア
ルガ、併シソレヨリ先ヅ信ヲ立テテ、國
ノ信ヲ立テテ國ノ内外ノ信ヲ聚ゲ、是
ガ國家再建ノ第一條件デアアル、信ト云
フモノハ御承知ノ通り、儒教ニ於ケル
政治ノ根本義デアアル、此ノ信ヲ分解シ

テ、或ハ演繹スルカ、或ハ歸納スルカ
シテ、之ヲ成文ニ書イタモノガ、今我
我ガ言フ憲法デアアル、今我々ガ戰爭放
棄ヲ斷シテ、國家多事ノ際ニ斯クモ憲
法審議ニ熱中シ取急イデ居ルコトハ、
孔子先生ノ言葉ト思ヒ合セテ、人生ノ
眞理ハ萬古ノ一貫シタル不變ノモノデ
アルト云フコトニ深イ感銘ヲ覺エルモ
ノデアリマス、尙、毎度先生ヲ借用シ
テ恐縮デアリマスルガ、論語中ニ、
「之ヲ東隅ニ失ヒ、之ヲ桑榆ニ收メル」
ト云フ格言ガアル、是モ御承知ノ通り
ニ、色々ナ解釋ガアリマスルガ、東隅
デ何カ過チガアツテ損ヲシタラバ、如
何ニ犧牲ガ多大デアラウト、損害ガ莫
大デアラウト、過去ハ過去ニ葬リ去
レ、之ニ愚知ヲ殘スナ、未練ヲ殘スナ、
負ケ惜ミヲ言フナ、其ノ代リニ桑榆ノ
間ニ立派ナ別ナモノヲ作り上ゲテ、
東隅ニ失ツタモノヲ取返セ、之ニ
ハ相當深イ哲學上ノ意味ガ籠ツテ居ル
ト考ヘマスルコトハ、東隅ト云フノハ
東ノ方、桑榆ト云フノハ西方ノ象ツタ
意味ニ字ノ上カヲ考ヘラレマスルガ、
併シ此處ニハ一ツノ哲學ガアル、一方
デ損ヲシタモノヲ一方デ取返セバ宜イ
デハナイカト云フ意味バカリデナシ
ニ、東隅ハ物質ヲ意味シ、桑榆ハ精神
的ノモノ、我々ガ領地ヲ失ヒ、軍艦ヲ
失ヒ、陸軍ヲ失ヒ、多少ノ物質ヲ失ツ
タガ、桑榆ノ間ニ精神のナ立派ナモノ
ヲ再建ガ出來レバソレデ宜イデハナイ
カ、此ノ意味ニ當テ嵌メテ、或ハ今日
ノ現狀ニ大イナル示唆ヲ與ヘルモノガ
アリ、尙又、此ノ言葉ニ含マレタル、
負ケテ勝ヲ取レ、此ノ寓意モ我々ノ胸
底ニ深く響クモノヲ感ズルノデアリマ
ス、斯クシテ二千五百年前ノ古聖人ノ
教ヘガ今日我々ノ今議定シツ、アル最

モ新ラシキ此ノ新憲法ノ精神ト契合融
和スル點ヲ深く玩味スルコトニ於テ、
我々ハ東洋人トシテ大イナル感激ヲ覺
エル者デアリマス、而シテ此ノ感激
ハ、新日本ノ建設ニ付テ一層ノ熱情ヲ
加ヘルモノガアリマス、此ノ感激ト熱
情ニ依ツテ我々ハ新日本ノ建設ニ
依リ、外ハ列國ノ信用ヲ博シ、
内ハ國民ノ安寧ヲ保チ、進ンデ
世界ノ平和ニ貢獻シ、人類ノ幸
福ニ寄與スルコトアルベキコトガ、我
我今日ノ理想デアリマス、此ノ理想ヲ
他ク迄達成スベク努力セネバナラヌコ
トガ、日本國民ニ課セラレタル一大責
務デアルト我々ハ覺悟ヲ致シテ居ル次
第デアリマス、而シテ新憲法ノ目指ス
意圖モ、蓋シ之ニ外ナラザルコトヲ信
ジマシテ、此ノ意味ニ於テ、新憲法ノ
前途ヲ祝福シ、茲ニ私ハ本案賛成ノ意
思ヲ表明スル者デアリマス(拍手)
○議長(公爵德川家正君) 是ニテ討論
ハ終結致シマス、採決ヲ致シマス、本
案ノ第二讀會ヲ開クコトニ賛成ノ諸君
ノ起立ヲ請ヒマス
【起立者多數】
○議長(公爵德川家正君) 三分ノ二以
上ト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クコ
トニ決シマシタ
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第
二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 休憩後直チニ第二
讀會ヲ開クノ動議ニ賛成ヲ致シマス
○議長(公爵德川家正君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
【異議ナシ】ト呼ブ者アリ
○議長(公爵德川家正君) 御異議ナ
イト認メマス、休憩ヲ致シマス、午後ハ
一時三十分ヨリ開會致シマス

午後零時三十分休憩
午後一時五十分開議
○議長(公爵德川家正君) 休憩前ニ引
續キ、會議ヲ開キマス、帝國憲法改正
案ノ第二讀會ヲ開キマス、先ヅ山田三
良君外一名ヨリ提出セラレマシタ修正
案ヲ議題ト致シマス、發議者ニ對シテ
趣旨説明ヲ許シマス、高柳賢三君
左ノ提出文及修正案ハ朗
讀ヲ經サルモ參照ノタメ
茲ニ裁録ス以下之ニ依ル
帝國憲法改正案ニ對スル修正案
右議院法第二十九條ニ依リ提出候也
昭和二十一年十月五日
發議者
山田 三良 高柳 賢三
贊成者
公卿岩倉 具榮 侯爵小村 捷治
伯爵二荒 芳德 伯爵橋本 實斐
男爵白根 松介 子爵入江 爲常
長岡半太郎 小山 松吉
姉崎 正治 林 春雄
平塚 廣義 中田 薫
村上 恭一 男爵飯田精太郎
塩田 廣重 長谷川利夫
男爵團 伊能 中川 望
三浦 新七 田所 美治
澤田 牛麿 坂田 幹太
稻畑勝太郎 有馬忠三郎
岸本 彦衛 山本 勇造
高木 八尺
貴族院議長公爵德川家正殿
帝國憲法改正案中左ノ通修正ス
第七條第五號中「並びに全權委任
狀及び大使及び公使の信任狀」ヲ削
リ、同條第六號中「認證すること」
ヲ「行ふこと」ニ改メ、同條第八號

中「批准書及び」ヲ「國會の承認に
より内閣の締結した條約を批准する
こと並びに」ニ改メ、「その他の」ヲ
削リ、同條第九號中「外國の大使」
ノ上ニ「内閣の指名に基いて大使、
公使及び全權委員を任命すること並
びに」ヲ加ヘル
【高柳賢三君登壇】
○高柳賢三君 山田三良議員ト私
トノ名前デ提出サレマシタ、帝國憲法
改正案ニ對スル修正案ヲ簡單ニ説明サ
セテ戴キマス、修正案ノソレハ條約ノ
批准ノ問題ト、大使使ノ任命ノ問題
ト、恩赦ノ問題ト、三ツノ問題ニ關聯
スルモノデコザイマス、大使使ノ派遣
ト接受及ビ條約ノ批准ト云フヤウナコ
トハ、國際法上ノ元首、即チ君主國ナ
ラバ君主、民主國ナラバ大統領ト云フ
モノガ行フト云フコトガ、之ガ國際慣例ニ
ナツテ居ルデアリマス、デ、或國デハ
元首ト行政府ノ長トガ結合シテ居ル場
合ガゴザイマス、例ヘバ「アメリカ」
合衆國ニ於キマシテハ、大統領ハ行政
府ノ長デアリマス同時ニ元首ナノデ
ゴザイマス、又「スイス」ニ於キマシ
テハ、七名ノ委員カラ成ル聯邦會議ト
云フモノガ元首デアリマシテ、此ノ七
人ノ委員ハ同時ニ行政長官デゴザイマ
ス、ソレガ毎年順番デ聯邦會議ノ議長
トナルコトニナツテ居リマス、是等ハ
寧ろ例外的ナ場合デゴザイマスガ、斯
ウシタ場合デモ、元首ノ資格デ右ノヤ
ウナ國際的ナ行爲ト云フモノヲスルノ
デゴザイマス、多クノ國ニ於キマシテ
ハ、元首ト行政府ノ長ト云フモノガ
別々ニナツテ居リマス、例ヘバ「フラン
ス」デハ、内閣總理大臣ノ上ニ大統領
ト云フモノガゴザイマス、又中華民國
ニ於キマシテハ、行政院長宋子文ノ上

ニ國民政府主席ノ蔣介石ト云フ者ガゴザイマス、「ソ聯デモ」、「スターリン」首相ノ上ニ「ソ」聯最高會議幹部會議長「シュベルニツク」ト云フ者ガゴザイマス、是等元首ト行政府トノ長ト云フモノガ分離シテ居ル場合、大公使ノ派遣ト接受、又條約ノ批准ト云フモノハ皆、首相デハナク、元首ガ行フコトニナツテ居ルノデゴザイマス、改正案ノ下ニ於キマシテ、國際法上日本ノ元首ハ天皇デゴザイマシテ、内閣總理大臣デハナイコトハ、委員會ニ於キマシテ私ノ質問ニ對シテ金森國務大臣ガ之ヲ御認ニナツタノデゴザイマス、又其ノコトハ外國人ノ眼カラ見マシテ、天皇ヲ「エンペラー」、内閣總理大臣ヲ「プライム・ミニスター」ト云フ風ニ譯シマスルナラバ、兩者ノ關係ト云フモノガ、國內ノ規定デ色々新規ナコトガ規定サレテ居ルニ致シマシテモ、矢張り元首ハ「エンペラー」、即チ天皇デアルト見ルト云フノガ、是ガ當然ナコトデゴザイマス、從ツテ國際慣例ニ從ヒマスルナラバ、大使ノ派遣、或ハ接受ト云フモノ、又ハ條約ノ批准、是等ハ元首タル天皇ガナサレルト云フコトガ國際法ノ常道デアリマス、改正案ノ下ニ於キマシテモ、外國ノ大使及ビ公使ヲ接受スル方ハ元首タル天皇ガセラル、コトニ定メテアリマス、是ハ國際法ノ常道ニ從フノデゴザイマシテ、大使公使ノ接受ト云フコトヲ、元首デハナク行政府ノ長ガ行フト云フヤウナ國ハ、世界ニ一ツモナイノデゴザイマス、處ガ、我が國カラ外國ニ派遣致シマスル大使及ビ公使ノ任命ハ、天皇ガセラレナイデ内閣ガ之ヲ任命シ、天皇ハ内閣ノ出ス信任狀ニ認證ヲナスコト云フコトニナツテ居ルノデゴ

ザイマス、是ハ國際慣例ニ反シ、從ツテ信任狀ノ作成ナドニ付テ隨分無理ナコトヲシナケレバ、國際慣例、或ハ又日本國憲法ニ合致シナイコトナル虞ガアルノデゴザイマス、ソレバカリデナク、元首ガアルノニ、元首カラデナク、内閣總理大臣カラ、外國ノ元首ニ宛テテ書面ヲ送ルト云フコトハ、外國ヲ蔑視シテ居ルヤウデアリマシテ、國際禮儀ノ上デモ失禮ナコトダト受取ラレル虞モ多分ニアルノデゴザイマス、序デアリマスルガ、斯ウシタ國際慣例ト云フモノハ、單ナル慣例、意味ノナイ慣例、仕來リデハナイノデゴザイマス、重要ナ意味合ガ其處ニアルノデゴザイマス、大公使ハ國代表シ、且、元首個人ノ代表スル者デゴザイマス、又條約ハ行政府ノミヲ拘束スルモノデハナク、國其ノモノヲ拘束スルモノデゴザイマスカラ、度々更迭ヲ致シマスル内閣デハナク、元首ノ名デ結ブト云フコトガ適當デアルト云フ風ニ考ヘラレテ居ル譯デゴザイマス、斯ウシタ譯カラ致シマシテ、國內ノ二特ニ重大ナ不都合ト云フモノノナキ限リ、此ノ國際慣例ト云フモノヲ尊重致シマシテ、之ニ合致スルヤウニ憲法ノ規定ヲ定メルト云フコトガ、望マシイコトデアルト考ヘルノデゴザイマス、議ツテ改正案第七條ノ規定ヲ見マスルト、天皇ガ天皇御自身ノ意思デ、又ハ何人カラ天皇ノ大權ヲ濫用シテ、國政ヲ左右シ、延イテ天皇ノ御責任ノ問題ガ起ラナイヤウニ、極メテ入念ニ、念ニハ念ヲ入レテ規定サレテ居リマス、此ノ目的ヲ達スル爲ノ技術ノ一ト致シマシテ、改正案ハ天皇ノ「認證」ト云フ新規ナ先例ノナイ制度ヲ造リ出シ、此ノ認證制ト云フモノヲ外交關係ニモ使

ツタノデゴザイマス、大公使ハ内閣ガ之ヲ任命シテ、天皇ハ内閣ノ任命及ビ信任狀ヲ認證サレルダケダト云フコトニナツテ居リマス、又條約ハ、天皇デハナク、内閣ガ之ヲ締結スルモノトシ、又全權委任狀トカ批准書ノ認證ダケヲ、天皇ガナサレルト云フコトトシタモノデアリマス、此ノ天皇ヲ政治ノ世界カラ遮斷シテ、如何ナル場合デモ、野心ノアル政治家ガ天皇ノ大權ヲ利用シテ、其ノ結果、責任ガ天皇ニ及バナイヤウニト苦心セラレタ政府ノ意圖ニ對シマシテハ、甚大ノ敬意ヲ私ハ表スルモノデゴザイマス、大河内子爵ハ、此ノ同ジ尊敬スベキ動機カラ、政府案ニ満足セズ、委員會ニ於キマシテ改正案ノ第四條、第五條、第六條、第七條ヲ全部削除シ、又第三條ヲ削除致シマシテ、之ニ換フルニ、「天皇ハ國政ニ關する權能ヲ有シない。」ト云フ規定ヲ以テスルコトヲ提案セラレタノデゴザイマス、是ハ例ヘバ第六條ノ規定ニ依リマシテ、天皇ガ内閣總理大臣ヲ任命セラル、コトト致シマスルト、假令國會ノ指名ニ基イテソレガナサレルコトトナツテ居リマスルトシテモ、ソコニ責任問題ガ生ズル處ガアル、又例ヘバ認證ト云フモノハ、總テ皆内閣ノ助言ト承認ニ依ツテナサル、ニシテモ、一定ノ行為ガ最終的な法律上ノ效果ヲ發生セシムルノニハ、認證ト云フモノヲ要件トスル關係上、矢張り責任問題ガ起リハシナイカト云フ御心配ナサツタカラダラウト推察致シマシテ、子爵ニ對シテ大イニ敬意ヲ表スルモノデゴザイマス、併シ私ハ憲法改正案ニハ、天皇無責任ノ原則ト云フモノヲ明定シテハ居リマセヌガ、第三條ニハ「天皇ノ國務ニ關するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。」ト云フ規定ガアリ、此ノ規定ト云フモノハ、第六條、内閣總理大臣任命ニモ、又第七條國事ニ關スル行為ヲナサル、場合ニモ適用ガアルノデアリマスルカラ、天皇ニハ責任ハ及バナインデアルト、斯ウ云フ政府ノ見解ガ正シインデアルト考ヘマス、又サウ解釋スルコトガ君主制、立憲君主制ニ於ケル一般の常識ニ合致スルモノデアルト考ヘルノデゴザイマス、從ツテ、改正案ニ從ツテ天皇ガ國事ニ關スル行為ヲ行ハレマシテモ、天皇ニ責任ガ及ブト云フヤウナコトハ全然ナイモノト信ズルノデゴザイマス、從ツテ不幸ニシテ、此ノ點ニ於テハ大河内子爵ト見解ヲ異ニシ、政府ト見解ヲ同ジウスルモノデゴザイマス、改正案ノ第七條ノ規定ニ於キマシテ、政府ノ御苦心ノアル所ハ十分ニ私ハ諒トスルモノデアリマス、否、大イニ敬意ヲ表スル次第デゴザイマス、尤モ憲法學者ノ權威ノ方々ノ中ニハ、天皇ノ責任ナキコトヲ明カニスル爲ニ、斯ウシタ認證ト云フヤウナ先例ノナイ制度迄設ケル必要ガアルカドウカト云フコトニ付テ、寧ロ否定的ナ意見ヲ懷カレテ居ル方モ相當アルノデゴザイマス、又一般人モ公證人ノ認證ト云フモノヲ想ヒ出サセマスル此ノ認證制ト云フモノハ天皇ノ「デグニティー」、尊嚴ヲ傷ツケルコトニ稍、不快ナ感じヲ懷ク者モ相當アルノデゴザイマス、此ノ點ハ大イニ考慮シナケレバナラナイコトデアリマス、併シ私ハ、今政府ノ採用サレマシタ天皇ニ依ル認證制ト云フ技術ノ根本問題迄立入ルコトハ致シマセヌ、寧ロ一應政府提出ノ原案ト云フモノヲ大イニ尊重スル、實際的ノ建前デ考テ進メテ行キタ

イト存ジマス、ソコデ、斯ウ云フ問題ガ提出サレルノデゴザイマス、改正案ノ立法技術ヲ一應尊重スルコトト致シマシテ、言ヒ換ヘバ天皇ノ大權ト云フモノヲ少シモ増大スルコトナク、サウシテ大公使ノ任命ヤ、條約締結ニ付キマシテ、國際間ノ一般慣習ニ合致シ、餘リ無理ヲセズ、又國際間ノ禮儀作法ニ反スル虞ノナイヤウニスル方法ハナイモノデアラウカ、斯ウシタ見地カラ私達ノ作ツタノガ、左ノ二ツノ修正案ナノデゴザイマス、第一ノ修正案ハ第七條ノ八ノ次ノ如ク改メルコトデゴザイマス、「國會の承認により内閣の締結した條約を批准すること並びに法律の定める外交文書を認證すること」改正案ニ依リマスレバ、批准ハ内閣ノ權限デアリマスルガ、假令内閣ニ依ル批准ト云フモノガアリマシテモ、天皇ノ認證ガナケレバ、批准ノ交換又ハ寄託ナドニ依リマシテ、對外的ニ之ヲ表示シ得ナイノデアリマスカラ、條約ノ效力ヲ發生セシメ得ナイノデゴザイマス、從ツテ批准ガナサレナイト等シインデアリマス、此ノ修正案ニ依リマスレバ天皇ガ批准セラレ、又批准書ニ署名セラル、コトニナルノデゴザイマス、原案及ビ修正案孰レモ此ノ點天皇ノ一定ノ行為ガナサレナケレバ、條約ハ最終的な效力ヲ發生シナイノデアリマスルガ、孰レノ案ニ依リマシテモ、天皇ガ勝手ニ一定ノ行為ヲセラレタリスルト云フ譯ニハイカナイノデアリマシテ、一ニ内閣ノ助言ト承認ニ依ツテ、内閣ノ責任ニ依ツテナサレルノデゴザイマス、從ツテ實際上ノ效果ハ同ジデゴザイマス、ソレ故斯ウ改メマシテモ、ソレハ單ニ形式的ナ改正デゴザイマシテ、實

質のニハ天皇ノ權限ハ増加シナイノデ
ゴザイマス、尤モ此ノ場合ニ於キマシ
テ、批准ト云フモノヲ無條件ニ天皇ノ
權限ト致シマスルコト云フト、或誤解ガ
生ズルノデ、批准ト云フモノハ天皇ガ
セラレルガ、其ノ批准ハ國會ノ承認ニ
依ツテ內閣ガ締結シタ條約ヲ批准スル
ニ過ギナイト云フ趣旨ヲ明文テ特ニ表
示スルコトトシタノデゴザイマス、天
皇ノ批准ハ內閣ノ助言ト承認ニ依ルコ
トヲ必要トスルコトハ、第七條ノ冒頭
デ明白ナリデアリマスルガ、批准ト申
シマスルト、一般人ニモ又專門家ニ
モ、直チニ米國大統領ノ行ツテ居ル所
謂「ワイター」、拒否權ト云フモノヲ
想ヒ起サセマスル虞ガアリマスルノ
デ、重複ヲ厭ハズ、斯ウシタ誤解ヲ回
避スル爲メ之ヲ明示シタノデゴザイマ
ス、又內閣ノ條約締結及ビ國會ノ承認
ニ關スル第六十九條第三號トノ或程度
ノ重複ヲモ厭ハナカッタノデゴザイマ
ス、ソレニ依ツテ、天皇ノ大權ノ範圍
ト云フモノヲ實質的ニ増スノダト云フ
ヤウナ誤解ト云フモノヲ一掃セムトシ
タノデゴザイマス、第二ノ提案ハ、第
七條ノ九次ノ如ク改メタルコトデアリ
マス、「內閣ノ指名に基いて大使、公
使及び全權委員を任命すること並びに
外國の大使及び公使を接受すること。」
大使、公使、全權委員ノ任命ト云フモ
ノモ、第六條ノ最高裁判所ノ長タル裁
判官ノ任命ト同様、天皇ハ內閣ノ指名
ニ依ツテ行フコトニ致シマスレバ、
天皇ノ任命ガ勝手ニ行ハレルト云フモ
ノデナイコトガ明カニナルノデゴザイ
マス、此ノ任命ハ第六條ノ內閣總理大臣
及ビ最高裁判所ノ長タル裁判官ノ任命
ト同様、天皇ノ任命デアリマスルガ、
之ニ依ツテ大使、公使ト云フモノヲ內

閣總理大臣又ハ最高裁判所ノ長タル裁
判官ト同様ニスルコト云フ意味デハナ
ク、此ノ任命ト云フモノハ、單ニ對外
的ニ日本國及ビ天皇ヲ代表スル外交使
節タルゴザイマス、尤モ第六條ニ內閣
總理大臣及ビ最高裁判所ノ長ト列ベテ
之ヲ規定致シマスルト、是ト同様トナ
ルヤウニ見エ、國務大臣ナドニ比シテ
權衡ヲ失スルコト云フヤウナ誤解ヲ避ケ
ル爲メ、第七條ノ九ニ、外國ノ大使
ノ接受ト列ベテ之ヲ規定シタノデゴザ
イマス、是ナラバソレガ國際慣例ト云
フモノニ基礎ヲ置イタ太公使ノ特別ノ
性格ニ基キモノデアルト云フ趣旨ガ明
カニナルト考ヘタカラデゴザイマス、
尙信任狀及ビ全權委任狀ノ附與ハ、任
命ノ中ニ當然含マレマスルカラ、特ニ
之ヲ置ク必要ガ無クナルノデアリマ
ス、從ツテ第七條ノ五ノ中カラ「並び
ニ全權委任狀及ビ大使及び公使の信任
狀を認證すること。」ニ關スル規定ヲ削
除シタノデゴザイマス、右ノ二ツノ修
正ニ依リマシテ、本改正案ヲ通ズル趣
旨、即チ天皇ノ大權ト云フモノヲ實質
的ニ増スコトニ依ツテ、政治的ノ野心
家ノ非立憲的ノ活動ヲ爲スコトヲ封
ジ、又天皇ニ責任ガ及ブコトナキヤウ
ニト云フ政府原案ノ趣旨ヲ少シモ傷ツ
ケルコトナク、同時ニ無理ヲシナイデ
一般國際慣例ニ依ツテ外交ヲ行フコト
フコトガ出來ルヤウニシタノデゴザイ
マス、此ノ修正ニ依リマシテ、外國ニ
對スル關係デ、天皇ノ尊嚴、「ディグ
ニディ」ト云フモノヲ増シ、延イテ
日本國及ビ天皇ノ代表トシテ
派遣サレル外國使節ノ、外國ニ對スル
尊嚴ヲ増スコトニハナリマセウ、併シ
ナガラ任命ハ內閣ノ指名ニ依リ、內閣

ノ責任デ爲スノデアリマスルカラ、
天皇ノ責任ニハ影響ヲ及サナイノデゴ
ザイマス、又條約ノ批准ヲ屢々更迭ヲ
見ル內閣デハナク、日本國ノ象徵デア
ラセラル天皇ガナサレルコトニ依ツ
テ、條約ガ行政府ノミデハナク、日本
國ヲ拘束シ、條約ノ尊重ノ趣旨ニモ
寄與スルコトニナルノデゴザイマス、
併シ批准ニ對スル責任ト云フモノハ、
是ハ內閣ガ負フノデアツテ、天皇ガ負
フベキモノデナイコトハ、憲法ノ明文
カラモ、立憲君主制ノ通念カラモ明々
白々デアルト考ヘルノデゴザイマス、
以上ハ外交關係ニ付テノ改正案ノ二三
ノ條項ニ對スル修正デゴザイマスガ、
更ニ、モウ一ツ修正案ト云フモノヲ提
出シタイノデゴザイマス、ソレハ第七
條ノ六、恩赦ニ關スル規定ノ中デ、
「認證すること」トアリマスルノヲ、
「行ふこと」ト改メタルコトデアリマ
ス、改正案第七條ノ七、榮典ノ授與ト
云フモノハ天皇ガ行ハレルコトニナツ
テ居リマス、是ハ結構デゴザイマス、
此ノ規定ハ英國憲法デ所謂「プレロガ
ティヴ・オブ・オーナー」ト云フモノニ
相當スルモノデアリマスルガ、第七條ノ
六ハ「プレロガティヴ・オブ・オーナー」
ニ關スルモノデゴザイマス、御承知ノ
如ク「イギリス」デハ「キング」ノ特權ト
云フモノ、「プレロガティヴ」ト云フコ
トハ實際的ニ不都合ガゴザイマスレバ
バ、何時デモ國會ノ制定シタ法律デ之
ヲ奪フコトガ出來ルノデアリマス、
併シナガラ榮典ト恩赦ト此ノ大權ニハ
多年ノ經驗上何等不都合ト云フモノヲ
認メズ、之ヲ奪フヤウナコトハシテ居
ラナイノデゴザイマス、否、榮典ト恩
赦ハ、是ハ「キング」ノ名ヲ以テ與ヘル
方ガ宜イト一般ニ考ヘラレテ居ルノデ

ゴザイマス、斯ウシタ榮典トカ恩赦ト
カ云フ所謂有難味ト云フモノニ、其ノ
意味合ガアル行爲ト云フモノハ、政治
的ナ對立ト云フモノヲ、必然的ニ伴フ
政黨內閣ノ名ニ於テ與ヘル、ヨリ
モ、日本國ノ象徵デアアル天皇カラ直接
戴クコト云フコトニ依ツテ、有難味ト云
フモノヲ増スノデアリマス、政治ノ世
界ニ於キマシテ、斯ウシタ考慮ト云フ
モノガ必要ナリデアルト考ヘマス、サ
ウシテ榮典ニ付キマシテハ、直接天皇
ガ與ヘラレル建前ニナツテ居リマスル
ノデスカラ、是ト極メテ類似スル恩赦
ニ關シテ同ジ原則ヲ採用シテ、天皇ガ
之ヲ行ハレルト云フコトニ致シマシテ
モ、政府原案ノ建前ガ崩レルト云フコ
トニハ少シモナラナイノデゴザイマ
ス、而モ天皇ガ恩赦ヲ行ハレルノハ、
是ハ內閣ノ助言ト承認ニ依リ內閣ノ責
任デアラレルノデアリマスルカラ、修
正案ニ依ツテ齎サル、變化ハ形式ダケ
デゴザイマシテ、認證ノ場合ニ比シテ
實質的ニ少シモ天皇ノ大權ヲ増スコト
ニハナラナイノデゴザイマス、而モ此
ノ形式ト云フコトガ、恩赦ノヤウナ場
合ニハ榮典ノ場合ト等シク、特ニ重要
ナノデゴザイマス、以上ノ三ツノ提案
ハ極メテ合理的ナ修正デアレルト信ジマ
ス、ソレハ一般ノ國際慣例ニモ合致シ、
立憲君主制ノ基本原理ニモ合致シ、又
民主主義憲法ノ精神ニモ少シモ背反シ
ナイモノデアリマス、從ツテ内外共ニ
其ノ妥當ナコトヲ認メルコトヲ確信ス
ルノデゴザイマス、私ハ此ノ修正案ニ
對シテ皆樣ノ御賛成ヲ御願ヒシマシ
テ、私ノ説明ヲ終リマス（拍手）

○議長（公爵德川家正君）討論ノ通告
ガゴザイマス、子爵大河内輝耕君
○子爵大河内輝耕君 私人討論前ニ本
案ニ對スル政府ノ御意見ヲ伺ヒタイノデ
アリマス
○議長（公爵德川家正君）金森國務大
臣
（國務大臣金森德次郎君登壇）
○國務大臣（金森德次郎君） 高柳議員
ヨリ詳細ヲ龍メテノ修正案ニ付テノ御
主張ガゴザイマシタ、伺ヒマスレバ、
仰セニナリマスルコトハ、一々御尤モ
ノ如クニ伺ハレマスルケレドモ、政府
ノ考ヘマスル所ハ、全然態度ヲ異ニ
シテ居ル譯デアリマス、今御修正ニナ
ラウトスル所ハ、此ノ憲法ノ持ツテ居
ル所ノ根本ノ原理ヲ直チニ全部的ニ破
壞スルモノデアラウト私ハ信ジテ疑ハ
ナイノデアリマス、試ミニ申シマスル
ガ、第一ニ國際關係上、條約其ノ他ノ
コトニ付テ、特殊ナルモノヲ取ラナク
レバナラズ、私ハ固ヨリ國際關係ヲ尊
重致シマスル、國際關係ト云フモノ
ハ、國アツテノ國際關係デアツテ、國
內秩序ヲ先ヅ第一ニ考フベキモノデア
ラウト思ヒマス、次ニ國內關係ニ於
テ、我々ハ度々色々ナ機會ニ於テ申上
ゲマシタヤウニ、我々ノ過去ノ經驗、
國民的ナ傳統的ナ君ノ思想ヲ基礎ト
致シマシテ、天皇ヲ飽ク迄モ御安泰ノ
地位ニ御置キ申上ゲナケレバナラズト
信ズル次第デアリマス（拍手）然ルニ斯
樣ナ修正ヲ致シマスルナラバ、ドウナ
リマスカ、過去ノ我々ノ經驗ヲ再ビ繰
返スコトニナルコトヲ信ジテ疑ハナイ
次第デアリマス（拍手）更ニ是ガ國際關
係ニドウ云フ果ヲ及スカト言ヘバ、新
ラシキ國內秩序ヲ、日本ガ大イナル抱
負ヲ以テ、新ナル國內政治ヲ作リマス
ナラバ、之ニ伴ツテ必要ナ國際慣例ヲ
發スルコトヲ信ジテ疑ハナイ次第デア
リマス、次ニ恩赦ト榮典ノコトニ付テ

仰セニナリマシタガ、是ハ私ハ違フノ
デアリマス、榮典ハ天皇ノ御榮光ヲ分
チ與ヘルト云フ思想ガ、相當強キ根源
ヲナシテ居リマスガ故ニ、天皇ガ行ハ
レルヤウニ此ノ憲法ニ於テハ決メテア
ル次第デアリマス、併シナガラ特赦ニ
付キマシテハ、是ハ冷ヤカニ言ヘバ、
立法權ト司法權トノ間ニ於ケル特殊ナ
ル偶然、或ハ其ノ他ノ事情ニ依ツテ起
ル諸關係ヲ調節スルモノデアリマシテ、
全ク政治的ト云フコトガ主眼デアル、
勿論沿革の二言ヘバ、特赦大赦ハ其
ノ名ノ示スガ如ク、特殊ナル意味ハア
リマスルケレドモ、冷ヤカニ言ヘバ、
裁判所ガ間諜ツタ場合之ヲ是正スル、或
ハ一般ノ法規ガ特殊ノ場合ニ不合理デ
アツタ、之ヲ是正スル、其ノ他國ニ特
別ナ、特殊ナ事情ガアツタ、人心ニ特
ニ影響ヲ及スヤウナ場合ニ於テ、恩赦
ヲシテ犯罪ノ持ツ或效果ニ大ナル影
響ヲ與ヘルト云フヤウナコトハ、是ハ
全ク政治現象デアリマシテ、之ヲ以テ
若シモ天皇ノ直接ナル大權ノ御發動ニ
委セマスルナラバ、相次イデ外ノ權能
モ亦悉ク天皇ノ御大權ニ持ツテ來ナケ
レバナラス、我々ガ何ヲ苦シンデ此ノ
憲法ヲ改正セムトスルカト云フコトガ
没却サレルノデアリマシテ、是ハドウ
カ政府原案ノ如ク御認テ願ヒタイト
御願ヒスル次第デアリマス（拍手）

〔子爵大河内輝耕君登壇〕

○子爵大河内輝耕君 度々御邪魔ヲ申
上ゲテ相済みマセヌ、只今高柳博士カ
ラ、非常ニ私ニ對スル同情アル御言葉
ヲ頂戴シマシテ、茲ニ感謝致シマ
ス、又政府カラハ率直ニ意見ヲ述ベラ
レマシテ、是亦感謝致ス次第デゴザリ
マス、今政府カラ述ベラレマシタノ
デ、私ハ何モ申ス必要ハナイノデアリ

マス、併シ一通リ私ハ私トシテノ意見
モゴザイマス、少シノ時間ヲ拜借シテ
茲ニ述ベサシテ戴キタイト思ヒマス、
先ヅ私ハ第六號ノ大赦、特赦、減刑ノ
方カラ参リマス、大赦、特赦、減刑
ト云フモノハ、山田博士ノ御話デシタ
カ、政治ニ關係ガナイト云フ御話デア
リマシタガ、飛ンデモナイ御話デ、大
赦、特赦、減刑ヲヤリ損ヘバ、非常ニ社
會ニ大問題ヲ起シテ來マス、ドウモ此
ノ前モ何時デシタカ、豫算ガ足りナイ
カラト云フノデ、マダ餘リ改悛ノ情ナ
分デナイヤウナ人ヲ放ツコトガアツタ、
非常ニ社會ニ惡イ影響ヲ與ヘマシタ、
斯ウ云フヤウニ非常ニ政治上ニ惡イ影
響ヲ與ヘル以上、之ヲ天皇ガ遊バシト
云フコトニナレバ、世間ノ口ニ戸ハ立
テラレマセヌ、ドウシテモ事實ハ國體
ニ惡イ影響ヲ與ヘルコトハ、是ハ申ス迄モ
ナイコトト存ジマス、尙其ノ外ニ許
サレナカッタ人ノ立場カラ見タラ、
ドウデゴザイマセウカ、外ノ人ハ
ドシノノ許サレテモ自分ハ許サレナ
イコトニナレバ誰ヲ怨ムデセウ、行
方ハドナタデゴザイマセウカ、怨
マレル方ハドナタデゴザイマセウ、
申ス迄モナイコトデアリマス、現ニ是
ハ最近ノ例モゴザイマス、治安維持法
ノ違反者ノ某ハ十七年モ置カレテ、外
ノ者ハドシノノ出ラレルノニ自分ダケ
ハ出ラレナカッタ、其ノ爲ニ怨ミ骨髄
ニ達シテ、サウシテアノ放送マシタ、
アレハ皆サン御聽キニナリマシタセ
ウ、ドレダケ國體ニ惡イ影響ヲ及シタ
カト云フコトハ、此ノ一事ヲ以テ明カ
デアリマス、ドウカ一ツ高柳博士ニ
モ、モウ少シ外部ノ影響ヲ御考ニナッ
テ、サウシテ此ノ惡イ憲法ヲ議スル、
此ノ困ツタ憲法ヲ議スル、涙ヲ以テ此

ノ憲法ヲ議スル所ノコトヲ少シ考ヘテ
戴キタイ、ナカノ手續ダケノ問題デ
ヤゴザイマセヌ、容易ナラヌ影響ヲ國
體ニ及シテ参リマス、幸ヒニシテ第一
條ニ於テ國體ハ嚴トシテ認メラレマシ
タケレドモ、之ヲ現行ノ憲法ニ比レ
バ、大分異ル所ガアルヤウデゴザイマ
ス、次ニ批准ノ方ニ入リマス、只今高
柳博士ハ、此ノ修正案ハ天皇ノ責任ヲ
加重スルノデヤナイ、天皇ノ權限ヲ擴
メルノデヤナイト仰セラレマシタガ、
私ハ小委員會ニ出席致シマシタ、皆サ
ン方ノ御問答ヲ聽イテ居リマシタ、大
分高柳博士ニ對シテハ學者方カラ、專
門家ノ方カラ反對論ガアリマシタ、
是ハ天皇ノ權限ヲ擴張スルコトニナ
ル、サウシテ外交ニ於ケル天皇ノ建前
ヲスツカリ變ヘテシマフコトニナルト
云フヤウナ御議論モアツタ、是ハ學者
ノ間ニハ意見ガ一致シナイト云フコト
ヲ申上ゲテモ宜イ、サウシテ是ガ世間
ニ出マシタラドウデゴザイマセウカ、
學者ハ必ズシモ高柳博士ノヤウナ方バ
カリハナイ、反對スル人モ大分アラウ
カト思ヒマス、殊ニ學者ハソレデ宜
ト致シマシテモ、世間ノ一般ノ議論ハ
ドウデゴザイマセウ、世間ノ口ニハ
ハ立テラレマセヌ、ソレデ憲法ト云フ
ヤウナモノハ、外ノ民法トカ、刑法ト
カ云フモノト違ツテ、世間ノ人ノ色々
ナ議論決ルノガ、是ガ通例デアゴザイ
マス、ソレデ世間ノ人ハ常識カラ考ヘ
テモサウダ、「認證」ト言ツテモ、「認
證」ト云フ字ハ政府ガ餘程注意シテ考
ヘテ書イタ、事實ヲ御認メニナルコト
ダケデスカラ、ソレデ宜シウゴザイマ
スガ、ソレガ「批准」ニナツタト言ヘ
バ、是ハドウ考ヘテモ外交權ハ天皇ニ
歸シタト云フヤウニ常識デハ考ヘラレ

ル、外ノコトヲ幾ラウマク書イテモ駄
目ダ、何故カト云フト、現行憲法デモ
チヤンド「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカ
ラス」、「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其
ノ責任ヲ任ス」ト立派ニ書イテアツテ
モ、今度ドレダケ國體ニ惡イ影響ヲ及
シタカ、ソレヲ考ヘレバ、ハツキリシ
タ話デアリマス、ソレデ殊ニ此ノ頃
ハ、世論ガ宜シクゴザイマセヌ、御承
知ノ通り、龍澤某ト云フ者ハ、アンナ
コトヲ申シタガ不起訴ニナツテ居リマ
ス、ソレカラ休職カラ少シ間ヲ置キマ
シテ、隨分エライ放送ガアツテ、我々
ヲシテ悲憤セシメタ所ノ事件モゴザイ
マシタガ、是モ不起訴ニナツタ、サウ
云フヤウナ調子デゴザイマス、ドウカ
一ツ、此ノ案ヲ議スルニ於キマシテ
ハ、如何ニ此ノ國體ニ惡イ影響ヲ及シ
テ居ツタカト云フコトヲ一ツ御反省ニ
ナツテ戴キタイ、昨日モ佐々木博士、
其ノ他カラ御説明ニナリマシタヤウ
ニ、實ニ此ノ憲法ト云フモノハ、涙ナ
クシテハ讀メナイ憲法デアゴザイマス、
現行憲法ノ一條カラ四條迄ハ無慚ニモ
破壞サレタ、併シソレハ第一條ガゴ
ザイマスカラ宜シウゴザイマスガ、
國體ニ大ナル影響ヲ及シタト云フコ
トハ爭フベカラザル事實デアゴザイマ
ス、佐々木博士ノ歎セラレル所モ其
處デアラウト思ヒマス、私モソレニ
對シマシテハ、昨日モ申上ゲタ通
リ、熱血胸ノ中ニ沸キ返ル覺エナキ
ヲ得ナイ、此ノ思ヒサヘアレバ、國
際法ノ儀禮ガドウデアルトカ、不便
デアルトカ云フヤウナ議論ナンゾハ
一飛ビニ飛ンデシマフ、詰リ泣キ様ガ
足リナイ、一口ニ言ヘバモツト泣カナ
ケレバナラス、此ノ憲法ニ對シテ、何故
カサウ云フコトヲ言フ人ハ、斯ウシタ

喉元過ギレバ熱サヲ忘レルデ、ドウカナ
ルダラウト云フヤウナコトヲ言ツテ、
又天皇ノ責任ヲ重クスルヤウニナルヤ
ウナ、理論上ナルカナラヌカハ姑ク別
ト致シマシテモ、ナルヤウナ結果ニナ
ルヤウナコトヲオヤリニナルノハドウ
云フ譯デアアルカ、國內ノ世論ハドウ
ダ、其ノ通り外國關係ヲ御考ニナツテ
見タラドウカ、外國人ニハ戸ハ立テラ
レマセヌ、外國ハ之ヲ以テ、定メシ今
度又、外交權ハ天皇ニ復歸シテ來タト
云フヤウニ考ヘルカモ知レナイ、又都
合ノ好イ場合ハ、サウ云フヤウニ
理窟ヲ附ケレバサウ云フコトハ始終ア
ル、サウシテ天皇ヲ目掛ケテ、惡イ場合
ニハ攻撃シテ來ル、斯ウ云フコトハ、
サウ云フ外國ハアリマスマイガ、國際
關係ニ依ツテドウ云フコトガ生ジテ來
ルカ知レナイ、其ノ時ニ、是ハ國務大
臣ノ責任ヲ規定シテ居ルカラ、天皇ニ
ハ責任ハナイヨト言ツタ所デ、ソナ
議論ハ通用致シマセヌ、今度ノ戰爭デ
分ツテ居ル、國務大臣ノ責任ハ歴然ト
書イテアルガ、皆天皇ガ御責任ヲ多少、
ヂヤナイ、大イニ御受ケニナツテ畏多
イ結果ニナツタコトハ、皆サン御承知
ノ通りデアリマス、同ジ譯ニナリマ
ス、ドウシテコンナコトヲ又繰返サウ
トスルノデアアルカ、例ヲ擧ゲテ見マス
レバ、今度ノ講和條約ニ、斯ウナレバ
國民ハ天皇ガ講和條約ヲオヤリニナ
ル、斯ウ云フ風ニ考ヘル、サウシテ天
皇ニ向ツテ色々御願ヒ、要求ト云フ
コトヲヤルニ違ヒナイ、赤旗ガ坂下門
ヲ潛ル時代デアアル、何事カ起ルデア
ラウ、サウシテ外ノモノト違ヒマス、國際
關係ノモノデゴザイマス、條約ヲ總テ
ノ人ガ満足スルヤウナ、サウ云フ條約
ハ出來ヤシマセヌ、是ニハ國民ガ皆不

満ヲ持ツ、條約ニ付テハ、是ハ當リ前ノ
コトデ、相手アツテノ仕事デスカラ、
政府ガ我々ノ考ヘテ五割ナリ、七八
割行ケバ成功ダ、是ハ條約ノ性質上當
リ前デセウ、若シサウ云フヤウナ場合
ハ、ソレハドナタニ責任ガアルカ、サ
ウ云フ風ニ考ヘレバ、必ズ聖上ニ責任
ガ歸スル、事實ドウシテモ多イ所ニ
持ツテ行ツテ、責任ヲ歸シ奉ツテ、ソ
レニ對シテ何カ言フ者モ出ヨウシ、事
ニ依ツタラ或一部ノ者ナドハ、ソレヲ
利用シテ何ヲ始メルカ分ラナイ、誠ニ
多イ結果、國內ハソレデ宜イニシテ
モ、講和條約ニ限ラナイデモ、ドンナ
條約ニシテモ、萬一第三國、外國ニ不
信望ナ條約ヲ結ンダラドウデセウ、外
國ニ於テハ遠慮ナク、其ノ講和スベカ
ラザル所ノ、鋒先ヲ向ケテ來ルニ相違ナ
イ、防ギヤウガアリマセヌ、サウシテ
ドンナコトヲ持チ出サヌトモ限ラヌ、
是ガ政府ノ考ヘタヤウニ、「認證デア
レバ、唯事實其ノ儘認メタダカ
ラ、是デ宜イト言ヒマス、ソレガ批
准」トシテシマツタラバ、是ハ防ギヤ
ウガナイ、水掛論ニナツテシマツテ、
結局向フカラ押サレルダケノ話デアリ
マス、非常ニ多イ結果ニナラウカト
存ジマス、御承知ノ通り今度ノ三國同
盟條約、又其ノ他ノ其ノ後ニ於ケル外
交交渉ハ、憲法ノ命ズル如ク、ソレハ
國務大臣ノ責任デハアリマスケレド
モ、外國ハサウ見テ居リマセヌ、如何
ニ此ノ條約ガ國體ニ果テ及シタモノカ
ト云フコトハ明カナノデアリマス、コ
ンナ憲法ヲ議サナケレバナラヌヤウナ、
コンナ所迄落サレテシマツタ、少シ考
ヘテ見タラ分ル話デヤゴザイマセヌ
カ、ソレカラ今御話ノヤウニ、日本ノ
各國大使、公使ハ天皇ヲ代表シナケレ

バ仕事ガシニケイ、出來ナイト云フコ
トヲ仰シヤル、國家ヲ代表シテ仕事ガ
出來ナイト云フ、大間違ヒデス、國家
ヲ代表シテ堂々トヤレバ宜イ、萬一其
ノ大使、公使ガシキジクシタラドウシマ
スカ、ドナタガ責任ヲ負ヒマスカ、天皇
陛下ノ代表ナリ、言ツタ者ガ飛ンデモナ
イコトヲヤツタラドウナリマスカ、現ニ
例ハ駐獨ノ某大使ニアリマス、此ノ方ノ
ヤツタ事ガ良イカ悪イカハ此處ニ論ズル
限リデハアリマセヌ、兎ニ角一般カラ
戰犯ノ第一ノ責任者ト見ラレテ居ル、
如何ニ天子様ニ惡イ影響ヲ及シタラウ
カ、是ハ言フ迄モナイコトデアル、同
様ニ任命モサウデス、任命ヲ陛下ニ移
サウト云フヤウナ御案モアリマスケレ
ドモ、ア、云フヤウナ大使ヲ御任命ニ
ナツタラ、責任ハ何處ニ歸スルデア
リマセウ、ア、云フ方ヲ御出シニナル
ナンテ甚ダ怪シカラヌト列國ハ言フニ
違ヒナイ、サウ云フ地位ニ陛下ヲ陷レ
テ、ドウシテ我々ガ濟ムデゴザイマセ
ウ、之ニ依ツテモ狀態ハ分ツテ居リマ
ス、實情ヲ御覽ニナレバスツカリ分
ル、實情ヲ無視シテ、サウシテ何デモ
法律ノ理窟バカリ、高柳博士ノ仰シヤ
ル通り、アノ法律ノ理窟ガ世間一般
ニ、誰ニモ彼ニモ通ルノダト、斯ウ前
提シテシマヘバ、ソレキリデアリマス
ガ、併シサウハ參リマセヌ、斯ウ云フ
風ナコトニナツテ來レバ、決シテサウ
云フコトニハ參リマセヌ、國ノ内外ヲ
通ジテ、サウ云フ都合ノ好イヤウナ風
ニ人ヲ説得スル譯ニハ行キマセヌ、ナ
カナカ學校ノ生徒ガ先生ノ答案ヲ書ク
ヤウナ譯ニ、皆一致シテ同ジ文句ナド
出ル管ガアリマセヌ、ソレデハ今手續
ガアツテ、ソノナコトハ外國ニ對シテ
失禮デヤナイカ、斯ウ云フ御話ガア

ル、天皇ヲ代表ニシナイデ、國家代表
ニシタラ失禮デヤナイカ、斯ウ云フ御
話モゴザイマセヌガ、是ハ何ガ失禮ナン
デアリマスカ、現ニ元首ト云フ御言葉
モ御使ニナリマシタケレドモ、是ハ私
ハ政府ニ度々尋ネマシタガ、元首トハ
申上デラレナイ、元首ト云ヘバ、政治
上ノ意味ガ大分深ク入ツテ居リマスカ
ラ、元首トハ申上デラレナイ、併シ私
ハ政府カラサウ云フ答ヲ得テ居ルノデ
ス、併シソレハ何レト致シマシテモ、
元首デナイ者ガ信任狀ヲ出シテ居ル
例、批准ヲ出シテ居ル例ガ「スイス」ニ
アルト云フコトハ、今高柳博士モ言明
サレテ居ル、ソレカラ日本ト國情ガ違
ヒマスカ、「イギリス」ノ例トシテ私ハ
申上デマセウ、「イギリス」ハ「キング
イン・パーリアメント」ガ統治權ヲ總攬
スルノデアツテ、即チ君民同治國デア
リマス、國ハ「グワイター」ノ權ヲ持ツ
テ居リマス、批准シヨトシマイト勝手
デゴザイマス、唯事實、行ハナカツタ
ト云フデケデアリマス、サウスルト曰
本ノ統治權ノ總攬者ハ誰デアルカト云
フコトニナリマス、是ハ政府ニモ御
尋ネシマシタシ、又色々ナ著書デモ私
ハ參照致シマシタガ、統治權ノ總攬者
ト云ヒ、主權者ト云フノハ、或ハ最高
權者ト云ツテモ宜イガ、是ハ憲法ノ改
正權ヲ持ツテ居ル機關ガソレデアルノ
デモヤレマス、之ヲ統治權ノ總攬者ト
見ルノガ當リ前デアル、是ハ何處ノ著
書ニモ書イテアルコトデアリマス、サ
ウシテ日本ノ新ラシイ憲法ヲ見マスル
議員ノ三分ノ二以上ノ賛成で、國會
ガ、これを發議シ、國民に提案シテそ
の承認を経なければならぬ。この承

認には、特別の國民投票又は國會の定
める選舉の際行はれる投票において、
その過半数の賛成を必要とする。」「
此ノ改正憲法第九十六條ニ明定シテア
リマス通り、議會ト國民トガ最高權
者、詰リ元ノ言葉デ言ヘバ、統治權ノ
總攬者ニナツタ、斯ウ見ルヨリ外仕方
ガナイ、ソレデアリマスルカラ、「イギ
リス」ト日本トハ國情ガ違ヒマスカ「イ
ギリス」ハ「グワイター」ノ權ヲ持ツテ
居ラレル政府ト議會ト一緒ニ統治權ヲ
總攬シテ居ラレル、所謂元首ノ地位ニ
居ラレル「キング」ガ之ヲ出サレル、
日本ハ議會國デアリマス、君民同治國
デアリマセヌ、君臣同治國デアリマ
シマス、議會政治デアリマス、君臣同
治國デアリマス以上、議會デ指名サ
レタ總理大臣、是ガ批准ヲシヨウガ、信
任狀ヲ出サウガ、何モソレハ失禮ナコト
デモナケレバ何ノコトモナイ、當リ前ノ
話デアリマス、今又、總理トノ御比較
ガアツタ、總理ノ任命ヲ天皇ガ遊バス
ヤウニナツテ居ルデヤナイカ、ソレナ
ラバ責任ハ同ジデヤナイカ、一應御尤
モデス、併シ私ハ年來ノ主張、又此ノ
憲法ノ上カラ言ツテ、此ノ前文ニモ、
「國會における代表者を通過して、行動
し、」斯ウ云フ風ニ一般ニ書イテアリ
マスヤウニ、議會政治ヲ前提トシテ居
リマス、議會政治デアル以上ハ、其ノ
政黨ノ領袖ガ立ツテ内閣總理大臣ニナ
ラレルコトハ分ツテ居ル、サウデア
ル以上ハ、大概ナル人ハ分ツテ居ルノデ
ス、モウ吉田總理ガナラレル前ニ、自
由黨ノ總理ニナラレララウト云フ
コトハ、誰ニモ分ツテ居ツタノデス、
縱令吉田總理ハサウ云フコトハナクテ
モ、サウ云フ方ガ非難ヲ受ケテモ、
天皇陛下ガア、云フ人ヲ御任命ニナツ
タカラ惡イナント言フ人ハアリマセヌ、

從來政黨ノ總裁デ總理ニナラレタ、原
總裁ニシテモ、濱口總裁ニシテモ、ソ
レハ多少ノ非難ハアリマシタ、非難ハ
アリマシタガ、ア、云フ人ヲ陛下ガ御
任命ニナツタカラ惡イト云ツタ人ハ一
人モアリマセヌ、アレガ官僚内閣デハ、
ソレハ高柳サンノ仰シヤル通り危ウゴ
ザイマス、政黨内閣デアサウ云フコト
ハ斷ジテ起リマセヌ、是ガ立憲政治、
政黨内閣ノ有難イ所デ、今後ソレデ行
カナケレバナラヌ、我々ガ憲政擁護ヲ
主張スルノハ、單ニ憲政擁護ヲ主張ス
ルノデヤナイ、國體擁護ヲ主張スルノ
ダト云フコトハ、繰返シ、度々述べ
テ居ル通りデアリマス、殊ニ總理大臣
ハ國內關係デ、外國ノ大使ト云フモ
ノハ國際關係デアル、此ノ國際關係ガ
一番恐イノデス、國內關係ノ方ハ、マ
ア少シハ果テ及サウナコトガアツテ
モ、何トカナリマスケレドモ、國際關
係デ果テ及シテ來ルト、何事ガ起ツ
テ來ルカ分リマセヌ、其ノ點ニ於テ大
公使ノ任命ト云フコトハ決シテ御觸リ
ニナルベキモノデヤナイ、サウ私ハ信
ジマス、以上ノ理由ニ依リマシテ、私ハ
國體擁護ノ立場カラ天皇陛下ヨリ御
安泰ナ地位ニ御置キ申シタイ、長ク、
長クデヤナイ、未來永劫第一條ノ國體
ガ擁護サレラヤウニト云フ、此ノ見地
カラ、此ノ修正案ニ反對スル者デゴザ
イマス、ドウゾ宜シク御願ヒ致シマス
(拍手)
○議長(公卿徳川家正君) 次ノ通告者
ハ秋田三三君デゴザイマスガ、秋田君
ハ議席ニ居ラレマセヌカラ、通告ハ放
棄セラレタモノト認メマス、子爵植村
家治君
○子爵植村家治君登壇
私ハ簡單ニ今只ノ

議員提出ノ本修正案ニ對シマシテ、極ク簡單ニ贊意ヲ表シタイト思フ者デアリマス、此ノ度ノ憲法改正案ハ更正日本國ニ、新憲法ノ制定トモ申スコトニナリマシテ、今日ノ時流下已ムヲ得ズ一日モ早ク原案ノ儘デモ宜イ、其ノ成立ヲ早メテ日本ノ誠意ヲ見セルベキデハアリマスルガ、併シ議院ノ靜カニ考ヘテ見マスルコトモ、是ハ國民ノ義務デアリマシテ、今日ノ日本、假令完全ナル獨立國デナイトシマシテモ、一國ノ憲法ヲ制定スル以上ハ篤ト再考シテ、天皇ノ御地位ヲ過去ノ誤リニミ見過ギマシテ、全法文、何レノ條項ニモ天皇ニ其ノ責ヲ歸シ奉ラムトシテ、餘リニ物拔ヒニ致シ、無能力化サスコトノミニ成文化シ、其ノ御安泰ヲ圖ルコトハ徒ニ極端ニ過ギマシテ長多イト思ヒマス、(拍手)就イテハ本案ノ修正ヲ私ハ見マシテ、セメテ今日後ノ日本ノ外交上ダケニデモ權威附ケラレタルニ其ノ意ヲ強クスルモノデアリマス、決シテ權限ヲ擴大スル意デアリマセス、即チ日本ノ外交上其ノ儀禮ヲ受クル、送クルノ上ニ、對等ノ御地位ニ天皇ヲ置キ奉ルコトガ誠ニ相應シイコトデアリマシテ、是ガ又國際慣例デアラウト信ジマス、(拍手)是ハ或ハ提案者ノ趣旨御説明ニ重複ヲ致シマスルガ、御許ヲ願ツテ置キマス、卑近ナ一ツノ例ヲ申上ゲテ甚ダ恐レ入リマスルガ、我々ノ私交際上ニ於テ、先方ガ其ノ主人ヨリ命ゼラレタル代表ヲ客トシテ受ケル、コチラハ家令、家扶ノ命ジテ代表ヲ送ルト云フコトハドウモワカシナ感ジガ致シマス、所謂交際慣例ニ反シテ、其ノ儀禮ヲ案シテ居ルと思フモノデアリマス、仍チ天皇ノ御場合ニ於キマシテモ、外國ノ

元首ガ任命シタ大公使ヲ御接受ナサルナラバ、之ヲ送ル上ニモ日本ノ元首、御主ト申シマスルカ、其ノ象徵デアラセラル、天皇ガ自ラ先方ノ外國ト同等ノ御尊重サヲナサルコトガ當然デアリマシテ、是ガ所謂國際儀禮、慣例ヲ果ス上ニハ妥當ナル御仕打ト存ジマス、或ハ言フ、此ノ條項中ニモ、天皇ノ任命ニヨリ萬一、大公使ニ過アラバ、一ニ天皇ニ其ノ責ヲ歸シ奉ルコトニナラバ大變デアラウト申サル、方モアリマス、此ノ御考ハ、立憲國ニ於キマシテハ非常識ナ御話デアラウト私ハ思ヒマス、何デモカシテモ其ノ責ヲ天皇ニ歸一シ奉ルコトノミニ心配セラル、ナラバ、本憲法第七條ノ、天皇ハ、内閣ノ助言ト承認トニ依リマシテ國務ヲ行フコトノ、此ノ條項ノ一ツ中ニデモ、萬一誤リガ生ジマスレバ、全部其ノ責ヲ御負ヒ遊バスコトニ或ハナリハスマイカト思ヒマス、其ノ御心配ノ除去ニハ、第七條全部ヲ削ツテシマハナケレバ御氣ガ濟マヌト云フコトニナリハスマイカト思ヒマス、(拍手)仍チ私ハ第七條ガ存スル以上ハ、錦上ニ花ヲ添ヘテ、本修正案ノ如ク、天皇ノ象徵タル御地位ニ相應ハシク、セメテ外交上ダケニデモ其ノ慣例ヲ盡シ得タル一定ノ事項ヲ修正シタルモノトシテノ本案ニハ私ハ滿腔ノ贊成ヲ表スル次第デアリマス、(拍手)

○議長(公爵德川家正君) 是ニテ討論ハ終結シタルモノト認メマス、是ヨリ修正案ノ採決ヲ致シマス、本修正ハ、二ツニ分ケテ採決致シマス、先ヅ問題ト致シマスコトハ、第七條第五號中「並びに全權委任狀及び大使及び公使の信任狀」ヲ削リ、同條第八號中「批准書及び」ヲ「國會の承認により

内閣の締結した條約を批准すること並びに」ト改メ、「その他の」ノ四字ヲ削リ、同條第九號中外國の大使」ノ上ニ「内閣の指名に基いて大使、公使及び全權委員を任命すること並びに」ヲ加ヘル點デゴザイマス、以上ノ修正ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

〔起立者少數〕

○議長(公爵德川家正君) 起立者三分ノ二ナイト認メマス(拍手)

〔子爵植村家治君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵德川家正君) 植村子爵

○子爵植村家治君 異議ガゴザイマス(其ノ他ノ議長、異議アリ)ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家正君) 異議ガゴザイマシタ以上ハ、記名投票ヲ以テ表決ヲ致シマス、先程問題ニ致シマシタ修正ニ贊成ノ諸君ハ白票ヲ、修正ニ反對ノ諸君ハ青票ヲ、九條公爵ヨリ順次御登壇ノ上ニ、御投票ヲ願ヒマス

〔投票執行〕

○議長(公爵德川家正君) 投票漏ハゴザイマセスカ……投票漏ナイト認メマス、是ヨリ投票ヲ計算致サセマス

〔書記官投票ヲ計算ス〕

○議長(公爵德川家正君) 投票ノ結果ヲ報告致シマス、投票總數三百票、投票總數ノ三分ノ二ハ二百票デゴザイマス、可トスルモノ、白票七十二票、否トスルモノ、青票二百二十八票、右ノ結果可トスルモノ、三分ノ二以上ニ達シマセヌ、即チ修正案ハ否決セラレマシタ(拍手起ル)

〔參照〕

賛成 七十二名
反對 二百二十八名

贊成者氏名			反對者氏名		
公爵倉倉 具榮君	伯爵二荒 芳德君	公爵九條 道秀君	公爵島津 忠承君		
伯爵清閑寺良貞君	伯爵柳澤 保承君	公爵桂 廣太郎君	公爵三條 實春君		
伯爵橋本 實斐君	伯爵黑田 清君	伯爵細川 護立君	伯爵廣幡 忠隆君		
伯爵大木 喜福君	伯爵白根 松介君	伯爵中御門經恭君	伯爵德川 頼貞君		
伯爵高橋 是賢君	伯爵植村 家治君	伯爵中山 輔親君	伯爵嵯峨 實勝君		
伯爵本多 忠晃君	伯爵入江 爲常君	伯爵黑田 長禮君	伯爵池田 宣政君		
伯爵伊集院兼高君	伯爵藤井 兼誼君	伯爵西郷吉之助君	伯爵四條 隆德君		
伯爵齋藤 齊君	伯爵稻葉 正凱君	伯爵島崎 直泰君	伯爵大炊御門經輝君		
伯爵稻垣 長賢君	伯爵井上 勝英君	伯爵淺野 長武君	伯爵大久保利謙君		
長岡半太郎君	白澤 保美君	伯爵前田 利建君	伯爵佐竹 義榮君		
小山 松吉君	山田 三良君	伯爵林 博太郎君	伯爵奥平 昌恭君		
姉崎 正治君	林 春雄君	伯爵前田 利男君	伯爵後藤 一藏君		
中田 蕨君	河井 彌八君	伯爵德川 宗敬君	伯爵南部 利英君		
牧野 英一君	荒川 文六君	伯爵宗 武志君	伯爵金子 武勝君		
松村眞一郎君	羽田 亨君	伯爵久松 定武君	伯爵東久世通忠君		
村上 恭一君	下條 康廣君	伯爵王生 基泰君	三土 忠造君		
塩田 廣重君	慶松勝左衛門君	伯爵幣原喜重郎君	伯爵西大路吉光君		
堀田 均平君	長谷川勉夫君	伯爵今城 定政君	伯爵下 家一君		
男爵内海 勝二君	高柳 賢三君	伯爵秋月 種英君	伯爵大河内輝耕君		
男爵岡 俊二君	男爵島津 忠彦君	伯爵大谷 正男君	伯爵加藤 泰通君		
男爵岡 伊能君	男爵田中 龍夫君	伯爵秋元 春朝君	伯爵松平 乘統君		
中川 望君	三浦 新七君	伯爵富小路隆直君	伯爵黒田 長敏君		
松嶋 鹿夫君	田所 美治君	伯爵秋田 重季君	伯爵森 俊成君		
澤田 牛麿君	坂田 幹太君	伯爵戸澤 正己君	伯爵織田 信恒君		
竹下 豊次君	諸橋 襄君	伯爵細川 興治君	伯爵北小路三郎君		
田島 正雄君	稻畑勝太郎君	伯爵實吉 純郎君	伯爵西尾 忠方君		
結城 安次君	松尾 國松君	伯爵内藤 篤彦君	伯爵安藤 信昭君		
瀧川 儀作君	田島 道治君	伯爵柳澤 光治君	伯爵交野 政邁君		
中島 徳松君	三橋四郎次君	伯爵高木 正得君	伯爵大久保尙君		
山隈 康君	山地土佐太郎君	伯爵永井 直邦君	伯爵三島 通陽君		
有馬忠三郎君	中島徳太郎君	伯爵六角 英通君	伯爵瀧脇 宏光君		
水野甚次郎君	塩田 國平君	伯爵北條 傳八君	伯爵綾小路 護君		
中山 太一君	岸本 彦衛君	伯爵仙石 久英君	伯爵松平 銑之助君		
秋田 三一君	上野喜左衛門君	伯爵田中 蕨君	伯爵七條 光明君		
長島 銀藏君	岩元 達一君	伯爵梅溪 通虎君	伯爵錦小路頼孝君		
橋本萬右衛門君	高木 八尺君	伯爵水野 勝邦君	伯爵松平 親義君		

子爵土井 利章君 子爵島居 忠博君
子爵日野西資忠君 子爵青木 重夫君
子爵朽木 綱博君 子爵伊東 祐淳君
子爵柳原 政春君 子爵三浦 矢一君
子爵京極 高銳君 子爵三宅 直胖君
子爵植松 雅俊君 子爵牧野 忠永君
田中館愛橋君 桑木 嚴翼君
平塚 廣義君 永井 松三君
佐々木惣一君 出淵 勝次君
男爵久保田敬一君 男爵今國 國貞君
吉田 久君 男爵飯田精太郎君
霜山 精一君 川村 竹治君
男爵高木 喜寬君 男爵高崎 弓彦君
男爵副島 兼道君 男爵伊江 朝助君
男爵周布 兼道君 白根 竹介君
寺尾 博君 安倍 能成君
長 世吉君 男爵北島 貴孝君
村上 義一君 男爵松本 本松君
金森德次郎君 男爵德川 誠君
男爵沖 貞男君 男爵伊藤 一郎君
男爵奥田 剛郎君 南原 繁君
男爵長 基連君 男爵松平外與廣君
男爵稻田 昌植君 男爵鶴殿 家勝君
男爵向 琳君 男爵松田 正之君
男爵中御門經民君 男爵佐竹 義履君
男爵平山洋三郎君 男爵八代五郎造君
男爵中村 貫之君 男爵渡邊 修二君
男爵三須 精一君 男爵杉溪 由言君
男爵肝付 兼英君 男爵加藤 成之君
男爵岩村 一木君 男爵山根 健男君
男爵坊城 俊賢君 男爵松平 齊光君
男爵毛利 元良君 男爵內田 敏雄君
男爵多龍三郎君 男爵水谷川忠磨君
男爵林 忠一君 男爵倉富 鈞君
男爵古市 六三君 男爵山名 義鶴君
男爵紀 俊忠君 男爵坂本 大造君
男爵北大路信明君 男爵西 西乙君
男爵小原謙太郎君 男爵斯波 正夫君
男爵前島勘一郎君 男爵宮原 旭君

男爵明石 元長君 男爵中村 徹雄君
黑田 英雄君 中村藤兵衛君
種田 虎雄君 赤木 正雄君
瀨古 保次君 大木 操君
飯沼 一省君 大村 清一君
入江 俊郎君 木下謙次郎君
山崎 延吉君 野村 嘉六君
松本 學君 井川 忠雄君
木内 四郎君 我妻 榮君
古島 一雄君 河合 良成君
板谷 宮吉君 安田伊左衛門君
石川 一郎君 奥村 嘉藏君
合田 健吉君 井上篤太郎君
磯貝 浩君 橋本辰二郎君
熊谷三太郎君 名取 和作君
河西豐太郎君 小山 完吾君
鹿島 精一君 高橋龍太郎君
馬場 恒吾君 田部長右衛門君
德田 昂平君 竹中藤右衛門君
伊藤 傳七君 板倉 卓造君
藍澤 彌八君 作間 耕造君
中山 壽彦君 畠山 一清君
小野 耕一君 片岡 直方君
町村 敬貴君 片倉兼太郎君
原田 讓二君 河端作兵衛君
松岡 潤吉君 齋藤万壽雄君
朽木 嘉郎君 小汀 利得君
名古屋三吉君 渡邊 覺造君
岩淵 辰雄君 飯塚 知信君
佐々木長治君 野田六左衛門君
寺田 勉夫君 淺井 清君
渡邊 甚吉君 江口 文雄君
太田 半六君 渡部 信君
佐藤惣之助君 渡邊 三郎君
鍋木 忠正君 菅野 長知君
松尾嘉右エ門君 杉山 茂君
深田 武雄君 瀨川彌右衛門君
伊藤 豐次君

○議長(公爵德川家正君) 次二問題ト致シマスコトハ、第七條第六號中「認證すること」ヲ「行ふこと」ニ改ムル修正デゴザイマス、右修正ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
〔起立者少數〕
○議長(公爵德川家正君) 起立者三分ノ二ナイト認メマス
〔子爵植村家治君發言ノ許可ヲ求ム〕
○議長(公爵德川家正君) 植村子爵子爵植村家治君 異議アリマス
〔異議アリト呼フ者アリ〕
○議長(公爵德川家正君) 御異議ガゴザイマシタカラ、修正ニ反對ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
〔起立者多數〕
○議長(公爵德川家正君) 宜シウゴザイマス、反對者ノ起立、三分ノ一以上ト認メマス、仍テ修正案ハ否決セラレマシタ
○議長(公爵德川家正君) 次ニ牧野英一君外一名ヨリ提出セラレマシタ修正案ヲ議題ト致シマス、發議者ニ對シ趣旨説明ヲ許シマス、牧野英一君
帝國憲法改正案ニ對スル修正案
右議院法第二十九條ニ依リ提出候也
昭和二十一年十月五日
發議者 牧野 英一 田所 美治
贊成者 佐藤 淺野 長武 伯爵清閑寺良貞
伯爵柳澤 保承 伯爵黑田 清
伯爵後藤 一藏 男爵白根 松介
子爵西尾 忠方 子爵植村 家治
姊崎 正治 中田 薫
河井 彌八 村上 恭一

男爵飯田精太郎 下條 康廣
男爵松本 本松 長谷川越夫
男爵肝付 兼英 男爵松平 齊光
中川 望 三浦 新七
黑田 英雄 中村藤兵衛
大木 操 澤田 牛麿
坂田 幹太 松本 學
諸橋 襄 稻畑勝太郎
結城 安次 松尾 國松
瀧川 儀作 菅澤 重雄
中山 太一 秋田 三一
貴族院議長公爵德川家正殿
帝國憲法改正案中左ノ通修正ス
第二十四條ニ第一トシテ左ノ如ク加ヘル
家族生活はこれを尊重する。
〔牧野英一君登壇〕
○牧野英一君 私ノ提案ハ第二十四條ニ第一トシテ「家族生活は、これを尊重する。」ト云フヲ加ヘテ戴キタイト云フノデアリマス、其ノ理由トシテハ既ニ御承知ノコトデアリマシテ、今更特ニ申述ベルコトハ必要ガナイト考ヘマス、委員會ニ於ケル審議ノ次第ハ遺憾ナガラ極メテ少數ノ差デ可決ヲ見ルコトガ出来ナカッタデアリマス、其趣旨ニ於テハ各委員ノ方々カラ厚意ヲ持ツテ戴キタト私ハ信ジテ居ルデゴザイマス、ソレニ又此ノ問題ハ衆議院ニ於テモ大イニ考慮セラレタ所デアルコトハ御承知ノ如クデアリマス、此ノ第二十四條ガ婚姻ニ關シテ規定ヲ設ケテ居リマス、其ノ規定ノ趣旨ハ固ヨリ結構ナコトデハゴザイマス、ルガ、更ニ親子ノ關係モ亦憲法ノ上ニ明カニシテ置カレルコトガ希望ニ堪ヘナイノデゴザイマス、此ノ憲法改正

案ニハ指導ノ規定、原理ノ規定、教訓的ナ訓示ノ規定ガ色々アリマシテ、是ガ此ノ改正案ノ顯著ナル特色ノ一ツヲ成シテ居ルデアリマス、斯様ニ色々各方面カラ周到ノ規定ガ設ケラレテ居ルニモ拘ラズ、不幸ニシテ家族生活ノ全體ニ互ル規定ガ漏レテ居ルノデゴザイマス、是ハ固ヨリ民法ニ規定ヲ置ケバソレデ足リルノデハナイカト云フ風ニモ考ヘラレル次第デゴザイマスルケレドモ、ソレナラバ婚姻ニ付テモ同様ト云フコトニナリ得ルモノデアリマス、而モ婚姻ニ關スル規定ガアツテ、親子乃至家族生活全體ニ互ル規定ガ缺ケテ居リマスル爲ニ、既ニ世上ノ一部ニハ誠ニ意外ニモ粗暴ナ言語ヲ以テ遺憾ナル思想ヲ發表スル人達ガ、而モソレヲ憲法改正案ノ精神デアルトシテ、公然放言シテ居ルト云フヤウナコトニナツテ居ルカニ聞キ及ンデ居リマス、ノミナラズ不幸ニモ更ニ法律家ノ間ニサヘ其ノ誤解ガ相當ニ廣ク行ハレテ居ルヤウニ見受けテ居リマス、次第デゴザイマス、茲ニ申ス迄モナク「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ」ト云フコトガ家族生活ノ本質デアリ、本體デアリ其ノ一ツヲ缺イテモ既ニ家族生活ヲ理解スルト云フコトハ出来ナイコト心得マス、ソレ重スルコト云フ趣旨ノ規定ガ此ノ第二十四條ノ第一トシテ設ケラレマスルナラバ、ソレヲ承ケテ更ニ次ニ、特ニ婚姻ニ關シテ規定ヲ設ケタト云フコトガ、獨リ其ノ趣旨ニ於テ明白ニナルバカリデハナク、其ノ精神ニ於テ一層光ヲ放チ、其ノ倫理的、社會的及ビ法律的意思ヲ發揮スルコトガ出来ルコトニナルノデハナイカト存ジマス、是ハ獨リ

法律問題デアルニ止マリマセヌ、更ニ教育上ノ問題デアリ、思想上ノ大キナ問題ト考ヘラレマス、教育勅語ニ付テ委員長カラ報告ガアリマシタ、アノ報告ノ次第ノヤウニ、若シ考ヘテ行カネバナラヌト致シマスルナラバ、此ノ規定ガ今憲法ニ於テ明カニセラレルト云フコトハ、餘程重大ナ意味ガアルモノト考ヘテ然ルベキデハゴザリマス、又、固ヨリ現行民法ノ戸主權中心ノ制度、是ハ所謂、封建的ナ色彩ノ濃厚ナモノデアリマス、又、甚ダシク實情ニ副ハナイ點モアリマス、是ハ憲法ガ新タニセラル、ト共ニ、斷然改メラレネバナラナイ譯デゴザリマス、併シ家族生活其ノモノハ之ヲ平和的ニ、之ヲ民主的ニ保持シ、矢張り依然十分ノ尊敬シ續ケルト云フコトガナレバナリマス、是ハ我ガ國ノ美風トシテ考ヘラレバカリデハゴザリマセヌ、先進諸國ニ於テモ此ノ點ハ矢張りヤカマシク論ゼラレテ居ルデアリマシテ、實ニ人類普遍ノ法則デアルト言ハネバナリマセヌ、委員會ニ於テ政府ノ所見トシテ伺ツタ所デハ、斯様ナ家族生活ノ尊重ト云フコトハ其ノ實體ニ付テハ固ヨリ異存ガナイガ、併シソレハ餘リニモ當然ナコトデ、特ニ規定ヲ設ケテ之ヲ明カニスルト云フ必要ハナイデアラウト云フ御答デアツタカニ承知致シテ居リマス、サリナガラ現ニ人心ガ鬼角ニ荒シテ居リマス、今日、思ハシイコトノ多イ世相ノ眞中ニ於テ、右述ベシタヤウナ一種ノ誤解ガ、此ノ憲法改正ノ精神デアルトシテ世ニ行ハレテ居ルノデゴザリマス、尙將來ニ互ツテモ斯様ナ思想ノ世ニ蔓延ルデアラウト云フコトニ對シテハ相當ナ用意ヲ致シ

テ置クベキデハナカラウカト考ヘラレルデアリマス、斯様ナ問題ハ正ニ貴族院トシテ特ニ考慮シテ置クベキ問題ナノデアリマス、(拍手)尙斯様ナ提案ヲ申出デマスルニ付テハ、心ヲ配ラネバナラヌ方面ノコトモ十分考ヘネバナリマセヌガ、此ノ點ニ付テハ心配ヲ致ス必要ナシト信ズル理由ヲ持ツテ居リマス、デゴザリマス、今新タニ憲法ガ出來上リマス、新シイ憲法ガ出來上リマセウストルニ付テハ、是非ソレヲ完璧タラシメルガ爲ニ此ノ修正案ニ付テ滿堂ノ御贊成ヲ切望致シマス、次第デゴザリマス、尙此ノ問題ニ付キマシテハ、委員會ニ於テ政府ノ御所存ヲ度々伺ヒマシタコトデゴザリマス、今日迄內閣總理大臣ノ御考ヲ伺フ機會ガゴザリマセヌデシタ、今日ハ幸ヒ御出席ニナツテ居リマス、此ノ席デ伺フコトガ出來ルバ甚ダ幸福ニ存ジマス、次第デゴザリマス(拍手起ル)

○議長(公卿德川家正君) 金森國務大臣(國務大臣金森德次郎君登壇)

○國務大臣(金森德次郎君) 牧野委員カラ總理大臣ニ對シテ御尋ニナリマシタノヲ私カラ御答ヘ申上ゲマス、コトハ恐縮デゴザリマス、是ハ實ハ衆議院ニ於テ若干ノ關係ヲ持ツテ居ル問題デアリマシテ、其ノ場面ヲ存ジテ居リマス、ハ固ヨリ私ノ方ガ當面者デアリマス、言葉ヲ以テ一ツ御返事ヲ申上ゲテ置キマス、ソコデ仰セニナリマシタコトハ前カラ敬承ヲ致シテ居リマシタ、第一ニ現在ノ夫婦制度ヲ決メテ居リマス、第二十四條ノ規定ガアルナラバ、家族制度ヲ規定ニ入レルガ宜

イデハナイカ、斯ウ云フ點デアリマス、是ハ非常ニ事情ガ違フデアリマシテ、第二十四條ノ夫婦ニ關シマスル規定ハ、是ハ全ク憲法ニ書カナケルニ趣旨ノ貫カナイ規定デアリマシテ、即チ婚姻ニ付テハ合意ノミニ基礎ヲ置ク同等ノ權利ヲ男女ガ持ツテ居ル、或ハ又兩性ノ本質的ナル平等ト云フヤウナ從來ノ思想ト稍、異ル所ノ權利ヲハツキリ憲法ニ決メル、斯ウ云フ點ニ於テ非常ニ意味ガアルデアリマス、處、此ノ家族制度ノ尊重ニ付キマシテハ、是ハ日本在來ノ考ガ傳統的ニ變化ハアリマス、ルニシテモ變化ノ仕方ヲ自然ニ適フヤウニ維持シツ、自ラ適當ナル所ニ行クモノデアラウト思ヒマス、此ノ必要ハナイト考ヘテ居ル次第デアリマス、大體御セノ通り家族制度ヲ尊重シマス、ルコト自身ニ付テ、現在ノ所ニ於テ政府ニ於テ何等ノ反對ノ意見ノナイコトハ固ヨリデアリマス、問題ハ之ヲ憲法ノ規定ノ中ニ探入レルガ良イカ惡イカト云フ問題ニナル譯デアリマス、今同御示シナリマシタ案文ニ依リマス、今同御示シナリマシタ案文ニ依リマス、ルコトハ、家族生活ノ尊重スルコト云フ御趣旨ハ誠ニ適當ノヤウニ考ヘマス、ルコトハ、ソレガ憲法ノ上ニハツキリアリマシテモ、現在國民ノ持ツテ居ル考ト格別ノ差ハナイデアリマス、又ソレガ憲法ノ中ニアリマシテモ、將來ノ國民思想ニ對シテ確乎タル標準ヲ與フルダケノ具體性ハアリマセヌ、斯様ナ問題ハ之ヲ法律其ノ他ノ方ニ依リマシテ、詳細ニ時代々々ニ適應シテ、今後十分ナル規定ヲ設ケマスルコトガ妥當デアルト思ツテ居ル次第デアリマス、尙此ノ憲法ノ中ニ類似ノコトヲモウ少シ入ラドウト云フ

論ハ澤山ゴザリマシテ、ソレヲ入レマスレバ、此ノ憲法ハ相當内容ヲ變化サセナケレバナリマセヌ、先程仰セニナリマシタ勅語ノ言葉ヲ引イテ「父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、」ト云フヤウナ風ニ仰セニナリマシタガ、是ハ家族生活バカリデアリマセヌ、家族生活ヲ越エマシテモ、尙ソレ等ノ總目ハ守ラナケレバナラヌコトハ當然デアリマス、ソレハ憲法ニハハツキリ規定致シテ居リマセヌ、若シソレヲ規定致シマスルナラバ勢ヒソレニ及バナケレバナリマセヌ、憲法ニ入レルガ善イカ惡イカト云フコトハ、自然別問題デアラウト考ヘマス、尙モウ一ツ此ノ衆議院トノ關係ニ於テ申上ゲタイノデアリマス、衆議院ニ於テキマシテ此ノ趣旨ノ系統ノ色々ナ御質疑モアリ、又之ヲ以テ修正ノ項目ニシロト云フヤウナ動キモアツタノデアリマス、若田委員長ガ衆議院本會議ニ於テ報告サレマシタ中ニ付テモ、是ト稍、類似ノ文字ノ規定デアリマス、此ノ家庭生活ヲ保護スルト云フ案ガ出タラシイデアリマス、家庭生活ト家族制度トハ言葉ハ似テ居ルデアリマシテ、其ノ家庭生活ト云フ規定ハ、衆議院ニ於テハ政府ノ申シマシタル所ノ御趣旨ニナツタデアラウト存ジマス、ルコトハ、是ハ法律ニ依ツテ解決スベシト云フ御結論ニナツテ居リマス、シテ見レバ家族制度ノ方モ同ジヤウナ御取計ヲヒテ得マシタ方ガ是カラ先ノ憲法ノ成立ニ付キマシテノ手順等カラ申シマシテモ、非常ニ願ハシイ次第デアリ、詰リハ此ノ儘御通シテ願バカリ申上ゲテハ恐縮デゴザリマス、左様ナコトガ私ノ考デアリマス

○子爵植村家治君 議事進行ニ付テ……只今發議者、總理大臣、日本ノ首相トシテノ御考ハドウカト伺ツテ居ラレド、デハナイデセウカ、國務大臣ノ代辯ハ多ク聽イテ居ラル、ト思ヒマス、議長ハ首相ニ對スル御考ノ答辭ノ御取計ヲヒハナサラスノデアリマス、○議長(公卿德川家正君) 吉田內閣總理大臣

○國務大臣(吉田茂君) 御答ヘ致シマス、只今金森國務大臣ノ御答ヘ致シマシタコトハ、即チ政府ヲ代表シテノ御話デアリマシテ、無論私ニ於テモ同意見デアリマス(拍手)

○議長(公卿德川家正君) 討論ノ通告ガゴザリマス、子爵大河内輝耕君

○子爵大河内輝耕君 度々色々修正案ガ出マス、私ガ度々此處デ皆様ニ御迷惑ヲ掛ケルノデ、何トモ相濟ミマセヌガ、ドウカ暫ク一ツ御待チヲ願ヒマス、「父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、」何人モ之ニ異議ヲ挿ムモノハ日本人一人モゴザリマス、之、又ハ「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、」之ヲ中外ニ施シテ悖ラス、」恐ラク海外各國ニ於テキマシテモ、古今ヲ通ジテ守ラレテ來タ道德デアラウト存ジマス、併シナガラ家族制度ト云フコトニナリマス、是ハチヨツト別ナ話デゴザリマス、何モ西洋ノ眞似ヲシロト云フ譯デハゴザリマセヌガ、西洋デハ家族制度ハゴザリマセヌ「ホーム」ト云フハ誠ニ愉快ニヤツテ居リマス「ホーム」、家庭ト云フモノハ愉快ニヤツテ居リマスガ、家族制度ハゴザリマセヌ、是ハ其ノ時々ノ國ノ風ニ依リ、時代ニ依

ツテ、國ニ依ツテ違フノデゴザイマ
ス、ソレデ此ノ案ハドウ云フ案カト拜
見シテ見マスルト云フト、詰リ家族制
度ヲ維持スルト云フコトノ案デス、處
ガ、今日ノ狀態ハドウデゴザイマセウ
カ、家ヲ維持スルトカ、家ヲドウトカト
云フ觀念ハズツト薄ライデ居リマス、
殆ド私ハモウ大部分ノ人ニハサウ云フ
考ハナイト思フ、尤モ農村ノ一部、或ハ
大キナ華族サンノ御家庭ナドニハ斯ウ
云フモノハゴザイマス、マア華族サン
ノ御家庭ナドハ此ノ爲ニドウ位御迷惑
ニナツテ居ルカ分リマセヌ、ソナナコ
トハ別トシテ、ソナナコトハ彼此言フ
ノデヤゴザイマセヌ、兎ニ角存ジテ居
ルコトハ事實ナンダカラ、殘シテ置イテ
實ヒタイ所ハ殘シテ置イテ宜イデヤゴ
ザイマセヌカ、(制度デヤアリマセ
ヌ)ト呼フ者アリ、農村デ殘シテ御置キ
ニナリタイト御考ニナレバ殘シテ御置
キニナレバ宜イ、又御家庭ニ於テ年來
サウ云フ御風デヤツテ居ラレル方ガア
レバ、決シテ之ヲ打壞スト云フノデハ
アリマセヌ、ソレデアルカラ法律ヲ以
テ之ヲ打壞スト云フコトハイケナイ、
我々モ贊成致シマセヌ、サウカト云ツ
テ法律ヲ以テ強ヒテ之ヲ保存シテ永遠
ニ迄傳ヘテ行カウト云フコトハ少シ無
理デヤゴザイマセヌカ、餘リニ人爲的
デハゴザイマセヌカ、餘リニ不自然デ
ハゴザイマセヌカ、是ガ將來ニソレデ
ヤドウナルカト云フコトヲ見マス、ト
民法改正案ノ内容ニ付テ伺ツテ見マス
ルト、戸主權ハ排除セラレ、ソレカ
ラ相續ハ均分相續ニナツテ居ル、家督
相續ハ廢メラレル、ソレカラ財政上カ
ラ見マス、家ヲ保ツニハ相續稅ヲ置
イチャ駄目ダ、ドウシタツテ五十萬カ
ラ百萬位家産トシテ置カナケレバ家ヲ

保テルモノデヤナイ、併シ相續稅ヲ減
ラスト云ツテモ到底行ハレルモノデハナ
イ、ドノノ加重サレルバカリダ、今
度ノ財產稅皆ガ十萬圓位ニ減サレテ
シマツテハ家ヲ保ツドコロノモノデヤ
ナイ、極ク大キナ方ハ別トシテ普通ノ
家デヤ出來ヤシマセヌ、斯ウ云フ風ナ
傾向ガ多い、家ト云フモノハ到底保チ
得ナイト云フ風ニ大勢ガドノノ行ツ
テシマツテ居ル、現在保テト云フテモ
保テヤシナイ、是ハ「ヒアス」ノ制度
モ、是モ大變同情ノ御方ガアツテ保存
シテ置イタラ宜カラウト云フ御話ガゴ
ザイマシタケレドモ、ドウモ社會ノ大
勢上ハ許サレナイ、善イ惡イハ別ト
シテ保存スルコトハ出來ナイシ、我々
モ之ヲ廢止スルコトニ贊成致シマシタ
ノデスガ、同ジヤウナ理解デ之ヲ段々
ニドウモ維持シニクタル、現ニ今日
ト雖モ世間ニ行ハレテ居ナイ、無理ニ
之ヲ行ハセヨウトスレバ、世間ノ實情
ト遊離シタ立法ヲシナケレバナラヌト
云フヤウナ始末デゴザイマスカラ、マ
アアコソナ問題ハ憲法ナドデハ構ハ
ナイデ置イテ、サウシテ民法以下ノ規
定ニ於テ時勢ニ應ジ、所ニ從ツテ相當
ナ規定ヲ設ケラレタラ宜カラウト思ヒ
マス、此ノ意味ニ於キマシテ私ハ本案
ニ反對ヲ致シマス(「ロヂック」ガ通り
マセヌ)ト呼フ者アリ)

正ニ反對ノ諸君ハ青票ヲ九條公爵ヨリ
順次御登壇ノ上御投票ヲ請ヒマス
【投票執行】
○議長(公爵徳川家正君) 投票漏ハゴ
ザイマセヌカ、……投票漏ナイト認
メマス、是ヨリ投票ヲ計算致サセマス
【書記官投票ヲ計算ス】
○議長(公爵徳川家正君) 投票ノ結果
ヲ報告致シマス、投票總數三百票、投
票總數ノ三分ノ二ハ二百票デゴザイマ
ス、可トスルモノ白票百六十五票、否
トスルモノ青票百三十五票、右ノ結果
可トスルモノ三分ノ二ニ達シマセヌ、
即チ修正案ハ否決セラレマシタ(拍手)

【參照】

贊成

反對

贊成者氏名

反對者氏名

○議長(公爵徳川家正君) 是ニテ討論
ハ終結シタルモノト認メマス、是ヨリ
修正案ノ採決ヲ致シマス、修正案ニ贊
成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
【起立者……】
○議長(公爵徳川家正君) 確認致シ難
ウゴザイマスカラ、記名投票ヲ以テ票
決ヲ致シマス、就キマシテハ只今ノ
修正案ニ對シ贊成ノ諸君ハ白票ヲ、修

贊成者氏名
公爵九條 道秀君 公爵島津 忠承君
公爵岩倉 具榮君 公爵桂 廣太郎君
公爵三條 實春君 侯爵廣幡 忠隆君
侯爵中御門經恭君 侯爵徳川 賴貞君
侯爵中山 輔親君 侯爵淺峨 實勝君
侯爵黑田 長禮君 侯爵池田 宣政君
侯爵西郷吉之助君 侯爵四條 隆徳君
侯爵鍋島 直泰君 侯爵淺野 長武君
侯爵大久保利謙君 侯爵前田 利建君
侯爵佐竹 義榮君 侯爵清閑寺良貞君
侯爵柳澤 保承君 侯爵橋本 實斐君
侯爵黒田 清君 侯爵後藤 一藏君
侯爵大木 喜福君 侯爵南部 利英君
侯爵宗 武志君 侯爵久松 定武君
侯爵東久世通忠君 侯爵王生 基泰君
大谷 正男君 子爵白根 松介君
子爵秋元 春朝君 子爵松平 乘統君
子爵富小路隆直君 子爵細川 興治君
子爵北小路三郎君 子爵高橋 是賢君
子爵西尾 忠方君 子爵植村 家治君

子爵梅園 篤彦君 子爵安藤 昭信君
子爵内藤 政光君 子爵本多 忠晃君
子爵六角 英通君 子爵綾小路 護君
子爵藤井 兼順君 子爵田中 薫君
子爵齋藤 齊君 子爵七條 光明君
子爵梅澤 通虎君 子爵錦小路頼孝君
子爵稻垣 長賢君 子爵日野西資忠君
子爵三浦 矢一君 子爵三宅 直胖君
子爵植松 雅俊君 子爵牧野 忠永君
子爵井上 勝英君 田中館愛橘君
長岡半太郎君 白澤 保美君
小山 松吉君 山田 三良君
姉崎 正治君 林 春雄君
中田 薫君 河井 彌八君
牧野 英一君 松村眞一郎君
羽田 亨君 侯爵今國 國貞君
村上 恭一君 侯爵飯田精太郎君
下條 康濟君 塩田 廣重君
侯爵松岡 均平君 侯爵伊江 朝助君
侯爵周布 兼道君 侯爵北島 貴孝君
侯爵松本 本松君 長谷川起夫君
侯爵内海 勝二君 高柳 賢三君
侯爵奥田 剛郎君 南原 繁君
侯爵稻田 昌植君 侯爵尚 琳君
侯爵平山洋三郎君 侯爵八代五郎造君
侯爵三須 精一君 侯爵肝付 兼英君
侯爵加藤 成之君 侯爵岩村 一木君
侯爵山根 健男君 侯爵松平 齊光君
侯爵毛利 元良君 侯爵岡 俊二君
侯爵島津 忠彦君 侯爵水谷川 忠磨君
侯爵倉富 鈞君 侯爵古市 六三君
侯爵山名 義鶴君 侯爵紀 俊忠君
侯爵村田 保定君 侯爵前島勘一郎君
侯爵宮原 旭君 侯爵明石 元長君
侯爵田中 龍夫君 中川 望君
三浦 新七君 黒田 英雄君
中村藤兵衛君 大木 操君
田所 美治君 澤田 牛磨君

坂田 幹太君 松本 學君
竹下 豐次君 井川 忠雄君
諸橋 襄君 板谷 順助君
田島 正雄君 稻畑勝太郎君
結城 安次君 松尾 國松君
瀧川 儀作君 板谷 宮吉君
磯貝 浩君 橋本辰二郎君
山隈 康君 河西豊太郎君
田部長右衛門君 竹中藤右衛門君
伊藤 傳七君 山地土佐太郎君
有馬忠三郎君 藍澤 彌八君
中島徳太郎君 水野甚次郎君
塩田 團平君 中山 太一君
島山 一清君 小野 耕一君
町村 敬貴君 岸本 彦衛君
松岡 潤吉君 齋藤万壽雄君
渡邊 覺造君 佐々木長治君
野田六左衛門君 秋田 三一君
栗栖 起夫君 江口 文雄君
上野喜左衛門君 長島 銀藏君
岩元 達一君 渡部 信君
太田 半六君 渡邊 三郎君
佐藤惣之助君 橋本萬右衛門君
高木 八尺君 杉山 茂君
反對者氏名
侯爵細川 護立君 侯爵大炊御門經輝君
侯爵林 博太郎君 侯爵奥平 昌恭君
侯爵二荒 芳徳君 侯爵前田 利男君
侯爵徳川 宗敬君 侯爵金子 武磨君
三土 忠造君 侯爵幣原喜重郎君
子爵西大路吉光君 子爵今城 定政君
子爵大河内輝耕君 子爵加藤 泰通君
子爵黒田 長敬君 子爵秋田 重季君
子爵森 俊成君 子爵戸澤 正己君
子爵織田 信恒君 子爵實吉 純郎君
子爵京極 高修君 子爵柳澤 光治君
子爵交野 政邁君 子爵高木 正得君

子爵大久保教尙君 子爵永井 直邦君
子爵三島 通陽君 子爵瀧脇 安光君
子爵北條 萬八君 子爵入江 爲常君
子爵仙石 久英君 子爵伊集院兼高君
子爵松平 鏡之助君 子爵水野 勝邦君
子爵松平 親義君 子爵稻葉 正凱君
子爵土井 利章君 子爵鳥居 忠博君
子爵青木 重夫君 子爵朽木 綱博君
子爵伊東 祐淳君 子爵榊原 政春君
子爵京極 高親君 犬塚勝太郎君
桑木 嚴翼君 平塚 廣義君
永井 松三君 佐々木惣一君
出淵 勝次君 吉田 茂君
荒川 文六君 男爵久保田敬一君
吉田 久君 霜山 精一君
川村 竹治君 男爵高木 喜寬君
慶松勝左衛門君 男爵高崎 弓彦君
副島 千八君 白根 竹介君
寺尾 博君 安倍 能成君
長 世吉君 村上 義一君
金森德次郎君 男爵德川 誠君
男爵沖 貞男君 男爵伊藤 一郎君
男爵長 基通君 男爵松平外典君
男爵鶴殿 家勝君 男爵松田 正之君
男爵中御門經民君 男爵中村 貫之君
男爵渡邊 修二君 男爵杉溪 由言君
男爵坊城 俊賢君 男爵内田 敏雄君
男爵多田三郎君 男爵林 忠一君
男爵坂本 大造君 男爵北大路信明君
男爵西 西乙君 男爵小原謙太郎君
男爵斯波 正夫君 男爵中村 徹雄君
種田 虎雄君 瀨古 保次君
松嶋 鹿夫君 飯沼 一省君
大村 清一君 入江 俊郎君
木下謙次郎君 山崎 延吉君
野村 嘉六君 木内 四郎君
我妻 榮君 古島 一雄君
田島 道治君 安田伊左衛門君
石川 一郎君 中島 德松君

三橋四郎次君 奥村 嘉藏君
合田 健吉君 井上篤太郎君
熊谷三太郎君 名取 和作君
小山 完吾君 鹿島 精一君
高橋龍太郎君 德田 昂平君
板倉 卓造君 作間 耕昂君
中山 壽彦君 片岡 直方君
原田 讓二君 河端作兵衛君
山本 勇造君 朽木 嘉郎君
小汀 利得君 名古屋三吉君
岩淵 辰雄君 飯塚 知信君
淺井 清君 寺田 甚吉君
渡邊 甚吉君 萱野 長知君
錦木 忠正君 松尾嘉右門君
瀨川彌右衛門君 深田 武雄君
伊藤 豊次君
○議長(公爵德川家正君) 是ヨリ委員
會ノ修正ニ係ル部分ヲ採決シマス、
先ヅ前文ヲ問題ニ供シマス、委員會ノ
修正ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
〔起立者多數〕
○議長(公爵德川家正君) 三分ノ二以
上ト認メマス、仍テ委員會ノ修正通リ
決シマシタ、次ニ第十五條ヲ問題ニ供
シマス、委員會ノ修正ニ賛成ノ諸君ノ
起立ヲ請ヒマス
〔起立者多數〕
○議長(公爵德川家正君) 三分ノ二以
上ト認メマス、仍テ委員會ノ修正通リ
決シマシタ、次ニ第六十六條ヲ問題ニ
供シマス、委員會ノ修正ニ賛成ノ諸君
ノ起立ヲ請ヒマス
〔起立者多數〕

○議長(公爵德川家正君) 三分ノ二以
上ト認メマス、仍テ委員會ノ修正通リ
決シマシタ、是ニテ委員會ノ修正ニ係
ル修正案全部ヲ採決ヲ終リマシタ、次
ニ只今迄ニ可決セラレマシタ修正箇所
ヲ除ク殘リ全部ヲ問題ニ供シマス、殘
リ全部原案即チ衆議院送付案ニ賛成ノ
諸君ノ起立ヲ請ヒマス
〔起立者多數〕
○議長(公爵德川家正君) 三分ノ二以
上ト認メマス、仍テ原案通り可決セラ
レマシタ(拍手起ル)
○議長(公爵德川家正君) 是ニテ第二
讀會ヲ終リマス
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第
三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 賛成
○議長(公爵德川家正君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵德川家正君) 御異議ナ
シト認メマス
○議長(公爵德川家正君) 本案ノ第三
讀會ヲ開キマス、本案全部第二讀會ノ
決議通りニ議決スルコトニ賛成ノ諸君
ノ起立ヲ請ヒマス
〔起立者多數〕
○議長(公爵德川家正君) 起立者三分
ノ二以上ト認メマス、仍テ第二讀會ノ
決議通り決シマシタ(拍手起ル)
○議長(公爵德川家正君) 内閣總理大
臣ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス、吉
田内閣總理大臣
〔國務大臣吉田茂君登壇〕
○國務大臣吉田茂君 只今本院ニ於
テ憲法改正案ガ可決セラレマシタ、此
ノ機會ニ政府ヲ代表致シマシテ一言御
挨拶ヲ申述べタイト思ヒマス、去ルハ

月二十六日衆議院ヨリ送付セラレマシ
タ憲法改正案ガ本院ニ上程セラレマシ
テ以來、本會議委員會等ヲ通ジ、議員
各位ガ終始慎重且熱心ナ御努力ニ對シ
マシテハ、心カラ政府ト致シマシテ敬意
ヲ表スル次第アリマス、申上迄モナク
本案ハ新日本建設ノ礎石ヲ築キ、世界平
和ヲ招來セムトスルモノデアリマシテ、
本院ニ於ケル議員各位ノ御發言ハ、即チ
國民ノ知識階級ノ總意ヲ代表スルモノ
トシマシテ、内外ニ反響ヲシ、本案ノ
意義特色ヲ能ク内外ニ了解セシメタコ
トト確信シテ疑ハナイノデアリマス、
誠ニ欣快ニ堪ヘナイ所デアリマス、本
案ハ是ヨリ更ニ衆議院ノ審議ニ付セラ
レルコトナルノデアリマスガ、茲
ニ議員各位ノ御努力ニ對シテ、政府ト
致シマシテ感謝ノ意ヲ表スル次第デア
リマス(拍手起ル)
○議長(公爵德川家正君) 是ニテ帝國
憲法改正案ヲ議了致シマシタ
○議長(公爵德川家正君) 日程第二、
競馬法の一部を改正する法律案、政府
提出、衆議院送付、第一讀會、和田農
林大臣
○議長(公爵德川家正君) 日程第二、
競馬法の一部を改正する法律案、政府
提出、衆議院送付、第一讀會、和田農
林大臣
右の政府提出案は本院において可決
した、因つて議院法第五十四條によ
り送付する
昭和二十一年十月三日
衆議院議長 山崎 猛
貴族院議長 公爵德川家正殿

改める。
第三十五條第一號中「第一項又ハ
第二項」を削る。
第三十六條第一號中「第一項又ハ
第二項」を削り、同條中第三號を削
り、第四號を第三號とする。
第三十八條第一項中「三百圓」を
「二千圓」に改める。
附則
この法律は、公布の日から、これ
を施行する。
〔國務大臣和田博雄君登壇〕
○國務大臣(和田博雄君) 只今提案セ
ラレマシタ、競馬法の一部を改正する
法律案ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマ
ス、御承知ノヤウニ競馬ノ施行ハ、馬
事思想ノ普及ト共ニ、浮動購買力ヲ吸
收致シマシテ、通貨ノ縮少ニ資スル所
ガ極メテ大キナモノガゴザイマス、從
ヒマシテ此ノ觀點カラ殊ニ現下ノ經濟
事情ニ鑑ミマシテ、現行競馬法ノ中ノ馬
券ノ發賣及ビ讓渡ニ關スル制限ヲ緩和
致シマスルト共ニ、拂戻金ノ限度ヲ擴張
シ、以テ刻下ノ通貨對策ノ一翼トシマ
シテ、競馬法ヲ活用致シマスル爲ニ、
今回競馬法ノ一部ヲ改正致シタイト存
ズルノデアリマス、即チ改正ノ第一
點ハ、馬券ノ一人當リ發賣枚數ヲ一枚
ト云フ制限及ビ其ノ讓渡禁止ヲ撤廢セ
ムトスルモノデアリマス、第二ハ、
拂戻金ヲ從來、券面金額ノ十倍デアリ
マシタノヲ、百倍ニ致シタイト存ズル
ノデアリマス、第三ハ、第一ニ關聯致
シマスル罰則ノ廢止、第四點ハ、日本
競馬會ノ役員ニ對シマスル贈賄罪ノ罰
金三百圓以下ヲ二千圓以下ト改正スル
コトガゴザイマス、以上ガ、此ノ法律
案ノ内容デアリマス、尙以上ノ改正
ハ、過日、本議會ヲ通過致シマシタ地

方義馬法ノ内容ト歩調ヲ一ニスル爲デ
ゴザイマス、何卒御審議ノ上、速カニ
御協賛アラムコトヲ御願ヒ致シマス
○議長(公爵徳川家正君) 本案ニ付キ
マシテハ、政府ヨリ議院法第二十七條
但書、及ビ第二十八條但書ニ依リ緊急
議決ノ要求ニ接シテ居リマス、三讀會
ノ順序ヲ省略スルノ件ニ付御諮リヲ致
シマス、讀會ノ順序ヲ省略スルコトニ
同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
〔起立者多數〕

○議長(公爵徳川家正君) 三分ノ二以
上ト認メマス、委員ノ審査ハ、政府ノ
要求ニ依リ、之ヲ行ハサルコトニ致シ
マス

○議長(公爵徳川家正君) 別ニ御發言
モナケレバ是ヨリ採決ヲ致シマス、本
案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案通
リデ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ
イト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 日程第三、
貿易資金特別會計法案、政府提出、衆議
院送付、第一讀會、石橋大藏大臣

貿易資金特別會計法案

右の政府提出案は本院において可決
した、因つて議院法第五十四條によ
り送付する

昭和二十一年十月四日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長公爵徳川家正殿

貿易資金特別會計法案

貿易資金特別會計法

第一條 貿易資金を置き、その歳入
歳出は、これを一般の會計と區分

官報號外 昭和二十一年十月七日

して、特別會計を設置する。

第二條 貿易資金は、昭和二十年法
律第五十三號第二條の規定による
貿易資金を以て、これに充てる。

貿易資金に不足を生じたとき
は、政府は、この會計の負擔で大
藏省預金部又は日本銀行から借入
金をして、一時これを補足すること
ができる。但し、その金額は、
五十億圓を超えることはできな
い。

前項の借入金は、一年以内にこ
れを償還するものとする。

第三條 貿易資金は、これを貿易物
資及びその取引に基づく請求權に運
用するの外勅令の定めるものに運
用することができる。

政府は、貿易資金の運用に關す
る事務を、日本銀行に取り扱はせ
ることができる。

第四條 貿易資金の運用によつて、
利益を生じたときは、これを翌年
度の歳入に繰り入れ、損失を生じ
たときは、これを翌年度の歳出を
以て補填する。

第五條 この會計においては、前條
の規定による運用益金、第六條の
規定による借入金、第七條の規定
による一般會計からの繰入金及び
附屬雜收入を以てその歳入とし、
命令で定める貿易物資の管理及び
處分に要する特別經費、事務取扱
費、資金運用手数料、第六條の規
定による借入金の償還金、第七條
の規定による一般會計への繰入
金、借入金の利子、前條の規定に
よる資金補填金及び附屬諸費を以
てその歳出とする。

第六條 この會計で、前條に規定す
る貿易物資の管理及び處分に要す
る特別經費、事務取扱費、資金運
用手数料、借入金の利子及び附屬
諸費を支辨するため必要があると
きは、政府は、同會計の負擔で大
藏省預金部又は日本銀行から借入
金をすることができる。

前項の借入金は、一年以内にこ
れを償還するものとする。

第七條 この會計において、損益計
算上過剰を生じたときは、これを
一般會計の歳入に繰り入れ、不足
を生じたときは、これを一般會計
の歳出を以て補填する。

第八條 政府は、毎年この會計の歳
入歳出豫算を調製して、歳入歳出
の總豫算とともに、これを帝國議
會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出豫算には、貿易
資金の當該年度の運用計畫表及び
貿易資金の前年度の豫定損益計算
表を添附するものとする。

第九條 この會計の收入支出並びに
第四條の規定による運用による利
益又は損失及び第七條の規定によ
る過剰又は不足の計算に關する規
程は、勅令を以てこれを定める。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこ
れを定める。

昭和二十年法律第五十三號は、こ
れを廢止する。

前項の法律廢止の際、同法の貿易
資金に關する權利義務は、これを
この會計に歸屬せしめ、同法廢止
の際、現に存する同法第三條第一項
の規定による借入金は、これを第二
條第二項の規定による借入金でこの

法律施行の日に借り入れたものとみ
なす。

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) 只今議題ト
ナリマシタ貿易資金特別會計法案提出
ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、現在政府デ
行ツテ居リマス貿易ノ經理ニ付キマシ
テハ、昨年十二月ニ貿易資金設置ニ關
スル法律ヲ制定致シマシテ、貿易資金
ヲ設ケ輸出物資ノ買入及ビ輸入物資ノ
賣拂等ヲ此ノ資金ノ運用トシテ行ヒマ
シタ、之ニ伴フ歳入歳出ヲ爲替交易調
整特別會計ノ所屬ト致シテ居ツタノデ
アリマスガ、之ヲ今回貿易ニ關スル經
理ヲ一層圓滑ニ致スト共ニ、其ノ明確
ヲ期シマス爲ニ、從來ノ貿易資金設置
ニ關スル法律ヲ此ノ際廢止致シマシ
テ、新タニ獨立ノ特別會計ヲ設ケ貿易
ノ運營ヲ一層圓滑ニスルノヲ適當ト認
メマシテ、茲ニ此ノ法律案ヲ提出致シ
マシタ次第デアリマス、何卒御審議ノ
上、速カニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ
御願ヒ致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵ノ
動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ
シト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致
サセマス、

〔根本書記官朗讀〕
貿易資金特別會計法案特別委員
公爵桂 廣太郎君 公爵三條 實春君

○議長(公爵徳川家正君) 日程第四、
産業復興營團法案、政府提出、衆議院送
付、第一讀會、星島商工大臣

産業復興營團法案

右の政府提出案は本院において可決
した、因つて議院法第五十四條によ
り送付する

昭和二十一年十月四日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長公爵徳川家正殿

産業復興營團法案

第一章 總則

第一條 産業復興營團は、經濟安定
本部總裁の定める基本的な産業政
策及び産業計畫に従ひ、産業設備
又は資材の整備又は活用を圖り、
以て産業の速かな復興を促進する
ことを目的とする。

産業復興營團は、法人とする。
第二條 産業復興營團は、主たる事
務所を東京都に置く。
産業復興營團は、主務大臣の認
可を受けて、必要の地に從たる事
務所を設けることができる。

第三條 産業復興營團の資本金は、二億圓とする。

第四條 政府は、二億圓を産業復興營團に出資しなければならない。

第五條 産業復興營團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名稱

三 事務所の所在地

四 資本金額に關する事項

五 役員に關する事項

六 業務及びその執行に關する事項

七 會計に關する事項

八 公告の方法

定款は、主務大臣の認可を受けて、これを變更することができ

第六條 産業復興營團は、勅令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第七條 産業復興營團には、所得税、法人税及び營業税を課さない。

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、産業復興營團の事業に對しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて、内務大臣及び大藏大臣の認可を受けた場合にはこの限りでない。

第八條 産業復興營團が第十五條第一號又は第二號の業務のため、不動産に關する權利の取得又は所有權の保存に關して登記を受けた場合には、その登録税の額は、不動産の價格の千分の一・五とする。

第九條 産業復興營團について解散を必要とする事由が発生した場合において、その處置については、別に法律でこれを定める。

第十條 産業復興營團でない者は、産業復興營團又はこれに類似する名稱を用ひることができない。

第二章 役員

第十一條 産業復興營團に、役員として、理事長副理事長各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

理事長は、産業復興營團を代表し、その業務を總理する。

副理事長は、定款の定めるところにより、産業復興營團を代表し、理事長を輔佐して産業復興營團の業務を掌理し、理事長に事故あるときにはその職務を代理し、理事長が缺員のときにはその職務を行ふ。

理事は、定款の定めるところにより、産業復興營團を代表し、理事長及び副理事長を輔佐して産業復興營團の業務を掌理し、理事長

及び副理事長に事故のあるときにはその職務を代理し、理事長及び副理事長が缺員のときにはその職務を行ふ。

監事は、産業復興營團の業務を監査する。

第十二條 理事長、副理事長、理事及び監事は、政府がこれを任命する。

理事長、副理事長及び理事の任期は三年、監事の任期は二年とする。

第十三條 理事長、副理事長及び理事は、定款の定めるところにより、主たる事務所又は從たる事務所の業務に關して一切の裁判上又は裁判外の行爲をする權限を有する代理人を選任することができる。

第十四條 理事長、副理事長及び理事は、他の職業に従事することができない。

第三章 業務

第十五條 産業復興營團は、經濟安定本部總裁の定める基本的な産業政策及び産業計畫に基いて主務大臣のなす指導及び監督に従ひ、左の業務を行ふ。

一 經濟安定本部總裁が定める方策に基く産業設備の建設及びその貸付又は賣渡

二 經濟安定本部總裁が定める方策に基く産業設備又は資材の買受及びその貸付又は賣渡

三 經濟安定本部總裁が定める方策に基く産業設備營團の所有す

る産業設備又は資材の貸付先又は賣渡先の決定

第十六條 産業復興營團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

第十七條 産業復興營團は、毎事業年度の初において事業計畫を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

第十八條 産業復興營團が第十五條に規定する業務を行ふため必要とする資金は、復興金融庫から、その融資に關する規定に従つて融通を受けなければならない。

産業復興營團は、前項の規定にかかはらず、復興金融庫の承認を受けて、復興金融庫以外の者から資金の融通を受けることができる。

産業復興營團は、昭和二十三年四月一日以後、あらたに前二項に規定する資金の融通を求めることができない。

第四章 會計

第十九條 産業復興營團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとする。

第二十條 産業復興營團は、毎事業年度に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを主務大臣に提出して承認を受けなければ

ならない。

産業復興營團は、前項の規定による承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事務所に備へて置かなければならない。

第二十一條 産業復興營團が剰餘金を處分しようとするときには、主務大臣の承認を受けなければならない。

第五章 監督

第二十二條 主務大臣は、必要があると認めるときには、産業復興營團に對して、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、必要があると認めるときには、産業復興營團又は産業復興營團から産業設備若しくは資材の貸付を受ける者に對して、報告をさせ、又は當該官吏に、必要な場所に臨檢し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を檢査させることができる。

前項の規定により、當該官吏に臨檢檢査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す證票を携帯させなければならない。

第二十三條 産業復興營團は、役員

の給與に關する規程を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

産業復興營團は、前項の認可を

受けたときには、その旨及び當該規程の内容を公告しなければならぬ。

第二十四條 政府は、産業復興營團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反し、又は公益を害する行為をしたときには、これを解任することができる。

第六章 罰則

第二十五條 第二十二條第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第二十二條第二項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても前項の罰金刑を科する。

第二十六條 左の場合においては、産業復興營團の理事長、副理事長、理事又は監事は、これを五千圓以下の過料に處する。

一 この法律によつて主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合においてその認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律に規定されてゐない業務を行つたとき。

三 第二十二條第一項に規定する

主務大臣の監督上の命令に違反したとき。

第二十七條 左の場合においては、産業復興營團の理事長、副理事長、理事又は監事は、これを二千五百圓以下の過料に處する。

一 この法律又はこの法律に基いて發する勅令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第二十二條第二項の規定に違反して書類を備へて置かないとき、又はその書類に不正の記載をしたとき。

三 第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

第二十八條 第十條の規定に違反して、産業復興營團又はこれに類似する名稱を用ひた者は、これを一萬圓以下の過料に處する。

附則

第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

第三十條 産業設備營團法（以下舊法といふ）は、これを廢止する。但し、産業設備營團の清算について、及び舊法廢止前に舊法に基いてなした行為に關する罰則の適用については、舊法は、その廢止後もなほその效力を有する。

第三十一條 産業設備營團は、舊法廢止の時において、解散する。

産業設備營團の清算は、産業復興營團理事長が、その清算人とな

り、これを行ふ。

産業設備營團に、會社經理應急措置法又は企業再建整備法の規定を適用した場合において必要があるときは、適用した會社經理應急措置法又は企業再建整備法の規定につき、勅令で別段の定をなすことができる。

前二項に定めるものの外、産業設備營團の清算に關し必要な事項は、勅令でこれを定める。

第三十二條 政府は、設立委員を命じて、産業復興營團の設立に關する事務を處理させる。

第三十三條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

前項の認可があつたときには、設立委員は、遲滞なく出資の拂込を稟請しなければならない。

第三十四條 出資の拂込があつたときには、設立委員は、遲滞なくその事務を産業復興營團理事長に引き繼がなければならない。

理事長が前項の事務の引繼を受けたときには、理事長、副理事長、理事及び監事の全員は、遲滞なく設立の登記をしなければならない。

産業復興營團は、設立の登記をするによつて成立する。

第三十五條 産業復興營團でない者で、この法律施行の際現に産業復興營團又はこれに類似する名稱を

用ひてゐるものについては、この法律施行後六箇月を限り、第十條の規定を適用しない。

第三十六條 登録税法の一部を、次のやうに改正する。

第十九條第七號中「産業設備營團」の下に「産業復興營團」を、「産業設備營團法」の下に「産業復興營團法」を加へる。

第三十七條 印紙税法の一部を、次のやうに改正する。

第五條第六號の五の次に、左の一號を加へる。

六ノ五ノ二 産業復興營團ノ業務ニ關スル證書帳簿

〔國務大臣星島二郎君登壇〕

○國務大臣（星島二郎君） 産業復興營團法案ノ提案理由ヲ御説明致シマス、戰後ニ於ケル産業ノ速カナ復興ハ、當面焦眉ノ急務デアリマスガ、多年ノ戰爭經濟ニ伴ヒマス民需産業ノ全面的ナ衰頹並ニ廣範圍ニ互ル産業施設ノ戰災等ニ依リマシテ、當面緊要ナ生産ノ達成ヲ圖リマスル爲ニモ、産業設備ノ補修、改造、復舊、更新等、之ガ整備並ニ擴充ヲ急速ニ必要ト致ス實情ニア

活用ハ、現下ノ經濟情勢下ニ於キマシテハ、必ズシモ企業ノ自發的ナ創意活動ノミニ候ツコトヲ許サナイ實情ガ見

受ケラレルデアリマシテ、特ニ財閥ノ解體等ニ依ル大企業ノ倒壊ノ後ヲ承

ケマシテ、健全且清新ナ中小企業ノ出現ヲ育成致シマスル爲ニハ、茲ニ強力ナル産業振興ノ方途ヲ講ズル必要ガアルデアリマス、仍テ之ガ爲一方ニ精

密且果斷ノ政策及ビ計畫ヲ策定致シマスルト共ニ、此ノ方策ヲ擔ツテ産業設備ノ整備活用ニ挺身スベキ機關ヲ創設致シマシテ、以テ必要トセラレムトス

ル産業振興方策ノ具體的ナ實現ヲ期シタイト存ズル次第デアリマス、茲ニ提案致シマシタル産業復興營團法案ハ、専ラ右ノ趣旨ヲ體シマシテ戰時經濟ノ終結ニ伴ヒ一應任務ノ完了致シマシタル産業設備營團ハ之ヲ整理解散致シマスル

ト共ニ、新タニ之ニ代ヘテ産業復興營團ヲ設立致シ、以テ戰時補償特別措置法——等別ニ提案致シマシタル一連ノ特別措置ニ伴フ經濟界整理ノ後ヲ承ケマシテ産業ノ復興助成ヲ圖ラシメヨウト

スルモノデアリマス、即チ産業復興營團ハ、事業者ニ於テハ建設改修等ヲ行フコトノ著シク困難ナ産業設備ヲ建設致シ、之ヲ適當ナル企業者ニ貸付ケテ

運営ヲ行ハシメ、以テ生産ノ振興達成ヲ圖リマスルト共ニ、經濟界ノ整理ニ伴ツテ多量ノ放出ガ豫想セラレマスル遊休産業設備、資材ノ吸收シ、之ガ效率的且計畫的ナ配分ヲ行フ等、産業設備及ビ資材ノ綜合的ナ調整ト其ノ活用ヲ圖ルコトヲ以テ目的トシテ居ルデア

アリマス、産業復興營團ハ是等ノ業務

ハ、經濟安定本部總裁ノ定メル基本
ナ政策及ビ計畫ノ線ニ從ヒ、專ラ産業
設備及ビ資材ノ面ニ於テ、強力ナル國
家機關トシテ、政策ノ遂行ニ協力セシ
メルコトヲ目的トシテ行ハレルモノデ
アリマシテ、曩ニ御贊同ヲ得マシタ所
ノ金融面ニ於ケル復興金融金庫ノ活動
ト相俟ツテ、戰後産業ノ復興ニ對スル
變輪ノ役割ヲ演ズルモノト期待致シテ
居ルノデアリマシテ、本産業復興營團
ノ出立、其ノ實效ノアル活動ノ一日モ
速ク開始セラレムコトヲ希望致シテ居
ル次第デアリマス、何卒本法律案ハ會
期切迫シテ甚ダ恐縮デゴザイマスケレ
ドモ、御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ御願
ヒ致シマス

○子爵戸澤正己君 只今上程セラレマシタ産業復興營團法案ハ、貿易資金特別會計法案ノ特別委員ニ併託セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○子爵秋田重季君 贊成

○議長（公爵徳川家正君） 戸澤子爵ノ
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長（公爵徳川家正君）御異議ナイ
ト認メマス

○議長（公爵徳川家正君） 日程第五、
恩給法臨時特例案、政府提出、衆議院
送付、第一讀會、入江法制局長官

恩給法臨時特例案

右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年十月四日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長公爵德川家正殿

恩給法臨時特例案

恩給法臨時特例

第一條 恩給法第十八條の規定の適用については、當分の間、同條中「百分ノ二」とあるのは、「二百分ノ一」、「百分ノ一」とあるのは、「四百分ノ一」、「二百分ノ一」とあるのは、「八百百分ノ一」と読み替へるものとする。

恩給法第五十九條の規定の適用については、當分の間、同條中「百分ノ一」又は「百分ノ二」とあるのは、「二百分ノ一」と讀み替へるものとする。

第二條 恩給法第五十八條第一項第

四號の規定による普通恩給の停止については、當分の間同號の規定にかかはらず、恩給年額が千圓以上で、その恩給外の所得の年額が一萬圓を超える者について、左の區分によつて、これを行ふ。

一 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が一萬二千圓以下であるときは、一萬二千圓を超える金額の一割五分の金額に相當する金額。但し、恩給の支給額は、年額千圓を下ることはない。

二 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が一萬二千圓を超え一萬五千圓以下であるときは、一萬一千圓を超え一萬二千圓以下の金額の一割五分の金額と一萬二千圓を超える金額の二割の金額との合計額に相當する金額。但し、恩給の支給額は、

年額千圓を下ることはなく、その停止年額は、恩給年額の二割を超えることはない。

三 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が一萬五千圓を超え二萬圓以下であるときは、一萬一千圓を超え一萬二千圓以下の金額の一割五分の金額と二萬二千圓を超え一萬五千圓以下の金額の二割の金額と一萬五千圓を超える金額の二割五分の金額をとの合計額に相當する金額。但し、恩給の支給額は、年額千圓

を下ることはなく、その停止年額は、恩給年額の二割五分を超えることはない。

四 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が二萬圓を超えるときは、一萬一千圓を超え一萬二千圓以下の金額の一割五分の金額と一萬二千圓を超え一萬五千圓以下の金額の二割の金額と千圓以下の金額の二割の金額と

一萬五千圓を超え二萬圓以下の金額の二割五分の金額と二萬圓を超える金額の三割の金額との合計額に相當する金額。但し、恩給の支給額は、年額千圓を下

三條 普通恩給の年額又は一時恩給若しくは一時扶助料の金額は、恩給年額の三割を超えることはない。

當分の間、退職又は死亡當時の俸給の額にかかはらず、別表第一號表に掲げる給與俸給の額に夫ミ對應する假定俸給額によつて、これ

を、計算する。

第四條 恩給法第六十五條の規定の適用については、當分の間、同法別表第二號表にかかはらず、別表第二號表による。

第五條 恩給法第六十五條ノ二の規定の適用については、當分の間、同法別表第三號表にかかはらず、別表第三號表による。

給法第

書の規定の適用については、當分の間、同項但書中「十分ノ七・五」とあるのは、「十分ノ七・九」と讀み替へるゐとする。

第六條 恩給法第七十五條の規定の適用については、當分の間、同法

別表第五號表にかかはらず、別表第四號表に、同法別表第六號表にかかはらず、別表第五號表に、同法別表第七號表にかかはらず、別表第六號表に、同法別表第八號表にかかはらず、別表第七號表に上

第九條 昭和二十一年六月三十日まで
に退職して、増加恩給又は傷病
年金を受けた者が、再就職し、同
年七月一日以後退職した場合に、
恩給法第五十五條又は第五十五條
ノ二の規定を適用するについて
は、當分の間、同法第五十五條第
二項各號中に「差額」とあるのは、
差額の三十五割に相當する額とす
る。

第十條 この法律の適用を受ける樹
 輪の額の計算については、昭和七
 年法律第十三號は、これを適用し
 ない。

第十一條 昭和二十一年勅令第四百
 三十五號附則第四項の官吏に、こ
 の法律を適用するについては、勅
 令第三千四百三十五號附則第四項
 の官吏に、この法律を適用するに
 ついては、勅令第三千四百三十五
 號附則第四項の官吏に、この法律
 を適用するに

令で 特別の定をなすことができる。

第十二條 この法律の施行に關して必要な事項は、勅令で、これを定める。

(別表)

第一處長

三〇圓	給與俸給月額	假定俸給月額	四五圓
-----	--------	--------	-----

三三〇	三六〇	三九〇	四二〇	四六〇	五〇〇	五四〇	五八〇	六二〇
五〇	五五	六五	七五	八五	九五	一〇五	一一五	一二五

給與俸給額が、この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給額に對する假定俸給額による。	給與俸給額が、この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給額に對する假定俸給額による。
給與俸給月額 假定俸給月額	給與俸給月額 假定俸給月額
二、〇〇〇 二、一〇〇 二、二〇〇 二、三〇〇 二、四〇〇 二、五〇〇 二、六〇〇 二、七〇〇 二、八〇〇 二、九〇〇 三、〇〇〇	一、〇〇〇 一、一〇〇 一、二〇〇 一、三〇〇 一、四〇〇 一、五〇〇 一、六〇〇 一、七〇〇 一、八〇〇 一、九〇〇 二、〇〇〇

乙 親任の者

第二號表				第三號表			
甲		乙		甲		乙	
特殊公務		普通公務		特殊公務		普通公務	
第一別項	第二別項	第一別項	第二別項	第一別項	第二別項	第一別項	第二別項
一、八〇〇 一、九〇〇 二、〇〇〇 二、一〇〇 二、二〇〇 二、三〇〇 二、四〇〇 二、五〇〇 二、六〇〇 二、七〇〇 二、八〇〇 二、九〇〇 三、〇〇〇	一、八〇〇 一、九〇〇 二、〇〇〇 二、一〇〇 二、二〇〇 二、三〇〇 二、四〇〇 二、五〇〇 二、六〇〇 二、七〇〇 二、八〇〇 二、九〇〇 三、〇〇〇	一、八〇〇 一、九〇〇 二、〇〇〇 二、一〇〇 二、二〇〇 二、三〇〇 二、四〇〇 二、五〇〇 二、六〇〇 二、七〇〇 二、八〇〇 二、九〇〇 三、〇〇〇	一、八〇〇 一、九〇〇 二、〇〇〇 二、一〇〇 二、二〇〇 二、三〇〇 二、四〇〇 二、五〇〇 二、六〇〇 二、七〇〇 二、八〇〇 二、九〇〇 三、〇〇〇	一、八〇〇 一、九〇〇 二、〇〇〇 二、一〇〇 二、二〇〇 二、三〇〇 二、四〇〇 二、五〇〇 二、六〇〇 二、七〇〇 二、八〇〇 二、九〇〇 三、〇〇〇	一、八〇〇 一、九〇〇 二、〇〇〇 二、一〇〇 二、二〇〇 二、三〇〇 二、四〇〇 二、五〇〇 二、六〇〇 二、七〇〇 二、八〇〇 二、九〇〇 三、〇〇〇	一、八〇〇 一、九〇〇 二、〇〇〇 二、一〇〇 二、二〇〇 二、三〇〇 二、四〇〇 二、五〇〇 二、六〇〇 二、七〇〇 二、八〇〇 二、九〇〇 三、〇〇〇	一、八〇〇 一、九〇〇 二、〇〇〇 二、一〇〇 二、二〇〇 二、三〇〇 二、四〇〇 二、五〇〇 二、六〇〇 二、七〇〇 二、八〇〇 二、九〇〇 三、〇〇〇

率	級	等
五〇・四割	待一	親任
五四・六割	遇級	一級
五八・八割	者圓額の退職給當時の十月時	二二級
五八・八割	者圓額の退職給當時の十月時	三三級
六三・〇割	上九未額の退職給當時の十月時	三三級
六五・一割	の十額退職給當時の十月時	遇級

第六號表

率	級	等
六三・〇割	待一	親任
六五・一割	遇級	一級
六八・三割	者圓額の退職給當時の十月時	二二級
六八・三割	者圓額の退職給當時の十月時	三三級
七三・五割	上九未額の退職給當時の十月時	三三級
七五・六割	の十額退職給當時の十月時	遇級

第五號表

率	級	等
八四・〇割	待一	親任
八六・二割	遇級	一級
八八・四割	者圓額の退職給當時の十月時	二二級
八八・四割	者圓額の退職給當時の十月時	三三級
九三・六割	上九未額の退職給當時の十月時	三三級
九五・七割	の十額退職給當時の十月時	遇級

第四號表

第七號表

遺族の等級	親任		二級		三級	
	數	級	數	級	數	級
三人	○・五割	待一週級	一・〇割	待二週級	二・〇割	待三週級
遺族の員數が、三人を超える場合は、三人の遺族に給するべき扶助料は、一人につき、一・〇割、二人につき、二・〇割、三人につき、三・〇割、四人につき、四・〇割、五人につき、五・〇割、六人につき、六・〇割、七人につき、七・〇割、八人につき、八・〇割、九人につき、九・〇割、十人以上につき、十・〇割とする。						

【政府委員入江俊郎君登壇】

○政府委員(入江俊郎君) 只今議題ト相成リマシタ恩給法臨時條例ニ關スル法律案ニ付キマシテ、其ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス、終戦後ノ事態ニ即應シテ、恩給法ノ規定ヲ整備スル爲ニ、衆ニ恩給法ノ一部ヲ改正スル法律案ヲ本議會ニ提出シ、既ニ其ノ御協議ヲ經タノデアリマスガ、最近更ニ官吏ニ俸給令、所得税法等ニ改正ガ加ヘラレリニ至リマシタ結果、是等ニ關聯ノアル恩給法ノ諸規定ニ付キマシテ、若干ノ臨時の措置ヲ講ズル必要ヲ生ズルコトトナツタノデアリマス、茲ニ急遽此ノ法案ヲ提出スルコトト相成ツタ次第デアリマス、此ノ法案ニ依リマシテ、恩給法ノ特例ヲ認メヨウト致シマスル事項ハ、大略次ノ三點デアリマス、即チ其一ツハ官吏俸給令ノ改正ニ依リ本俸増額ノ拘ラズ、一般恩給金額及ビ國庫納金ノ額ヲ原則トシテ、從來ノ程度ニ止メヨウトスルモノデアリマス、即チ

今同官吏俸給令ガ改正セラレマシタ結果、從來臨時手當、物價手當等ノ名目ヲ以テ支給シテ居リマシタモノヲ、本俸ニ組入レルコトニ致シマシタ爲、本俸ノ増額ヲ來スコトトナツタノデアリマスガ、抑、恩給ノ金額ハ、原則トシテ、退職當時ノ俸給ヲ基準トシテ定メラレ、國庫納金ノ額等モ、在職中ノ俸給ヲ基準トシテ算出スルコトニナツテ居リマスガ爲ニ、之ヲ其ノ儘ニ致シマスル時ハ、當然ニ恩給金額並ニ國庫納金ノ額等ニ増加ヲ來スコトニナル譯デアリマス、然ルニ財政的見地其ノ他ノ諸點カラ考ヘマスルニ、恩給ノ金額ヲ俸給ノ増加ニ伴フツテ、今直チニ増額致シマスルコトハ、ドウモ適當トハ認メラレマセヌノデ、是ハ今後ノ各種ノ情勢ト睨ミ合セテ速カニ檢討スルコトトシ、此ノ際ト致シマシテハ、引續キ從來程度ノ金額ヲ支給スルコトニ止メルコトト致シタノデアリマス、之ガ爲ニ恩給ノ基準ナル退職當時ノ俸給ニ付キマシテハ、假定俸給ヲ設ケルコトト

致シマシテ、同様ニ國庫納金等ニ付キマシテモ、原則トシテ從來程度ノ額ヲ維持スルヤウ臨時の措置ヲ講ジテ居ルノデアリマス、唯警察、監獄職員及ビ國民學校等ノ教職員ニ付キマシテハ、其ノ給與ノ改善ニ伴ヒマシテ、國庫納金ニ關スル從來ノ一般文官トノ差等ヲ撤廢シテ、一律ニ文官並ト致シマシタ、此ノ法案ノ第一條及ビ第三條ハ、以上ノ諸點ニ付テノ特例ニ關スル規定デアリマス、改正ノ第二點ハ公務傷病關係ノ恩給、即チ増加恩給、傷病年金及ビ公務傷病ヲ起因シテ死亡シタ者ノ遺族ニ對スル扶助料ノ増額ノ點デアリマス、第一ニ述ベマシタ通りノ事情カラ、恩給ノ金額ハ原則トシテ、一般的ニハ、從來通り據置クコトト致シタノデアリマスガ、公務ノ爲傷病ニ罹レ退官退職シタ者及ビ公務ニ起因シテ死亡シタ者ノ遺族ニ付キマシテハ、昨今ノ社會事情カラ見て、一般ノ恩給受給者ニ比較シテ、其ノ生活上ノ苦痛ハ特ニ甚ダシイモノガアルト考ヘラレ、一般ニ恩給ノ金額改訂ノ時期迄猶豫スルコトハ誠ニ忍ビ難イ事情ニアリマスノデ、是等ノ恩給ニ限ツテ、特ニ臨時増額ノ措置ヲ講ズルコトト致シタノデアリマシテ、此ノ法案ノ第四條乃至第六條及ビ附則第八條ガ、此ノ點ニ關スル特例ヲ定メテ居ルノデアリマス、第三ハ所謂多額所得者ノ恩給停止ニ關スル特例デアリマシテ、現行恩給法ニ依リマス、恩給年額ガ千圓以上デ、恩給外ノ所得ノ年額ガ四千圓ヲ超エル者ニ付テハ、其ノ合算額ノ多寡ニ應ジテ、恩給年額ノ内一定ノ割合ノ金額ヲ支給ヲ停止スルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、恩給外ノ所得ノ年額ヲ四千圓ト致シテ居リマスノハ、所得税法ノ綜合所得稅ノ

免稅點ガ三千圓デアアルコトニ照應スルノデアリマス、即チ此ノ所得ノ調査ハ、全國ノ稅務署ニ於テ行フコトニナツテ居リマス關係上、綜合所得稅ノ免稅點以下ノ所得者ニ付テハ、事實上調査ガ極メテ困難ナコトニ因ルモノデアリマス、然ルニ、最近、綜合所得稅ノ免稅點ガ三千圓カラ一萬圓ニ引上ゲラレルコトニナリマシタ爲、現行法ノ儘デハ四千圓以上一萬圓以下ノ所得者ニ付テハ、恩給停止ノ措置ヲ講ズルコトガ、實際上不可能ナ狀態トナリマシタノミカラズ、斯カル免稅點ノ引上ラ必要トスル實質上ノ理由ニ照應シテ、恩給ノ停止セラル、所謂多額所得者ノ範圍ニ付檢討ヲ加ヘルコトヲ相當ト認メマシタ、仍チ此ノ際、多額所得者ノ停止ハ、恩給年額ガ千圓以上デ、恩給外ノ所得ガ一萬圓ヲ超エル者ニ付テノミ、之ヲ行フコトト致シタ次第デアリマシテ、此ノ法案ノ第二條ガ此ノ點ニ關スル規定デアリマス、尙此ノ特例ハ本年七月分以降ノ支給ニ付テ適用スルコトト致シテ居リマス、以上ガ此ノ法律案ヲ本議會ニ提出致シマス理由ノ概要デアリマス、何卒御審議ノ上、速カニ御協賛ヲ賜ラムコトヲ希望致シマス

○子爵戸澤正己君 只今日程ニ上リマシタ恩給法臨時條例案ハ、其ノ特別委員ノ數ヲ十五名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(公卿德川家正君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公卿德川家正君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

【根本書記官朗讀】

恩給法臨時條例案特別委員
侯爵東郷 彪君 侯爵小村 捷治君
伯爵宗 武志君 子爵梅園 篤彦君
子爵仙石 久英君 子爵朽木 綱博君
小山 松吉君 永井 松三君
羽田 亨君 吉田 久君
男爵近藤 滋彌君 男爵岡 俊二君
男爵紀 俊忠君 藤澤 彌八君
男爵岩元 達一君

○議長(公卿德川家正君) 日程第六、自作農創設特別措置法案、日程第七、農地調整法の一部を改正する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是等ノ兩案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公卿德川家正君) 御異議ナイト認メマス、和田農林大臣

自作農創設特別措置法案
右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年十月五日
衆議院議長 山崎 猛
貴族院議長 公卿德川家正殿

自作農創設特別措置法案
第一條 この法律は、耕作者の地位を安定し、その労働の成果を公正に享受させるため自作農を急速且つ廣汎に創設し、以て農業生産力の發展と農村における民主的傾向の促進を圖ることを目的とする。

第二條 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいふ。

この法律において、自作地とは、耕作の業務を営む者が所有権に基づきその業務の目的に供してゐる農地をいひ、小作地とは、耕作の業務を営む者が賃借権、使用貸借による権利、永小作権、地上権又は質権に基づきその業務の目的に供してゐる農地をいふ。

前項の規定の適用については、耕作の業務を営む者の同居の戸主若しくは家族又は耕作の業務を営む者の戸主若しくは家族で命令で定める特別の事由に因りその者と同居しなくなつたものが有する同項に掲げる権利は、これをその耕作の業務を営む者の有するものとみなす。

この法律において、自作農とは、自作地に就き耕作の業務を営む個人をいひ、小作農とは、小作地に就き耕作の業務を営む個人をいふ。

第三條 左に掲げる農地は、政府が、これを買収する。

一 農地の所有者がその住所のある市町村の区域（その隣接市町村の区域内の地域で市町村農地委員会が都道府県農地委員会の承認を得て当該市町村の区域に準ずるものとして指定したものを含む。以下同じ。）外において所有する小作地

二 農地の所有者がその住所のある市町村の区域内において、北海道にあつては四町歩、都府縣にあつては中央農地委員会が都府縣別に定める面積を超える小作地を所有する場合、その面積を超える面積の当該区域内の

小作地

三 農地の所有者がその住所のある市町村の区域内において所有する小作地の面積とその者の所有する自作地の面積の合計が、北海道にあつては十二町歩、都府縣にあつては中央農地委員会が都府縣別に定める面積を超えるときは、その面積を超える面積の当該区域内の小作地

前項第二號又は第三號に規定する都府縣別の面積は、その平均面積が同項第二號に規定するものにあつては概ね一町歩、同項第三號に規定するものにあつては概ね三町歩になるやうに、これを定めなければならない。

都道府県農地委員会は、特に必要があると認めるときは、中央農地委員会の承認を得て、当該都道府県の区域を二以上の区域に分け各區域別に第一項第二號又は第三號の都道府縣別の面積に代るべき面積を定めることができる。但し、各區域別の面積は、その平均面積が概ね同項第二號又は第三號の当該都道府縣別の面積になるやうに、これを定めなければならない。

第五條第七號に規定する農地で命令で定めるものの面積は、第一項第二號又は第三號に規定する小作地又は自作地の面積にこれを算入しない。

第一項の農地の外左に掲げる農地で、都道府県農地委員会又は市町村農地委員会が、命令の定めるところにより、自作農の創設上政府において買収することを相當と

認めたものは、政府が、これを買収する。

一 自作農でその者の営む耕作の業務が適正でないものの所有する自作地の面積が第一項第三號の面積を超える場合、当該面積を超える面積の自作地

二 自作地で当該自作地に就いての自作農以外の者が請負その他の契約に基づき耕作の業務の目的に供してゐるもの

三 法人その他の團體でその営む耕作の業務が適正でないものの所有する自作地

四 法人その他の團體の所有する小作地

五 農地で所有権その他の権原に基づきこれを耕作することのできる者が現に耕作の目的に供してゐないもの

六 前各號に掲げるものを除く外農地でその所有者が市町村農地委員会に對し政府において買収すべき旨を申し出たもの

第四條 前條の規定の適用については、農地の所有者の同居の戸主若しくは家族又は農地の所有者の戸主若しくは家族で第二條第三項に規定する特別の事由に因りその者と同居しなくなつた者が当該農地の所有者の住所のある市町村の区域内において所有する農地は、これを当該農地の所有者の所有する農地とみなす。

前條第一項の規定の適用については、農地の所有者で第二條第三項に規定する特別の事由に因りその所有する農地のある市町村の区域内に住所を有しなくなつたもの

は、これを当該市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

第五條 政府は、左の各號の一に該當する農地については、第三條の規定による買収をしない。

一 國又は公共團體が公共用又は公用に供してゐる農地

二 都道府縣、市町村、都道府縣農業會、市町村農業會、農事實行組合、農地開發營團その他命令で定める團體の所有する農地で自作農の創設又は共同耕作の目的に供するもの

三 試験研究又は農事指導の目的に供してゐる農地で地方長官の指定したるもの

四 都市計畫法第十二條第一項の規定による土地區劃整理を施行する土地又は都市計畫による同法第十六條第一項の施設に必要な土地の境域内にある農地で地方長官の指定する區域内にあるもの

五 近く土地使用の目的を變更することを相當とする農地で市町村農地委員会が都道府縣農地委員会の承認を得て指定したるもの

六 自作農が疾病その他命令で定める事由に因つてその自作地に就き自ら耕作の業務を営むことができないため貸借又は使用貸借により一時當該自作地を他人の耕作の業務の目的に供した場合、市町村農地委員会が、その自作農が近く自作するものと認め、且つその自作を相當と認める當該農地

七 新開墾地、燒畑、切替畑等收穫の著しく不定な農地その他命令

令で定める農地で市町村農地委員会が政府において買収することを不當と認めるもの

第六條 政府が第三條の規定による買収をするには、市町村農地委員会の定める農地買収計畫によらなければならない。

農地買収計畫においては、買収すべき農地並びに買収の時期及び對價を定めなければならない。

前項の對價は、當該農地につき地租法による貸賃價格があるときは、田にあつては當該貸賃價格に四十（農地調整法第六條ノ三第一項の規定により地方長官の定めたる率があるときは、その率）、畑にあつては當該貸賃價格に四十八（同條同項の規定により地方長官の定めたる率があるときは、その率）を乗じて得たる額（同條同項の規定により地方長官の定めたる額があるときは、その額）の範圍内においてこれを定め、當該農地につき地租法による貸賃價格がないときは、市町村農地委員会が地方長官の認可を受けて定めたる額による。

但し、特別の事情に因つて市町村農地委員会が地方長官の認可を受けて當該農地につき額を定めるときは、その額による。

市町村農地委員会は、農地買収計畫を定めるには、左の事項を勘案してこれをしなければならない。

一 自作農となるべき者の農地を買い受ける機會を公正にすること

二 自作農となるべき者の耕作する農地を集團化し、且つ當該地

方の状況に應じて當該農地につき田畑の割合を適正にするこ
と。

市町村農地委員會は、農地買収計畫を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から十日間市役所又は町村役場において左の事項を記載した書類を縦覧に供しなげばならない。

一 買収すべき農地の所有者の氏名又は名稱及び住所

二 買収すべき農地の所在、地番、地目（土地臺帳の地目が現況と異なるときは、土地臺帳の地目及び現況による地目以下同じ）及び面積

三 對價

四 買収の時期

第七條 前條の規定による農地買収計畫に定められた農地につき所有權を有する者は、當該農地買収計畫について異議があるときは、市町村農地委員會に對して異議を申し立てることができる。但し、同條第五項の縦覧期間を経過したときは、この限りでない。

市町村農地委員會は、前項の申立を受けたときは、前條第五項の縦覧期間満了後二十日以内に決定をしなければならぬ。

前項の決定に對して不服ある申立人は、都道府縣農地委員會に訴願することができる。但し、同項の期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

都道府縣農地委員會は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二十日以内に裁決してなければならない。

第八條 第六條の規定による農地買収計畫につき同條第五項の期間内に前條第一項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合においてそのすべてについて同條第二項の規定による決定があり、且つ同條第三項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合においてそのすべてについて同條第四項の規定による裁決があつたときは、市町村農地委員會は、遅滞なく當該農地買収計畫について都道府縣農地委員會の承認を受けなければならない。

第九條 第三條の規定による買収は、地方長官が前條の規定による承認があつた農地買収計畫により當該農地の所有者に對し買収令書を交付して、これをしなければならぬ。但し、當該農地の所有者が知れないとき、その他令書の交付をすることができないときは、命令の定めるところにより、第二項各號に掲げる事項を公告し、令書の交付に代へることができる。

令書には、左の事項を記載しなければならない。

一 第六條第五項各號に掲げる事項

二 對價の支拂の方法及び時期

三 その他必要な事項

地方長官は、令書の交付又は第一項但書の公告をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の公告の際における買収の目的たる農地につき先取特權、質權又は抵當權を有する者に對してこれを通知する。

知しなげばならない。但し、先取特權、質權又は抵當權を有する者が知れないとき、その他通知をすることができないときは、命令の定めるところにより、公告をし、通知に代へることができる。

第十條 第三條、第六條及び前條の規定の適用については、農地の面積は、土地臺帳に登録した當該農地の面積による。但し、市町村農地委員會が當該農地につき土地臺帳に登録した面積を以てその面積とすることを著しく不相當と認め、別段の面積を定めたときは、當該農地については、その面積による。

第十一條 第六條乃至第九條の規定によりした手續その他の行為は、第三條の規定により買収すべき農地の所有者、先取特權者、質權者又は抵當權者の承継人に對してもその效力を有する。

第十二條 地方長官が第九條の規定による手續をしたときは、令書に記載し、又は同條第一項但書の規定により公告した買収の時期に、當該農地の所有權は、政府が、これを取得し、當該農地に關する權利は、消滅する。

前項の規定により政府が取得した農地につきその取得の當時賃借權、使用貸借による權利、永小作權、地上權又は地役權があるときは、その取得の時に當該權利を有する者のために従前の同一の條件を以て當該權利が設定されたものとみなす。但し、その權利の存続期間は、従前の權利の残存期間とする。

第十三條 第三條の規定による農地の買収については、政府は、その對價を買収の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならぬ。但し、當該農地上に先取特權、質權又は抵當權がある場合において、當該權利を有する者の請求があるとき、又は當該權利を有する者が知れないときは、その對價を供託しなければならぬ。

當該農地上に先取特權、質權又は抵當權を有する者は、前項の規定により供託した對價に對してその權利を行ふことができる。

政府は、第三條の規定により買収する農地の所有者に對して、その農地の面積（その農地の面積が同條第一項第三號の當該都道府縣別の面積又は同條第三項の規定により當該區域につき定められた當該都道府縣別の面積に代るべき面積を超えるときは、當該都道府縣別の面積又は當該都道府縣別の面積に代るべき面積）に應じて報償金を交付する。

前項の報償金の一段歩當りの額は、田にあつては二百二十圓、畑にあつては百三十圓を基準とし、當該農地の収量、位置その他の状況を參照して、主務大臣が、これを定める。

第三項の規定の適用については、第十條の規定を準用する。

第十四條 第三條の規定により買収した農地の對價に對して不服ある者は、通常裁判所に出訴することができる。但し、令書の交付又は第九條第一項但書の公告のあつた後一箇月を経過したときは、この限りでない。

第十五條 第三條の規定により買収する農地に就き自作農となるべき者又は當該農地につき所有權その他の權利を有する者が左に掲げる農業用施設、土地又は建物を政府において買収すべき旨の申請をした場合において、市町村農地委員會がその申請を相當と認めたときは、政府は、これを買収する。

一 第三條の規定により買収する農地の利用上必要な農業用施設

二 第三條の規定により買収する農地に就き自作農となるべき者が、賃借權、使用貸借による權利若しくは永小作權を有する草地、賃借權、使用貸借による權利若しくは地上權を有する宅地又は賃借權を有する建物

前項の場合には、第六條第一項、第二項、第五項、第七條乃至第十二條、第十三條第一項第二項及び前條の規定を準用する。

前條において準用する第六條第二項の對價は、採草地にあつては、命令の定めるところにより、當該採草地の近傍類似の農地の時價を參照し、採草地以外のものにあつては時價を參照してこれを定める。

第十六條 政府は、第三條の規定により買収した農地及び政府の所有に屬する農地で命令で定めるもの

を、命令の定めるところにより、その買収の時期において當該農地に就き耕作の業務を営む小作農その他命令で定める者で、自作農として農業に精進する見込のあるものに賣渡す。

政府は、特別の事情があるときは、第三條の規定により買収した農地を市町村農業會その他命令で定める團體で自作農の創設の事業を行ふものに賣渡すことができる。

第十七條 前條に規定する者で同條に規定する農地を買ひ受けようとするものは、市町村農地委員會に對してその申込をしなければならぬ。

第十八條 政府が第十六條の規定により賣渡をするには、市町村農地委員會の定める農地賣渡計畫によらなければならぬ。

農地賣渡計畫においては、賣渡すべき農地並びに賣渡の相手方、時期及び對價を定めなければならない。

前項の賣渡の相手方は、前條の規定による買受の申込をした者でなければならない。

市町村農地委員會は、農地賣渡計畫を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から十日間市役所又は町村役場において左の事項を記載した書類を縦覧に供しななければならない。

一 賣渡の相手方の氏名又は名稱及び住所

二 賣渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積

三 對價

四 賣渡の時期

農地賣渡計畫については、第八條の規定を準用する。この場合において、同條中「同條第五項」とあるのは、「第十八條第四項」と、「前項第一項」とあるのは、「第十九條第一項」と読み替へるものとする。

第十九條 第十七條の規定による買受の申込をした者は、前條の規定による農地賣渡計畫について異議があるときは、市町村農地委員會に對して異議を申し立てることができる。但し、同條第四項の縦覧期間を経過したときは、この限りでない。

前項の場合には、第七條第二項乃至第四項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「前條第五項」とあるのは、「第十八條第四項」と読み替へるものとする。

第二十條 第十六條の規定による賣渡は、地方長官が第十八條第五項において準用する第八條の規定による承認があつた農地賣渡計畫により賣渡の相手方に對し賣渡通知書を交付して、これをしなければならぬ。

通知書には、左の事項を記載しなければならない。

一 第十八條第四項各號に掲げる事項

二 對價の支拂の方法及び時期

三 その他必要な事項

第二十一條 前條の規定による賣渡通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された賣渡の時期に、當該農地の所有權は、その通

知書に記載された賣渡の相手方に移轉する。

前項の規定により取得した農地の對價については、第十四條の規定を準用する。

第二十二條 第十六條の規定による賣渡があつた農地につき第十二條第二項の規定により設定された權利がある場合において、その權利を有する者が當該農地の賣渡の相手方でないときは、當該權利（當該權利が地役權であるときは、市町村農地委員會が當該農地を耕作することの妨げになるものと認定した地役權に限る。）は、當該農地の賣渡の時期に消滅する。

政府は、前項の規定により消滅する權利を有する者に對してその權利の消滅に因つて生じた損失を補償しなければならぬ。但し、その者が第六條第五項の規定による公告のあつた後第十二條第一項の規定により消滅した權利を取得した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定による權利の消滅に因つて通常生ずべき損失とする。

第二項の補償金額は、市町村農地委員會が、地方長官の認可を受けてこれを決定する。

市町村農地委員會は、前項の補償金額を決定したときは、遅滞なく第二項の規定により補償を受けなければならない。

第四項の補償金額の決定に對して不服ある者は、通常裁判所に出

訴することができる。但し、前項の通知を受けた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

第一項の規定により消滅する權利の上に先取特權、質權又は抵當權があるときは、第十三條第一項及び第二項の規定を準用する。

第二十三條 政府が第十六條の規定により農地を賣渡する場合において、自作農の創設を適正に行ふため特に必要があるときは、市町村農地委員會は、地目、面積、等位等が當該農地と近似する小作地と當該農地との交換に關し、當該小作地の所有者に對して、必要な事項を指示することができる。

前項の指示は、交換により當該小作地の所有者の取得すべき農地及び政府の取得すべき農地についてその所在、地番、地目及び面積を定めて、これをしなければならぬ。

第一項の規定による指示を受けた者は、その指示を受けた日から十日以内に當該指示に係る交換に關して市町村農地委員會と協議しなければならない。

前項の場合において、協議が調はないときは、又は協議をすることができないときは、市町村農地委員會は、都道府縣農地委員會の裁定の申請をすることができる。

前項の規定による裁定があつたときは、その定めるところにより、交換の契約が成立したものとみなす。

第二十四條 前條の規定による交換においては、同條第三項の協議又

は同條第四項の裁定において定められた日に農地の所有權の移轉の効力が、生ずるものとする。

前項の規定による所有權の移轉の際當該小作地の上にある先取特權、質權又は抵當權は、當該小作地の所有者が交換に因り取得した農地の上にあるものとする。

第二十五條 政府が第十六條の規定により農地を賣渡する場合において、自作農の創設を適正に行ふため特に必要があるときは、市町村農地委員會は、政府の賣渡すべき農地につき賃借權又は永小作權を有する者及び地目、面積、等位等が當該農地と近似する農地で政府の買収しないものにつき賃借權又は永小作權を有する者に對して當該賃借權又は永小作權の交換に關し必要な事項を指示することができる。

前項の指示は、交換に因り移轉すべき賃借權又は永小作權の目的たる農地の所在、地番、地目及び面積を定めて、これをしなければならぬ。

第一項の規定による交換については、賃借權又は永小作權の移轉は、民法第二百七十二條但書及び第六百十二條の規定にかかはらず、これを行うことができる。

市町村農地委員會が第一項の指示をしたときは、遅滞なくその旨を當該指示に係る農地の所有者及び所有者でない賃借人に通知しなければならない。

前項の通知を受けた者は、第一項の指示に異議があるときは、市町村農地委員會に異議を申し立て

ることができる。但し、前項の通知を受けた日から十日を経過したときは、この限りでない。

第一項の規定による交換には、第二十三條第三項乃至第五項及び前條の規定を準用する。この場合においては、第二十三條第三項中「市町村農地委員會と協議し」とあるのは、「協議し」と、同條第四項中「市町村農地委員會は、都道府縣農地委員會の裁定」とあるのは、「第一項の指示を受けた者は、市町村農地委員會の裁定」と讀み替へるものとする。

第二十六條 第十六條の規定により賣り渡した農地の對價の支拂は、支拂期間三十年（据置期間を含む。）以内、年利三分二厘の均等年賦支拂の方法によるものとする。但し、當該農地を買ひ受けた者の申出のあるときは、その對價の全部又は一部につき一時支拂の方法によるものとする。

第二十七條 第十六條の規定により賣り渡した農地の對價を命令で定める支拂の方法により支拂ふものとした場合における年賦金額と當該農地の公租公課の金額の合計額が當該農地の通常收穫物の價額の一定の割合を超えるときは、政府は、當該農地の對價の支拂につき年賦金額を減免し、年賦金額の支拂を猶豫し、その他對價の支拂に關する負擔を軽減するため、必要な措置を講じなければならない。前項の一定の割合は、中央農地委員會が、これを定める。但し、三分の一を超えてはならない。

前項に規定するものの外第一項の規定の施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十八條 第十六條の規定による農地の賣渡を受けた者又はその相續人が當該農地に就いての自作をやめようとするときは、政府は、命令の定めるところにより、その者に對して當該農地を買ひ取るべきことを申し入れなければならない。

前項の申入があつたときは、その時にその申入において定めた條件によつて當該農地の賣買が成立する。この場合における當該農地の對價には、第六條第三項の規定を準用する。

第二十九條 第十六條の規定により農地の賣渡を受けた者で命令で定めるものは、第十五條の規定により政府が買収した農業用施設、土地又は建物を買ひ受けようとするときは、市町村農地委員會に對して申込をしなければならない。

第十五條の規定により政府が買収した農業用施設、土地又は建物の賣渡については、第十六條、第十八條乃至第二十二條及び第二十六條の規定を準用する。この場合において、第十八條第三項中「前條」とあり、又は第十九條第一項中「第十七條」とあるのは、「第二十九條第一項」と讀み替へるものとする。

第三十條 政府は、自作農を創設するため必要があるときは、左に掲げるものを買収することができる。

一 農地以外の土地で農地の開發

に供しようとするもの

二 政府の所有に屬する土地で農地の開發に供しようとするものに關する所有權及び擔保權以外の權利

三 第一號又は前號の土地附近の農地で當該土地と併せて開發するのを相當とするもの

四 第一號又は第二號の土地の上にある立木又は建物その他の工作物

五 漁業權

六 水の使用に關する權利

七 開發後における第一號又は第二號の土地の利用上必要な土地、立木又は建物その他の工作物

前項第六號又は第七號に掲げるものは、政府が、これを使用することができる。

第三十一條 政府が前條の規定による買収又は使用をするには、都道府縣農地委員會が命令の定めるところにより定める未墾地買収計畫によらなければならない。

未墾地買収計畫においては、買収し、又は使用すべき土地、權利、立木又は建物その他の工作物、買収の時期又は使用の時期及び期間並びに對價を定めなければならない。

前項の對價を定める場合には、農地にあつては、第六條第三項の規定を準用し、農地以外の土地にあつては、命令の定めるところにより、當該土地の近傍類の農地の時價を參照し、土地以外のものにあつては、時價を參照する。この場合において、同項中「市町村

農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と讀み替へるものとする。

都道府縣農地委員會は、未墾地買収計畫を定めるときは、遲滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から二十日間前條の規定により買収し、又は使用すべきものの所在地の市役所又は町村役場において左の事項を記載した書類を縦覽に供しなければならない。

一 買収し、又は使用すべき土地、權利、立木又は工作物の所有者の氏名又は名稱及び住所

二 買収し、又は使用すべき土地については、その所在、地番、地目及び面積、權利についてはその種類、立木については、その種類、數量及び所在の場所、工作物については、その種類及び所在の場所

三 對價

四 買収の時期又は使用の時期及び期間

未墾地買収計畫については、第七條及び第八條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と、「都道府縣農地委員會」とあるのは、「地方長官」と、第七條第一項及び第八條中「同條第五項」とあり、又は第七條第二項中「前條第五項」とあるのは、「第三十一條第四項」と、第八條中「承認」とあるのは、「認可」と讀み替へるものとする。

第三十二條 都道府縣農地委員會は、前條の規定による未墾地買収

計畫を定めるため必要があるときは、その委員又は委員會の事務に従事する者に、他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移轉し、若しくは除却させることができる。但し、これに因つて生じた損害は、これを補償しなければならない。

政府が第三十條の規定による買収又は使用をするため必要がある場合には、前項の規定を準用する。この場合において、同項の規定中「その委員又は委員會の事務に従事する者」とあるのは、「當該官吏」と讀み替へるものとする。

第三十三條 政府は、第三十條の規定による買収又は使用に係る土地（同條第一項第二號に規定する土地を含む。）又は工作物にある物件の所有者又は占有者に、その物件を收去させることができる。

前項の場合において、當該物件を收去することによつて當該物件を従來用ひた目的に供することができないときは、當該物件の所有者は、命令の定めるところにより、政府に對してその買収を請求することができる。

前項に規定する買収の對價は、地方長官が、時價を參照してこれを定める。

第二項に規定する買収については、第九條、第十一條、第十二條第一項、第十三條第一項第二項及び第十四條の規定を準用する。この場合において、第九條第二項第一號中「第六條第五項各號」とあるのは、「第三十一條第四項各號」と、

の承認とあるのは、「地方長官の認可」と読み替へるものとする。

第一項の規定により第三十條第一項第一號乃至第三號に規定する土地を賣り渡す場合には、前項において準用する規定の外、第二十七條及び第二十八條の規定を準用する。

第四十二條 第六條第五項（第十五條第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一條第四項（第三十七條第二項及び第三十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた後は、當該買収計畫において定められた土地、農業用施設、工作物又は立木に關する權利を有する者は、買収又は使用に支障を及ぼす虞のない場合を除いて、地方長官の許可を受けなければ、當該土地の形質を變更し、又は當該農業用施設、工作物若しくは立木を損壞し、若しくは收去してはならない。

第四十三條 第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十六條又は第三十七條の規定により買収し、又は使用する土地、權利又は立木、工作物その他の物件の對價、第十三條第三項に規定する報償金及び第二十二條第二項又は第三十九條第一項の規定による補償金は、三十年以内償還すべき證券を以てこれを交付することができる。

前項の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として證券を発行することができる。前二項の規定により交付する證券の交付價格は、時價を參照して、大藏大臣がこれを定める。

第二項の證券に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四十四條 第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十三條第二項、第三十六條若しくは第三十七條の規定による買収、第十六條（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四十一條の規定による賣渡若しくは賃貸、第二十三條若しくは第二十五條の規定による交換又は第二十八條第一項（第四十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定による買取をする場合における登記は、勅令の定めるところによる。

第四十五條 主務大臣又は地方長官は、必要があると認めるときは、農地その他の土地又は物件に關し必要な報告を徴することができる。

第四十六條 政府が、第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十六條又は第三十七條の規定により買収し、又は使用する土地、權利又は立木、工作物その他の物件の管理に關する主務大臣の權限の一部は、命令の定めるところにより、市町村長、市町村農地委員會その他命令で定めるものにこれを行はせることができる。

第四十七條 主務大臣又は地方長官は、自作農の創設上特に必要があるとき、この法律により市町村農地委員會の權限に屬させた事項を都道府縣農地委員會に處理させることができる。

せる事項に關しては、この法律により都道府縣農地委員會の權限に屬させた事項は、地方長官がこれを處理し、この法律により市町村農地委員會に對しすべき異議の申立は、都道府縣農地委員會に對し、都道府縣農地委員會に對しすべき訴願の提起は、地方長官に對してこれをするものとする。

主務大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により都道府縣農地委員會の權限に屬させた事項を地方長官又は中央農地委員會に處理させることができる。

前項の場合には、同項の規定により地方長官又は中央農地委員會に處理させる事項に關しては、この法律により地方長官の權限に屬させた事項は、主務大臣がこれを處理し、この法律により都道府縣農地委員會に對しすべき異議の申立は、地方長官又は中央農地委員會に對し、地方長官に對してすべき訴願の提起は、主務大臣に對してこれをするものとする。

第四十八條 この法律中市町村農地委員會に關する規定は、地區農地委員會の設けられてゐる市町村の地區にあつては、地區農地委員會にこれを適用する。この場合において、第三條第一項中「市町村の區域」とあるのは、「地區農地委員會の設けられてゐる地區」と、同項第一號中「隣接市町村の區域」とあるのは、「隣接市町村の區域内の地域又は他の地區農地委員會の設けられてゐる地區で當該地區に隣接する地區」と読み替へるものとする。

第四十九條 この法律中市町村又は町村長に關する規定は、町村の事務の全部又は役場事務を共同處理する町村組合のある地にあつては町村組合又は組合管理者に、町村制を施行しない地にあつてはこれに準ずるものに、市又は市長に關する規定は、東京都の區のある區域、京都市、大阪市、橫濱市、名古屋及び神戸市にあつては地方長官の指定する區又は區長にこれを適用する。

第五十條 左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處する。

一 第三十二條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二條第一項の規定による當該官吏の測量、検査、移轉又は除却を拒み、妨げ又は忌避した者

二 第四十二條の規定に違反した者

三 第四十五條の規定に違反して、報告を怠り、又は虚偽の報告をした者

第五十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し前條第二號又は第三號の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

附則
この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第三條第一項の規定による農地の買収については、市町村農地委員會は、相當と認めるときは、命令の定めるところにより、昭和二十年十一月二十三日現在における事實に基いて第六條の規定による農地買収計畫を定めることができる。

農地調整法の一部を改正する法律案

右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により發付する

昭和二十一年十月五日
衆議院議長 山崎 猛
貴族院議長 公爵徳川家正殿

農地調整法の一部を改正する法律案

農地調整法の一部を次のやうに改正する。

第一條 本法ハ耕作ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ圖ル爲農地關係ノ調整ヲ爲スヲ以テ目的トス

第四條 農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ノ設定又ハ移轉ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當事者ニ於テ地方長官ノ許可又ハ市町村農地委員會ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ許可又ハ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第一項ノ許可又ハ承認ヲ受ケズシテ爲シタル行為ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四條ノ二乃至第五條を削る。

第六條中第二號及び第三號を削り、第六號を第二號とし、以下順次二號づつ繰り上げ、同條を第五

條とする。

第六條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第七條 第一項中「第四條第一項又ハ第六條ノ」を「命令ヲ以テ定ムル」に、同條第二項中「第四條第一項又ハ第六條ノ」を「同項ニ規定スル」に改める。

第七條ノ二を削る。

第九條 第一項及び第三項中「解約」の上に「解除若ハ」を、同項の次に左の一項を加へる。
前項ノ承認ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

第九條ノ八を第九條ノ九とす

第九條ノ八 小作料ノ額ガ田ニ在リテハ通常收穫セラルル米ノ價額、畑ニ在リテハ通常收穫セラルル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ農地ノ賃借人又ハ永小作人ハ當該農地ノ賃借人又ハ所有者ニ對シ其ノ一定割合ニ相當スル額ニ至ル迄小作料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ一定割合ハ中央農地委員會ノ定ムル基準ニ從ヒ都道府縣農地委員會之ヲ定ム但シ田ニ在リテハ二割五分、畑ニ在リテハ一割五分ヲ超ユルコトヲ得ズ
前項ノ規定スルモノノ外第一項ノ規定ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

中央農地委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條ノ十 耕作ノ目的ニ供スル爲ニスル農地ノ賃借又ハ永小作ニ付テハ書面ニ依リ小作料ノ額、支拂條件及減免條件、賃借又ハ永小作ノ存續期間、敷金、修繕費、用排水費及有益費ノ負擔其ノ他賃借又ハ永小作ノ内容ヲ明ナラシムベシ

第十五條第二項第一號中「本法」の下に「其ノ他ノ法律」を加へる。

第十五條ノ二 市町村農地委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス會長ハ委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者ヲ以テ之ニ充ツ但シ委員ニ於テ會長ヲ互選スルコト能ハザルトキハ第八項ノ規定ニ依リ選任セラレタル委員ノ中ヨリ地方長官ノ選任シタル者ヲ以テ之ヲ充ツ

委員ハ左ノ各號ノ區分ニ從ヒ各號ノ一ニ該當シ被選舉權ヲ有スル者ニ就キ當該各號ニ該當シ選舉權ヲ有スル者ノ選舉シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 耕作ノ業務ヲ營ム者ニシテ農地ヲ所有セザルモノ又ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ガ其ノ所有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ
二 農地ノ所有者ニシテ其ノ所有スル農地ニ付耕作ノ業務ヲ營マザルモノ又ハ其ノ所有スル農地ノ面積ガ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ
三 耕作ノ業務ヲ營ミ且農地ヲ所有スル者ニシテ前二號ニ該當セザルモノ
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作ノ

業務ヲ營ム者ノ同居ノ戸主若ハ家族又ハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ戸主若ハ家族ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタルモノノ所有スル農地ハ之ヲ當該耕作ノ業務ヲ營ム者ノ所有スル農地ト看做ス

第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項各號ノ一ニ該當スル者ノ同居ノ戸主又ハ家族ハ之ヲ當該各號ニ該當スル者ト看做ス

第三項ノ規定ニ依リ選舉セラルベキ委員ノ定數ハ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ五人、同項第二號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ三人、同項第三號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ二人トス

地方長官必要アリト認ムルトキハ特定ノ市町村農地委員會ニ付第三項ノ規定ニ依リ選舉セラルベキ委員ノ定數ヲ增加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ增加スベキ委員ノ定數ハ同項第二號及第三號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ増加スベキ委員ノ定數ノ合計ト等シキコトヲ要シ且増加スベキ委員ノ定數ノ合計ハ十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

地方長官必要アリト認ムルトキハ第三項ノ規定ニ依リ選舉セラルル委員ノ外三人ヲ限リ委員ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ委員ヲ選任スルニハ第三項ノ規定ニ依リ選舉セラルタル總委員ノ同意アルコトヲ要ス但シ第二項但書ノ規定ニ依リ會長ニ充ツベキ委員ヲ選任セントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ
委員ハ名譽職トス

第十五條ノ三 市町村ノ區域内ニ住所ヲ有シ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ニ付耕作ノ業務ヲ營ム者若ハ當該市町村ノ區域内ニ於テ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ヲ所有スル者又ハ此等ノ者ノ同居ノ戸主若ハ家族ハ市町村農地委員會ノ委員ノ選舉權及被選舉權ヲ有ス

前條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第十五條ノ四 左ニ掲グル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セズ

一 未成年者
二 禁治產者
三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ヲ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

左ニ掲グル者ハ被選舉權ヲ有セズ
一 禁治產者
二 破產者ニシテ復權ヲ得ザルモノ
第十五條ノ六第三項但書中「未成年者及禁治產者ニ在リテハ法定代理人、」及び同條第四項を削る。

第十五條ノ九第一項中「一年」を「二年」に改め、同項但書を削り、同項の次に左の三項を加へる。

第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ一ニ屬シ選舉權ヲ有スル者ハ當該區分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ當該區分ニ屬スル者ニ就キ同項ノ規定ニ依リ選舉セラレタル委員ノ全員ノ改選ヲ市町村長ニ請求スルコトヲ得

地方長官ハ特別ノ事由アルトキハ第十五條ノ二第八項ノ規定ニ依リ選任シタル委員ヲ解任スルコトヲ得

第十五條ノ二第九項本文ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第十五條ノ十中「又ハ其ノ屬シタル第十五條ノ二第三項ノ區分ニ屬セザルニ至リタルトキ」を削る。

第十五條ノ十一に左の二項を加へる。

市町村農地委員會ノ會議ハ公開ス會長ハ議事録ヲ作成シ之ヲ縱覽ニ供スベシ

第十五條ノ十三第二項第一號中「本法」の下に「其ノ他ノ法律」を加へる。

第十五條ノ十四第三項を次のやうに改める。
委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者 十人

二 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ同項第二號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者 六人

三 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ同項第三號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者 四人
四 學識經驗アル者ノ中ヨリ主務大臣ノ選任シタル者 五人乃至十人
第十五條ノ十五 第十五條ノ二第十項、第十五條ノ六乃至第十五條ノ

八、第十五條ノ九第一項乃至第三項第五項第六項及第十五條ノ十乃至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第十五條ノ九第二項中市町村長トシハ地方長官、同條第三項中地方長官トアルハ主務大臣、第十五條ノ二第八項トアルハ第十五條ノ十四第三項第四號トス

第十五條ノ十六中「委員ヲシテ」を「委員若ハ委員會ノ事務ニ從事スル者ヲシテ」に改める。

第十六條第一號中「第四條第一項ノ團體ヲ第三條又ハ第四條第一項」を「第七條」に、同條第二號及び第三號中「第四條第一項又ハ第六條」を「第七條」に改める。

第十七條ノ二 第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ付被選舉權者ノ數同條第六項ニ規定スル定數ニ滿タザル市町村ニ設置セラルベキ市町村農地委員會ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特例ヲ設クルコトヲ得

特別ノ事情アル市町村ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ市町村農地委員會ヲ置カザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本法ニ依リ市町村農地委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ハ當該市町村ノ隣接市町村ニ設置セラレタル市町村農地委員會ニシテ地方長官ノ指定スルモノ之ヲ處理ス地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ市町村

ノ區域ヲ二以上ノ地區ニ分チ市町村農地委員會ニ代ヘ各地區ニ地區農地委員會ヲ置クコトヲ得
本法中市町村農地委員會ニ關スル規定ヲ除クノ外前項ノ地區農地委員會ニ之ヲ適用ス

第十七條ノ三第一項中「町村又ハ町村長ニ關スル規定ハ」の下に「町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノノ存スル地ニ在リテハ町村組合又ハ組合管理

者ニ」を加ヘ、同條第二項を削る。
第十七條ノ四「第六條ノ二第一項」の上に「第四條」を加ヘ、「第九條ノ八」を「第九條ノ九」に改める。
第十七條ノ五中第二號を第三號とし、第一號を第二號とし、同條に第一號として左の一號を加へる。

一 第六條ノ規定ニ違反シタル者

第十七條ノ六中「前條第一號若ハ第二號を」前條第一號、第二號若ハ第三號に改める。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第四條の改正規定は、この法律施行前從前の第六條第三號の規定により從前の第五條の規定による認可を受けないうでした農地に關する契約で當該契約に係る權利の設定又は移轉に關する登記及び當該農地の引渡のいづれもが完了してゐないものについてこれを適用する。

この法律施行後勅令で定める時期までは、第九條第三項の規定中市町村農地委員會ノ承認とあるのは、「地方長官ノ許可」と、同條第四項の改正規定中「承認とあるのは」、「許可」と讀み替へるものとする。

第十九條第八號ノ二中「第四條、第六條」を「第七條」に改め、同條第九號中「第六條」を「第七條」に改め、「若ハ第四條」及び「第四條」を削り、同條第九號ノ二中「第四條ノ團體カ同法第三條又ハ第四條を」第七條に、同條第九號ノ三及び條十二號中「第四條、第六條」を「第七條」に改める。

【國務大臣和田博雄君登壇】

○國務大臣(和田博雄君) 自作農創設特別措置法案ト農地調整法中ノ一部ヲ改正致シマスル法律案ニ付キマシテ、其ノ提案理由ノ大體ヲ御説明申上ゲタイト存ジマス、今日我が國ノ當面致シテ居リマスル最も大キナ問題ハ、「ボツダム」宣言ノ趣旨ニ則リマシテ、國內ノ各分野ニ於キマスル民主化ヲ促進致シマスルノミナラズ、此ノ基礎ノ上ニ生産ヲ再開致シマシテ、其ノ社會的ナ生産力ヲ高め、以チ民主的ノ日本再建ノ方途ニ遺憾ナカラシムルニアルト存ズルノデゴザイマス、誠ニ社會的ナ生産力ノ發展ノ裏附ナクシテハ、日本ノ民主主義モ其ノ豐カナル實ヲ結ブコトハ出来マセヌ、斯ク考ヘマスル時ニ、我

ガ國產業構造ノ基礎ヲ成ス我ガ農業ニシテ、其ノ生産力ノ發展ハ停滯致シテ低ク、其ノ構造ハ近代化サレナイ儘ニ止リマスルナラバ、再建日本ノ基礎ハ誠ニ脆弱デアリマシテ、從ヒマシテ日本ノ民主主義ノ發展モ亦歪メラレザルヲ得ナイデアリマセウ、此ノ結果ヲ避ケマスル爲ニハ、農業制度ノ基本デアリマスル農地制度ノ根本的ナ改革ヲ、不可缺ノ條件ト致スノデゴザイマス、即チ農地ノ所有分配利用ノ關係ヲ合理化スルコトニ依リマシテ、耕作シマスル農民ノ手ニ剩餘ノ蓄積ノ餘地ヲ與ヘマシテ、之ヲ其ノ經營ニ再投資スルコトニ依リマシテ、農業ノ近代化、社會的生產力發展ノ途ヲ開キマシテ、以テ農村ノ民主化ヲ促進致シマスルコトコソ、鞏固ナル地盤ノ上ニ民主的ナ日本ヲ再建スルノ途デアルト考ヘルノデゴザイマス、其ノ觀點カラ致シマシテ、政府ハ去ル第八十九回臨時議會ニ、自作農創設ノ強化、小作料ノ金納化、農地委員會ノ民主化並ニ強化等、一聯ノ第一次農地制度ノ改革ヲ内容ト致シマス、農地調整法改正法律ヲ提出致シマシテ、之ガ成立ヲ見タノデゴザイマスルガ、其ノ實施後ノ諸情勢ノ推移ト變遷トニ依リ、完全ナ改革ヲ必要トスルニ至ツタノデゴザイマス、サレバ、第一次農地改革ヲ更ニ慎重ニ檢討致シマシテ、此ノ基本線ニ沿ツテ其ノ強化徹底ヲ圖ツテ參ルコトニ致シタノデゴザイマス、即チ第二次ノ改革ニ依リマシテ、我が國小作地ノ大半ハ國家自ラノ

手ニ依リマシテ、短期間ニ強力ニ、且公正ニ農民ニ開放サレマスノミナラズ、分散致シテ居リマスル耕地ハ交換分合ニ依リマシテ、集團化サレルコトニ依リマシテ、經營ノ合理化ガ期待サレマスルト共ニ、未墾地ニ付キマシテモ、國家自身ガ迅速ニ之ヲ取得致シ、開發スルノ途ヲ開キマシテ、既墾地ノ開放ト相俟チマシテ、農地改革ノ效果ヲ全ウスルコトヲ致シタノデゴザイマス、斯クシテ今回ノ農地制度ノ改革ニ依リマシテ、我が國農村ノ社會ノ構成ハ變貌スルニ至リマシテ、自作タル中小農民ガ其ノ構成ノ主流ヲナスニ至ルデアリマセウ、勿論此ノ農地制度ノ改革ノ結果ヲ以チマシテ、直チニ農村ノ民主化成レリト速斷致スモノデアリマセウ、併シナガラ今回ノ農地制度改革ニ依リマシテ、彼等ノ地位ハ強化サレ、彼等ハ其ノ公正ナル勞働ノ成果ヲ享受致シ、生産方法ヲ近代化シ得ルノ途ヲ開カレマスルト共ニ、民主的ナ教育ヲ身ニ附ケ得ルノ機會ヲ得マシタコトハ、明日ノ明朗ナル農村ノ發展ノ基礎ヲ確立スルニ至ツタト信ズルモノデアリマシテ、斯カル發展性ニ富ミマス變貌サレタ民主的ナ農村ノ基礎ノ上ニノミ壯麗ナル平和日本ノ再建ハ可能デアルト確信致スノデアリマス、是ガ今回第二次農地制度ノ改革ヲ實施致シマス爲ニ必要ナ、自作農創設特別措置法案及ビ農地調整法中ノ一部ヲ改正致シマスル法律案ヲ提出致シマシタ所以デゴザイマスルガ、以下兩法案ノ主要ナ

ル内容ニ付キマシテ、概略御説明ヲ申上ゲマス、先ヅ自作農創設特別措置法案ノ内容ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、第一ハ自作農創設ニ必要ナ農地ハ、農地委員會ノ計畫ニ從ヒマシテ、國ガ自ラ土地所有者カラ強制ノ農地ノ買収ヲ行ヒマシテ、自作農トナルベキ者ニ之ヲ賣渡スコトト致シタルデゴザイマス、買収ノ對象トナリマスル農地ト致シマシテハ、不在地主ノ所有シマスル農地ノ外、在村地主ノ所有スル小作地ニ付テ、從來ハ全國平均五町歩迄保有ガ認メラレテ居リマシタルヲ、今回ハ内地デハ概ネ一町歩、北海道デハ四町歩ニ引下ゲマシテ、之ヲ超エマスル小作地全部ヲ買収スルコトト致シマシテ、自作地ニ付テハ從來通り原則トシテ、買収ハ致サナイコトト致シタルデアリマス、之ニ依リマシテ、約二百萬町歩以上ノ小作地ヲ國ハ買収致シマシテ、概ネ二箇年間デ自作農ヲ創設致ス所存デコザイマス、農地ノ買収價格ハ現行通りデコザイマスガ、農地ノ買収ヲ受ケタル土地所有者ニ對シマシテハ、一定ノ面積、即チ内地ハ三町歩、北海道ハ十二町歩ヲ限度トシマシテ、現行通りノ額ノ報償金ヲ交付スルコトト致シテ居ルノデゴザイマス、唯買収代價ノ支拂ニ付キマシテハ、現下ノ金融事情ニ鑑ミマシテ、農地證券ノ交付ニ依ルコトト致シテ居ルノデアリマス、又農地ヲ買受ケタ農民ハ、可能ノ限度デ農地代價ヲ

一時拂フ致シ、其ノ殘額ハ低利デ長期償還ノ途ヲ確保サレテ居リマスルト共ニ、將來經濟事情ノ激變ニ依リマシテ、假ニ農產物價ガ著シク低落致スト云フ場合ガアリマシテモ、其ノ年賦償還額ハ、土地ノ購入者ニ取リマシテ、過大ナ負擔トナルコトノナイヤウニ、政府ニ於テ之ヲ減免スル保證ヲモ與ヘテ居ルノデゴザイマス、又未墾地ニ付テモ既墾地ニ準ジマシテ、之ヲ買収スルコトト致シテ居ルノデアリマス、次ニ農地調整法中改正法律案ニ付キマシテハ、自作農創設特別措置法案ノ制定ニ照應致シマシテ、自作農創設事業ノ實際ニ當リマスル農地委員會ヲ民主的ニ改組致シ、土地ノ所有者及ビ小作人同數ヲ以テ組織スルコトト致シテ居ルノデゴザイマス、又自作農創設ヲ圖リマスルト共ニ將來農地ノ兼併ヲ防止致シマスル爲ニ、農地ノ移動統制及ビ小作地取上ゲノ制限ヲ一層強化致スコトト致シタルノデゴザイマス、尙右ノ自作農創設ニ關シマスル措置ト相俟チマシテ、殘存シマスル小作關係ニ付キマシテモ、小作料ノ最高額ノ制限、小作契約ノ文書ニ依ル締結等必要ナル措置ニ依リマシテ、小作關係ノ適正ト、小作人ノ地位ノ向上トヲ圖ルコトト致シタルノデゴザイマス、以上ガ兩法案ノ主要内容デゴザイマスルガ、何卒慎重御審議ノ上速カニ御協賛アラムコトヲ切望スル次第デアリマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ自作農創設特別措置法案他一件ノ特別委員ノ數ヲ二十五名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(公爵德川家正君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家正君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔根本書記官朗讀〕

自作農創設特別措置法案外一件特別委員

公爵島津 忠承君	侯爵細川 護立君
侯爵中山 輔親君	伯爵久松 定武君
子爵安藤 信昭君	子爵三島 通陽君
子爵北條 雋八君	子爵土屋 尹直君
子爵井上 勝英君	牧野 英一君
松村眞一郎君	寺尾 博君
男爵内海 勝二君	男爵稻田 昌植君
男爵岩村 一木君	男爵毛利 元良君
男爵多田龍三郎君	赤木 正雄君
竹下 豐次君	我妻 榮君
松尾 國松君	菅澤 重雄君
松本勝太郎君	原田 讓二君
飯塚 知信君	

總理大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイ、此ノ議會ハ此ノ儼濟ミマセウケレドモ、引續イテ憲法ノ附屬法規其ノ他ヲ議スル爲ニ、臨時議會ヲ召集サレルト云フコトニ相成ラウト思ヒマス、併シツク、考ヘテ見マス、如何ニ臨時議會ヲ御急ギニナリマシテモ、此ノ通常議會ノ時迄ニアノ重大ナ憲法ノ附屬法案ヲ議了スルト云フコトハ無理ダト思ヒマス、ソレヨリモ、イツソ早ク通常議會ヲ御召集ニナツテ、直グニデモ通常議會ヲ御召集ニナツテ、ズツト御續ケニナツテハ如何デゴザイマセウカ、ソレニ致シマシテハ會計法ノ改正ト、召集ノ四十日ト云フ規定ヲ此ノ議會デ直サナケレバナリマセヌガ、直スノハ直グニ出來ウツト思ヒマス、其ノ方ガ議事ノ圓滿ヲ進行ヲ圖ルノニ宜カラウト思ヒマス、政府ノ御考ハ如何デアリマセウカ

○議長(公爵德川家正君) 吉田内閣總理大臣

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 御答ヘ致シマス、只今ノ處デハ、臨時議會ヲ更ニ召集シテ各種必要ナ法律案ヲ提出スル考デ居リマスルガ、今大河内子爵ノ御提案ニ付テハ、尙閣議ニ於キマシテ同僚トモ協議致シタ上デ、御答ヲ致シタイト思ヒマス

○子爵大河内輝耕君 ソレデハ結構デゴザイマス

○議長(公爵德川家正君) 報告ヲ致サセマス

〔宮坂書記官朗讀〕

本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

戰時補償特別措置法案

金融機關再建整備法案

特別和議法案

太藏省預金部等損失特別處理法案

厚生年金保險法及ビ船員保險法特例案

企業再建整備法案

財産稅法案

財産稅等收入金特別會計法案

企業整備資金措置法を廢止する等の法律案

○議長(公爵德川家正君) 只今報告致シマシタ戰時補償特別措置法案、金融機關再建整備法案、特別和議法案、大藏省預金部等損失特別處理法案、厚生年金保險法及ビ船員保險法特例案、企業再建整備法案、財産稅法案、財産稅等收入金特別會計法案、企業整備資金措置法を廢止する等の法律案ヲ此ノ際議事日程ニ追加シテ一括議題トナシ、第一議會ヲ開キタイト思ヒマス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家正君) 御異議ナイト認メマス、吉田内閣總理大臣

戰時補償特別措置法案

右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年十月六日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長 公爵徳川家正殿

戰時補償特別措置法案

戰時補償特別措置法目次

第一章 總則

第二章 課税價格、控除、免除及び税率

第三章 申告及び納付

第四章 課税價格の更正及び決定

第五章 審査、訴願及び行政訴訟

第六章 代位納付

第七章 雜則

第八章 罰則

第九章 補則

戰時補償特別措置法

第一章 總則

第一條 この法律において戰時補償請求權とは、政府に對する請求權及び特定機關（國の施策に協力する法人その他の團體で命令で定めるものをいふ。以下同じ。）に對する請求權（政府の財政的保障のある範圍内のものに限り、左に掲げるものをいふ。但し、政府又は特定機關の通常の業務に關して生じた請求權を除く。）

たもの（一部の決済があつた場合には決済があつた部分を除く。）及び同日以前に企業整備資金措置法第五條に規定する更改による決済の方法（これらに準ずる決済の方法で命令で定めるものを含む。）によつて決済があつたもの（決済のため設定された政府特殊借入金、債務者特殊借入金、特殊預金、特殊金銭信託その他命令で定める債權について、同日以前に償還、拂戻若しくは解除又は混同に因る消滅があつた金額に相當する部分を除く。）

第一項但書の通常の業務に關して生じた請求權の範圍は、命令でこれを定める。

第二條 この法律施行の際現に戰時補償請求權（金銭の給付を目的とするものに限る。以下第六十五條に規定する場合を除く外同じ。）を有し、又はこの法律施行前に戰時補償請求權について決済を受けた者には、この法律により、戰時補償特別税を課する。

第三條 戰時補償特別税は、都道府縣、市町村その他命令で定める公共團體には、これを課さない。

第四條 左に掲げる請求權については、戰時補償特別税を課さない。

一 國債、地方債及び特定機關の發行した債券の請求權

二 死亡又は傷害に關する保險金又は補償金の請求權

三 救恤制度に基き生ずる請求權

四 その他命令で定めるもの

第五條 戰時補償請求權について決済を受けた者について、この法律施行前に相續の開始があつた場合においては、被相續人が戰時補償請求權について受けた決済は、相續人がこれを受けたものとみなして、この法律を適用する。

第六條 戰時補償請求權について決済を受けた法人が、この法律施行前に合併に因り消滅した場合においては、合併に因り消滅した法人が戰時補償請求權について受けた決済は、合併後存續する法人又は合併に因り設立された法人が、これを受けたものとみなして、この法律を適用する。

戰時補償請求權について決済を受けた法人が、この法律施行前に乙法人となつたときは、甲法人は合併に因り消滅した法人、乙法人は合併に因り設立された法人とみなして、前項の規定を適用する。

戰時補償請求權について決済を受けた法人について、この法律施行前に分割があつた場合においては、命令の定めるところにより、分割に因り消滅した法人が戰時補償請求權について受けた決済は、分割に因り設立された法人が、これを受けたものとみなして、この法律を適用する。

第七條 戰時補償請求權について決済を受けた法人が、この法律施行前に解散に因り消滅した場合においては、その法人から政府特殊借入金（戰時補償請求權の決済のため設定された政府特殊借入金で命令で定めるものをいふ。以下第四十五條及び第六十三條に規定する場合を除く外同じ。）の債權又は特殊預金等（戰時補償請求權の決済のため設定された特殊預金、特殊金銭信託、債務者特殊借入金その他命令で定める債權をいふ。以下同じ。）の譲渡を受けた者が、その譲渡を受けた政府特殊借入金又は特殊預金等の金額の限度において、戰時補償請求權について決済を受けたものとみなして、この法律を適用する。

第二章 課税價格、控除、免除及び税率

第八條 戰時補償特別税は、この法律施行の際現に存する戰時補償請求權の價額又はこの法律施行前に戰時補償請求權について決済があつた金額を課税價格として、これを賦課する。

この法律施行の際現に存する戰時補償請求權の價額は、請求金額の確定してゐる請求權についてはその金額、請求金額の確定してゐない請求權については權利者の請求しようとする金額の全額による。

前項に規定するものを除く外、戰時補償請求權の價額又は戰時補償請求權について決済があつた金額の算定について必要な事項は、命令でこれを定める。

第九條 別表一、別表二又は別表三に掲げる請求權以外の戰時補償請求權については、この法律施行前に決済があつた金額（企業整備資金措置法第五條に規定する更改による決済の方法によつて決済があつた場合においては、この法律施行前に政府特殊借入金又は特殊預金等について償還、拂戻若しくは解除又は混同に因る消滅があつた金額に限る。）は、これを課税價格に算入しない。

第十條 別表一に掲げる請求權については、一請求權ごとに一圓圓が課税價格から控除される。

格のうち、この法律施行前に決済がなかつた金額には、これを適用しない。

別表二に掲げる請求権については、左に掲げる金額が課税価格から控除される。

一 納税義務者が個人の場合においては、

二 納税義務者が法人の場合においては、一 五萬圓

個人が別表二に掲げる請求権の二以上について戦時補償特別税を課せられる場合においては、その請求権の価額又はその請求権について決済のあつた金額を合算し、その總額について、前項第一號の規定を適用する。

前四項の規定により、課税価格から控除される金額は、各納税義務者につき、その總額が十萬圓を超えることができない。

前項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

別表三に掲げる請求権については、五萬圓が課税価格から控除される。

第四項の規定は、個人又は法人が別表三に掲げる請求権の二以上について戦時補償特別税を課せられる場合に、これを準用する。

前二項の規定は、この法律施行の際現に別表一又は別表二に掲げる請求権を有し、又はこの法律施行前に別表一又は別表二に掲げる請求権について決済を受けた者については、第一項乃至第六項の規定による控除金額の總額が五萬圓以下である場合に限り、これを適用する。この場合における前二項の規定による控除金額は、五萬圓

から第一項乃至第六項の規定による控除金額の總額を控除した金額とする。

第五條又は第六條の場合において、課税価格から控除される金額の算定については、命令で第一項乃至前項の規定に對する特例を定めることができる。

戦時補償請求権の譲渡があつた場合において、課税価格から控除される金額の算定については、第一項乃至第九項の規定にかかわらず命令の定めるところによる。保険の目的の譲渡なくして保険契約に因り生じた權利の譲渡があつた場合において、課税価格から控除される金額の算定についてもまた同じ。

第一項乃至前項の規定は、戦時補償請求権で在外資産たるものには、これを適用しない。

第一項及び第三項第二號の一請求権並びに前項の戦時補償請求権で在外資産たるものの意義は、命令でこれを定める。

第十一條 前條の規定は、第十四條に規定する申告期限内に同條の規定による申告書の提出がない場合には、これを適用しない。但し、課税価格が前條に規定する控除金額以下の場合においては、この法律施行前に戦時補償請求権について、金銭で支拂はれた、又は特殊預金等について拂戻、解除若しくは償還若しくは混同に因る消滅のあつた金額については、申告書の提出がない場合においても、同條の規定は、これを適用する。

前項但書に規定する場合を除く外、第十四條の規定による申告書の提出なくして、しかも前條の規定を適用すべき場合は命令でこれを定める。

第十二條 民法第三十四條の規定により設立した法人その他の營利を目的とし、法人又は團體で命令で定めるものが、この法律施行の際現に別表二第一號に掲げる請求権を有し、又はこの法律施行前に同號に掲げる請求権について決済を受けた場合においては、政府は、命令の定めるところにより、戦時補償特別税審査委員會の諮問を経て、戦時補償特別税を軽減又は免除することができ。

政府は、前項の場合において、同項の規定による軽減又は免除に關する處分が確定するまで、命令の定めるところにより、税金の納付を猶豫することができ。

戦時補償特別税審査委員會に關する規程は、勅令でこれを定める。

第十三條 戦時補償特別税の税率は、百分の百とする。

第三章 申告及び納付

第十四條 納税義務者は、命令の定める日（以下一般申告期限といふ。）までに、命令の定めるところにより、課税価格その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

納税義務者が左の各號の一に該當するときは、納税義務者は、命令の定めるところにより、當該各號の定める金融機關を経由して、該當する金融機關が二以上ある場合においては當該金融機關を経由して各別に、前項の申告書を提出しなければならない。この場合にお

いて、金融機關が申告書を受理したときは、その申告書は、同項の規定により政府に提出されたものとみなす。

一 この法律施行の際現に特殊預金等を有してある者であるときは、その特殊預金等の預入先の金融機關（特殊金銭信託については受託者たる金融機關、債務者特殊借入金については債務者たる金融機關をいふ。以下同じ。）

二 この法律施行前に政府特殊借入金の債權又は特殊預金等を金融機關に譲渡した者であるときは、その譲渡先の金融機關

三 第三十四條第一項又は第二項の規定に該當する者であるときは、その者から債務の決済を受けた金融機關

通信、交通その他の状況により、一般申告期限内にその申告書を提出することができない者の申告については、命令で特別の定をなすことができる。

この法律において金融機關とは、銀行、信託會社その他命令で定める法人をいふ。

第十五條 納税義務者は、命令の定めるところにより、前條の規定による申告期限内に、戦時補償特別税を納付しなければならない。

第十六條 第三十三條又は第三十四條に規定する場合においては、納税義務者が納付すべき税額は、課税価格について第十條乃至第十三條の規定を適用して算出した戦時補償特別税の額から、第三十三條又は第三十四條の規定により戦時補償特別税を納付する義務がある者が納付すべき税額を控除した金額とする。

第十七條 この法律施行の際現に納税義務者の有する戦時補償請求権は、戦時補償特別税額を限度として、第十四條の規定による申告書の提出と同時に、（同條に規定する申告期限内に同條の規定による申告書の提出のなかつた場合においては、同條に規定する申告期限の経過した時において）消滅する。

前項の場合においては、その消滅した戦時補償請求権については、その消滅と同時に、戦時補償特別税の納付があつたものとみなす。

第十八條 第十五條の場合において、納税義務者がこの法律施行の際現に政府特殊借入金の債權又は特殊預金等を有するときは、納税義務者は、その政府特殊借入金の債權を政府に譲渡し、これを以て戦時補償特別税の納付に充て、又はその特殊預金等について、期限前の拂戻、解除若しくは償還を受け、これにより取得した金銭を以て戦時補償特別税を納付しなければならない。

第十九條 納税義務者が政府特殊借入金の債權を有する場合におい

て、一般申告期限内に第十四條第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合その他命令で定める場合においては、政府は、一般申告期限の翌日に、その政府特殊借入金金の債権を以て戦時補償特別税を徴収する。

納税義務者が、特殊預金等を有する場合において一般申告期限内に第十四條第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合その他命令で定める場合においては、特殊預金等の預入先の金融機関は、命令の定めるところにより、一般申告期限の翌日に、その特殊預金等について期限前の拂戻、解除又は償還をなし、これにより納税義務者が取得すべき金銭を以て戦時補償特別税を徴収し、一般申告期限の属する月の翌月末日までに、これを政府に納付しなければならぬ。

第二十條 前二條の規定は、政府特殊借入金金の債権又は特殊預金等について擔保権（國稅徵收法第三條に規定する擔保権を含む。以下同じ。）が存する場合又は強制執行手續、國稅徵收法による強制徵收手續その他これらの手續に準ずるものが進行中である場合においても、その適用を妨げない。

政府特殊借入金金の債権について擔保権が存する場合において、第十八條又は前條第一項の規定によりその政府特殊借入金金の債権が戦時補償特別税の納付に充てられたときは、その擔保権は、戦時補償特別税の納付と同時に、消滅する。

前二項に規定するものを除く外、前二條の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十一條 第十四條の規定による申告書を提出した者が、同條に規定する申告期限内に、戦時補償特別税を完納しなかつたときは、政府は、國稅徵收法第九條の規定により、これを督促する。

前條の規定は、第十二條第二項の規定により徴収を猶豫された戦時補償特別税を、國稅徵收法により、特殊預金等を以て徴収する場合について、これを準用する。

第二十二條 第十五條又は第十九條の場合において、金融機関が、別表一第十四號又は別表二第一號若しくは第二號に掲げる請求權の決済に必要な資金を損害保險會社又は損害保險中央會に融通したため、貸付金の債権を有するときは、第十五條第二項又は第十九條第二項の規定により金融機関が納付すべき税額のうち當該請求權に對する税額に相當する金額の貸付金の債権は、命令の定めるところにより、一般申告期限の翌日に、消滅する。この場合においては、金融機関は、その消滅した貸付金の債権の金額に相當する税額について、第十五條第二項又は第十九條第二項の規定による税金納付の義務を免除される。

前項の規定は、金融機関が、別表三に掲げる請求權の決済に必要な資金を國民更生金庫又は産業設備營團に融通したため、貸付金の債権を有する場合に、これを準用する。

前二項の場合においては、金融機関は、命令の定めるところにより、その消滅した貸付金の債権の金額その他必要な事項を政府に届け出るとともに、損害保險會社若しくは損害保險中央會又は國民更生金庫若しくは産業設備營團にこれを通知しなければならない。

第二十三條 納税義務者が金銭を以て戦時補償特別税の全部又は一部を納付すべき場合において、その完納を困難とするときは、納税義務者は、戦時補償特別税の物納を申請し、又は擔保を提供してその延納を申請することができる。

前項の場合において、物納に充てることができる財産の種類その他物納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第一項の場合において、延納の期間は、これを一般申告期限後二箇年以内とし、擔保の種類その他延納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

政府は、第一項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、税金の納付を猶豫することができる。

第一項の規定により延納を許可された場合においては、當該延納税額については、命令の定めるところにより、命令の定める期間に應じ、當該税額に年百分の十の割合を乗じて算出した金額に相當する税額を加算して、これを納付しなければならない。

第二十四條 第五條の場合において、相續人が二人以上あつたときは、相續人は、相續財産の價

額（相續に因り債務を承繼したときは、相續財産の價額からその債務の金額を控除した金額）のうち、各自その受けた利益の價額の占める割合に應じて戦時補償特別税を納付しなければならない。

前項の場合において、相續に因り承繼した債務の金額が相續財産の價額を超えてゐたときは、各相續人の納付すべき戦時補償特別税の税額は、命令の定めるところによる。

前二項の場合においては、相續人は、他の相續人の納付すべき戦時補償特別税について、連帶納付の責に任ずる。

第五條の場合において、その相續が財産を留保した家督相續であつたときは、被相續人は、相續人の納付すべき戦時補償特別税について、連帶納付の責に任ずる。

分割に因り設立された法人は、分割に因り設立された他の法人が、第六條第三項の規定により、納付すべき戦時補償特別税又は分割後存続する他の法人が、分割前に取得した戦時補償請求權につき、納付すべき戦時補償特別税について、連帶納付の責に任ずる。

前三項の規定は、戦時補償特別税のうち、政府特殊借入金金の債権を以て納付すべき額及び特殊預金等につき期限前の拂戻、解除又は償還を受け、これにより取得した金銭を以て納付すべき額に相當するものについては、これを適用しない。

第二十五條 納税義務者は、戦時補償特別税を納付するため必要があるときは、命令の定めるところにより、命令で定める預金、貯金その他の債権の全部又は一部について、期限前の拂戻を請求し、又はこれらに關する契約を解除し、若しくは變更することができる。

前項の場合において、その契約の相手方が納税義務者に給付すべき金額その他必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十六條 第十四條第二項、第十五條第二項、第十九條第二項、第三十八條第二項及び第四十五條の規定の適用については、産業設備營團は、これを金融機関とみなす。

第四章 課税價格の更正及び決定

第二十七條 第十四條の規定による申告書が提出された場合において、その申告された課税價格が政府において調査した課税價格と異るときは、政府は、その調査により、その申告された課税價格を更正する。

政府は、納税義務があると認められる者が第十四條の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、政府の調査により、その課税價格（第十七條の規定により消滅した戦時補償請求權の課税價格を除く）を決定する。

政府は、前二項の規定による課税價格の更正又は決定後、その更正し又は決定した課税價格について脱漏があることを發見したときは、政府の調査により、その課税價格を更正することができる。

前三項の規定による課税価格の更正又は決定は、この法律施行後五年間に限り、これを行ふことができる。

第二十八條 政府は、前條の規定により、課税価格を更正し又は決定したときは、これを納税義務者に通知する。

この法律の施行地に住所及び居所又は營業所若しくは事務所を有しない納税義務者が納税管理人の申告をしてゐないときは、前項の通知に代へて公告をなすことができる。この場合において、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

第二十九條 政府は、第二十七條の規定により、課税価格を更正し又は決定した場合においては、前條の通知をなした日から一箇月後を納期限とし、その不足税額又はその決定による税額の戦時補償特別税を徴収する。

前項の場合において、第十九條の規定によつて徴収した税金があるときは、その税額は、前項の規定により徴収すべき戦時補償特別税の税額から、これを控除する。

第五章 審査、訴願及び行政訴訟

第三十條 納税義務者は、第二十七條の規定による課税価格の更正又は決定に對して異議があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

政府は、前項の請求があつた場合においても、税金の徴収を猶豫しない。

第三十一條 政府は、前條第一項の請求があつたときは、これを決定し、納税義務者に通知しなければならない。

第三十二條 前條の決定に對し不服がある者は、訴願をなし又は行政裁判所に出訴することができる。

第六章 代位納付

第三十三條 納税義務者以外の者でこの法律施行の際現に政府特殊借入金金の債権又は特殊預金等を有するものは、その政府特殊借入金又は特殊預金等の金額を限度として、納税義務者に代位して戦時補償特別税を納付する義務がある。

前項の場合において、この法律施行の際現に納税義務者の有する政府特殊借入金金の債権又は特殊預金等の金額と、納税義務者に代位して戦時補償特別税を納付する義務がある者（以下代位納付義務者といふ）の有する政府特殊借入金金の債権又は特殊預金等の金額との合計額が、課税価格につき第十條乃至第十三條の規定を適用して算出した戦時補償特別税の額を超えらるる場合においては、代位納付義務者は、戦時補償特別税の額から納税義務者がこの法律施行の際現に有する政府特殊借入金金の債権又は特殊預金等の金額を控除した金額について、戦時補償特別税を納付する義務がある。この場合において、代位納付義務者が二人以上あるときは、各代位納付義務者の納付すべき戦時補償特別税の税額は、命令の定めるところによる。

第三十四條 企業整備資金措置法第四條又は臨時資金調整法第十條ノ二の規定の適用があつた場合において、納税義務者が金融機關に對する債務を返済することを理由として、戦時補償請求権について、企業整備資金措置法第五條に規定する更改による決済の方法（これらに準ずる決済の方法で命令で定めるものを含む）以外の方法により決済を受け、その金融機關に對する債務を返済したときは、その金融機關は、決済を受けた金額を限度として、納税義務者に代位して戦時補償特別税を納付する義務がある。

戦時補償請求権の決済のため特殊預金等の設定を受けた者又はその特殊預金等の譲渡を受けた者が、この法律施行前に、金融機關に對する債務を返済することを理由として、特殊預金等について、期限前の拂戻、解除若しくは償還を受け、その金融機關に對する債務を返済し、又は金融機關に對する債務の決済のため、特殊預金等をその金融機關に譲渡した場合においては、その金融機關は、決済を受けた金額（その金融機關が當該特殊預金等を譲渡した場合においては、その譲渡した特殊預金等の金額を除く）を限度として、納税義務者に代位して戦時補償特別税を納付する義務がある。

前條第一項の規定は、前項に規定する特殊預金等の譲渡を受けた金融機關については、これを適用しない。

第三十五條 代位納付義務者は、一般申告期限内に、命令の定めるところにより、第三十三條第一項に規定する政府特殊借入金金の債権又は特殊預金等の金額、前條第一項又は第二項に規定する決済を受けた金額その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

この法律施行の際現に特殊預金等を有する代位納付義務者は、その特殊預金等の預入先の金融機關を経由して、前項の申告書を提出しなければならない。この場合において、預入先の金融機關が申告書を受理したときは、その申告書は、同項の規定により政府に提出されたものとみなす。

第十四條第三項の規定は、第一項の規定による申告について、これを準用する。

第三十六條 代位納付義務者は、命令の定めるところにより、前條の規定による申告期限内に、戦時補償特別税を納付しなければならない。

前項の場合において、代位納付義務者が前條第二項の規定により申告書を提出したときは、同項に規定する金融機關は、代位納付義務者から戦時補償特別税を徴収し、一般申告期限の属する月の翌月末日までに、これを政府に納付しなければならない。

第三十七條 第十條の規定は、納税義務者が第十四條の規定による申告書を提出しなかつた場合において

ても、代位納付義務者が第三十五條の規定による申告書を提出した場合においては、代位納付義務者の納付すべき戦時補償特別税の税額の計算について、これを適用する。

第三十八條 この法律施行の際現に政府特殊借入金金の債権を有する代位納付義務者が一般申告期限内に第三十五條第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合その他命令で定める場合においては、政府は、一般申告期限の翌日に、その政府特殊借入金金の債権を以て戦時補償特別税を徴収する。

この法律施行の際現に特殊預金等を有する代位納付義務者が一般申告期限内に第三十五條第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合その他命令で定める場合においては、その特殊預金等の預入先の金融機關は、命令の定めるところにより、一般申告期限の翌日に、その特殊預金等について期限前の拂戻、解除又は償還をなし、これにより代位納付義務者が取得すべき金額を以て戦時補償特別税を徴収し、一般申告期限の属する月の翌月末日までに、これを政府に納付しなければならない。

第二十條第一項及び第二項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

前項に規定するものを除く外、第一項及び第二項の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十九條 第三十六條又は前條の場合において、代位納付義務者が、

別表一第十四號又は別表二第二號若しくは第二號に掲げる請求權の決済に必要な資金を損害保險會社又は損害保險中央會に融通したため、貸付金の債權を有するとき

二項の規定により代位納付義務者が納付すべき税額のうち当該請求権に對する税額に相當する金額の貸付金の債權は、命令の定めるところにより、一般申告期限の翌日に消滅する。この場合においては、代位納付義務者は、その消滅した貸付金の債權の金額に相當する税額について、同條の規定による税金納付の義務を免除される。前項の規定は、代位納付義務者が、別表三に掲げる請求權の決済に必要な資金を國民更生金庫又は産業設備營團に融通したため、貸付金の債權を有する場合に、これを準用する。

前二項の場合においては、代位納付義務者は、命令の定めるところにより、その消滅した貸付金の債權の金額その他必要な事項を政府に届け出るとともに、損害保險會社若しくは損害保險中央會又は國民更生金庫若しくは産業設備營團にこれを通知しなければならな

第四十條 第十八條及び第二十一條の規定は、代位納付義務者の納付すべき戦時補償特別税について、これを準用する。

第二十二條の規定は、代位納付義務者が金融機関に特殊預金等を有する場合において、その特殊預金等の預入先の金融機関について、これを準用する。

前二章の規定は、代位納付義務者の納付すべき戦時補償特別税額の更正若しくは決定又は審査、訴願若しくは行政訴訟について、これを準用する。

第四十一條 第三十三條の規定により戦時補償特別税を納付した地位納付義務者が、戦時補償特別税の納付に充てた政府特殊借入金の償還又は戦時補償特別税を納付するため期限前の拂戻、解除若しくは償還を受けた特殊預金等を、納税義務者その他の者から有償で取得した者である場合においては、地位納付義務者は、その政府特殊借入金の償還又は特殊預金等を譲渡した者に對し、命令の定めるところにより、その取得に要した對價に相當する金額の範圍内において、求償をなすことができる。

前項の場合において、譲渡人が求償に應じて履行したときは、當該譲渡人は、その政府特殊借入金の債權又は特殊預金等を有償で取得した者である場合に限り、その政府特殊借入金の債權又は特殊預金等を譲渡した者に對し、命令の定めるところにより、その取得に要した對償に相當する金額の範圍内において、求償をなすことができる。

前項の規定は、同項に規定する譲渡人以外の者でその政府特殊債入金の債権又は特殊預金等を譲渡したものが求償に應じて履行した場合について、これを準用する。

第一項の場合においては、代位納付義務者の有する政府特殊債入

金の債權又は特殊預金等について存する擔保權は、同項の規定による求償權により、代位納付義務者が受くべきものに對しても、これを行ふことができる。

り戦時補償特別税を納付した代位納付義務者は、納税義務者その他同條に規定する債務の決済をなした者に對し、命令の定めるところにより、その納付した税額の範圍内において求償をなすことができる。

前條第二項乃至第四項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第七章 雜則

第四十三條 納税義務者は、第三十三條又は第三十四條に規定する場合においては、命令の定めるところにより、課税價格その他必要なる事項を代位納付義務者に通知しなければならぬ。

代位納付義務者は、命令の定めるところにより、第三十三條第一項に規定する政府特殊借入金又は特殊預金等の金額、第三十四條第一項又は第二項に規定する決済を受けた金額その他必要な事項を納税義務者に通知しなければならない。

第四十四條 法人が解散した場合において、戦時補償特別税を完納しないで、残余財産の分配を終了したときは、その税金については、清算人は、連帶して納税の義務があるものとする。

第四十五條 金融機關が、第十五條第二項、第十九條第二項、第三十六

條第二項又は第三十八條第二項の規定により、その徴收した戰時補償特別税を政府に納付する場合において、金融上の都合により、金銭による納付を困難とするときは、命令の定めるところにより、金融機關は、政府に申請して、その有する政府特殊借入金の債權を政府に譲渡し、これを以て戰時補償特別

税の納付に充てることができる。

第四十六條 命令で定める法人は、命令の定めるところにより、戦時補償請求權に關する調書を政府に

提出しなければならぬ。

第四十七條 收税官吏は、戦時補償特別税に關する調査又は戦時補償特別税の徴收について必要があるときは、納税義務者若しくは納税義務者と認められる者又は代位納付義務者若しくは代位納付義務者と認められる者に質問し、又はその戦時補償請求權に關する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第四十八條 收税官吏は、戰時補償特別税に關する調査又は戰時補償特別税の徴收について必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又はその戰時補償請求權に關する帳簿書類その他の物件を検査することができらる。

- 一 第四十六條の規定に基く命令により調査を提出すべき者
- 二 納税義務者又は納税義務者と認められる者に對し、戦時補償請求權に關係のある財産を譲渡したと認められる者
- 三 納税義務者又は納税義務者と認められる者から、戦時補償債

求權に關係のある財産を取得したと認められる者

第四十九條 收税官吏は、戰時補償特別税の調査に關し必要があるとときは、官吏その他の公務員又は特定機關の職員であつた者で戰時補償請求權に關係のある事務に従事してゐたものに質問することができらる。

政府は、戦時補償特別税の調査に關し必要があるときは、命令の定めるところにより、前項に規定する者の出頭を命ずることができ
る。

前項の規定による命令に従ひ出頭した者には、命令の定めるところにより、手當及び旅費を給する。

第五十條 戦時補償特別税は、個人

についてはその住所^{（一）}地、この法律の施行地に住所のないときは居所^{（二）}地、法人についてはその本店又は主たる事務所の所在地をその納税地とする。但し、個人は、政府に申告して、居所地を納税地とすることができる。

この法律の施行地に住所及び居
所のない個人又はこの法律の施行
地に本店若しくは主たる事務所を
有しない法人は、命令の定めると
ころにより、納税地を定めて政府
に申告しなければならない。その
申告のないときは、政府が、その納
税地を指定する。

第五十一條 納税義務者若しくは代位納付義務者たる個人が納税地に現住しないとき、又は納税義務者若しくは代位納付義務者たる法人が納税地に營業所若しくは事務所を有しないときは、第十四條又は

第三十五條の規定による申告書の提出その他戦時補償特別税に關する一切の事項を處理させるため、納税地に居住する者の中から納税管理人を定め、政府に申告しなればならない。納税義務者又は代位納付義務者たる個人がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき並びに納税義務者又は代位納付義務者たる法人が納税地に營業所又は事務所を有しないこととなるときもまた同じ。

第五十二條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、戦時補償特別税の附加税を課することができな

第五十三條 納税義務者が譲渡を受けた戦時補償請求權（保險の目的の譲渡なくして譲渡を受けた保險契約に因り生じた權利に因るものを含む。）について戦時補償特別税を納付した場合又は第四十一條第一項乃至第三項並びに第四十二條第一項及び第二項の規定により、求償に應じて履行した場合において、その戦時補償請求權が有償で取得したものであるときは、納税義務者は、譲渡人に對し、命令の定めるところにより、その取得に要した對價に相當する金額の範圍内において、求償をなすことができる。

第四十一條第二項乃至第四項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第五十四條 個人の所得税法による所得、營業税法による純益又は舊臨時利得税法による利益のうち、事業の収益で戦時補償請求權

に因るものが算入されてあるときは、命令の定めるところにより、當該年度の所得税、營業税、營業附加税又は臨時利得税の税額と當該年度の所得、純益又は利益の金額から當該事業の収益の金額を控除した金額により計算した所得税、營業税、營業附加税又は臨時利得税の税額との差額に相當する税額を、所得税、營業税、營業附加税又は臨時利得税について免除する。

第五十五條 法人の法人税法による各事業年度の普通所得、營業税法による各事業年度の純益、舊臨時利得税法による利益又は特別法人税法による各事業年度の剰餘金のうちに、戦時補償請求權に因る利益が算入されてあるときは、命令の定めるところにより、當該事業年度の法人税、營業税、營業附加税、臨時利得税又は特別法人税の税額と、當該事業年度の所得、純益、利益又は剰餘金から戦時補償請求權に因る利益を控除した金額により計算した法人税、營業税、營業附加税、臨時利得税又は特別法人税の税額との差額に相當する税額を、法人税、營業税、營業附加税、臨時利得税又は特別法人税について免除する。

第五十六條 法人の納付すべき戦時補償特別税は、法人税法による各事業年度の普通所得、營業税法による各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剰餘金の計算上、これを損金に算入しない。法人の資産（商品その他命令で

定めるものを除く。）の評價換又は譲渡に因る利益、債務の消滅に因る利益、資本の減少に因る利益その他命令で定める利益について、その合計金額が戦時補償特別税額から戦時補償請求權に因る利益の金額を控除した金額に達するまでの金額は、命令の定めるところにより、法人税法による各事業年度の普通所得、營業税法による各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剰餘金の計算上、これを利益に算入しない。

第五十七條 この法律施行前に相續の開始があつた場合において、相續財產（相續開始前一年以内に被相続人が贈與した財産を含む。以下同じ。）のうち戦時補償請求權、政府特殊借入金の債權又は特殊預金等が含まれてあるときは、命令の定めるところにより、當該相續税額と、當該相續税の課税價格から當該戦時補償請求權について課せられる戦時補償特別税額の全部又は一部を控除した金額によつて計算した相續税の額との差額を、當該相續税について免除する。

前項の規定は、この法律施行前に開始した相續の相續財產のうち、政府特殊借入金の債權又は特殊預金等により取得した財産が含まれてある場合について、これを

準用する。この場合において課税價格から控除する戦時補償特別税額は、その取得した財産の課税價格から當該戦時補償請求權について第十條の規定による控除金額を控除した金額を超えることができない。

第五十八條 この法律施行前に相續の開始があつた場合において、その相續財產につき生じた戦時補償請求權について戦時補償特別税が課せられたときは、當該相續について昭和二十年八月十五日後に納期限を定められた相續税に限り、命令の定めるところにより、當該戦時補償特別税額のうち命令で定める金額の、當該相續についての課税價格に對する割合を、當該相續税額に乘じて算出した金額を免除する。

第五十九條 改正前の戦時特殊損害保險法第十六條の規定（損害保險中央會法第五十六條の規定による改正前のものをいふ。）による戦争保險の業務に關する保險會社に對する損失の補償については、第二十二條（第四十條において準用する場合を含む。）又は第三十九條の規定により消滅した貸付金の債權の金額に相當する金額を、その補償すべき損失の額から控除する。

第六十條 國、地方公共團體若しくは特定機關に對して土地若しくは建物（土地又は建物に定着する物を含む。以下本條中同じ。）又は礦業權若しくは砂鑛權を譲渡し又は國、地方公共團體若しくは特定機關に土地若しくは建物を收用された場合において、その對價の請求

權について戦時補償特別税を課せられたときは、國、地方公共團體又は特定機關は、この法律施行の際現に當該土地若しくは建物又は礦業權若しくは砂鑛權を有する場合に限り、舊所有者又は舊礦業權者若しくは舊砂鑛權者の請求により、當該土地若しくは建物又は礦業權若しくは砂鑛權を、現狀において、これらの者に對し、譲渡しなければならぬ。

前項の規定により土地若しくは建物又は礦業權若しくは砂鑛權の譲渡を受けようとする者は、當該土地若しくは建物又は礦業權若しくは砂鑛權の譲渡又は收用の對價の價格に相當する金額からその對價の請求權に課せられた戦時補償特別税額を控除した金額に相當する對價を、國、地方公共團體又は特定機關に支拂はなければならない。

前項の場合において國、地方公共團體又は特定機關が當該土地又は建物につき有益費を出したときは、舊所有者は、その費用の額に相當する金額を、前項の金額に加算して支拂はなければならない。

第一項の規定により地方公共團體又は特定機關が土地若しくは建物又は礦業權若しくは砂鑛權を舊所有者又は舊礦業權者若しくは舊砂鑛權者に譲渡した場合において、政府は、當該土地若しくは建物又は礦業權若しくは砂鑛權の譲渡又は收用の對價の請求權に課せられた戦時補償特別税に相當する金額の全部又は一部を、地方公共

團體又は特定機關に交付しなければならぬ。

第一項の規定により土地若しくは建物又は礦業權若しくは砂鑛權の譲渡を受けようとする者は、一般申告期限後三箇月以内に、その旨を國、地方公共團體又は特定機關に申出なければならぬ。

前項に規定するものを除く外、第一項乃至第四項の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十一條 鑛業權又は砂鑛權が國、地方公共團體又は特定機關に譲渡された後に消滅した場合その他命令で定める場合において、その對價の請求權その他命令で定める請求權について、戰時補償特別税を課せられたときは、舊鑛業權者又は舊砂鑛權者は、鑛業法第三十三條の規定にかかわらず、前に鑛區又は砂鑛區の存した土地に關し、同一鑛物を目的とする鑛業又は同一砂鑛を目的とする砂鑛業の出願について優先權を有する。

鑛業又は砂鑛業の出願について前項の規定の適用を受けようとする者は、命令の定めるところにより、一般申告期限後三箇月以内に、政府に出願しなければならぬ。

前項に規定するものを除く外、第一項の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十二條 變務契約に因り生じた戰時補償請求權について戰時補償特別税を課せられた場合において、その戰時補償請求權の對價たる給付で、この法律施行前すでに

履行されたものとあるときは、納税義務者は、前二條に規定する場合を除く外、他の法令又は契約にかかはらず、戰時補償特別税の課税を理由として物の返還その他何等の請求をもなすことができない。

變務契約に因り生じた戰時補償請求權について戰時補償特別税を課せられた場合においては、納税義務者は、他の法令又は契約にかかはらず、その戰時補償請求權の對價たる給付で、この法律施行の際にまだ履行されてゐないものについては、これを履行する必要がない。

納税義務者以外の者で最初に戰時補償請求權を取得したものは、前二項の規定の適用については、これを納税義務者とみなす。

第六十三條 戰時補償特別税の納税義務者又は代位納付義務者が戰時補償特別税の納付後において有する政府特殊借入金の債權（第十條の規定の適用の結果戰時補償特別税を納付しないこととなつた者の有するものを含む）及び戰時補償特別税の納付の義務のない者が有する政府特殊借入金の債權は、命令の定めるところにより、これを當該債權の金額と同額の登録國債となすものとする。

第六十四條 政府は、命令の定めるところにより、戰時補償特別税の納付後において存する戰時補償請求權（第十條の規定の適用の結果戰時補償特別税を納付しないこととなつた者の有するものを含む）で政府に對するものの決済を、國

債證券の交付により、行ふことができる。

前項の規定による決済のため交付する國債證券の交付價格は、額面金額による。

政府は、第一項の請求權の決済のため必要な金額を限り、公債を發行することができる。

第六十五條 この法律施行の際現に存する戰時補償請求權で金錢の給付以外の給付をその目的とするものは、この法律施行の日に、消滅する。

第六十六條 會社その他の法人が昭和二十年八月十五日以前においてなした資金の融通、有價證券の應募、引受若しくは買入又は債務の引受若しくは保證に因り生じた又は生ずべき損失で、政府において補填すべきものは、他の法令又は契約にかかはらず、これを補填しない。但し、命令で定めるものはこの限りでない。

第六十七條 政府が會社その他の法人のためになした保證（命令で定めるものを除く）は、この法律施行の日に於いて、その效力を失ふ。

第八章 罰則
第六十八條 詐偽その他不正の行爲により、戰時補償特別税を通脱した者は、これを一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處する。

第六十九條 左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。
一 正當の事由なくして第四十六條の調書に虚偽の記載をなしてこれを提出した者

二 第四十七條又は第四十八條の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

三 前號の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

四 第四十七條、第四十八條又は第四十九條第一項の規定による收税官吏の質問に對し答辯をなさない者

五 前號の質問に對し虚偽の答辯をなした者

第七十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第六十八條又は前條第一號若しくは第三號乃至第五號の違反行爲をなしたときは、その行爲者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金を科する。

第七十一條 第六十八條の罪を犯した者には、刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に處するときは、この限りでない。

第七十二條 第十四條又は第三十五條に規定する申告期限内に第十四條又は第三十五條の規定による申告書の提出を怠つた者は、これを五千圓以下の過料に處する。

第七十三條 第四十九條第二項の規定により出頭を命ぜられた者が、正當の事由なくして、出頭しないときは、これを千圓以下の過料に處する。

第九章 補則
第七十四條 皇室の財産に係る戰時補償請求權の特別措置に關し必要な事項は、この法律の定めるところに準じ、皇室令を以て、これを定める。

附則
この法律の施行の期日は、命令でこれを定める。
この法律は、本州、北海道、四國、九州及びその附屬島嶼（勅令で定める地域を除く）に、これを施行する。

（別表一）
一 舊軍需會社法第十三條（同法に基く命令において準用する場合を含む）の規定に基く補助金、損失補償金又は利益保證の請求權

二 舊國家總動員法第二十七條又は第二十八條の規定に基く補助金（別表二第三號に掲げるものを除く）又は補助金の請求權

三 舊兵器等製造事業特別助成法第四條の規定に基く設備建設費の請求權

四 舊兵器等製造事業特別助成法第五條の規定に基く設備の買上代金請求權及びこれに代るべき請求權

五 舊防空法第十六條第二項の規定による補助金で工場、疎開に關するものの請求權及び工場の疎開に關する國のその他の補助金の請求權

六 政府（第一條第二項に規定する政府をいふ。以下別表中同じ。）に對する物資、勞務若し

くは利益の供給又は政府の注文に係る仕事の完成に對する對價の請求權

七 政府に對する物資、勞務若しくは利益の供給又は政府の注文に係る仕事の完成に關する契約を政府が解除した場合の損害賠償請求權又は仕掛半製品のまま引き取つた場合その他これに準ずる場合の對價の請求權

八 政府に徴借された船舶の原狀回復及び修理に關する費用の請求權

九 政府に對する損害賠償請求權で財産上の損害に因るもの(別表一のうち別號に掲げるもの及び別表二に掲げるものを除く)

十 今次の戦争の遂行に關して、政府が法令の特別の規定に基づいて處分をしたことに因る損失補償請求權

十一 産業設備營團と事業者との間の設備建設契約に基く産業設備營團に對する設備建設費の請求權又は産業設備營團と事業者との間に設備建設契約の豫約がある場合において、事業者の建設した設備につき、産業設備營團が豫約を履行しないことに因る損害賠償請求權

十二 産業設備營團が終戦に因り船舶、機械等の製造又は購入の契約を解除した場合の損害賠償請求權

十三 日本倉庫統制株式會社に對し倉庫用建築物を譲渡した場合の代金請求權(當該建築物が除却された場合のものに限る)

十四 舊戦争保険臨時措置法若し

くは舊戦争特殊損害保險法又は、これらによる旨を定めた勅令(南洋群島戦争保險臨時措置令を含む)に基く戦争保險契約による戦争保險金の請求權で、この法律の施行地外にある財産を保險の目的とするもの(別表二)

一 舊戦争保險臨時措置法又は舊戦争特殊損害保險法に基く戦争保險契約による戦争保險金の請求權(別表一第十四號に掲げるものを除く)

二 舊損害保險國營再保險法に基く勅令に掲げる戦争保險金の請求權若しくは従前の損害保險中央會法第十八條第一項に掲げる海上保險金(木船保險の保險金を含む)の請求權又は漁船保險法施行令第二條第二項に掲げる保險金の請求權

三 舊戦争海運管理令第二條の規定により使用された船舶の、戦争に關する事故に因る損失に對する補償金の請求權

四 政府に徴借された船舶の、戦争に關する事故に因る損害賠償請求權

五 舊防空法第五條ノ五第二項の規定により指定された地區内に存する建築物(工事中のものを含む。以下同じ)を除却する場合における補償金及び當該建築物(その存する土地を含む)の賣買代金の請求權

(別表三)
國民更生金庫、産業設備營團、帝國鐵業開發株式會社又は日本石炭株式會社その他命令で定める者に

對する請求權で企業整備に關するもの

金融機關再建整備法案
右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年十月十六日
衆議院議長 山崎 猛
貴族院議長 公卿徳川家正殿

金融機關再建整備法案
第一章 總則
第二章 資産及び負債の調査
第三章 資産及び負債の評価
第四章 舊勘定の資産及び負債の移換
第五章 舊勘定の最終處理
第六章 整備の促進
第七章 決算の特例
第八章 監督及び監督
第九章 罰則
第十章 附則

金融機關再建整備法
第一章 總則
第一條 この法律は、戦時補償の特別處理等に伴ひ金融機關に生ずる損失を適正に處理し、國民生活の安定を確保し、金融機關の健全な再建整備を促進し、以て戦後經濟の安定及びその健全な發達を圖ることを目的とする

第二條 この法律において、金融機關、指定時又は預金等とは、金融機關經理應急措置法に定める金融機關、指定時又は預金等をいふ
この法律において、新勘定又は舊勘定とは、金融機關經理應急措置法第一條第一項の規定により設けられた新勘定又は舊勘定をいふ

この法律において、經濟再建整備委員會とは、企業再建整備法に定める經濟再建整備委員會をいふ

第三條 金融機關の舊勘定の資産及び負債は、金融機關經理應急措置法及びこの法律の定めるところにより、これを整理する

第二章 資産及び負債の調査
第四條 金融機關の指定時における舊勘定の負債に關する債權者(その承継人を含む。以下同じ)で勅令で定めるものは、命令の定めるところにより、主務大臣の指定する日までに、その債權を當該金融機關に申し出なければならない

前項の債權者が、同項の期限内において、その債權を申し出ない場合においては、その債權者は、舊勘定の整理から除外される
第一項の期日において知れてゐる債權者は、これを舊勘定の整理から除外することができない

第五條 金融機關の舊勘定の負債又は指定時における新勘定の負債のうちで、その債權につき異議のあるものその他不確定なものがあるときは、第七條の評価基準の決定されたものを除く外、その確定に至るまでは、金融機關は、命令で定める金額を、假にその負債の確定金額として、舊勘定の整理を行はなければならない

第六條 金融機關は、命令の定めるところにより、指定時における新勘定及び舊勘定について、各勘定別に、財産目録及び貸借對照表並びに資産及び負債の明細書を作成し、主務大臣の指定する日までに、これを主務大臣に提出しなければならない

第三章 資産及び負債の評価
第七條 金融機關の舊勘定の資産及び負債並びに指定時における新勘定の資産及び負債のうち、命令で定めるもの以外のものについては、評價基準が設けられる

前項の評価基準は、暫定評價基準及び確定評價基準の二とし、命令で定めるところにより、主務大臣が經濟再建整備委員會の議を経て、これを決定する

主務大臣は、暫定評價基準又は確定評價基準を決定したときは、これを公告する

第八條 金融機關は、主務大臣の指定する時において、その時における舊勘定の資産及び負債並びに指定時における新勘定の資産及び負債について、命令の定めるところにより、暫定評價基準による評價を行はなければならない

この場合において、その資産及び負債のうち確定評價基準の決定したものがあるときは、これについては、確定評價基準による評價を行はなければならない

金融機關は、前項の評価を行つたときは、命令の定めるところにより、同項に掲げる資産及び負債について、各勘定別に財産目録、貸借對照表及び損益の計算書(損益の計算書は舊勘定の分に限る)を作成し、主務大臣の指定する日までに、これを主務大臣に提出しなければならない

第九條 金融機關は、前條第一項の評価を行つた後、各月末における舊勘定の資産及び負債並びに指定時における新勘定の資産及び負債のうち、その月末までに決定されてゐる確定評價基準による評價が行はれてゐないものがあるとき

定の資産及び負債のうち、命令で定めるもの以外のものについては、評價基準が設けられる

前項の評価基準は、暫定評價基準及び確定評價基準の二とし、命令で定めるところにより、主務大臣が經濟再建整備委員會の議を経て、これを決定する

主務大臣は、暫定評價基準又は確定評價基準を決定したときは、これを公告する

第八條 金融機關は、主務大臣の指定する時において、その時における舊勘定の資産及び負債並びに指定時における新勘定の資産及び負債について、命令の定めるところにより、暫定評價基準による評價を行はなければならない

この場合において、その資産及び負債のうち確定評價基準の決定したものがあるときは、これについては、確定評價基準による評價を行はなければならない

金融機關は、前項の評価を行つたときは、命令の定めるところにより、同項に掲げる資産及び負債について、各勘定別に財産目録、貸借對照表及び損益の計算書(損益の計算書は舊勘定の分に限る)を作成し、主務大臣の指定する日までに、これを主務大臣に提出しなければならない

第九條 金融機關は、前條第一項の評価を行つた後、各月末における舊勘定の資産及び負債並びに指定時における新勘定の資産及び負債のうち、その月末までに決定されてゐる確定評價基準による評價が行はれてゐないものがあるとき

定の資産及び負債のうち、命令で定めるもの以外のものについては、評價基準が設けられる

前項の評価基準は、暫定評價基準及び確定評價基準の二とし、命令で定めるところにより、主務大臣が經濟再建整備委員會の議を経て、これを決定する

主務大臣は、暫定評價基準又は確定評價基準を決定したときは、これを公告する

第八條 金融機關は、主務大臣の指定する時において、その時における舊勘定の資産及び負債並びに指定時における新勘定の資産及び負債について、命令の定めるところにより、暫定評價基準による評價を行はなければならない

この場合において、その資産及び負債のうち確定評價基準の決定したものがあるときは、これについては、確定評價基準による評價を行はなければならない

金融機關は、前項の評価を行つたときは、命令の定めるところにより、同項に掲げる資産及び負債について、各勘定別に財産目録、貸借對照表及び損益の計算書(損益の計算書は舊勘定の分に限る)を作成し、主務大臣の指定する日までに、これを主務大臣に提出しなければならない

第九條 金融機關は、前條第一項の評価を行つた後、各月末における舊勘定の資産及び負債並びに指定時における新勘定の資産及び負債のうち、その月末までに決定されてゐる確定評價基準による評價が行はれてゐないものがあるとき

は、その資産及び負債について、その月末において、確定評價基準による評價を行はなければならない。

第十條 金融機關は、指定時における新勘定の資産及び負債について、第八條第一項又は前條の評価を行った結果、評價益が生じたときは、その評價益に相當する金額を新勘定の舊勘定に對する借として整理し、又、評價損が生じたときは、その評價損に相當する金額を新勘定の舊勘定に對する貸として整理する。

金融機關は、前項の場合においては、新勘定の舊勘定に對する借として整理すべき金額に相當する額は、これを舊勘定の評價益として整理し、又、新勘定の舊勘定に對する貸として整理すべき金額に相當する額は、これを舊勘定の評價損として整理する。

第十一條 金融機關は、舊勘定の資産及び負債について、第八條第一項又は第九條の評価を行った結果、評價益が生じたときは、これを舊勘定の評價益として整理し、又、評價損が生じたときは、これを舊勘定の評價損として整理する。

第四章 舊勘定の資産及び負債の移換

第十二條 金融機關は、第五章に規定する場合を除く外、本章の定めるところにより、舊勘定の資産又は整理債務を移し換へることができる。

前項の整理債務とは、舊勘定に屬する債務（責任準備金及び支拂

備金に關する債務を含む。）のうち、主務大臣の指定する債務（以下指定債務といふ。）以外のものをいふ。

第十三條 金融機關は、第八條第一項の評価が行はれる前においても、第一號の金額が第二號の金額を超え、且つ、その超過額の整理債務の金額に對する割合が主務大臣の指定する割合を超えるときは、命令の定めるところにより、書面を以て主務大臣の認可を受け、その超過額の範圍内において、整理債務を舊勘定から新勘定に移すことができる。

一 舊勘定の資産の總額から主務大臣の指定する舊勘定の資産の金額を差し引いた殘額

二 資本（出資金、基金及び保險業法第六十五條の積立金を含む。以下同じ。）の金額の二割に相當する金額と、指定債務の金額と、舊勘定の新勘定に對する借があるときはその金額との合計額

前項の規定による主務大臣の認可があつたときは、その指定する時において、認可に係る整理債務は、新勘定に屬するものとする。

第一項の規定により舊勘定から新勘定に移した整理債務の金額に相當する金額は、これを舊勘定の新勘定に對する借として整理する。

金融機關は、第一項の規定による主務大臣の認可があつたときは、命令の定めるところにより、遲滞なくその旨を公告しなければならない。

第十四條 金融機關は、第八條第一項又は第九條の評価を行った結果、第一號の金額が第二號の金額を超え、且つ、その超過額の整理債務の金額に對する割合が主務大臣の指定する割合を超えるときは、命令の定めるところにより、書面を以て主務大臣の認可を受け、その超過額の範圍内において、整理債務を舊勘定から新勘定に移さなければならない。

一 舊勘定の資産（舊勘定の新勘定に對する貸があるときは、これを除く。）の評価額（確定評價基準があるものについては、確定評價基準により評價した金額を以て、その他のもののうち暫定評價基準があるものについては、暫定評價基準により評價した金額に對し主務大臣の指定する割合を乗じた金額を以て、各、評價額とする。）と、舊勘定の新勘定に對する貸があるときはその金額との合計額

二 前條第一項第二號に掲げる金額

前條第二項乃至第四項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十五條 第四十條第一項又は第四十一條第一項の規定により新勘定の事業の全部若しくは一部を他の金融機關に譲渡し又は新勘定の保險契約の全部若しくは一部を他の金融機關に移轉した金融機關（以下舊金融機關といふ。）は、第八條第一項又は第九條の評価を行った結果、前條第一項第一號の金額が同項第二號の金額（第四十二條第

二項の規定により、又は前に本條第二項の規定により債務を負担したときは、その金額を含む。）を超える場合において、その超過額の整理債務に對する割合が主務大臣の指定する割合を超えるときは、前條の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、書面を以て主務大臣の認可を受け、その超過額の範圍内において、整理債務を舊金融機關から新勘定の事業の全部若しくは一部の譲渡又は新勘定の保險契約の全部若しくは一部の移轉を受けた金融機關（以下新金融機關といふ。）に移すことができる。但し、新金融機關の同意を得なければならない。

前項の場合においては、舊金融機關は、命令の定めるところにより、新金融機關に移した整理債務の金額に相當する金額の債務を、新金融機關に對して負擔する。銀行法等特例法第一條の規定は、命令の定めるところにより、第一項の規定により整理債務を移す場合に、これを準用する。

第十六條 金融機關は、舊勘定の新勘定に對する借がある場合においては、命令の定めるところにより、その借の金額の範圍内において、舊勘定の資産のうち、第八條第一項又は第九條の規定により確定評價基準により評價したもの、その評價額を以て舊勘定から新勘定に移し、その評價額に相當する金額を、舊勘定の新勘定に對する借の金額から控除しなければならない。

前項の規定により、確定評價基準により評價した資産で命令で定めるものを舊勘定から新勘定に移す場合においては、金融機關は、主務大臣の承認を受けなければならない。

第十七條 第十五條第二項又は第四十二條第二項の規定により、舊金融機關が新金融機關に對し債務を負担した場合において、舊金融機關に、金融機關經理應急措置法第九條第一項の規定により、舊勘定に屬する現金（小切手を含む。）を生じたときは、舊金融機關は、同法第十條の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、これを新金融機關に對する債務の擔保に充てなければならない。

第十五條第二項又は第四十二條第二項の規定により、舊金融機關が新金融機關に對し債務を負担した場合においては、舊金融機關は、前項に規定する場合の外、金融機關經理應急措置法第十六條本文及び前條の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、その債務の金額の範圍内において、舊勘定の資産のうち、第八條第一項又は第九條の規定により確定評價基準により評價したものを、その債務の擔保に充てることができる。但し、新金融機關の同意を得なければならない。

前二項の場合においては、新金融機關は、金融機關經理應急措置法第十七條本文の規定にかかわらず、擔保を受けることができる。

第五章 舊勘定の最終處理

第十八條 金融機關は、左の各號の

一に該當する場合においては、本章の定めるところにより、舊勘定の最終處理を行はなければならない。

一 第八條第一項の評価を行つた結果、同項の規定により主務大臣の指定する時の現在により、左のイに掲げる金額がロに掲げる金額を超える場合において、その超過額の舊勘定の資産の總額に對する割合が主務大臣の指定する場合を超えるとき

イ 舊勘定の第八條第一項の評価による評價益の額と、その他の益の額と、積立金（保險業法第六十五條の積立金を除く外、特別準備金その他名稱の如何を問はず積立金であるものを含む。以下同じ。）の額との合計額

ロ 舊勘定の第八條第一項の評価による評價損の額と、その他の損の額と、繰越損の額との合計額

二 舊勘定の資産及び負債並びに指定時における新勘定の資産及び負債のうち命令で定めるものについて、確定評價基準が決定されたとき

第十九條 前條第一號に規定する場合において、舊勘定の第八條第一項の評価による評價益の額と、その他の益の額との合計額（以下暫定益の額といふ。）が、前條第一號のロに掲げる金額（以下暫定損の額といふ。）以上であるときは、金融機關は、命令の定めるところにより、書面を以て主務大臣の認可を受け、舊勘定の最終處理を完了

しなければならない。この場合において、暫定益の額が暫定損の額を超えるときは、その超過額は、これを舊勘定の特別準備金として整理しなければならない。

第二十條 第十八條第一號に規定する場合において、暫定益の額が暫定損の額に不足するときは、金融機關は、左の各號に定める順序により、暫定損を填補しなければならない。

一 暫定損の額に對し、暫定益の額の全額を充當して填補する。
二 前號の規定の適用後における暫定損の残額に對し、舊勘定の積立金を、特別準備金（金融機關應急措置法又はこの法律による特別準備金をいふ。以下同じ。）、退職積立金以外の任意積立金、退職積立金及び他の法令（金融機關應急措置法を除く。）による積立金の順序により、順次に取り崩して填補する。

前項第二號の場合において、同順位に積立金が二以上あるときは、均等の割合でこれを取り崩して填補する。

前二項の規定により暫定損の全額を填補したときは、金融機關は、命令の定めるところにより、書面を以て主務大臣の認可を受け、舊勘定の最終處理を完了しなければならない。

第二十一條 金融機關は、第十八條第二號の規定に該當する場合においては、同號の規定に該當するに至つた日の属する月の月末における舊勘定の資産及び負債並びに指定時における新勘定の資産及び負債について、命令の定めるところ

により、各勘定別に、財産目録、貸借對照表及び損益の計算書損益の計算書は舊勘定の分に限る。）を作成して、主務大臣の指定する日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。

第二十二條 金融機關は、前條の規定により作成する舊勘定の財産目録、貸借對照表及び損益の計算書には、命令の定めるところにより、主務大臣の承認を受け、舊勘定の最終處理に必要な費用に充てるため、最終處理費引當金を計上するものとする。

第二十三條 第二十一條に規定する月の月末において、左の各號の一に該當する場合においては、金融機關は、命令の定めるところにより、書面を以て主務大臣の認可を受け、舊勘定の最終處理を完了しなければならない。

一 確定益（舊勘定の第十條第二項及び第十一條の評価益及びその他の益を總稱する。以下同じ。）も、確定損（舊勘定の第十條第二項及び第十一條の評価損、繰越損及びその他の損を總稱する。以下同じ。）もないとき

二 確定益と確定損があつて、確定益の額と確定損の額とが同額であるとき

三 確定益があつて確定損がないとき

四 確定益と確定損があつて、確定益の額が確定損の額を超えるとき

前項第三號の場合における確定益の額、又は同項第四號の場合における確定益の額の確定損の額を

超える額は、これを舊勘定の特別準備金として整理しなければならない。

第二十四條 第二十一條に規定する月の月末において、舊勘定に確定損があつて、確定益がないとき、又は確定損と確定益があつて確定損の額が確定益の額を超えるときは、金融機關は左の各號の順序により、確定損の整理負擔額を計算しなければならない。

一 確定益があるときは、確定損に對し、確定益の全額を充當するものとする。

二 確定益がないときは確定損の全額に對し、又、確定益があるときは前號の規定の適用後における確定損の残額に對し、舊勘定の積立金を充當するものとする。

三 前號によるもなほ確定損の残額があるときは、その残額に對し、資本の金額の九割に相當する金額まで、株主出資者、基金融出者その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）において確定損を負擔するものとする。

四 前號によるもなほ確定損の残額があるときは、その残額に對し、整理債務（第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定により舊勘定から新勘定又は新金融機關に移した分を含む。命令で定める分を除く。以下第二十五條まで同じ。）のうち、法人（法人でない社團又は財團を含む。以下同じ。）の預金等で一口五百萬圓を超えるものの、五百萬圓を超える部分の金

額の七割に相當する金額まで、その預金等の債權者において確定損を負擔するものとする。

五 前號によるもなほ確定損の残額があるときは、その残額に對し、整理債務のうち、法人の預金等で一口百萬圓を超えるものの、百萬圓を超え五百萬圓以下の部分の金額の五割に相當する金額まで、その預金等の債權者において確定損を負擔するものとする。

六 前號によるもなほ確定損の残額があるときは、その残額に對し、整理債務のうち、法人の預金等で一口十萬圓を超えるものの、十萬圓を超え百萬圓以下の部分の金額の三割に相當する金額まで、その預金等の債權者において確定損を負擔するものとする。

七 前號によるもなほ確定損の残額があるときは、その残額に對し、整理債務のうち、前三號の規定の適用後における法人の預金等の残額と、その他の整理債務の金額との七割に相當する金額まで、整理債務の債權者において確定損を負擔するものとする。

八 前號によるもなほ確定損の残額があるときは、その残額に對し、第三號の規定の適用後における資本の残額に相當する金額まで、株主において確定損を負擔するものとする。

九 前號によるもなほ確定損の残額があるときは、その残額に對し、第七號の規定の適用後にお

ける整理債務の残額に相當する金額まで、整理債務の債權者において確定損を負担するものとす。

十 前號によるもなほ確定損の残額があるときは、その残額に對し、指定債務（命令で定めるものを除く。）の全額まで、指定債務の債權者において、命令で定める順序により、確定損を負担するものとする。

前項第三號又は第八號の場合における各株主の負擔額は、その所有する株式（出資及び基金を含む。以下同じ。）の金額に應じて均等とする。金融機關が數種の株式を發行してゐる場合においてもまた同じ。

第二十五條 前條の規定により算出した確定損の整理負擔額の處理のため金融機關は、左の各號の定める措置をなさなければならない。

一 前條第一項第一號の場合においては、確定損の額から確定益の額を差し引く。

二 前條第一項第二號の場合においては、舊勘定の積立金を、特別準備金、退職積立金以外の任意準備金、退職積立金及び他の法令（金融機關經理應急措置法を除く。）による積立金の順序により、順次に取り崩す。

第八號の規定により株主が負擔すべき金額の合計金額だけ資本を減少する。但し、第二十六條に規定する場合は、この限りでない。

第二十條第二項の規定は、前項第二號の場合に、これを準用する。前條第一項第四號乃至第十號の場合においては、整理債務又は指定債務の債權は、當該各號の規定によりこれらの債務の債權者が確定損を負担すべき金額に相當する金額だけ、新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日において消滅する。

前項の場合においては、保險會社、生命保險中央會又は損害保險中央會の舊勘定に屬する責任準備金又は支拂備金に對應する保險金（年金を含む。以下同じ。）の債權は、責任準備金又は支拂備金に關する權利の消滅の割合と同一の割合により、新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日において消滅する。

第一項第三號の規定による拂込の場合に關しては、他の法令又は定款にかかはらず、勅令で特別の定をなすことができる。

第二十六條 第二十四條第一項第八號の規定により、株主が資本の全額に相當する金額の確定損を負担しなければならぬときは、金融機關は、第二十七條第一項の認可を受けた後（第三十三條第一項の規定により補償を受くべきときは、その補償を受けた後）、遲滞なく舊勘定の資産と、確定損を負担しない整理債務又は指定債務があ

るときはその整理債務又は指定債務とを舊勘定から新勘定に移さなければならぬ。舊勘定の舊勘定に對する借は、この措置と同時に消滅する。

前項の場合においては、金融機關は、同項の措置をなした後、主務大臣の指定する日までに、新勘定の事業の全部を他の金融機關に譲渡し、又は新勘定の保險契約の全部を他の金融機關に移轉しなければならぬ。

金融機關は、前項の譲渡又は移轉について對價を取得した場合においては（第三十三條第一項の規定による政府の補償があつたときは、先づ、その額まで、これを政府に納付し、なほ殘額があるときは）、命令の定めるところにより、これを處分しなければならない。

金融機關は、第二項の期限内に新勘定の事業の全部の譲渡又は新勘定の保險契約の全部の移轉を終つたときはその譲渡又は移轉を終つた日において、又、同項の期限内にその譲渡又は移轉を終らなかつたときは同項の期限を経過した日において解散する。この場合においては、新勘定及び舊勘定の區分は、解散の日において消滅する。

第三項の規定は、前項の規定による解散の場合に、これを準用する。

前項に定めるものを除く外、第四項の規定による解散の場合に關し必要な事項は、他の法令にかかはらず、命令でこれを定める。

第二十四條第一項第八號の規定により、舊金融機關の株主が資本

の全額に相當する金額の確定損を負担しなければならぬ場合において、第十五條第二項又は第四十二條第二項の規定により、舊金融機關が新金融機關に對し負擔した債務があるときは、舊金融機關は、第一項の措置をなす前に、命令の定めるところにより、先づ、舊勘定の資産をその債務の辨濟に充てなければならぬ。但し、現金（小切手を含む。）以外の資産を債務の辨濟に充てるには、新金融機關の同意を得なければならない。

銀行法等特例法第一條の規定は、命令の定めるところにより、第二項の規定による事業の譲渡の場合に、これを準用する。

第二十七條 金融機關の取締役又はこれに準ずる者（以下理事機關といふ。）は、第二十四條第一項に規定する場合においては、命令の定めるところにより、最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

前項の場合において、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書につき、その承認を受けなければならない。

第二十八條 金融機關の理事機關は、前條第一項の規定による認可があつたときは、舊勘定の最終處理方法書及び第二十一條の書類を本店又は主たる事務所及び支店又は從たる事務所（備へ置かなければならない。）に備へ置かなければならない。

金融機關の株主及び舊勘定の負

債に關する債權者は、營業時間内、何時でも前項に掲げる書類を閲覧することができる。

第二十九條 金融機關は、第二十七條第一項の認可を受けたときは、最終處理方法書に定めるところにより、遲滞なく、舊勘定の最終處理を行はなければならない。

第三十條 第二十七條第一項の認可があつた後、舊勘定の最終處理の完了までに、舊勘定の資産若しくは負債又は指定時における新勘定の資産若しくは負債について、舊勘定の最終處理の結果に影響を及ぼすべき變更を生じたときは、金融機關の理事機關は、その變更に基いて、最終處理方法書を改訂しなければならない。

第二十七條乃至前條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三十一條 第二十七條第一項の認可があつたときは、金融機關が舊勘定の最終處理を行ふためになす資本の減少、定款の變更その他の手續については、他の法令又は定款にかかはらず、株主總會若しくはこれに準ずるものの決議又は政府の認可等は、これを必要としな

い。

商法第三百八十條の規定は、前項の資本の減少については、これを適用しない。

第一項の資本の減少については、資本の減少の日から命令で定める日までの間を限り、他の法令中資本又は株式の金額の制限に關する規定は、これを適用しない。

前三項に定めるものを除く外、第一項の資本の減少に關し必要な

事項については、他の法令又は定款にかかわらず、命令で特別の定をなすことができる。

第三十二條 前條第一項の資本の減少の結果、金融機關の債券の發行又は資金の借入若しくは融通の額が、他の法令に規定する債券の發行又は資金の借入若しくは融通に關する制限額を超えるに至つた場合においては、當該資本の減少の實際に存する債券又は資金の借入若しくは融通（その更改に因る債權又は債務を含む。）に限り、他の法令中これらの債權又は債務の金額の制限に關する規定は、これを適用しない。

第三十三條 第二十四條第一項の規定により、確定損の整理負擔額を計算するもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額は、命令の定めるところにより、政府において、これを補償する。但し、その補償の金額は、命令で定める金額を限度とする。

政府は、前項の補償の決済を、國債證券の交付により行ふことができる。

前項の規定による決済のため交付する國債證券の交付價格は、大藏大臣がこれを定める。

政府は、第一項の補償債務の辨済のため必要な金額を限り公債を發行することができる。

金融機關が前章に定めるところにより、整理債務を舊勘定から新勘定又は新金融機關に移した場合においては、第一項の規定は、これを適用しない。

第一項の規定による政府の補償

の金額は、大藏省預金部等損失特別處理法による補償金の額と合計し、百億圓（第二十六條第三項その他の規定により政府に納付した金額があるときは、その額を加算した金額）を限度とする。

第三十四條 金融機關は、舊勘定の最終處理を完了したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならぬ。

金融機關の新勘定及び舊勘定の區分は、前項の公告（二回以上公告をなしたときは最初の公告）の日において消滅する。

金融機關は、第一項の公告をなしたときは、その公告（二回以上公告をなしたときは最初の公告）の後、本店又は主たる事務所所在地においては二週間以内、又支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に、新勘定及び舊勘定の區分の消滅の登記をしなければならない。

前項の登記に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十五條 第四條第一項の規定により債權の申出をなすべき債權者でその申出をしなかつたものが、同項の期限後新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日までにその債權を申し出たときは、第十九條若しくは第二十三條に規定する場合又は第二十五條第一項第二號若しくは第二十五條第一項第二號の規定の適用後なほ舊勘定の積立金が残る場合に限り、舊勘定の積立金の金額の範圍内において、その債權の金額に應じ均等の割合で、その債權の辨済を、金融機關に請求することができる。

前項の場合においては、金融機關は、債權者に對し、その債權の辨済の請求ができる金額を通知しなければならない。

第四條第一項の規定により申出をなすべき債權で、同項の期限までにその申出のなかつたものは、第一項の規定により辨済の請求ができる金額を除く外、新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日において消滅する。

第一項の場合においては、金融機關は、他の法令又は定款にかかわらず、同項の規定により辨済の請求を受けるべき金額だけ、積立金を、退職積立金以外の任意積立金を、退職積立金及び他の法令による積立金の順序により、順次に取り崩すことができる。

第二十條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三十六條 金融機關の舊勘定の負債又は指定時における新勘定の負債に關する債權（責任準備金及び支拂備金に關する權利を含む。以下第三十七條まで同じ。）で、舊勘定の最終處理の完了の際不確定であつたものが、舊勘定の最終處理の完了後確定したときは、金融機關の理事機關は、その確定の結果に基いて、第二十四條の規定に準じ、當該債權が確定損を負擔すべきであつた金額を計算し、その金額を當該債權者（責任準備金及び支拂備金に關する權利者を含む。以下第三十八條まで同じ。）に通知しなければならない。

前項の場合においては、當該債權は、同項の規定による通知のあつた時において、その通知に係る金額だけ消滅する。

第二十五條第四項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三十七條 第二十四條第一項第四號乃至第八號の規定により、金融機關の整理債務の債權者において舊勘定の確定損を負擔した場合において、新勘定及び舊勘定の區分の消滅後、當該金融機關に屬する資産で命令で定めるもののうち、前に舊勘定に屬してゐたものにつき、第八條第一項又は第九條の規定による評價額に比し、價額の増加があつたとき、又はその資産を處分して得た對價が第八條第一項又は第九條の規定による評價額を超えたときは、その増價額又は處分益の額に相當する金額については、當該金融機關は、他の法令にかかわらず、命令の定めるところにより、これを處分しなければならない。

金融機關の舊勘定の負債又は指定時における新勘定の負債に關する債權のうち、舊勘定の最終處理の完了の際不確定であつたものが、舊勘定の最終處理の完了後、初から存在しなかつたものと確定した場合における第一號の金額の處分、又はその確定した金額が第五條の規定に基く命令で定める金額よりも少い場合における第一號の金額から第二號の金額を差し引いた殘額の處分について、また前項に同じ。

一 その負債に關する債權について、第五條の規定に基く命令で

定める金額に對する第二十四條第一項第四號乃至第十號の規定の適用後における殘額

二 その負債に關する債權について、確定した金額に對する前條第一項の規定の適用後における殘額

第三十八條 舊勘定の最終處理が完了したときは、債權者及び株主の權利は、最終處理方法書で定めるところによつて確定する。但し、第三十六條の場合においては、當該債權者の權利は、同條の定めるところによつて確定する。

舊勘定の整理が法令に違反して、債權者又は株主に損害を及ぼしたときは、當該金融機關の理事機關は、當該金融機關と連帶してその損害を賠償しなければならない。但し、當該理事機關で、その業務の執行について過失がなかつた者については、この限りでない。

前項の規定は、第二十六條第四項の場合における清算に關する清算人の責任について、これを準用する。

第一項（前項において準用する場合を含む。）の損害賠償の請求權は、新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日から五年を経過したときは、時効に因つて消滅する。

第六章 整備の促進

第三十九條 第二十五條第一項第三號の規定により、金融機關が資本の減少を行はなければならない場合においては、その理事機關は、命令の定めるところにより、舊勘定の最終處理の完了後における當

該金融機關の事業に關し整備計畫書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定による整備計畫書の認可があつた場合において、金融機關が主務大臣の指定する日までに、前項の整備計畫書に定める整備計畫を實行することができなかつたときは、その理事機關は、遅滞なくその旨を、書面を以て主務大臣に届け出なければならない。

第四十條 金融機關は、指定時における新勘定の資産及び負債のうち命令で定めるものについて確定評價基準が決定し、且つ、新勘定の舊勘定に對する借がない場合に限る、命令の定めるところにより、書面を以て主務大臣の認可を受け、新勘定の事業の全部若しくは一部を他の金融機關に譲渡し、又は新勘定の保險契約の全部若しくは一部を他の金融機關に移轉することができる。

前項の規定による認可があつたときは、同一の事項については、同時に他の法令による認可等があつたものとみなす。

第四十一條 主務大臣は、金融機關の整備を促進するため必要があるときは、經濟再建整備委員會の議を経て、新勘定及び舊勘定の區分の存する金融機關に對し、新勘定の事業の全部若しくは一部を他の金融機關に譲渡し、又は新勘定の保險契約の全部若しくは一部を他の金融機關に移轉すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、金融機關の舊勘定

の最終處理の完了後における事業の状況により、特に必要があると認めるときは、他の法令に規定する場合を除く外、經濟再建整備委員會の議を経て、新勘定及び舊勘定の區分の消滅した金融機關に對し、合併若しくは資本の増加を命じ、その事業の全部若しくは一部を他の金融機關に譲渡すべきことを命じ、又はその保險契約の全部若しくは一部を他の金融機關に移轉すべきことを命ずることができる。

第一項又は前項の規定による主務大臣の命令があつた場合において、命令を受けた日から六箇月以内に、その命令に係る事項に關する契約が成立せず、又は資本の増加に關する株主總會その他これに準ずるもの決議がなかつたときは、命令を受けた金融機關の理事機關は、遅滞なくその旨を、書面を以て主務大臣に届け出なければならない。

第四十二條 第四十條第一項又は前條第一項若しくは第二項の規定により、金融機關が合併、事業の譲渡又は保險契約の移轉をなす場合においては、當該金融機關は、その合併、事業の譲渡又は保險契約の移轉の相手方を、新勘定及び舊勘定の區分の存しない金融機關（金融機關經理應急措置法第二十七條第二號の金融機關の場合においては、相手方たる者は當該金融機關と同種の法人で金融機關たるもの以外のものを含む。）のうちから選ばなければならない。

第四十條第一項又は前條第一項

の場合において、舊金融機關に舊勘定の新勘定に對する借があるときは、命令の定めるところにより、新金融機關に對して、その借の金額に相當する金額（事業の一部を譲渡し又は保險契約の一部を移轉した場合においては、借の金額のうち、その譲渡に係る事業又は移轉に係る保險契約に關する部分とし、又、事業の譲渡又は保險契約の移轉の對價があるときは、その對價の金額を控除したものとする。）の債務を負擔する。

銀行法等特例法第一條の規定は、命令の定めるところにより、第四十條第一項又は前條第一項若しくは第二項の規定により合併又は事業の譲渡をなす場合に、これを準用する。

前三項に定めるものを除く外、第四十條第一項又は前條第一項若しくは第二項の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第四十三條 主務大臣は、金融機關の整備を促進するため必要があるときは、金融機關に對し、命令の定めるところにより、事業費の支出その他經理に關し必要な事項を命ずることができる。

第七章 決算の特例

第四十四條 金融機關の決算は、當該金融機關に新勘定及び舊勘定の區分の存する間は、新勘定及び舊勘定について、各別に、これを行はなければならない。

他の法令の適用のため必要な金融機關の財産目録、貸借對照表、損益計算書その他の商業帳簿及び營業に關する書類に關しては、命令の定めるところによる。

第四十五條 金融機關は、毎事業年度において、新勘定又は舊勘定に利益金を生じたときは、他の法令又は定款にかかはらず、これを當該勘定の特別準備金として積み立てなければならない。

金融機關は、毎事業年度において、新勘定又は舊勘定に缺損を生じたときは、當該勘定の特別準備金を取り崩して填補し、なほ不足があるときは、これを當該勘定別に繰り越さなければならない。

第四十六條 金融機關の新勘定及び舊勘定の區分が消滅したときは、他の法令又は定款にかかはらず、その區分の消滅した日を含む事業年度は、その區分の消滅した日までで終了するものとし、その事業年度に續く事業年度は、命令で定める日で終了するものとする。

金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の際、現に新勘定又は舊勘定に特別準備金がある場合において、當該金融機關に、商法第二百八十八條第一項の準備金（その他の法令によるこれに準ずる準備金を含む。以下法定準備金といふ。）があるときは、當該特別準備金は、法定準備金に併せられ、又、法定準備金がないときは、當該特別準備金が、そのまま法定準備金となるものとする。

第八章 監査及び監督

第四十七條 金融機關の舊勘定の整理の適正を圖るため必要があるときは、經濟再建整備委員會は、主務大臣の認可を受け、當該金融機關について、その債權者その他の

利害關係人（國、公共團體その他の法人である場合においては、代表者その他の職員）のうちから、五人以内の監査委員を選任することができる。

主務大臣は、金融機關の舊勘定の整理の適正を圖るため必要があるときは、經濟再建整備委員會に對し、當該金融機關につき監査委員を選任すべきことを命ずることができる。

金融機關の監査委員は、當該金融機關の役員と相兼ねることができない。

第四十八條 監査委員は、金融機關の舊勘定の整理を監査することをその職務とする。

監査委員は、前項に規定する職務を行ふため、何時でも金融機關の理事機關に對し舊勘定の整理に關する報告を求め、又は舊勘定の整理の状況を調査することができる。

監査委員の職務及び權限は、第二十七條第二項及び前二項に規定するものを除く外、勅令でこれを定める。

第四十九條 經濟再建整備委員會は、主務大臣の認可を受け、監査委員を解任することができる。

第五十條 主務大臣は、金融機關の役員が金融機關經理應急措置法若しくはこの法律又はこれに基く命令若しくは處分に違反したときは、金融機關に對し、その役員を

解任すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、金融機関の役員が行爲が公益を害する虞があると認めるときは、當該役員に對し、その職務の執行を停止すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、必要があるときは、經濟再建整備委員會の議を経て、金融機関に對し前項の規定により職務の執行を停止した役員を解任すべきことを命ずることができる。

第五十一條 主務大臣は、この法律の施行に關し必要があるときは、金融機関に對し、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、この法律の施行に關し必要があるときは、金融機関をしてその業務及び財産の狀況に關して報告せしめ、又は當該官吏をして帳簿、書類その他の物件を検査せしめることができる。

主務大臣は、前項の規定により、當該官吏をして検査せしめるときは、その身分を示す證票を携帯せしめなければならない。

第九章 雜則

第五十二條 金融機關經理應急措置法第十四條の規定は、第十條第一項、第十三條第三項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）又は第十六條第一項の規定により、新勘定の舊勘定に對する貸又は借として整理するべき金額について、これを準用する。

第五十三條 金融機關の新勘定又は舊勘定の資産で暫定評價基準又は確定評價基準により評價したものの

を財産目録に記載する場合においては、その價額については、商法第二百八十五條（保險業法第六十七條において準用する場合を含む。）の規定は、これを適用しない。

第五十四條 金融機關經理應急措置法第十八條第二項の規定により中止された金融機關の財産に對する強制執行、假差押若しくは假處分又は競賣法による競賣手續は、その財産が新勘定に屬するに至つたとき、又は新勘定及び舊勘定の區分が消滅したときは、その日からこれを續行する。但し、新勘定及び舊勘定の區分の消滅前においては、その債權に關する債務の全部又は一部が舊勘定に屬する間は、この限りでない。

第五十五條 金融機關の新勘定及び舊勘定の區分が消滅するまでは、その金融機關に對して破産の宣告、整理開始の命令又は和議開始の決定をなすことができない。

金融機關の新勘定について支拂不能又は債務超過の事實が生じた場合における措置については、勅令の定めるところによる。

金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅後においては、その金融機關には、金融機關經理應急措置法第二十二條第二項の規定は、これを適用しない。

第五十六條 舊勘定に屬する責任準備金に對應する生命保險金に關する保險契約（以下舊生命保險契約といふ。）につき指定時後拂ひ込まれた保險料のうち、第二十五條第四項の規定により債權の消滅し

た生命保險金の部分に對應するものについては、その保險契約をなした生命保險會社又は生命保險中央會（以下生命保險會社等といふ。）は、命令の定めるところにより、當該保險契約者との間に保險契約が現に存する場合においては、これを當該保險契約の保險料に充當するものとし、保險料に充當してなは殘額がある場合又は當該保險契約者との間に現に保險契約が存しない場合においては、これを當該保險契約者に返濟しなければならない。

新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日までに、舊生命保險契約について保險事故が発生した場合において、金融機關經理應急措置法第二十四條第一項の規定により拂ひ込むことを要しなかつた保險料で拂ひ込まれなかつたものがあるときは、生命保險會社等は、命令の定めるところにより、その支拂べき生命保險金の額からその保險料に相當する金額を控除した殘額を、保險金受取人に交付する。

第五十七條 地方農業會、市街地信用組合その他命令で定める金融機關の會員（組合員その他これに準ずるものを含む。以下本條中同じ。）で出資の義務を有するもののうち、指定時までに出資をしてゐないもの及び指定時後出資の義務を有する會員となるものは、當該金融機關に新勘定及び舊勘定の區分が存する間に限り、命令の定めるところにより、出資の拂込に代へ、これに相當する金額の保證金を拂ひ込まなければならない。

前項の保證金の拂込をなした者は、資金の貸付、施設の利用その他當該金融機關の會員の受ける利益に關する他の法令の規定の適用については、出資をなしたものとみなす。

前項に定めるものを除く外、第一項の規定による保證金の拂込をなした者に關し、必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十八條 金融機關で昭和二十年四月一日以前に設けられたものは、省令第一號別表に掲げるもの

の舊勘定の整理及びその者の債權又は債務の處理については、勅令で特別の定をなすことができる。

第五十九條 第二十五條第三項若しくは第四項又は第三十六條第二項若しくは第三項の規定により、金融機關の整理債務又は指定債務の債權の全部又は一部が消滅した場合において、當該金融機關の發行に係る債券その他命令で定める證券の引換その他に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

金融機關經理應急措置法第二十條の金融債券の引換その他當該債券に關し必要な事項については、また同じ。

第六十條 舊金融機關が、この法律の定めるところにより、新金融機關に對し、不動産、有價證券その他の資産を譲渡する場合においては、その譲渡に關する證書及び帳簿に關しては、印紙税は、これを課さない。

第六十一條 この法律に規定する主務大臣の職務の一部は、命令の定めるところにより、これを地方官衙の長をして行はしめることができる。

第六十二條 金融機關經理應急措置法及びこの法律に規定するものの外、戰時補償の特別處理等に伴ひ金融機關に生ずべき損失の處理及び金融機關の再建整備に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十章 罰則

第六十三條 左の場合においては、その行爲をなした金融機關の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

一 第十三條第一項又は第十五條第一項の規定による認可の申請書に虚偽の記載をなして提出したとき

二 第十四條第一項、第十九條、第二十條第三項又は第二十三條第一項の規定に違反して認可の申請を怠り、又はその認可の申請書に虚偽の記載をなして提出したとき

三 第二十六條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定に基く命令に違反して同項に規定する對價の處分を怠り、又はその處分をなしたとき

四 第二十六條第六項の規定による命令に違反したとき

五 第二十七條第一項（第三十條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して最終處理方法書の認可の申請を怠り、又は虚偽の記載をなした最終處理方法書を提出して認可の申請をなしたとき

六 第二十七條第二項（第三十條

第二項において準用する場合を含む。の規定に違反して監査委員の承認を受けることを怠り、又は虚偽の記載をなした最終處理方法書につき監査委員の承認を受けたとき

七 第三十九條(第三十條第二項において準用する場合を含む)の規定に違反して最終處理方法書に定めるところによる舊勘定の最終處理を行はなしたとき

八 第三十七條第一項の規定による命令に違反して増價額又は處分益の額の處分を怠り、又はその處分をなしたとき

九 第三十七條第二項の規定による命令に違反して同項に規定する金額の處分を怠り、又はその處分をなしたとき

第六十四條 監査委員がその職務に關して、賄賂を收受し、要求し、又は約束したときは、これを三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する。

前項の賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をなした者もまた前項に同じ。

第六十五條 左の場合においては、その行為をなした金融機關の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一 第六條の規定に違反して財産目録、貸借對照表若しくは資産及び負債の明細書を提出したとき

及び負債の明細書の提出を怠り、又は虚偽の記載をなした財産目録、貸借對照表若しくは資産及び負債の明細書を提出したとき

二 第八條第二項又は第二十一條の規定に違反して財産目録、貸借對照表若しくは損益の計算書の提出を怠り、又は虚偽の記載をなした財産目録、貸借對照表若しくは損益の計算書を提出したとき

三 第三十九條第一項の規定に違反して整備計畫書の認可の申請を怠つたとき

四 第四十三條の規定による命令に違反したとき

五 第五十條第一項又は第三項の規定による命令に違反して役員解任の手續をなさなかつたとき

六 第五十一條第二項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をなしたとき

第六十六條 第五十條第二項の規定による命令に違反して職務の執行を停止しない者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第六十七條 第五十一條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、第六十三條、第六十五條又は前條の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

第七十條 左の場合においては、金融機關の理事機關は、これを五千圓以下の過料に處する。

一 第十三條第四項(第十四條第二項において準用する場合を含む)又は第三十四條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をなしたとき

二 第十七條第一項若しくは第二項又は第二十六條第七項の規定に違反して舊勘定の資産を債務の辨濟に充てることを怠つたとき

三 第二十八條第一項の規定に違反して公告を怠り、書類を備へ置かず、若しくは虚偽の記載をなした書類を備へ置き、又は同條第二項の規定に違反して正當の事由なくして書類の閲覧を拒んだとき

四 第三十四條第三項に規定する登記を怠つたとき

五 第三十六條第一項の規定に違反して通知を怠り、又は虚偽の通知をなしたとき

六 第三十九條第二項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をなしたとき

る命令に違反して合併若しくは資本の増加、事業の譲渡又は保険契約の移轉に必要な手續をなさなかつたとき

九 第四十一條第三項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をなしたとき

十 第四十五條第一項の規定に違反して特別準備金を積み立てず、又は同條第二項の規定に違反して特別準備金を取り崩したとき

十一 第四十八條第二項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は同項に規定する調査を妨げたとき

十二 第五十一條第一項の規定による命令に違反したとき

附則

この法律の施行の期日は、勅令でこれを定める。

戰時補償特別措置法第十五條第二項、第十九條第二項、第三十六條第二項又は第三十八條第二項の規定により金融機關が戰時補償特別税として徴收した金銭(證券を含む)及びその徴收した戰時補償特別税を政府に納付すべき義務、同法第三十四條の規定により納税義務者に代位して戰時補償特別税を納付すべき義務並びに同法第四十一條、第四十二條又は第五十三條の規定により求償をなすべき義務その他命令で定める財産上の權利及び義務は、金融機關經理應急措置法第九條第二項の規定にかかわらず、當該金融機關の舊勘定に屬する。

金融機關經理應急措置法の一部を次のやうに改正する。

第二十五條第一項中「指定時においてその新勘定に屬する責任準備金に對應する保険金額と新契約の保険金額との合計額」を「新契約の保険金額」に改める。

第二十七條第一號中「及び市街地信用組合を」「市街地信用組合及び産業組合(産業組合法第一條第一項第一號に掲げる事項のみを目的とするものに限る。)」に改める。

租税特別措置法の一部を次のやうに改正する。

第十八條第四號中「會社を」「法人に」「資本増加」を「資本(出資又は基金を含む。の増加に「株金」を「株金(出資金又は基金を含む。)」に改める。

特別和議法案

右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する。

昭和二十一年十月六日 衆議院議長 山崎 猛 貴族院議長 公卿徳川家正殿

第四條 特別和議開始の申立があつたときは、特別和議債権につき、債務者の財産に對し、強制執行、假差押、假處分又は競賣法による競賣をなすことができず、又、既になされてゐる強制執行、假差押、假處分又は競賣法による競賣手續については、裁判所は、申立により又は職權を以てその中止を命ずることができる。

特別和議開始前特別和議債権につき債務者の財産に對しなした競賣法による競賣手續については、和議法第四十條第二項の規定を準用する。

第五條 特別和議の條件が各特別和議債権者について平等でないときでも、裁判所は、債権の額、債権發生の時期、擔保の有無、戰時補償特別措置法の施行に因つて生じた諸般の事情等を斟酌し、債権者間に差等があつても衡平を害しないものと認めるときは、特別和議開始の決定又は特別和議認可の決定をすることができる。

第六條 左の債権は、これを特別和議債権としない。
一 給料その他の定期的給與の債権（命令で定める限度を超える部分を除く。）
二 事務員、雇人等からの預り金その他これに準ずる債権（命令で定める限度を超える部分を除く。）
三 退職金その他の臨時的給與の債権（命令で定める限度を超える部分を除く。）
四 法令の規定に基いてなされる

業務上の傷病又は死亡に因る扶助の債権（命令で定める限度を超える部分を除く。）
五 一口千圓未満の債権

前項の債権は、第十四條において準用する和議法第五十六條の規定の適用については、これを一般の先取特權のある債権とみなす。

第七條 破産の場合において別除權を行ふことのできる債権は、その金額につき、これを特別和議債権とする。

第八條 裁判所は、事情により、自ら勸解をなし、又は適當と認める者に勸解をさせることができる。前項の場合においては、裁判所は、必要と認めるときは、第十四條において準用する和議法第五十九條第二號の期間を延長することができる。

第一項後段の規定により勸解をなした者には、勸令で定める額の旅費、日當及び止宿料を支給する。

第九條 債権者は、債権者集會において、特別和議債権につき意見を述べなければならぬ。裁判所は、債務者の述べた異議を債権表に記載しなければならぬ。

特別和議債権者は、特別和議認可の決定が確定した後、債務者が、債権者集會において異議を述べなかつた債権につき、債務者の財産に對し債権表の記載に基いて強制執行をすることができ、この場合には、民事訴訟法第六編の規定を準用する。

第十條 裁判所は、必要があると認

めるときは、債権者及び債務者の利益を著しく害せず、且つ特別和議の成立を容易ならしめるものと認める場合に限り、債権者集會において、管財人及び整理委員の意見を聴き、職權を以て特別和議の條件を變更することができる。

第十一條 債権者集會において特別和議を可決するには、議決權を行ふことのできる出席特別和議債権者の過半数でその債権額が届出をした特別和議債権者の總債権の半額を超える者の同意があれば足りる。

債権者集會においては、特別和議債権者は、決議の目的たる特別和議の條件につき、書面を以て同意を表はすことができる。この場合においては、その債権者は、前項の規定の適用については、これを出席特別和議債権者とみなす。

第十二條 裁判所は、特別和議の條件が、衡平で、且つ特別和議債権者の一般の利益に合致するものと認めるときは、債権者集會において特別和議を否決したときでも、管財人及び整理委員の意見を聴き、特別和議認可の決定をすることができる。特別和議の手續又は決議が法律の規定に反し、且つその欠缺が追完することのできない場合、債権者集會が特別和議に關する決議をなかつた場合及び債権者集會が成立しなかつた場合にも、また同様である。

第十三條 特別和議認可の決定が確定したときは、第三條の規定により手續を中止した和議又は破産の申立及び第四條の規定により中止

した強制執行、假差押、假處分又は競賣法による競賣手續は、その效力を失ふ。

第十四條 特別和議については、この法律に別段の定めのない限り、和議法の規定を準用する。但し、同法第九條、第十六條及び第六十四條の規定、同法第五十七條の規定中破産法第三百四十二條の規定を準用する部分並びに和議法第六十二條の規定中破産法第三百三十條の規定を準用する部分は、この限りでない。

第十五條 この法律は、金融機關經理應急措置法に規定する金融機關、會社經理應急措置法に規定する特別經理會社及び同法第三十九條第一項の特別經理會社以外のものにはこれを適用しない。

附則 この法律施行の期日は、勸令でこれを定める。

大藏省預金部等損失特別處理法案 右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する
昭和二十一年十月十六日
衆議院議長 山崎 猛
貴族院議長 公田徳川家正殿

大藏省預金部等損失特別處理法案 第一條 政府は、命令の定めるところにより、金融機關經理應急措置法に定める指定時（以下指定時といふ。）における預金部資金に屬する運用資産を評價する。

第二條 前條の規定による評價により評價損を生じた場合において、先づ、その評價損を以て評價損を填補する。

第三條 前條によるもなほ評價損の残額があるときは、その残額に對し、政府は、大藏省預金部特別會計の積立金（同會計の昭和二十年

度の決算上生ずべき剩餘を含む。以下同じ。）をその全額まで充當して評價損を填補する。

第四條 前條によるもなほ評價損の残額があるときは、政府は、一般會計から大藏省預金部に、評價損の残額に相當する金額の範圍内において勸令で定める金額の補償金を繰り入れる。

第五條 前條の規定による補償金の金額が、同條の評價損の残額より少ないときは、指定時における郵便貯金のうち命令で定めるものの債権は、その差額に相當する金額の範圍内において、勸令の定めるところにより、消滅する。

第六條 前條の規定は、指定時における簡易生命保險及郵便年金特別會計法による積立金の運用資産の評價及びその評價損の處理並びに郵便年金の債権に關する措置について、これを準用する。この場合において第三條の規定により評價損の填補に充てるため使用するべき積立金は、その總額から責任準備金及び支拂備金の額を控除した残額に相當する金額の積立金に限る。

第七條 指定時において現に存する大藏省預金部特別會計の積立金は、大藏省預金部特別會計法第四條第二項の規定にかかはらず、これを以て同會計の決算上の不足を補足することができる。

指定時において現に存する簡易生命保險及郵便年金特別會計法による積立金のうち、責任準備金及び支拂備金の額を控除した残額に相當する金額の積立金は、同法第

七條第二項の規定にかかわらず、これを以て歳計の不足を補足することができない。

第八條 預金部預金の支拂のため必要があるときは、政府は、大蔵省預金部特別會計の負擔において、借入金金をなすことができる。

附則 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

大蔵省預金部特別會計法の一部を次のやうに改正する。
第二條中「運用利殖金」の下に、「借入金金」を、「營業費」の下に、「借入金償還金、借入金金利子」を加へる。
第四條ノ二 本會計ニ屬スル經費及減價償却金ヲ支辨スル爲不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ借入金ヲ爲スコトヲ得

厚生年金保險法及び船員保險法特例案
右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年十月六日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長公爵徳川家正殿
厚生年金保險法及び船員保險法特例案

厚生年金保險法及び船員保險法特例案

厚生年金保險法第四十八條第一項本文及び船員保險法第四十六條第一項本文の規定による脱退手當金は、當分の間、被保險者の資格を喪失した後一年を経過しない場合においても、これを支給する。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

企業再建整備法案
右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年十月六日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長公爵徳川家正殿

企業再建整備法案
第一章 總則

第二章 特別損失

第三章 整備計畫の立案

第四章 整備計畫の實行

第五章 舊勘定及び新勘定の併合

第六章 經濟再建整備委員會

第七章 罰則

第八章 附則

企業再建整備法

第一章 總則

第一條 この法律は、會社經理應急措置法の適用を受けるものについて、戰時補償特別税を課せられること等により生じた損失を適正に處理し、その速かな再建整備を促進し、以て産業の健全な回復及び振興を圖ることを目的とする。

第二條 この法律で、特別經理會社、指定時、在外資産、會社財産、舊勘定、新勘定又は特別管理人といふのは、會社經理應急措置法の特別經理會社、指定時、在外資産、會社財産、舊勘定、新勘定又は特別管理人をいふ。

第三條 特別經理會社である株式會社（以下特別經理株式會社といふ。）は命令の定めるところにより、指定時現在で、左の計算をしなければならぬ。

一 左の各號に掲げる額（計算の際、額が確定してゐないものについては、その豫想額）の金額を合計する。

イ 戰時補償特別税を課せられることに因り生ずる損失額

ロ 在外資産についての損失額

ハ 會社經理應急措置法第五條の財産目録（以下財産目録といふ）に記載した金融機關に對する預貯金等が金融緊急措置令施行規則第一條ノ三の規

定により第二封鎖預金等となり、支拂を受けることが不能となることに因り生ずる損失額

ニ 前各號に掲げるものを除くの外、終戦又は戰時補償特別措置法の施行に伴ひ生ずる損失額

ホ 會社經理特別措置令第二條第三號、企業整備資金措置法施行令第六條第三號並びに商法第二百八十六條、第二百八十七條及び第二百九十一條第三項の規定により、會社經理應急措置法第五條の貸借對照表（本條中以下貸借對照表といふ。）の資産の部に計上した金額の合計額

貸借對照表の資産の部に計上した指定時を以て終了する事業年度の損及び繰越損の額の

ト 前各號に掲げるものを除くの外、指定時後舊勘定及び新勘定の併合（舊勘定のみを設ける特別經理株式會社については、舊勘定の廢止。以下同じ。）の時点で舊勘定に生ずる總損金の額

チ その他命令を以て定める額

二 左の各號に掲げる額（計算の際、額が確定してゐないものについては、その豫想額）の金額を合計する。

イ 貸借對照表の負債の部に計上した指定時を以て終了する事業年度の利益金及び繰越利益金の額

ロ 貸借對照表の負債の部に計

上した積立金で、命令を以て定めるものの額

ハ 指定時後舊勘定及び新勘定の併合の時までに舊勘定に生ずる總益金の額

ニ その他命令を以て定める額

第四條 前條第一號の規定による合計金額が同條第二號の規定による合計金額を超える場合における超過額は、これを特別損失の額といふ。

第三章 整備計畫の立案

第五條 資本金百萬元以上の特別經理株式會社、昭和二十年勅令第六百五十七號第一條ノ二の規定による指定會社である特別經理株式會社及び第七條第二號の規定により舊債權の負擔額の計算をなし、第八條の規定により會社財産につき評價換をなし又は第三十四條第一項の規定による處理をなす特別經理株式會社の特別管理人は、命令の定めるところにより、整備計畫を立案し、命令の定める期間内に、主務大臣の認可を申請しなければならない。

昭和二十年勅令第六百五十七號第一條ノ二の規定による指定會社である特別經理株式會社及び昭和二十一年文部省令第一號第一條第一項の規定による經營者又は昭和二十一年運輸省令第三十二號第一條第一項の規定による經營者等である特別經理株式會社が、その整備計畫に、これらの法令に基いて認可を受けなければならない事項について定をなす場合の前項の規定による認可の申請は、これらの法令の適用については、これを、

これらの法令に基く認可の申請とする。

第六條 整備計畫には、命令の定めるところにより、左に掲げる事項に關して定をなさなければならない。

一 會社の存続又は解散の別

二 存続する場合に、整備計畫を行ふに當つて、商法の會社の整理によるか、否かの別

三 存続する場合に、今後の會社の事業計畫及び資金計畫並びに役員の名

四 解散する場合に、解散の時期及び清算又は特別清算の何れの手續によるかの別

五 合併する場合に、合併の相手方、方法及び期限

六 合併に因り會社を設立する場合に、その會社の事業計畫及び資金計畫並びに株主、役員及び債權者の氏名又は名稱

七 その營業の經營の全部若しくは一部を委任し、又はその資産の全部若しくは一部を貸貸し、出資し、若しくは譲渡すべき會社をあらたに設立する場合に、その計畫の大要、株主及び役員の名又は名稱、第十條の規定による債務の承繼に關する事項並びに株式の賣出その他處分に關する事項

八 舊勘定に所屬する資産の處分の方法に關する事項

九 前二號に係るものの外、資産の處分の方法に關する事項

十 特別損失の額、特別損失を負擔する知れたる債權の總額及び特別損失を負擔する知れたる債

項の規定による認可があつた場合には、命令の定めるところにより、遅滞なく第六條第十號に掲げる事項を公告し、且つ認可を受けた整備計畫（以下決定整備計畫といふ。）を記載した書類を當該會社の本店及び支店に備へ置き、利害關係人の閲覧に供しなければならぬ。

第十九條 會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權は、決定整備計畫に定める第六條第十號の割合を乘じた額に相當する額だけ、第十五條第一項又は第二項の規定による認可を受けた日に消滅し、その債權の額は、その認可に因り確定する。

前項の場合においては、社債の種類並びに留置權、先取特權、質權及び抵當權の有無にかかはらず、すべての債權者の負擔の比率は、平等とする。

第二十條 已むを得ない事由により、決定整備計畫に定める事項（前條の規定による債權の消滅及び確定に關する事項を除く。）を變更する必要を生じたときには、特別管理人は、命令の定めるところにより、命令の定める期間内に、決定整備計畫を變更し、主務大臣の認可を申請しなければならぬ。但し、命令の定める場合はこの限りでない。

第十四條乃至第十八條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二十一條 第五條第一項の規定の適用を受ける特別經理株式會社以外の特別經理株式會社の特別管理

人は、必要があると認めるときには、整備計畫を立案し、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を申請することができる。

第五條第二項、第十四條、第十五條、第十八條及び前條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第一項の規定により認可の申請をなした特別經理株式會社の特別管理人は、前項において準用する第十五條第一項の規定により認可の處分を受けた場合においては、前項において準用する第十五條第三項の規定により不認可の文書に附記された理由に基いて、當該整備計畫に所要の修正を加へ、不認可の處分の日から一箇月以内に、あらためて第一項の規定による認可を申請することができる。

第四章 整備計畫の實行

第二十二條 特別經理株式會社の特別管理人が、第十五條第一項又は第二項の規定（第二十條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）による認可を受けたときには、當該會社は、決定整備計畫に従ひ遅滞なく整備を行はなければならない。

第二十三條 主務大臣は、商法の會社の整理又は特別清算の手續による旨の定のある整備計畫を認可したときには、その旨を裁判所に通告することを要する。

前項の規定による通告は、決定整備計畫の定めるところに従ひ、會社の整理又は特別清算の開始の通告とみなす。

第十四條 特別經理株式會社は、

決定整備計畫の定めるところに従ひ、第六條第七號乃至第九號に定める會社の資産を處分する場合において處分益又は處分損を生じたときは、命令の定めるところにより、その處分益又は處分損を夫、假勘定として貸借對照表の負債の部又は資産の部に計上しなければならない。

第二十五條 特別經理株式會社は、決定整備計畫に定めた特別損失の額が増減した場合においては、命令の定めるところにより、その増額又は減少額を夫、假勘定として貸借對照表の負債の部又は資産の部に計上しなければならない。

第二十六條 特別經理株式會社は、前二條の規定により、假勘定として經理すべき額が確定した時において、當該假勘定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計又は資産の部に計上した額の合計金額が資産の部に計上した額の合計金額を超える場合においては、その超過額に相當する金額を決定整備計畫に定める方法により、第十九條の規定において、會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權に歸屬せしめなければならない。

特別經理株式會社は、前項の規定による假勘定の合計差引計算の結果、負債の部に計上した額の合計金額が資産の部に計上した額の合計金額を超える場合において、その超過額から同項の規定により債權者に歸屬せしめる額を控除してなは殘額があるときには、その

殘額を假勘定の額の確定した日の屬する事業年度の益金として經理し、負債の部に計上した額の合計金額が資産の部に計上した額の合計金額に満たない場合においては、その不足額を假勘定の額の確定した日の屬する事業年度の損金として經理しなければならない。

第二十七條 決定整備計畫に定める事項については、行政官廳の認可、許可、免許その他の處分を要する旨を規定する他の法令（昭和二十年勅令第六百五十七號、昭和二十一年商工省令第一號及び昭和二十一年文部省令第三十二號を除く。）の規定はこれを適用しない。

第二十八條 特別經理株式會社は、決定整備計畫に定める資産の處分を行ふについては、工場抵當法第十三條第二項若しくは第十四條第二項の規定（鑛業抵當法第三條及び漁業財團抵當法第六條において準用する場合を含む。）鐵道抵當法第四條若しくは第二十條の規定（明治四十二年法律第二十八號第一條及び運河法第十三條において準用する明治四十二年法律第二十八號第一條において準用する場合を含む。）及び自動車交通事業法第四十四條の規定にかかはらず、これを行ふことができる。

前項の規定は、新勘定に屬する會社の資産については、これを適用しない。

特別經理株式會社は、決定整備計畫に定める資産の處分を行ふについては、會社經理應急措置法第二十二條の規定、物資の配給の統

制に關する法令の規定、定款の定又は既存の契約の條項にかかはらず、これを行ふことができる。

前項の場合においては、資産の處分の相手方の行為についても、決定整備計畫に定める事項については、物資の配給の統制に關する法令の規定は、これを適用しない。

第二十九條 特別經理株式會社は、決定整備計畫に定める事項については、法令の規定又は定款の定にかかはらず、株主總會又は社債權者集會の決議を経ることを要しない。

第十三條の規定による決定整備計畫の定は、第二會社の株主である特別經理株式會社以外の者をも拘束する。

第三十條 整備計畫の認可があつたときには、會社經理應急措置法第十五條第三項の規定によつて中止した強制執行、假差押若しくは假處分又は競賣法による競賣手續は、決定整備計畫の實行に抵觸しないものはこれを續行し、抵觸するものは決定整備計畫の認可の時からその效力を失ふ。

前項の規定により效力を失つた強制執行、假差押若しくは假處分又は競賣法による競賣手續の費用の負擔については、命令を以て、これを定める。

第三十一條 特別經理株式會社が、決定整備計畫に定めるところにより、第二會社を設立する場合においては、商法第六十五條、第七十三條、第八十一條、第八十四條第二項及び第八十五條乃

至第百八十七條の規定は、これを適用しない。但し、決定整備計画に定めた方針を變更しない範圍の定款の變更については、この限りでない。

第三十二條 特別經理株式會社は、決定整備計画に定める解散の事由に因り解散する。

第三十三條 決定整備計画に従つてなす特別經理株式會社の行為については、民法第四百二十四條の規定は、これを適用しない。

第三十四條 特別經理株式會社は、命令を以て定める場合には、整備計画の定めるところに従ひ、特別損失の額の全部又は一部を繰越欠損として処理することができる。

第五條第一項の規定による認可を申請し特別損失の額の全部を繰越欠損として処理する旨を定めた整備計画の認可があつた場合を除くの外、特別經理株式會社は、決定整備計画に定める特別損失の額から會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の負擔額として計算した額と前項の規定により繰越欠損として処理する額との合計額を控除した額を下らない額の資本を、減少しなければならない。

前項の場合においては、商法第二百二條第二項の規定は、これを適用しない。

第二項の規定による資本の減少により、株式の金額が商法第二百二條第二項に規定する金額を下る場合においては、特別經理株式會社は、資本減少の登記の日から一年以内に、同法第三百七十七條乃至

第三百七十九條の規定に準じ、株式の併合をなし、株式の金額を同法第二百二條第二項に規定する金額以上に上せなければならない。

特別經理株式會社は、その株式の金額を商法第二百二條第二項に規定する金額以上に上せなければ、その資本を増加することができない。

特別經理株式會社が第二項の規定により、資本を減少する場合においては、その登記の日から一年を限り資本金額の制限に關する他の法令の規定は、これを適用しない。

第二項の規定により株式の金額が商法第二百二條第二項に規定する金額を下る場合においては、第四項の規定により同法第二百二條第二項に規定する金額以上に上せられない間において行はれた當該株式の譲渡は、命令の定める場合を除くの外、その效力を生じない。

第二項の規定による資本の減少に關し必要な事項は、命令を以て、これを定める。

第五章 舊勘定及び新勘定の併合

第三十五條 第二十一條第一項に掲げる特別經理株式會社でその特別管理人が整備計画を提出しないものは、命令の定めるところにより、命令の定める期間内に、舊勘定及び新勘定の併合について、主務大臣の認可を申請しなければならない。

前項の規定により認可を申請する場合においては、特別經理株式會社

は、命令の定めるところにより、第三條及び第七條第一號の規定による計算を明かならしめる書類を作成し、特別管理人の承認を受けなければならない。

第九條第二項、第十四條第二項及び第十五條第二項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

第一項の規定の適用を受ける特別經理株式會社が同項の命令の定める期間内に同項の認可を申請しない場合には、主務大臣は、當該會社に對し、期限を定めて第一項の規定による認可の申請をなすべきことを命ずることができる。

前項の規定による命令を受けた特別經理株式會社が同項の期限までに第一項の規定による認可の申請をしなかつた場合には、當該會社は、その期限到来の日に解散するものとする。

第三十六條 特別經理株式會社の舊勘定及び新勘定は、左に掲げる日に併合するものとする。

一 特別管理人が第十五條第一項又は第二項の規定による認可を受けた特別經理株式會社においては、その認可を受けた日、但し、決定整備計画において、第二會社を設立し、又は新勘定に所屬する會社財産で決定整備計画に定める相當部分を出資し、譲渡し、貸貸し、若しくはその營業で決定整備計画に定める相當部分の經營を委任する旨を定める場合においては、第二會社の設立の登記をした日又は決定整備計画に従ひ出資、譲渡、貸貸若しくは營業の經營の委任をし

た日（これらの日が二以上あるときはその最も遅き日）

二 第五條第一項の規定により整備計画の認可を申請しなければならない特別經理株式會社の特別管理人が、同項の規定により、命令の定める期間内に認可を申請しなかつた場合においては、その期間満了の日

三 第十六條の規定によりあらためて整備計画の認可を申請しなければならない特別經理株式會社の特別管理人が、同條の規定により、命令の定める期間内に認可を申請しなかつた場合においては、その期間満了の日

四 第二十一條第三項の規定によりあらためて整備計画の認可を申請することができず特別經理株式會社の特別管理人が、同項に定める期間内に認可を申請しなかつた場合においては、その期間満了の日

五 第十六條又は第二十一條第三項の規定によりあらためて整備計画の認可を申請した特別經理株式會社の特別管理人が、不認可の處分を受けた場合においては、その不認可の處分を受けた日

六 前條第一項の規定による認可を受けた特別經理株式會社においては、その認可を受けた日

七 前條第五項の規定の適用を受ける特別經理株式會社においては、その解散の日

特別經理株式會社は、前項の規定により舊勘定及び新勘定の併合があつた後においても、第二十四

條乃至第二十六條の規定による經理に係る資産については、特別の帳簿を作成し、その他の資産との區別を明確にしておかなければならない。

第三十七條 特別經理株式會社は、舊勘定及び新勘定の併合があつたときには、遅滞なくその旨を公告し、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、舊勘定及び新勘定の併合の登記をなし、且つ會社經理應急措置法第八條第六項の規定による登記又は登録を抹消しなければならない。

前項の規定によつて登記又は登録しなればならない事項は、登記又は登録の後でなければ第三者に對抗できない。

第三十八條 會社經理應急措置法第七條乃至第十一條、第十三條乃至第十五條、第十六條第一項乃至第三項及び第五項、第十九條並びに第二十一條乃至第二十三條の規定は、第三十六條第一項第一號の特別經理株式會社について、舊勘定及び新勘定の併合の日から、これを適用しない。

第三十九條 第八條の規定による命令を以て定める評價換により附せられた額は、當該財産について、これを商法第二百八十五條に定める取得價額若しくは製作價額又は平均價額とみなす。

第八條の規定による評價換に係る營業用の固定財産の償却、その他に關し必要な事項は、命令を以てこれを定める。

第八條の規定による評價換に伴ふ利益は、命令の定めるところにより、法人税法による所得、營業

税法による純益の計算上これを益金に算入しない。

第四十條 特別經理株式會社が第十五條第一項又は第二項の規定による認可を受けたときには、財産目録に記載した債額は、會社經理應急措置法第九條及び第十條の規定の適用については、當該會社財産を新勘定に所屬せしめた日において第八條の規定による評價換の額にあらためられたものとする。

第四十一條 特別經理株式會社（決定整備計畫の實行により特別經理株式會社が消滅する場合において、命令の定める者は、命令の定めるところにより、決定整備計畫の全部の實行を終つたときには、遲滞なく主務大臣にその旨を報告し、命令の定めるところにより、公告しなければならぬ。）

主務大臣は、前項の規定による整備計畫の全部の實行を終つた旨の報告を受ける以前において、整備計畫の迅速且つ公正な實行を確保するため、必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、特別經理株式會社が、決定整備計畫に違反した行為をしたときには、これを取消すことができる。

特別經理株式會社の利害關係人は、特別經理株式會社に對して、整備計畫の迅速且つ公正な實行を確保するため、必要な措置を要求し、又は主務大臣に對して、前二項の規定による主務大臣の命令を申請することができる。

第四十二條 會社經理應急措置法は、第三十六條第一項第一號の特

別經理株式會社については、前條第一項の規定による實行を終つた日から、其の他の特別經理株式會社については舊勘定及び新勘定の併合の日からこれを適用しない。但し、その日までになした行為に對する罰則については、この限りでない。

特別經理株式會社は、前項に規定する日から、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、會社經理應急措置法第十七條第三項の登記を抹消し、資本金が二十萬圓未満の特別經理株式會社は、同法第三條第一項の登記を抹消しなければならぬ。

第四十三條 主務大臣は、特別經理株式會社、その債權者その他の者が特別經理株式會社又は第二會社の株式を取得して、當該會社の經營を支配する處がある場合において、必要があると認めるときには、當該株式の所有者に對し、必要な事項を指示して株式の譲渡を命じ、又は當該株式の議決權の行使を命令の定める者に委任すべきことを命ずることができる。

第六章 經濟再建整備委員會 第四十四條 この法律の圓滑な運營を圖るため、經濟再建整備委員會を置く。

第四十五條 主務大臣は、この法律の運營に關し、重要な事項の決定をなす場合、第十五條第一項又は第二項の規定による認可、第十七條第一項又は第四十三條の規定による命令及び第四十七條の規定による裁定をなす場合には、經濟再

建整備委員會に諮問することを要する。

第四十六條 この法律に定めるものの外、經濟再建整備委員會に關し必要な事項は、勅令でこれを定める。

第七章 雜則

第四十七條 特別管理人がこの法律による職權を行ふについては、その過半数を以てこれを決する。但し、可否の意見が同数の場合には、特別管理人の申請により、主務大臣がこれを裁定する。

第四十八條 主務大臣は、特別經理株式會社がこの法律施行の日（この法律施行後會社經理應急措置法第一條第一項第二號の指定を受けた特別經理株式會社については、その指定の日とする。以下同じ。）前四箇月以内に公正なる再建整備を妨げることを知つたなした行為があるときには、この法律施行の日から一年を限り、これを取消すことができる。

第四十九條 主務大臣は、必要があると認めるときには、特別經理株式會社に對して、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときには、關係者から報告をとり、又は當該官吏に、必要な場所を臨檢し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、當該官吏に臨檢検査せる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す證券を携帯させなければならぬ。

第五十條 主務大臣は、この法律に規定する職權の一部を地方官衙の長をして行はせることができる。

第五十一條 主務大臣は、命令の定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を、日本銀行をして取り扱はせることができる。

第五十二條 この法律の中必要な規定は、命令の定めるところにより、左に掲げるものに、これを準用する。

一 株式會社以外の特別經理會社
二 特別經理會社以外のもので會社經理應急措置法の準用を受けるもの

前項の規定によりこの法律の規定を準用するにつき必要な事項に關しては、命令で特別の定をするもの。

第五十三條 特別經理株式會社が、第三條、第七條若しくは第二十四條乃至第二十六條の規定に違反し、又は不正の評価をなし、債權者又は株主に損害を及ぼしたときには、當該會社の業務を執行する役員、清算人、商法第三百九十八條の管理人若しくは破産管財人又は特別管理人は、當該會社と連帶してその損害を賠償しなければならぬ。但し、業務を執行する役員等で、第三條、第七條若しくは第二十四條乃至第二十六條の計算又は第八條の評価換に關し過失がなかつた者については、この限りでない。

前項の損害賠償の請求權は、第十五條第一項又は第二項の規定に

よる認可の日から五年を経過した時、時効によつて消滅する。

第五十四條 破産手續中の特別經理株式會社については、この法律の適用に關し、命令を以て特別の定をなすことができる。

第五十五條 この法律に定めるものの外、登記その他企業の新再建整備に關し必要な事項は、命令の定めるところによる。

第八章 罰則

第五十六條 左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

一 第三條及び第七條の規定による計算を明かならしめる書類に虚偽の記載をした者
二 第六條第十號に掲げる事項を定める整備計畫の書類に虚偽の記載をした者

三 決定整備計畫に違反して整備を實行した者
四 第四十三條の規定による命令に違反した者

第五十七條 左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一 第四十一條第二項の規定による命令に違反した者
二 第四十九條第二項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者

三 正當な事由がなく第四十九條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十八條 特別管理人が第五條第一項、第十六條又は第二十條第一項の規定に違反して、認可の申請

を怠つたときには、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第五十六條又は第五十七條第一號若しくは第二號の違反行為をしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

第六十條 左の場合においては、その行為をなした特別經理株式會社の取締役その他これに準ずる者又は特別經理人は、これを五千圓以下の過料に處する。

一 第九條第二項、第十四條第一項若しくは第十八條(第二十條第二項及び第二十一條第二項において準用する場合を含む。以下同じ)、第三十七條第一項又は第四十一條第一項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき

二 第九條第二項、第十四條第一項又は第十八條の規定に違反して書類を備へ置かず、又は正當の事由なくして書類の閲覧を拒んだとき

三 第九條第一項又は第三十五條第二項の規定に違反して特別經理人の承認を受けなかつたとき

四 この法律又はこの法律に基いて發する命令に違反して登記又は登録を怠つたとき

五 第三十四條第四項又は第五項の規定に違反して株式の併合をなさず、又は資本の増加をしたとき

とき

六 第三十九條第二項の規定に基いて發する命令又は第四十九條第一項の規定による命令に違反したとき

七 第四十一條第一項の規定による報告を怠つたとき

第六十一條 第五十六條乃至前條の規定は、第五十二條の場合に、これを適用する。但し第六十條中特別經理株式會社とあるのは、第五十四條の規定による特別經理株式會社以外のものとする。

附則

この法律の施行の期日は、勅令でこれを定める。

會社經理應急措置法の一部を左のやうに改正する。

第一條第一項第一號中「財産目録に記載した動産、不動産、債權その他の財産の指定時における價額(株式會社、株式合資會社又は有限會社の營業用の固定財産及び取引所の相場のある有價證券については、商法第二百八十五條又は同法第四百五十八條第二項若しくは有限會社法第四十六條第一項において準用する商法第二百八十五條に定める價額を超えることができない。)が當該財産目録に記載した價額を超える場合におけるその超過額を、貸借對照表に記載した指定時を以て終了する事業年度の利益金額に改める。

第四條第一項中「第一條第一項第二號を、第一條第一項第一號本文の會社又は同項第二號に、「同號」を「この法律施行の日前まで又は同項

第二號に改め、同條第三項中「指定時から」の下に「この法律施行の日前まで又は」を加へる。

第八條の二 特別經理會社が新勘定に所屬せしめた會社財産のうちで舊勘定に所屬せしめることを必要とするものを生じたときには、特別經理人の決定に基き主務大臣の認可を受け、これを舊勘定に振り替へることが出来る。この場合において、當該會社財産は、舊勘定に振り替へられた日において、舊勘定に所屬せしめられたものととし、第十四條第五項の規定を準用する。

第八條第一項乃至第四項及び第六項の規定は、新勘定から舊勘定に振り替へた會社財産についてこれを準用する。

第三十八條 削除

第三十九條第二項中「前項において」を「前二項において」に、「前項の特別經理會社以外の者」を「第一項の特別經理會社以外の者又は前項の會社その他の者」に、「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、同條第一項の次に左の一項を加へる。

この法律のうち必要な規定は、命令の定めるところによつて、命令の

定める日以後命令の定める損失に因り債務超過又は支拂不能に陥る虞のある會社その他の者に對し、これを準用することが出来る。

財産税法案

右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年十月六日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長 公卿徳川家正盛

財産税法案

第一章 總則

第二章 課税價格、免税點及び税率

第三章 財産の評価

第四章 申告

第五章 納付

第六章 課税價格の更正及び決定

第七章 審査、訴願及び行政訴訟

第八章 物納及び延納

第九章 雜則

第十章 罰則

第十一章 補則

財産税法

第一章 總則

第一條 左に掲げる者(その一般承繼人を含む。)は、この法律により、財産税を納める義務がある。

二 前號の規定に該當しない個人で、調査時期においてこの法律の施行地に財産を有してゐたもの

前項に掲げる者の外、戸籍法の適用を受ける個人で、調査時期後二年以内に、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有することとなつたもの(その一般承繼人を含む。)は、この法律により、財産税を納める義務がある。

第二條 財産税は、命令で定める外國人には、これを課さない。

第三條 民法第五十一條に規定する法人(以下相續財團といふ。)で、調査時期において現に存したもののについては、これを個人とみなして、この法律を適用する。

前項の規定の適用に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四條 調査時期において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐた個人で、戸籍法の適用を受けるものについては、調査時期において有してゐた財産の全部に對し、財産税を課する。

前項の規定に該當しない個人で、調査時期においてこの法律の施行地に財産を有してゐたものについては、調査時期においてこの法律の施行地に有してゐた財産に對し、財産税を課する。

第一項の規定に該當しない個人で、戸籍法の適用を受けるものが、調査時期後二年以内に、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有することとなつた場合においては、前項の規定にか

かはらず、調査時期において有してゐた財産の全部に對し、財産税を課する。

調査時期後この法律施行前に相續の開始があつた場合において、被相續人が調査時期において有してゐた財産に對しては、相續人又は相續財團に、財産税を課する。

前項の場合において、被相續人が調査時期において有してゐた財産に對する財産税は、被相續人が第一項又は第三項の規定に該當する者であつたときは、調査時期において有してゐた財産の全部に對し、被相續人が第二項の規定に該當する者（第三項の規定に該當する者を除く）であつたときは、調査時期においてこの法律の施行地に有してゐた財産に對し、これを課する。

第四項の規定により相續財團に財産税を課する場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第五條 左の各號に掲げる財産の所在は、當該各號に規定する場所による。

一 動産若しくは不動産又は不動産の上に存する權利については、その動産又は不動産の所在但し、船舶については、船舶の所在

二 礦業權又は砂鐵權については、礦區の所在

三 漁業權若しくは入漁權又は漁業權を目的とする權利については、漁場に最も近い沿岸の屬する市町村又はこれに相當する行政區劃

四 金融機關に對する預金、貯金、積金又は寄託金で命令で定めるものについては、その預金、貯金、積金又は寄託金をなした營業所又は事業所の所在

五 合同運用信託に關する權利については、その信託をなした營業所の所在

六 前各號の外、この法律の施行地に營業所又は事業所を有する個人の、その營業所又は事業所の營業上又は事業上の權利については、その營業所又は事業所の所在

前項に掲げる財産以外の財産の所在は、權利者の住所の所在による。

第六條 調査時期において現に存した信託については、その時における受益者が、信託財産を有してゐたものとみなして、この法律を適用する。但し、合同運用信託については、その時における受益者が、信託に關する權利を有してゐたものとみなす。

前項の場合において、調査時期までに、元本若しくは收益の受益者がその元本若しくは收益を全然受けてゐなかつたとき、又は受益者が特定してゐなかつたとき若しくはまだ存在してゐなかつたときは、委託者又はその相續人を受益者とみなす。

前二項の場合において、受益者が二人以上あつたときは、これらの受益者が、各自その受くべき利益の價額の占める割合に應じて、信託財産又は信託に關する權利を有してゐたものとみなす。

第七條 調査時期において現に存した郵便年金契約で、その時までにまだ年金支拂事由が發生してゐなかつたもの又は調査時期において現に存した生命保險契約で、その時までにまだ保險事故が發生してゐなかつたものについては、契約者が、その契約に關する權利の全部を有してゐたものとみなして、この法律を適用する。但し、契約者が他人のために契約をなし、且つ、その他人が現實に掛金又は保險料の全部を負担してゐた場合その他命令で定める場合については、命令で特別の定をなすことができる。

第八條 昭和二十一年十一月十五日以後調査時期前に、贈與の契約とその履行とがあつた場合又は財産を留保する家督相續があつた場合においては、その贈與財産（その贈與財産に係る債務及び公租公課を含む。以下同じ。）又は相續財産（その相續に係る債務及び公租公課を含む。以下同じ。）は、命令の定めるところにより、調査時期において贈與者又は被相續人が、これを有してゐたものとみなして、この法律を適用する。

前項の規定は、同項に規定する贈與が國又は命令で定める公共團體に對する贈與、贈與財産の價額三千圓以下の贈與その他命令で定める贈與であつた場合及び同項に規定する相續が相續財産の價額一萬圓以下の相續であつた場合においては、これを適用しない。

第一項の期間内に著しく低い價額の對價で財産の譲渡の契約とその履行とがあつた場合において

は、その對價の價額と契約の時ににおける譲渡財産の時價との差額に相當する金額について、贈與があつたものとみなして、前二項の規定を適用する。

第九條 前條第一項の期間内に他人をして信託の利益を受くべき權利を有せしめ、且つ、同項の期間内に、その受益者をして元本若しくは收益の全部又は一部を受けしめたときは、信託の委託者を贈與者、受益者を受贈者とみなし、その信託の利益の價額に相當する金額の贈與があつたものとみなして、前條第一項及び同條第二項の規定を適用する。

前條第一項の期間内に契約期間の満了する生命保險契約について、同項の期間内に契約者が保險金受取人を變更したとき（調査時期前にその契約の解除があつたときを除く。）は、生命保險契約の契約者を贈與者、變更後の保險金受取人を受贈者とみなし、その保險金額に相當する金額の贈與があつたものとみなして、前條第一項及び同條第二項の規定を適用する。

前條第一項の期間内に他人を年金受取人とし、且つ、同項の期間内に年金支拂事由が發生する郵便年金契約をなしたとき（調査時期前にその契約の解除があつたときを除く。）は、郵便年金契約者を贈與者、年金受取人を受贈者とみなし、その郵便年金契約に關する權利の價額に相當する金額の贈與があつたものとみなして、前條第一項及び同條第二項の規定を適用する。

前三項の規定は、前三項に規定する行為が無償で行はれた場合又は著しく低い價額の對價で行はれた場合を除く外、これを適用しない。

第十條 左に掲げる財産については、財産税を課さない。
一 生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産で、命令で定めるもの

二 墓所及び靈廟
三 簡易生命保險契約に關する權利

四 厚生年金保險法及び船員保險法に規定する年金又は一時金に關する權利並びに共済組合の支給する年金又は一時金に關する權利

五 戰爭又は災害に起因して死亡し又は傷病を受け若しくは疾病に罹り、これに因り支給を受ける増加恩給その他これに準ずる年金で、命令で定めるものに關する權利

六 その他命令で定めるもの
第十一條 この法律において合同運用信託とは、信託會社（信託業務を兼營する銀行を含む。以下同じ。）が引き受けた金錢信託で、共同しない多數の委託者の信託財産を合同して運用するものをいふ。

この法律において同居家族とは、戸主及びこれと同居する家族又は戸主と別居して同居する二人以上の家族をいふ。
前項の場合において同居の事實の有無は、調査時期の現況による。但し、特別の事情がある場合については、命令で特別の定をなすことができる。

第二章 課税價格、免稅點及
び税率

第十二條

第四條第一項又は同條第三項の規定に該当する者については、調査時期において有してゐた財産（第十條に掲げる財産を除く。以下同じ。）の價額から、調査時期において現に存した債務（公租公課を含む。以下同じ。）の金額を控除した金額を、課税價格とする。

前項の場合において、同居家族のうち、債務の金額が財産の價額を超過する者があるときは、その超過額を、命令の定めるところにより、他の一人又は數人の同居家族の財産の價額から控除して、その同居家族についての課税價格を算定する。

第十三條

第四條第二項の規定に該当する者（同條第三項の規定に該当する者を除く。以下制限納税義務者といふ。）については、調査時期においてこの法律の施行地に有してゐた財産の價額から、左の債務で調査時期において現に存したものの金額を控除した金額を、課税價格とする。

- 一 その財産に係る公租公課
- 二 その財産を目的とする留置権、特別の先取特權、質權又は抵當權で擔保される債務
- 三 前二號の外、その財産を取得、維持又は管理するために生じた債務
- 四 その財産に關する贈與の義務
- 五 前四號の外、その者が、調査時期において、この法律の施行

地に營業所又は事業所を有してゐた場合においては、その營業所又は事業所の營業上又は事業上の債務

制限納税義務者で、調査時期において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐたものについては、前項の規定にかかわらず、調査時期においてこの法律の施行地に有してゐた財産の價額から、前項に掲げる債務の金額及び左の債務で調査時期において現に存したものの金額の合計額を控除した金額を、課税價格とする。

- 一 前項第一號に掲げるものの以外の公租公課で、この法律の施行地で納付すべきもの
- 二 調査時期において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐた個人に對する債務
- 三 調査時期において、この法律の施行地に營業所又は事業所を有してゐた法人に對する債務で、これらの營業所又は事業所との間に生じたもの

前條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第十四條 前二條の規定により、その金額を控除すべき債務は、確實と認められるものに限り、第十五條 左に掲げる金額は、課税價格の算定上、これを調査時期における財産の價額とみなす。

- 一 戦時補償特別措置法第四十一條、第四十二條又は第五十三條の規定により求償をなし得べき金額

二 調査時期前に納付した相続税につき、戦時補償特別措置法第五十七條又は第五十八條の規定により免除がなされる場合におけるその免除税額

第十六條 左に掲げる金額は、課税價格の算定上、これを調査時期における債務の金額とみなす。

- 一 不動産所得、乙種の配當利子所得、甲種若しくは乙種の事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得、乙種の退職所得又は清算取引所得に對する昭和二十一年分の分類所得税額、同年分の綜合所得税額及び同年分の臨時利得税額
- 二 戦時補償特別税額（戦時補償特別措置法第六十條の規定の適用を受ける場合については、命令で定める税額を除く。）
- 三 戦時補償特別措置法第四十一條、第四十二條又は第五十三條の規定により求償に應じて履行をなすべき債務の金額

調査時期において相続税納付の義務があつた場合において、戦時補償特別措置法第五十七條又は第五十八條の規定により相続税を免除されるときは、調査時期における財産の價額から控除されるべき相続税額は、課税價格の算定上、その免除後の税額による。

第十七條 昭和二十年十一月十五日以後に贈與の契約がなされて、調査時期までにその履行がなかつた場合においては、贈與の義務の金額及び受贈の權利の價額は、課税價格の算定上、命令の定めるところにより、調査時期における贈與るにより、調査時期における贈與者又は受贈者の債務の金額又は財産の價額には、これを算入しない。

第八條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

昭和二十年十一月十五日以後に著しく低い價額の對價で財産の譲渡の契約がなされて、調査時期までにその履行がなかつた場合においては、その對價の價額と契約の時ににおける譲渡財産の時價との差額に相當する金額について、贈與の契約がなされたものとみなして、前二項の規定を適用する。

第十八條 戦争又は災害に起因して死亡し又は傷痍を受け若しくは疾病に罹り、これに因り、調査時期前五年以内に、一時金たる恩給、扶助金、救恤金その他の給付で命令で定めるものの支給を受けることとなつた場合においては、命令の定めるところにより、その給付金額に相當する金額を、調査時期前にその給付を受けた者又は調査時期において現にその給付を受ける權利を有してゐた者について、課税價格から控除する。但し、その控除金額は、一萬圓を超えない。

第十九條 戦災者又は引揚者については、一人につき五千圓を、課税價格から控除する。

第十二條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第二十條 前二條の規定は、制限納税義務者（調査時期において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐた者を除く。）には、これを適用しない。

第二十一條 第十八條乃至前條の控除に關する規定は、第三十七條第一項又は第三十八條第一項に規定する申告書の提出期限までに、控除に關する明細書を添附した第三十七條第一項又は第三十八條第一項の規定による申告書の提出がない場合には、これを適用しない。

第三十八條第一項第二號に掲げる事由に因り、第三十九條第一項の規定による申告書の修正をなすべき者につき、同項に規定する申告書の修正期限までに、控除に關する明細書を添附した同項の規定による申告書の修正がない場合もまた同じ。

前項の規定は、政府において已むを得ない事情があると認めるときは、これを適用しない。

第二十二條 課税價格（第十八條乃至前條の規定による控除をなす場合においては、控除後の價額をいふ。以下特別の定めをなす場合を除く外同じ。）が十萬圓以下である場合においては、財産税を課さない。

同居家族については、課税價格を合算し、その總額について、前項の規定を適用する。但し、第二十條に規定する制限納税義務者については、この限りでない。

十一萬圓を超える金額	百分の二十五
十二萬圓を超える金額	百分の三十
十三萬圓を超える金額	百分の三十五
十四萬圓を超える金額	百分の四十
十五萬圓を超える金額	百分の四十五
十六萬圓を超える金額	百分の五十
十七萬圓を超える金額	百分の五十五
十八萬圓を超える金額	百分の六十
十九萬圓を超える金額	百分の六十五
二十萬圓を超える金額	百分の七十
二十萬圓を超える金額	百分の七十五
三十萬圓を超える金額	百分の八十五
四十萬圓を超える金額	百分の九十五

及び相続人の調査時期において有する財産は、各々これを區分し、その各々について、第五條乃至前條の規定を適用して、その財産に對する財産税の額を算出し、その額の合計額を以て、相続人の納付すべき財産税額とする。

第三章 財産の評価

第二十五條 この法律の施行地にある土地又は家屋の價額は、その賃貸價格（地租法第八條又は家屋税法第六條に規定する賃貸價格をいふ。以下同じ。）に一定の倍數を乗じて算出した金額（命令で定める場合においては、命令で定める金額を加算した金額）による。

借地法に規定する借地權（以下借地權といふ。）の價額は、その目的となつてゐる土地の賃貸價格に一定の倍數を乗じて算出した金額による。

所有權以外の權利の目的となつてゐる土地又は家屋の價額は、その價額から當該權利の價額を控除した金額による。

第二十六條 前條第一項の一定の倍數は、命令で定める區域ごとに、その區域内において標準となるべき土地又は家屋について、取引價額を參照して、政府において算定する價額の、その調査時期における賃貸價格に對する倍數に比準して、これを定める。

前條第二項の一定の倍數は、命令で定める區域ごとに、その區域内において標準となるべき借地權について、取引價額を參照して、政府において算定する價額の、その調査時期における借地權の目的となつてゐる土地

の、その調査時期における賃貸價格に對する倍數に比準して、これを定める。

前二項の倍數は、命令の定めるところにより、政府において、不動産評價委員會に諮問して、これを定める。

第一項及び第二項の倍數を定めるときは、政府は、命令の定めるところにより、これを公告し、又はこれを記載した書類を縦覧に供する。

不動産評價委員會に關する規程は、勅令でこれを定める。

第二十七條 左に掲げる土地若しくはこれを目的とする借地權又は家屋の價額については、第二十五條第一項又は同條第二項の規定によらず、命令の定める價額による。

一 無租地、減租年期地及び免租年期地

二 鑛泉地、池沼、牧場及び雜種地

三 地租法第二百二條の規定の適用を受ける土地

四 賃貸價格が設定されてゐない家屋

五 前各號の外、通常の土地又は家屋とその狀況が著しく異なる土地又は家屋

第二十八條 地上權（借地權たるものを除く。）及び永小作權の價額は、その目的となつてゐる土地の價額に命令で定める割合を乗じて算出した金額による。

第二十九條 命令で定める金融機關に對する預金、貯金及び積金その他これに準ずるものの價額は、調査時期における預金額、貯金額、

積金の掛金額等による。

第三十條 公債（外貨債及び借入金を除く。）の價額は、その發行價格による。但し、利率四分以上の國債及び國債以外の公債で利率四分五厘以上のものの價額は、その發行價格、利率、償還期限等を參照して定められたものによる。

社債その他これに準ずる財産の價額は、命令の定めるところにより、その發行價格、當該法人の資産及び收益の狀況等を參照して定められたものによる。

株式その他の出資の價額は、命令の定めるところにより、その取引價額、當該法人の資産及び收益の狀況、類似の他の法人の株式その他の出資の取引價額等を參照して定められたものによる。

第一項但書及び前二項の價額は、命令の定めるところにより、政府において、株式等評價委員會に諮問して、これを定める。

第二十六條第四項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

株式等評價委員會に關する規程は、勅令でこれを定める。

第三十一條 調査時期において現に存した左に掲げる定期金の給付の契約で、その時まで定期金の給付事由が発生してゐたものに關する權利の價額は、左に掲げる金額による。

一 有期定期金については、残存期間に受くべき給付金額に、その残存期間に應じ、命令で定める割合を乗じて算出した金額但し、一年間に受くべき金額の二

十倍を超えることができない。

二 無期定期金については、一年間に受くべき金額の二十倍に相當する金額

三 終身定期金については、一年間に受くべき金額に、目的とされた人の年齢に應じ、命令で定める倍數を乗じて算出した金額但し、一年間に受くべき金額の二十倍を超えることができない。

前項に規定する定期金の給付を受ける權利を有してゐる者が、調査時期後この法律施行前に死亡し、その給付が終了した場合においては、當該定期金の權利の價額は、前項の規定にかかわらず、その權利者が調査時期後給付を受けた又は受くべき金額（權利者の遺族が權利者の死亡に因り給付を受けるときは、その給付を受ける權利の價額を加算した金額）による。

前二項に定めるものの外、定期金に關する權利の價額の算定に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十二條 調査時期において現に存した郵便年金契約で、その時までまだ年金支拂事由が発生してゐなかつたもの及び調査時期において現に存した生命保険契約で、その時までまだ保険事故が発生してゐなかつたものに關する權利の價額は、調査時期までに拂ひ込まれた掛金又は保険料の合計額に、命令で定める割合を乗じて算出した金額による。

第三十三條 調査時期において物價

統制令による統制額の定められた財産の額は、その統制額を基準として命令で定める金額による。

調査時期後この法律施行前に、物價統制令により統制額をあらたに定め又は改訂した財産の額は、その統制額を基準として命令で定める金額による。但し、その統制額をあらたに定め又は改訂する前に譲渡した財産については、この限りでない。

第三十四條 調査時期においてこの法律の施行地外にあつた財産その他命令で定める財産の額及び命令で定める債務の金額については、諸般の状況を勘案し、その算定をなすことができることとなつた際に、命令でその算定方法を定める。

第三十五條 第二十五條乃至前條に定めるものを除く外、調査時期における財産の額は、その時における時價により、調査時期における財産の額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

第三十六條 調査時期における財産のうち家庭用財産以外の財産の額から、第十二條又は第十三條の規定により、債務の金額を控除した金額（以下一般財産の額といふ。）が五十萬圓（同居家族について一般財産の額の合計額が五十萬圓）以下の者については、その家庭用財産の額は、前三條の規定にかかわらず、一般財産の額に命令で定める割合を乗じて算出した金額によることができる。

家庭用財産の前三條の規定による額が、前項の規定により算出した金額を一萬圓以上超過する場合においては、家庭用財産の額は、前項の規定にかかわらず、前三條の規定による額に、前二項の家庭用財産の範囲は、命令でこれを定める。

第三十七條 第一條に規定する者（第二條に規定する者を除く。）は、課税価格（第十八條乃至第二十一條の規定による控除前の課税価格をいふ。）が十萬圓を超える場合（同居家族については、その合計額が十萬圓を超えることとなつた場合を含む。）においては、命令で定める日（以下第三十七條の申告期限といふ。）までに、命令の定めるところにより、課税価格（第十八條乃至第二十一條の規定による控除後の課税価格をいふ。）その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の規定による申告書には、命令の定めるところにより、第十八條乃至第二十一條の規定による申告書を提出しなければならない。

第三十八條 前條第一項に規定する申告書を提出しなかつた者について、第三十七條の申告期限後、左に掲げる事由に因り、課税価格

（第十八條乃至第二十一條の規定による控除前の課税価格をいふ。）が十萬圓を超えることとなつた場合（同居家族については、その合計額が十萬圓を超えることとなつた場合を含む。）においては、第一條に規定する者（第二條に規定する者を除く。）は、命令で定める日（以下第三十八條の申告期限といふ。）までに、命令の定めるところにより、前條第一項に規定する申告書を政府に提出しなければならない。

一 前條第三項の規定により、課税価格の算定の際、除外された財産の額及び債務の金額について、第三十四條の規定に基く命令の定めるところにより、その算定をなすことができることとなつたこと。

二 その者が第四條第三項の規定に該當することとなつたこと。

前條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第三十九條 第三十七條第一項又は前條第一項の規定による申告書を提出した者又は第一項の規定により申告書を修正した者が、第三十七條の申告期限後若しくは第三十八條の申告期限後又は第三十九條第一項の修正期限後、その申告又は修正に係る課税価格について脱漏があることを発見したときは、直ちに政府に申し出て、その申告書を修正しなければならない。

第一項及び第二項の規定は、第四十六條の規定による課税価格の更正又は決定があつた者について、前條第一項に掲げる事由に因り課税価格が増加することとなつた場合における課税価格の修正について、これを準用する。

第三項の規定は、第四十六條の規定による課税価格の更正又は決定があつた者が、更正又は決定に係る課税価格について脱漏があることを発見した場合における課税価格の修正について、これを準用する。

第四十條 左の各號に掲げる財産は、當該各號に定める期限内に納付しなければならない。

一 第三十七條第一項の規定による申告書に記載された課税価格に對する財産税については、第三十七條の申告期限後一箇月

二 第三十七條の申告期限後又は第三十八條の申告期限後課税価格の申告書の提出があつた場合

正する場合について、これを準用する。

外、第三十七條第一項若しくは前條第一項の規定による申告書を提出した者又は第一項の規定により申告書を修正した者が、第三十七條の申告期限後若しくは第三十八條の申告期限後又は第三十九條第一項の修正期限後、その申告又は修正に係る課税価格について脱漏があることを発見したときは、直ちに政府に申し出て、その申告書を修正しなければならない。

第一項及び第二項の規定は、第四十六條の規定による課税価格の更正又は決定があつた者について、前條第一項に掲げる事由に因り課税価格が増加することとなつた場合における課税価格の修正について、これを準用する。

第三項の規定は、第四十六條の規定による課税価格の更正又は決定があつた者が、更正又は決定に係る課税価格について脱漏があることを発見した場合における課税価格の修正について、これを準用する。

第四十條 左の各號に掲げる財産は、當該各號に定める期限内に納付しなければならない。

一 第三十七條第一項の規定による申告書に記載された課税価格に對する財産税については、第三十七條の申告期限後一箇月

二 第三十七條の申告期限後又は第三十八條の申告期限後課税価格の申告書の提出があつた場合

正する場合について、これを準用する。

において、その申告書に記載された課税価格に對する財産税については、その申告書提出後一箇月

三 第三十八條の規定による申告書に記載された課税価格に對する財産税については、第三十八條の申告期限後一箇月

四 前條第一項の規定による申告書の修正又は同條第四項の規定による課税価格の修正があつた場合において、その修正に因り増加する税額に相當する財産税については、第三十九條第一項の修正期限後一箇月

五 前條第三項の規定による申告書の修正又は同條第五項の規定による課税価格の修正があつた場合において、その修正に因り増加する税額に相當する財産税については、その申告書の修正後又はその課税価格の修正後一箇月

納税義務者が、前項各號に掲げる財産税を、當該各號に定める期限内に完納しなかつたときは、政府は、國稅徵收法第九條の規定により、これを督促する。

第四十一條 第四條第四項の規定に該當する場合において、その相続人が戸主の死亡以外の原因に因る家督相續であるときは、被相続人は、命令の定めるところにより、同項の規定により相続人の納付すべき財産税について、連帶納付の責に任ずる。

第四條第四項の規定に該當する場合においては、國籍喪失に因る相続人又は限定承認をなした相続人は、相続に因つて得た財産の限

度において、財産税納付の責に任ずる。

第四十二條 第六條第一項の規定の適用があつた場合においては、委託者は、命令の定めるところにより、受益者が納付すべき財産税額のうち、その課税價格中當該信託財産又は當該信託に關する権利の價額が占める割合に應じて按分した金額に相當する財産税について、連帶納付の責に任ずる。

第四十三條 第八條第一項の場合において、受贈者又は相續人は、命令の定めるところにより、贈與者又は被相續人の納付すべき財産税額のうち、その課税價格中同項に規定する贈與財産又は相續財産の價額が占める割合に應じて按分した金額に相當する財産税について、連帶納付の責に任ずる。

第八條第一項の場合において、贈與者又は被相續人が財産税を納付したときは、贈與者又は被相續人は、命令の定めるところにより、その納付した財産税額のうち、その課税價格中同項に規定する贈與財産又は相續財産の價額が占める割合に應じて按分した金額を、受贈者又は相續人に對して請求することができる。

昭和二十一年十一月十五日以後調査時期前に贈與の契約がなされて、調査時期後その履行があつた場合において、贈與者が財産税を納付したときは、贈與者は、命令の定めるところにより、その納付した財産税額のうち、その課税價格中贈與財産の價額が占める割合に應じて按分した金額を、受贈者に對して請求することができる。

第四十四條 調査時期後贈與、遺贈又は寄附行為に因る財産の移轉があつたときは、受贈者、受遺者又は寄附行為に因り設立された財團法人は、命令の定めるところにより、その受けた利益の限度において、贈與者、遺贈者の相續人若しくは相續財團又は寄附行為者が納付すべき財産税について、連帶納付の責に任ずる。

第八條第三項の規定は、前項の場合において、これを準用する。この場合において、同項中「第一項の期間内に」とあるのは、「調査時期後」、「前二項」とあるのは、「前項」と読み替へるものとする。

第四十五條 納税義務者は、財産税を納付するため必要があるときは、命令の定めるところにより、命令で定める預金、貯金その他の債權の全部又は一部について、期限前の拂戻を請求し、又はこれらに關する契約を解除し、若しくは變更することができる。

前項の規定は、財産税につき連帶納付の責に任ずる者（國稅徵收法第四條ノ三第一項但書の規定により財産税を徵收される者を含む。以下同じ。）について、これを準用する。

前二項の場合において、その契約の相手方が、納税義務者又は財産税につき連帶納付の責に任ずる者に給付すべき金額その他必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 課税價格の更正及び決定
第四十六條 第三十七條第一項若し

くは第三十八條第一項の規定による申告書が提出された場合又は、第三十九條第一項若しくは同條第三項の規定による申告書の修正があつた場合において、申告又は修正に係る課税價格が、政府において調査した課税價格と異るときは、政府は、その調査により、財産調査委員會に諮問して、その課税價格を更正する。第三十九條第四項又は同條第五項の規定による課税價格の修正があつた場合において、修正に係る課税價格が、政府において調査した課税價格と異るときもまた同じ。

前項の規定は、第四十八條第一項の規定により、課税價格の更正の請求があつた場合について、これを準用する。

政府は、納税義務があることを認められる者が第三十七條第一項又は第三十八條第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、政府の調査により、財産調査委員會に諮問して、その課税價格を決定する。

納税義務者が、第七十三條に規定する納税管理人の申告をなさないうで、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、前三項の規定にかかわらず、政府は、その調査により、その課税價格を更正し又は決定することができる。

政府は、前四項の規定による課税價格の更正又は決定後、その更正し又は決定した課税價格について脱漏があることを發見したときは、政府の調査により、財産調査

委員會に諮問して、その課税價格を更正することができる。
前五項の規定による課税價格の更正又は決定は、この法律施行後五年間に限り、これを行ふことができる。

財産調査委員會に關する規程は、勅令でこれを定める。

第四十七條 第三十七條第三項の規定により、課税價格の算定の際除外された財産の價額及び債務の金額については、第三十四條の規定に基き命令の定めるところにより、その算定をなすことができることとなるまでは、政府は、これを除外して、前條の規定による課税價格の更正又は決定をしなければならぬ。

第四十八條 第三十七條第一項若しくは第三十八條第一項の規定による申告書を提出した者、第三十九條第一項若しくは同條第三項の規定により申告書を修正した者又は同條第四項若しくは同條第五項の規定により課税價格を修正した者が、その課税價格が過大であつたことを發見したときは、第三十七條の申告期限後若しくは第三十八條の申告期限後、第三十九條第一項の修正期限後若しくは同條第三項の規定による申告書の修正後又は同條第四項若しくは同條第五項の規定による課税價格の修正後一箇月間を限り、政府に對し、その課税價格の更生を請求することができる。

前項の請求があつた場合においても、政府は、税金の徵收を猶豫しない。

第四十九條 政府は、第四十六條の規定により、課税價格を更生し又は決定したときは、これを納税義務者に通知する。

政府は、前條第一項の請求があつた場合において、その請求を理由なしと認めるときは、その請求をなした者に、その旨を通知する。

この法律の施行地に住所及び居所を有しない個人が、第七十三條に規定する納税管理人の申告をしてゐないときは、前二項の通知に代へて公告をすることができ、この場合において、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

第五十條 政府は、第四十六條の規定により課税價格を更生し又は決定した場合においては、前條第一項の通知をなした日から一箇月後を納期限として、その追徵税額（その不足税額又はその決定による税額をいふ。以下同じ。）を徵收する。但し、第四十六條第四項に規定する場合においては、直ちに追徵税額を徵收する。

第七章 審査、訴願及び行政訴訟

第五十一條 納税義務者は、第四十九條第一項の規定により政府の通知した課税價格又は第六十七條第一項の規定により政府の通知した税額に對して異議があるときは、通知を受けた日から一箇月以内に不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

前項の規定は、第四十九條第二項の規定による政府の通知に對し

納税義務者に異議のある場合について、これを準用する。

第一項（前項において準用する場合を含む）の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶豫しない。

第五十二條 政府は、前條第一項（同條第二項において準用する場合を含む）の請求があつたときは、財産審査委員會に諮問して、これを決定し、納税義務者に通知しなければならない。

財産審査委員會に關する規程は、勅令でこれを定める。

第五十三條 第五十一條第一項（同條第二項において準用する場合を含む）の請求があつた場合において、評價について、納税義務者に異議のある財産が、納税義務者の所有に屬してゐるときは、命令の定めるところにより、政府は、當該財産の全部又は一部について、審査の請求の際納税義務者の申し立てた價額に相當する對價を以て、これを政府に譲渡すべきことを、納税義務者に命ずることが出来る。

前項の規定により當該財産が政府に譲渡されたときは、當該財産の價額については、納税義務者の申し立てた價額により、審査の決定があつたものとみなす。

前項の譲渡に對する對價の支拂は、國債證券の交付により、これをなすことができる。

前項の規定により交付する國債證券の交付價格は、大蔵大臣がこれを定める。

第五十四條 第五十二條の規定に對

し不服がある者は、訴願をなし、又は行政裁判所に出訴することが出来る。

第八章 物納及び延納

第五十五條 調査時期における財産のうち、金融機關の舊勘定に屬することとなつた預金、貯金その他の債權で命令で定めるもの（以下舊勘定預金等といふ）に相當すると認められる財産（以下舊勘定財産といふ）があるときは、納税義務者は、その納付すべき財産税額と、課税價格から舊勘定財産の價額を控除した金額により計算した財産税の額との差額に相當する税額について、舊勘定預金等による納付を申請することが出来る。

財産税につき連帶納付の責に任ずる者が、當該財産税に關する舊勘定財産に相當する舊勘定預金等を有するときは、その者は、命令の定めるところにより、舊勘定預金等による納付を申請することが出来る。

前二項の舊勘定財産の範圍その他前二項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十六條 前條に規定する場合を除く外、納税義務者は、その納付すべき財産税額のうち、金銭で納付することを困難とする金額について、物納（舊勘定預金等による納付を除く。以下同じ）を申請することが出来る。

前項の規定は、財産税につき連帶納付の責に任ずる者について、これを準用する。

前二項の場合において、物納に

充てることが出来る財産の種類その他物納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十七條 前條第一項の場合において、財産税の物納を困難とする特別の事由があるときは、納税義務者は、物納を困難とする金額を限度として、擔保を提供し、その延納を申請することが出来る。

前項の場合において、延納の期間は、これを第四十條第一項各號に掲げる期限後又は第五十條に規定する納期限後一年以内とし、已むを得ないと認められる場合においては、二年以内とすることが出来る。

前項に定めるものを除く外、擔保の種類その他延納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十八條 政府は、前三條の規定により、財産税の舊勘定預金等による納付、物納又は延納の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、税金の納付を猶豫することが出来る。

第五十九條 第五十五條第一項若しくは同條第二項又は第五十六條第一項若しくは同條第三項の規定の適用を受けて納付した財産税につき過誤納があつた場合の還付に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第九章 雜則

第六十條 納税義務者が、災害に因り著しく資力を喪失して、納税困難と認められるときは、政府は、命令の定めるところにより、財産税を軽減し又は免除することが出来る。

政府は、前項の場合において、

同項の規定による軽減又は免除に關する處分が確定するまで、税金の徴収を猶豫することが出来る。

第六十一條 納税義務者の舊勘定財産に相當する舊勘定預金等について、金融機關再建整備法による舊勘定の最終處理の結果、その債權の全部又は一部が消滅した場合における財産税の課税に關し必要な措置は、命令の定めるところによる。

第六十二條 第三十七條第一項又は第三十八條第一項の規定による申告書を提出した納税義務者で、その申告書に記載された課税價格が五十萬圓を超えるものについては、政府は、第三十七條の申告期限後又は第三十八條の申告期限後四箇月以内に、申告書の記載に従ひ、氏名、課税價格、税額並びにその財産及び債務に關する事項を公告する。

前項の規定による公告に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十三條 納税義務者の提出した申告書又は課税價格の更正、決定若しくは修正に關する書類を閲覧しようとする者は、命令の定めるところにより、政府に、その閲覧を請求することが出来る。

第六十四條 納税義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事實又は課税價格に脱漏があると認められる事實を、政府に報告した者がある場合において、政府がその報告に因つて課税價格を決定し又は更正したときは、政府は、命令の定めるところにより、その報告者に對し、課税價格の決

定又は更正に因り、徴收することができた税額の百分の二十五以下に相當する金額を、報償金として交付することが出来る。但し、報償金の金額は十萬圓を超えることが出来ない。

前項の規定は、その報告をなした者が官吏又は待遇官吏であるときは、これを適用しない。その報告が官吏若しくは待遇官吏の知得した事實、公務員（官吏及び待遇官吏を除く）の職務上知得した事實、又は不法の行爲に因り知得した事實に基くものである場合もまた同じ。

第六十五條 納税義務者は、第四十條第一項第二號又は同項第五號に掲げる財産税については、同項當該各號に掲げる期限内に、命令の定めるところにより、命令で定める期間に應じ、當該税額に年百分の十の割合を乗じて算出した金額に相當する税額を加算して納付しなければならない。

第四十條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第六十六條 第四十條第一項第二號若しくは同項第五號に掲げる財産税の納付があつた場合又は第五十條の規定による追徴税額に相當する財産税を徴收することとなつた場合においては、第三十七條の申告期限内若しくは第三十八條の申

告期限内に申告書の提出がなかつたこと、第三十九條第一項の修正期限内に申告書の修正若しくは課税價格の修正がなかつたこと又は納税義務者の申告若しくは修正した課税價格が政府の調査した課税價格と異なることについて已むを得ない事由があると認められる場合を除く外、政府は、命令の定めるところにより、命令で定める期間に應じ、當該税額に一箇月を経過するごとに百分の五の割合を乗じて算出した金額に相當する税額の財産税を追徴する。但し、この金額は、當該税額に百分の五十を乗じて算出した金額を超えることができない。

前項の規定により追徴する税額については、第五十七條第一項の規定は、これを適用しない。

第六十七條 政府は、前條第一項の規定により追徴する税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

第四十九條第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第六十八條 株式会社以外の法人で出資證券を発行しないものは、命令の定めるところにより、調査時期における出資について、出資者別の調査を政府に提出しなければならない。

年金たる恩給又はこれに準ずる給付の支拂をなす者は、命令の定めるところにより、調査時期におけるその給付の債務について、受給者別の調査を政府に提出しなければならない。

信託會社は、命令の定めるところにより、調査時期における金銭信託及び有價證券信託以外の信託について、受益者別の調査を政府に提出しなければならない。

保險會社は、命令の定めるところにより、昭和二十年三月三日から調査時期までの間に契約をなした動産を目的とする損害保險契約について、契約者別の調査を政府に提出しなければならない。

前三項に規定するものを除く外、法人は、命令の定めるところにより、調査時期における命令で定める債務について、債權者別の調査を政府に提出しなければならない。

第六十九條 法人税又は特別法人税を課せられる法人は、命令の定めるところにより、命令で定める日における資産及び負債に關する明細書その他株式その他の出資の價額の算定上必要な事項を記載した書類を、政府に提出しなければならない。

第七十條 收税官吏は、財産税に關する調査又は財産税の徴收について必要があるときは、左に掲げる者に質問し又はその財産若しくはその財産に關する帳簿書類その他の物件を検査することができ、

一 納税義務者又は納税義務がある者
二 第六十八條の調査又は前條の明細書若しくは書類を提出しなければならない者
三 納税義務者又は納税義務があると認められる者に對し、債權若しくは債務を有してゐたと認

められる者又は債權若しくは債務を有する者と認められる者
四 納税義務者又は納税義務があると認められる者が、出資者であつたと認められる法人又は出資者であると認められる法人
五 納税義務者又は納税義務があると認められる者に對し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者
六 納税義務者又は納税義務があると認められる者から、財産を取得したと認められる者又は財産を取得する權利があると認められる者
七 納税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を、保管したと認められる者又は保管すると認められる者
八 納税義務者又は納税義務があると認められる者が、その營業又は事業に關し加入してゐたと認められる團體又は加入してゐると認められる團體

第七十一條 收税官吏は、財産税に關する調査又は財産税の徴收について必要があるときは、公證人の作成した證書の原本及びその附屬書類並びに法令により公證人の調製した帳簿を閲覧し、又はその内容について公證人に質問することができる。

第七十二條 財産税は、納税義務者の住所、この法律の施行地に住所のないときは居所地をその納税地とする。但し、納税義務者は、政府に申告して、居所地を納税地とすることができる。

この法律の施行地に住所及び居所のない納税義務者は、命令の定めるところにより、納税地を定め政府に申告しなければならない。その申告のないときは、政府が、その納税地を指定する。

第七十三條 納税義務者が、納税地に現住しないときは、この法律による申告書の提出その他財産税に關する一切の事項を處理させるため、納税地に居住する者のうちから納税管理人を定め、政府に申告しなければならない。納税義務者が、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときもまた同じ。

第七十四條 同族會社の昭和二十年十一月十五日以後の行爲又は計算で、その株主若しくは社員又はこれと親族、使用人等特殊の關係がある者について、課税價格を減少せしめると認められるものがあつた場合においては、政府は、課税價格の更正又は決定に際し、その行爲又は計算にかかはらず、その認めるところにより、課税價格を算定することができる。

前項の同族會社とは、法人税法第七十七條第三項に規定する法人をいふ。

第七十五條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、財産税の附加税を課することができない。

第七十六條 詐偽その他不正の行爲により財産税を遁脱した者は、これを三年以下の懲役又はその遁脱した税金の三倍以下に相當する罰金又は科料に處する。

第七章 罰則
第七十七條 詐偽その他不正の行爲により財産税を遁脱した者は、これを三年以下の懲役又はその遁脱した税金の三倍以下に相當する罰金又は科料に處する。

前項の罰金は千圓を下ることができない。
第一項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちにその課税價格を決定し、その税金を徴収する。

第七十七條 左の各號の一に該當する者は、一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。
一 正當の事由なくして、第六十八條の調査、又は第六十九條の明細書若しくは書類を提出せず、又はその調査、又は明細書若しくは書類に虚偽の記載をなして、これを提出した者
二 第七十條の規定による財産又はその財産に關する帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
三 前號の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者
四 第七十條の規定による收税官吏の質問に對し答辯をなさない者
五 前號の質問に對し虚偽の答辯をなした者

第七十八條 財産税に關する調査、評價若しくは審査の事務に従事してゐる者又はこれに従事してゐた者が、その調査、評價又は審査に關して知得した秘密を漏泄し、又は竊用したときは、これを二年以下の懲役又は二萬圓以下の罰金に處する。

第七十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

前項の罰金は千圓を下ることができない。
第一項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

業務又は財産に關して、第七十六條又は第七十七條第一號若しくは同條第三號乃至第五號の違反行為をなしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

第八十條 他人の財産税について、政府に對し、第六十四條に掲げる事實に關する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第八十一條 第七十六條第一項の罪を犯した者には、刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に處するときは、この限りでない。

附則
この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

この法律は、本州、北海道、四國、九州及びその附屬島嶼（勅令で定める地域を除く。）にこれを施行する。

納税義務者が、財産税の納付に關し立木を譲渡した場合（立木を伐採して譲渡した場合を含む。）又は立木を財産税の物納に充てた場合においては、命令の定めるところにより、納税義務者の調査時期における財産の價額のうちその譲渡し又は物納に充てた立木の價額が占める割合

を、財産税額に乗じて算出した金額を、所得税法による山林の所得から控除する。

前項の規定は、財産税につき連帯納付の責に任ずる者について、これを準用する。

調査時期後この法律施行前に開始した相續については、財産税額は、命令の定めるところにより、相續税法第三條又は第三條ノ二に掲げる公課とみなす。

金融緊急措置令の一部を次のやうに改正する。

第三條第一項に次の但書を加へる。

但し財産税法第五十五條ノ規定ニ依り同條第一項ニ規定スル舊勘定預金等ヲ以テ財産税ヲ納付スル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則
右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する。

昭和二十一年十月十六日
衆議院議長 山崎 猛
貴族院議長 公卿徳川家正殿

附則
この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

この法律は、本州、北海道、四國、九州及びその附屬島嶼（勅令で定める地域を除く。）にこれを施行する。

納税義務者が、財産税の納付に關し立木を譲渡した場合（立木を伐採して譲渡した場合を含む。）又は立木を財産税の物納に充てた場合においては、命令の定めるところにより、納税義務者の調査時期における財産の價額のうちその譲渡し又は物納に充てた立木の價額が占める割合

を、財産税額に乗じて算出した金額を、所得税法による山林の所得から控除する。

前項の規定は、財産税につき連帯納付の責に任ずる者について、これを準用する。

調査時期後この法律施行前に開始した相續については、財産税額は、命令の定めるところにより、相續税法第三條又は第三條ノ二に掲げる公課とみなす。

金融緊急措置令の一部を次のやうに改正する。

第三條第一項に次の但書を加へる。

但し財産税法第五十五條ノ規定ニ依り同條第一項ニ規定スル舊勘定預金等ヲ以テ財産税ヲ納付スル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 この會計においては、財産税及び戦時補償特別税の収入金、物納財産及び譲受財産から生ずる収入金並びにこれらの財産の處分に因る収入金、舊勘定預金等の拂戻金、公債募集金、借入金並びに附屬雑収入を以てその歳入とし、一般會計又は國債整理基金特別會計への繰入金、地方公共團體又は特定機關への交付金、公債及び借入金の償還金及び利子、財産税及び戦時補償特別税の還付金その他の諸費を以てその歳出とする。

財産税及び戦時補償特別税の國債による収納の額は、これをこの會計の歳入とみなし、第三條第一項の規定による國債の所屬換の額は、これをこの會計の歳出及び國債整理基金特別會計の歳入とみなし、又、同條第三項の規定による當該國債の償却の額は、これを國債整理基金特別會計の歳出とみなして、整理するものとする。

第三條 この會計においては、財産税及び戦時補償特別税を國債を以て収納した場合においては、その収納額を以て、當該國債を國債整理基金特別會計の所屬に移さなければならぬ。

前項の規定により國債を國債整理基金特別會計の所屬に移した場合においては、國債整理基金特別會計法第二條第一項の規定により、一般會計から當該國債の収納價額に相當する額の國債元金償還資金の繰入があつたものとみなす。

國債整理基金特別會計で第一項の國債を受け入れた場合において

は、直ちに、當該國債を償却しなければならぬ。

第四條 この會計に屬する經費を支辨するため必要があるときは、政府は、この會計の負擔において公債を發行し又は借入金をなすことができる。但し、公債又は借入金の額は、この會計に屬する資産（現金及び譲受財産を除き財産税及び戦時補償特別税の延納許可額を含む。）の現在額に七割五分の割合を乗じて算出した額を超えてはならない。

譲受財産の對價として國債を交付するため必要があるときは、政府は、前項の規定による外、この會計の負擔において公債を發行することができる。

物納財産の處分に因る収入金及び舊勘定預金等の拂戻金は、先づ、當該収入の収納の時に存する第一項の公債又は借入金の償還に充て、譲受財産の處分に因る収入金は、これを先づ、前項の公債の償還に充てるものとする。

第五條 この會計で支拂上現金に餘裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第六條 この會計において決算上剩餘を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れる。

第七條 政府は、毎年この會計の歳入歳出豫算を調製して、歳入歳出の總豫算とともに、これを帝國議會に提出する。

前項の歳入歳出豫算には、當該年度及び前年度における財産税及び戦時補償特別税の徴收豫定表並びに物納財産、譲受財産及び舊勘

定預金等の處分豫定表を添附しなければならぬ。

第八條 この會計の收入支出に關する規程は、勅令でこれを定める。

附則
この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

この會計は、昭和二十六年年度限り、これを廢止するものとする。

國有財産法の一部を次のやうに改正する。

第二十八條ノ二 財産税法及戦時補償特別措置法ニ依り收納シタル財産ハ第五條又ハ第六條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ讓與シ又ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ノ外之ヲ無償ニテ貸付スルコトヲ得ズ

企業整備資金措置法を廢止する等の法律案
右の政府提出案は本院において修正議決した、因つて議院法第五十四條により送付する。

昭和二十一年十月十六日
衆議院議長 山崎 猛
貴族院議長 公卿徳川家正殿

附則
（小字及び一）衆議院ノ修正
企業整備資金措置法を廢止する等の法律案
第一條 企業整備資金措置法は、これを廢止する。

第二條 臨時資金調整法の一部を次のやうに改正する。

第十條ノ二 削除
第十條ノ三 第二項の次に次の一項を加へる。

都道府縣ハ戦災復興其ノ他ノ公共事業ノ資金ヲ調達スル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依り政府ノ認可ヲ受テ命令ノ定ムル法人ヲシテ前項ニ規定スル諸費ヲ擔當セシムルコトヲ得

企業整備資金措置法を廢止する等の法律案
右の政府提出案は本院において修正議決した、因つて議院法第五十四條により送付する。

昭和二十一年十月十六日
衆議院議長 山崎 猛
貴族院議長 公卿徳川家正殿

附則
（小字及び一）衆議院ノ修正
企業整備資金措置法を廢止する等の法律案
第一條 企業整備資金措置法は、これを廢止する。

第二條 臨時資金調整法の一部を次のやうに改正する。

第十條ノ二 削除
第十條ノ三 第二項の次に次の一項を加へる。

都道府縣ハ戦災復興其ノ他ノ公共事業ノ資金ヲ調達スル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依り政府ノ認可ヲ受テ命令ノ定ムル法人ヲシテ前項ニ規定スル諸費ヲ擔當セシムルコトヲ得

企業整備資金措置法を廢止する等の法律案
右の政府提出案は本院において修正議決した、因つて議院法第五十四條により送付する。

昭和二十一年十月十六日
衆議院議長 山崎 猛
貴族院議長 公卿徳川家正殿

附則
（小字及び一）衆議院ノ修正
企業整備資金措置法を廢止する等の法律案
第一條 企業整備資金措置法は、これを廢止する。

第二條 臨時資金調整法の一部を次のやうに改正する。

第十條ノ二 削除
第十條ノ三 第二項の次に次の一項を加へる。

都道府縣ハ戦災復興其ノ他ノ公共事業ノ資金ヲ調達スル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依り政府ノ認可ヲ受テ命令ノ定ムル法人ヲシテ前項ニ規定スル諸費ヲ擔當セシムルコトヲ得

同條第二項中「前項ニ規定スル」を「第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル」に改め、「前項」を削り、同項の次に次の一項を加へる。

第二項ノ規定ニ依リ第一項ニ規定スル證券ヲ發賣スル法人ハ命令ノ定めル所ニ依リ賣得金ヨリ當該金及命令ノ定めル経費並ニ賣得金ニ命令ノ定めタル割合ヲ乗ジテ得タル金額ニ相當スル金額ヲ控除シタル殘額ニ相當スル金額ヲ當該都道府縣ニ納付シ賣得金ニ命令ノ定めタル割合ヲ乗ジテ得タル金額ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スベシ

同條第三項中「第一項ニ規定スル」を「第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ第一項ニ規定スル」に、「營業稅法及臨時利得稅法」を「營業稅法」に、「營業稅及臨時利得稅」を「營業稅」に、「營業稅法ニ依リ純益及臨時利得稅法ニ依リ利益」を「營業稅法ニ依リ純益」に、「第一項」を「第三項又ハ前項」に、「當該金額」を「當該金額」に改め、同條第四項中「第一項」を「第三項又ハ第四項」に改め、同條第五項中「政府」の下に「又ハ都道府縣」を加へる。

第十條ノ十二第三項中「營業稅法及臨時利得稅法」を「營業稅法」に、「營業稅及臨時利得稅」を「營業稅」に、「營業稅法ニ依リ純益及臨時利得稅法ニ依リ利益」を「營業稅法ニ依リ純益」に改め、同條第五項中「政府」の下に「又ハ都道府縣」を加へる。

第十八條第二號を次のやうに改める。

二 削除

同條第五號中「第五項」を「第七項」に改める。

第十八條ノ二中「第五項」を「第七項」に改める。

第三條 日本勸業銀行法の一部を次のやうに改正する。

第三十四條第一項中「十五倍」を「二十倍」に改める。

第四條 生命保險中央會法の一部を次のやうに改正する。

第二十四條第一項中「受クルコトヲ得」を「受ケ若ハ生命保險會社ニ保險契約ヲ移轉スルコトヲ得」に改める。

附則

第五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六條 企業整備資金措置法（以下舊法といふ。）第三條の規定による命令若しくは舊法第四條の規定に基いて設定された特殊預金、特殊金銭信託、債務者特殊借入金、戦時金融金庫特殊借入金若しくは政府特殊借入金又は舊法第六條第三項（舊法第七條第二項及び第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に基いて融通された資金については、舊法は、この法律施行後においても、なほその效力を有する。

第七條 舊法第二條第一項、第十三條第一項若しくは第四項又は第二十四條第二項の規定に基いてなされた損失の補償、補助金の交付又は債務の保證の契約については、舊法は、この法律施行後においても、なほその效力を有する。

第八條 舊法第十九條第一項に規定する會社が、同項の規定による命令に基いてなした資産の信託又は資産の管理の委託、同條第四項の規定による命令に基いてなした役員の数減少及び當該會社につき、同條第五項の規定に基き、株主總會又は社員總會の招集に關し別段の定をなした勅令については、舊法は、當該資産の信託又は資産の管理の委託の契約の終了す

るまでは、なほその效力を有する。

第九條 舊法第二十條に規定する會社が、同條の規定に基き、其の經理についてなすことができる必要な措置については、この法律施行の日の屬する事業年度の分の經理に限り、舊法は、なほその效力を有する。

第十條 舊法第二十三條第二項の規定により、裁判所の許可を受けた法人財産の換價その他の處分及び殘餘財産の分配については、舊法は、この法律施行後においても、なほその效力を有する。

第十一條 從前の臨時資金調整法第十條ノ二第一項の規定による命令又は從前の同條第二項の規定に基いて設定された特殊預金、特殊金銭信託若しくは政府特殊借入金については、なほ從前の例による。

第十二條 從前の臨時資金調整法第十條ノ二第二項の規定による證券を發賣する法人が、臨時利得稅を課せらるべきものであつたときは、同項の賣得金、當該金並びに從前の同條第二項の經費及び納付金に關する舊臨時利得稅法による利益の計算については、なほ從前の例による。

第十三條 この法律施行前（舊法及び從前の臨時資金調整法第十條ノ

二の規定が效力を有する場合においては、その效力を有する間）になした行為に關する罰則の適用については、この法律施行後（舊法及び從前の臨時資金調整法第十條ノ二の規定が效力を有する場合においては、その效力消滅後）においても、なほ舊法及び從前の臨時資金調整法の例による。

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣（吉田茂君） 只今議題トナリマシタ戰時補償特別措置法案等一聯ノ法律案ニ付テ、其ノ提案ノ理由ヲ説明致シタイト思ヒマス、終戰後ノ我が國經濟ノ再建ノ爲ニ所謂戰時補償如何ニ處理スルカガ最も重要ナ問題デアリマス、戰時中國民ニ公約致シマシタ補償、契約シタ代金支拂等ヲ打切ルコトハ誠ニ政府ト致シマシテ忍ビ難イ所デアリマスガ、數百億圓ニ及ブ戰時補償此ノ際金額ヲ支拂ヒマスコトハ、敗戰後ノ財政ニ於テ到底許スコトノ出來ナイ所デアリマス、茲ニ於キマシテ政府ハ、現ニ直面シテ居ル内外各般ノ事情ヲ考慮致シマシテ、慎重ナル檢討ヲ加ヘタ結果、課稅ノ方法ニ依ツテ之ヲ打切ルコトガ、我が國經濟再建ノ爲ニモ、亦國民生活安定ノ爲ニモ最も適切デアリ、且永遠ノ福祉ヲ齎ス所以デアルト考ヘマシテ、戰時補償ノ打切り並ニ之ニ續ク經濟界ノ再建整備ニ關シマシテ、此ノ度一括シマシテ法案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、今同ノ措置ハ謂ハバ重大ナル病根ニ對シマシテ一種ノ切開手術ヲ施シテ、以テ我が國經濟界ノ急速ナル復興安定ヲ圖ラムトスルモノデアリマス、健全ナル生産活動ハ此ノ措置ヲ執ルコ

トニ依ツテノ促進セラレ、又今回ノ措置ニ當ツテハ、各般ノ點ニ於キマシテ成ルベク無理ヲ少クシテ目的ヲ達シタイト思ツテ居ル次第デアリマス、併シナガラ直接間接ニ其ノ國民經濟ニ及ス影響、特に各人ノ個人經濟ニ及ス影響ハ、甚ダ深刻ナルモノガアルコトハ明瞭デアリマス、政府ト致シマシテモ誠ニ懸念ニ堪ヘナク存ジテ居ル譯デアリマスガ、之ヲ忍ンデ我が國民經濟ノ將來ノ爲ニ、此ノ際之ヲ斷行スルノデナクレバ國民經濟ノ建直シハ益々遅レ、又平和日本ノ明ルイ將來ハソレダケ速クナルノデアルト考ヘルノデアリマス、政府ハ茲ニ思フ致シマシテ、今回ノ措置ヲ斷行スルコト致シマシテ、引續キ經濟再建ノ施策ヲ強力實施シテ行ク積リデ居リマス、是等ノ諸法案ノ提案ニ依ツテ再建ニ必要ナル非常時的方法案ハ總テ出盡シタ次第デアリマス、幸ニ各位ガ何故ニ斯カル非常措置ヲ今日我が國ガ必要トスルカノ理由ヲ十分御理解下スツテ、其ノ理解協力ノ下ニ其ノ趣旨目的ヲ徹底致シヤウニ御協力ヲ願ヒタイト思ヒマス、尙世上ニハ我が國財政經濟ノ前途ニ不安ヲ懷キ、種種ノ流言風説ガ横行致シマシテ、或ハ現金ヲ預貯金スルコトヲ躊躇スル等ノ向ガアルヤウニ聞イテ居リマス、ガ、斯カル懸念ハ全ク理由ノナイモノデアリマス、發行セル通貨ヲ再び封鎖シ、或ハ金融機關ノ預貯金等ニ對シテ、更ニ新タナル措置ヲ行フガ如キ考ハ絕對ニゴザイマセヌ、各法律案ノ内容ニ付キマシテハ、關係大臣ヨリ説明致シマス、各位ニ於ケレマシテモ、以上ノ趣旨ヲ御了解下スツテ、御審議ノ上、御協賛アラムコトヲ希望致シマス

○議長(公卿德川家正君) 閣議大臣

○國務大臣(陸軍之助君) 只今上程サ

レマシタ戦時補償特別措置法案、其ノ他之ニ關聯シマスル一聯ノ法律案ノ提案ノ理由ハ、内閣總理大臣ヨリ御述ベニナツタ通りデアリマスルガ、私ハ其ノ内、戰時補償特別措置法案、企業再建整備法案、金融機關再建整備法案、大藏省預金部等損失特別處理法案、特別和議法案並ニ厚生年金保險法及び船員保險法特例案、此ノ特ニ關係ノ深イ六ツノ法案ニ付キマシテ、聊カ提案ノ趣旨ヲ敷衍シテ中上ゲタイト存ジマス、政府ト致シマシテハ、假令其ノ原因ガ戰爭ニ基クモノデアルト致シマシテモ、一旦國民ニ對シテ約束致シマシタ補償ノ支拂、國民カラ提供ヲ受ケマシタ物資施設等ノ代金ノ支拂ヲ打切り、又場合ニ依リマシテハ、既ニ支拂ツタ補償金或ハ代金ヲ取返シマスルト云フコトハ、誠ニ躊躇セザルヲ得ナイコトデアリマス、從ヒマシテ政府ニ於キマシテハ、去ル五月下旬組閣後直チニ此ノ問題ニ付テ研究ヲ致シマシテ、十分ナル検討ヲ重ネテ參ツタノデアリマス、而シテ是等ノ問題ヲ處理スル爲メ考ヘ方ト致シマシテハ、補償、或ハ軍需品ノ代金等ノ支拂ハ、先ヅ一旦之ヲ實行致シマシテ、其ノ代リニ相當額ノ財産稅、或ハ戰時利得稅等ヲ増徴スルト云フヤウナ案ト、補償或ハ軍需品代金等ノ支拂ハ之ヲ打切りマシテ、其ノ代リニ財產稅ニ依ル徵收ヲ適度ノ額ニ止メタル、斯ウ云フ二ツノ途ヲ考ヘルトガ出來ルノデアリマス、前者ハ比較的負擔ノ公平ハ期シ易イノデアリマスルガ、千數百億圓ニ上ル多額ノ財產稅ヲ徵收シ得テ、果シテ所期ノ目的ヲ達シ得ルヤ

否カニ聊カ不安ガアリマス、後者ハ負擔ノ公平ヲ保ツ上ニ於キマシテハ、聊カ憾ミヲ殘ス點ガゴザイマスルガ、比較的確實性ガ多ク、且日子ヲ多ク要セザシテ迅速ニ處理ヲ完了シ得ル長所ガアルノデアリマス、政府ハ此ノ二案ヲ仔細ニ検討シ結果、此ノ際際政經濟ノ再建ヲ第一義ト考ヘマスルト共ニ、尙我ガ國ガ當面スル内外ノ情形ニ鑑ミマシテ、後者ノ案ニ依ルコトニ決定致シタ次第デアリマス、我ガ國產業經濟ノ現狀ヲ見マスルニ、戰爭ニ依リ既ニ厄大ナル資材ト生産力トヲ消耗シ、其ノ上ニ敗戰ニ依リマシテ、廣汎ナル資源、市場等ヲ失ツタニモ拘ラズ、名目上ノ資產ノミガ徒ニ膨脹シタ儘ヲ殘存シテ居ルノデアリマス、斯カク狀態ヲ其ノ儘ニ放置致シマスルコトハ、企業ノ堅實化ヲ圖リ得ナイノミナラズ、惡性「インフレーション」ヲ助長スル原因トモナル憂ヒモアリマシテ、結局戰後經濟ノ速カク回復ヲ齎ス所以デアリマセヌ、政府ハ是等各般ノ事情ヲ慎重ニ考慮致シマシタ結果、戰後財政ノ確立、企業再建ノ前提ト致シマシテ、此ノ際幾多ノ困難ヲ排シマシテモ、補償打切りヲ斷行シ、以テ今後我ガ國經濟ノ健全ナル發達ノ基礎ヲ固メルコトヲ決意致シマシタ次第デアリマス、以上申述ベマシタ理由ニ依リマシテ、戰時補償特別措置法案ヲ提案シ、且補償打切りニ付ヒ經濟界ノ再建整備ヲ圖ルト共ニ、打切りノ影響ヲ適切ニ處理致ス爲メ、企業再建整備法案、金融機關再建整備法案、特別和議法案等ノ立案ヲ致シタ次第デアリマス、以下各法律案ニ付キマシテ、其ノ内容ノ主ナル點ヲ説明申上ゲタイト存ジマス、先ヅ戰時補償特別措置法案デアリマスガ、今回ノ

補償打切りノ措置ノ中心ヲナスモノハ、戰時補償請求權ニ對スル課稅デアリマス、之終戰以來補償打切りノ問題ガヤカマシク朝野ノ間ニ論ぜラレテ參リマシタガ、其ノ目標ハ大體ニ於テ軍需會社ニ對スル補償打切りノ問題ニ集中セラレテアツタト存ジマス、併シナガラ政府ガ今日執ラムトスル措置ハ、單ニ此ノ範圍ニ止リマセヌ、要スルニ荷モ戰爭ニ起因シテ發生致シマシタ請求權ハ、原則トシテ一切之ヲ打切ラムト致スノデアリマス、其ノ請求權中ニハ政府ニ對スルモノモアリマス、地方公共團體ニ對スルモノモアリマス、又產業設備營團、國民更生金庫、損害保險中央會ノヤウナ國ノ施策ニ協力スル特定機關ニ對スルモノモアルノデアリマス、而シテ戰時補償請求權ノ範圍ヲ定義シ「一言デ之ヲ申上ゲマスレバ、戰爭ニ起因シテ發生シタ所ノ政府、地方公共團體、又ハ特定機關ニ對スル請求權デアツテ、其ノ支拂期日ガ昭和二十年八月十五日以前ニ到來シテ居ルガ、同日迄ニ支拂ノ済ンデ居ラナカツタモノ、並ニ請求權ノ發生シタ原因ガ八月十五日以前ニ生ジタ損害、納入サレタ物資、施行サレタ工事等ニ基クモノデアリマシテ、尙其ノ支拂期日ガ昭和二十年八月十六日以後ニ到來致シタモノ、之ヲ言フノデアリマス、此處デ支拂ガ済ンデ居ルト申シマスノハ、嚴格ナ現金ニ依ル支拂ガ済ンデ居ルト云フコトノ意味デアリマシテ、特殊借入金や特殊預金等ノ形デ支拂ノナサレタモノハ、昭和二十年八月十五日以前ニ解除等ニ依ツテ現金化サレルカ、或ハ混同スルカシテ消滅シテ居ルモノデアリマセヌケレバ、支拂済トハ認メラレナイノデアリマス、以上ノヤウニ戰時

補償請求權ノ範圍ハ、非常ニ廣汎デアリマシテ、政府、公共團體等ノ日常ノ業務ニ關シテ發生シタ請求權ハ除外サレテ居リマス、又特ニ例外ト致シマシテ、人道上ノ見地ニ基イテ戰爭死亡傷害保險ノ保險金や、軍事扶助ノ扶助料等ハ除外サレテ居リマスガ、其ノ他ハ總テ打切りノ對象トナルノデアリマス、從ツテ軍需品ノ製造、海陸運輸等ノ會社ニ對シマシテハ、補償金ハ勿論、納入物資ノ代金モ打切ラレマス、又土木請負業者ガ既ニ下請等ニ支拂済ノ工事代金等モ課稅ニ依ツテ取戻サレルコトモアリマス、又陸海軍ニ納入シタ物資ノ代金ガ打切ラレル中ニハ、地方ノ農事實行組合や漁業會等ノ納メタ馬糞用ノ糞穀、薪炭、松根油、魚介等ノ代金モ之ニ含マレル譯デアリマス、又沈没シタ船舶ニ對スル保險金、補償金等ノ中ニハ、何千「トン」ノ船舶モ含マレテ居リマスルガ、數「トン」ノ小漁船モ亦含マレテ居ルノデアリマス、尙其ノ外、一般的ニ企業整備ノ補償金、建物ノ強制疎開ノ補償金、戰爭保險ニ依ル火災保險金ノヤウナモノモ打切りノ範圍内ニ屬シテ居ルノデアリマス、以上ノヤウナ次第デ、補償打切りノ影響ハ相當廣汎ナ範圍ニ及ブ譯デアリマスルガ、政府ハ中小業者や中小商工業者等ニ對スル影響ヲ出來ル限リ緩和致シタイト考ヘマシテ、控除金額ニ付テハ特ニ考慮ヲ拂ヒマシタ、即チ控除金額ト致シマシテハ、原則トシテハ一請求權毎ニ一萬圓ガ課稅課格カラ控除サレルノデアリマスルガ、個人ノ戰爭保險金等や個人、法人ノ企業整備補償金等ニ付キマシテハ、各人毎ニ五萬圓ガ控除サレルコトニナツテ居リマス、但シ控除ノ總額ハ

全體ノ請求權ヲ通ジマシテ、個人モ法人モ十萬圓ヲ超ユルコトハ許サレマセヌ、而シテ戰時補償請求權ノ中ニハ、金錢給付ヲ其ノ目的トスルモノ、金錢以外ノ給付ヲ其ノ目的トスルモノトノ二種類ガゴザイマスガ、前者ハ課稅ノ方法ニ依ツテ打切ラレ、後者ハ本法施行ノ日ニ請求ノ權利ヲ消滅セシムルコトト致シマシタ、尙銀行等資金融通令ニ基ク命令融資等ニ依リマス損失ノ補償並ニ社債等ノ元利保證ニ付キマシテモ、未ダ請求權ガ具體化シテ居リマセヌカラ、課稅ノ對象ニハナリマセヌガ、本法ニ依ツテ是亦打切ルコトニ致サレタノデアリマス、而シテ戰時補償請求權ノ打切りノ課稅ノ方法ニ依ツテ措置致ス理由ハ、此ノ方法ニ依ルトガ、比較的正確確實ヲ期スルコトガ出來、最も適當ト考ヘタ次第デアリカデデアリマス、本稅ノ稅率ハ百分ノ百デアリマシテ、要スルニ戰時補償請求權ノ金額カラ控除金額ヲ差引イタ殘リガ、全部課稅ニ依ツテ打切ラレルコトニナルノデアリマス、次ニ申告及ビ納付ニ付キマシテハ、從來通例ノ税金ノ場合ノヤウナ賦課課稅ノ方法ニ依リマセヌデ、新タニ申告納稅ノ方法ヲ採用スルコトト致シマシタ、尙本稅ハ地方公共團體ニ課セラレナイコトニナツテ居リマス、又慈善、教育、醫療、其ノ他ノ公益ヲ目的トスル法人及ビ團體ノ戰爭保險金請求權ニ付テハ、一定ノ條件ノ下ニ課稅ヲ減免スル例外ヲ設ケテ居リマス、次ニ企業再建整備法案ニ付テ説明致シマス、政府ハ彙ニ御協贊ヲ得マシタ企業經理應急措置法ヲ制定致シ、本法施行迄ノ準備ヲ致シマシタガ、同法ノ適用ヲ受ケル特別經理會社ノ本格的ナ再建整備ヲ行ハムガ爲

ニ、茲ニ本法案が立案セラレタノデアリマス、企業ハ補償打切り措置ノ影響ヲ直接ニ蒙ルノデアリマシテ、本法ハ此ノ企業ノ損失ヲバ適正ニ處理致スト共ニ、所謂擬制資本ノ切捨ヲ斷行致シマシテ、現實ニ有效ナ資産内容ノ上ニ健全ナ經營形態ヲ有セシメ、先ヅ經理面カラスル産業再建ヘノ基礎ヲ確立ヲ試ミタモノデアリマス、勿論、現下ノ生産不振ノ原因ハ、或ハ食糧問題、或ハ勞働問題等々ニ基因スルモノガ少クアリマセス外、尙賠償問題、或ハ將來ノ貿易等ニ付キマシテ、見透シノ不明確等ノ事情モアリマス、尙是等企業ノ經理面以外ノ幾多ノ問題モアルノデアリマスルガ、其ノ中ニハ我が國ノ獨力デハ之ヲ解決シ得ナイ性質ノモノモアルノデゴザイマスガ、先ヅ企業ノ經理面ニ付テ徹底シタ整理ヲ行フコトガ、今後ニ於ケル企業ノ健全ナル活動、延イテハ産業ノ復興ノ爲ニ、第一ニ爲スベキコトト考ヘラレルノデアリマス、本法案ノ内容ノ第一ハ、補償打切り等ニ伴ヒマシテ、企業ニ生ズル特別損失ノ負擔方法デアリマス、特別損失ハ、其ノ大部分ガ經營者ノ責任ニノミ歸スベカラザルモノデアリマスカラ、其ノ損失ヲバ企業者ノミニ負ハセルコトハ適當デアリマセス、從ツテ出資者モ債權者モ公平ニ之ヲ分擔スベキモノト考ヘルノデアリマス、是ガ爲ニ商法ノ原則ニモ拘ラズ、次ノヤウナ順序デ特別損失ノ銷却ヲサセルコトヲ致シタノデアリマス、先ヅ第一ニ、企

業ノ繰越益金及ビ積立金ヲバ全額迄銷却ニ充テマス、次ニ資産ノ再評價ガ許サレマス場合ニ於テハ、其ノ評價益ノ全額迄ニ充テマス、次ニ資本金ノ九割迄、次ニ債權ノ七割迄、次ニ残りノ資本金ノ全額迄、次ニ残りノ債權ノ全額迄、以上ノヤウナ順序ニ銷却セラレルノデアリマスガ、資本金ノ小サイ會社ニ付キマシテハ、資本金ノ負擔割合ヲ五割ニ止メルコトヲ致シマシタ、資産ノ再評價ハ整備計畫ニ記載シテ、主務大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ行フノデアリマス、尙繰越益金、積立金及ビ再評價益迄、此ノ損失ノ銷却ニ充テテ、尙銷却シ切れズ、資本金ノ負擔ガ及ブ場合ニハ、未拂込金ノ徵收ヲ致サセル譯デアリマス、内容ノ第二ハ、整備計畫ノ立案及ビ認可ニ付テデアリマス、企業ノ再建整備ハ、企業ト債權者トノ緊密ナ協力ト理解ノ下ニ初メテ實行セラレモノデアリマスカラ、企業ト債權者トノ代表者カラ成ル特別管理人ヲシテ整備計畫ヲ立案セシメ、主務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ致シマシタ、企業整備計畫ニ記載スベキ重要事項ハ、會社ノ存続スルヤ否ヤ、解散スルヤ否ヤ、合併、減資、第二會社ノ設立、特別損失ノ全額、及ビ負擔ノ方法、命令デ許サレタ範圍内ノ資産ノ再評價、未拂込金ノ徵收ニ關スル事項等デアリマス、又法律ノ内容ノ第三點ハ、整備計畫ノ實行ニ付テデアリマス、會社ハ整備計畫ノ認可ヲ受ケマシタトキニハ、其ノ計畫ニ從ツテ遲滞ナク整備ヲ行フコトヲ要スル

ノデアリマシテ、之ヲ圓滑ニ行フ爲ニ、商法、財産抵當法等ノ法令ヤ、定款ノ規定ヤ、既存ノ契約如何ニ拘ラズ、會社ハ認可ヲ受ケマシタ特定ノ事項ヲ行フコトガ出來ルヤウニ致シテ居リマス、内容ノ第四ハ、經濟再建整備委員會ニ關シテデアリマス、本法ノ圓滑ナ運営ヲ圖ル爲ニ、各界カラノ人物ヲ以テ、經濟再建整備委員會ト云フモノヲ設ケマシテ、本法ニ依ル重要ナ處分又ハ命令ヲ爲スニ當リマシテ、之ヲ諮問スルコトヲ致シテ居リマス、次ニ金融機關再建整備法案ニ付テ説明ヲ申上ゲマス、補償打切り等ニ依リマシテ、企業ノ蒙ル巨額ノ損失ニ對應致シマシテ、金融機關ニ於キマシテモ少カラザル損失ヲ蒙ルコトハ、蓋シ已ムヲ得ナイ所デアリマス、此ノ金融機關ノ負擔スベキ損失ハ、其ノ儘放置致シマスルコトハ、信用機構ヲ根柢カラ動搖セシメマシテ、國民生活ノ不安ヲ增大シ、産業復興ヲ阻害スルニ至ル虞ガ大キイノデアリマス、曩ニ實施セラレマシタ金融機關經理應急措置法及ビ金融緊急措置ノ改正ハ、金融界ノ混亂ヲ未然ニ防止スル爲ノ措置デアリマシタガ、此ノ準備ノ上ニ本法ヲ制定シ、之ヲ實行セストスルモノデアリマス、即チ金融機關ガ今回ノ補償打切り等ニ依リマシテ蒙ルベキ損失ハ、之ヲ株主、預金者、保險契約者等ノ債權者トノ間ニ適正ニ分擔セシメマシテ、其ノ整理ヲ完了シ、以テ金融機關ノ再建ヲ圖リ、將來ノ積極ノ發展ヲ期セムトス

ルモノデアリマス、而シテ此ノ場合、一定限度以下ノ預金、保險金等ニ付キマシテハ、其ノ支拂ヒヲ確保致シマシテ、國民生活ノ安定ノ爲必要ナルコトヲ認メラレマスノデ、之ニ要スル措置ヲ講ゼムト致シテ居リマス、以下本法ニ付キマシテ、其ノ内容ノ主ナル點ヲ説明ヲ申上ゲタイト存ジマス、先ヅ第一ニ、金融機關ノ損失處理ノ前提ト致シマシテ、新勘定及ビ舊勘定ノ資産及ビ負債ノ狀況ヲ調査確定シテ、爾後ノ整理ノ基礎ト致シマスル共ニ、之ヲ一定ノ評價基準ニ依リ、評價致シマスモノデアリマス、此ノ評價ノ基準ハ、暫定評價基準ト確定評價基準トノ二ツデアリマシテ、先ヅ暫定評價基準ニ依ル評價ニ依リ、次イデ逐次決定ヲ見ラルベキ確定評價基準ニ依ル評價ニ依リマシテ、二段ニ分ケテ、其ノ進捗ヲ圖ル方針デアリマスルガ、此ノ評價基準ハ主務大臣ガ經濟再建整備委員會ノ議ヲ經テ、之ヲ決定スルコトヲ相成ツテ居リマス、第二ニ資産ヲ暫定評價基準及ビ逐次決定サレマス確定評價基準ニ依ツテ評價致シマシタ結果、其ノ内容ガ概ネ良好デアルトノ見透シノ付イタ場合ニ於キマシテハ、從ニ整理ノ完了ヲ將來ニ俟ツコトナク、整理過程ノ中途ニ於キマシテモ、隨時舊勘定ノ資産及ビ預金等ノ一部ヲ新勘定ニ移スコトヲ得セシメマシテ、預金者等ノ便益ニ資シ、且ハ新營業ノ活動力ヲ強化ヲ圖ルコトヲ考慮致シテ居ルノデアリマス、次ニ舊勘定ノ整理ヲ可及的速カニ完了

致シマスル爲、最初ニ暫定評價基準等ニ依リマシテ資産ヲ評價シタ結果、其ノ内容ガ良好デアルトガ確實トナリマシタ場合ニ於キマシテハ、爾後ノ手續ヲ要スルコトナク、直チニ舊勘定ノ最終處理ヲ完了シ得ル如ク措置致シタノデアリマスルガ、其ノ他ノ通常ノ場合ニ於キマシテハ、整理實施ノ爲必要ナル部分ノ資産ノ評價ノ確定ヲ待ツテ、始メテ舊勘定ノ最終處理ヲ行フコトヲ致シテ居リマス、此ノ場合窮極ニ於キマシテ、舊勘定ガ利益トナツタ場合ニ於キマシテハ、直チニ舊勘定ノ最終處理ハ完了致スノデアリマスガ、若シ損失ヲ見タ場合ニ於キマシテハ、債權者、株主等ノ利害關係人間ニ於キマシテ、損失負擔ノ割合ヲ公正妥當ナラシメ、且整理ノ實施ヲ的確、迅速ナラシメマス爲ニ、其ノ負擔ノ方法ヲバ次ノヤウニ致シマシテ、此ノ損失ヲバ分擔スルノデアリマス、即チ先ヅ評價益ノ全額迄、次ニ積立金ノ全額迄、次ニ資本金ノ九割迄、次ニ法人ノ預金等ノ中、五百萬圓ヲ超エル部分ノ七割、百萬圓ヲ超エ、五百萬圓以下ノ部分ノ五割、十萬圓ヲ超エ、百萬圓以下ノ部分ノ三割迄、次ニ法人ノ預金等ノ殘額及ビ其ノ他ノ整理債務ノ七割迄、次ニ残りノ資本金ノ全額迄、次ニ指定債務ノ全額迄、斯ウ云フヤウナ順序ニ損失ヲ負擔セシメテ參ルノデアリマス、而シテ、減資ノ必要アリマス場合ニハ、損失負擔ノ爲必要ナル金額迄未拂込金ノ徵收ヲ致スノデアリマ

ス、又は同時に舊勘定ノ債權モ負擔額ニ相當スル金額ヲ消滅シ、新勘定及ビ舊勘定ノ區分ノ消滅ニ際シマシテ、舊勘定ハ充實シタ資産内容ヲ以テ新勘定ノ營業ト合一スルコト致シタノデアリマス、尙損失負擔ノ爲資本金ノ全額ヲ喪失スル際ニハ、所謂第二銀行等ヲ設立致シマシテ、新勘定ノ事業ハ之ニ讓渡スル等ノ方法ニ依リマシテ、舊會社ヲ解散スルコト致シタノデアリマスガ、此ノ場合、前ニ述ベマシタ順序ニ依ツテ損失ヲ負擔シテ、尙損失ガ殘ツタ場合ニ始メテ政府ハ之ヲ補償スルコト致シタノデアリマス、是ハ新舊勘定分離ニ際シ、優先的ニ新勘定ニ屬スルコトナリマシタ所ノ自由預金、第一封鎖預金等ノ債務ノ支拂ヲ確保スル爲メノデアリマス、次ニ金融機關ハ舊勘定ノ機關ハ舊勘定ノ整理手續ニ於キマシテモ、一定條件ノ下ニ第二銀行等ヲ設立スルコトガ出來、又ハ資産内容ノ堅實ナ他ノ金融機關ニ新勘定ノ事業ヲ讓渡スルコトガ出來ルコト致シマシテ、整備ノ促進ヲ圖リマシタ外金融機關ノ整備ヲ促進スル爲メ要ナ場合ニハ、主務大臣ハ金融機關ノ合併、資本ノ増加、事業ノ讓渡等ヲ命ジ得ルコト致シマシテ、金融機關ノ再建整備ノ迅速ヲ期シテ居ル次第デアリマス、次ニ大藏省預金部等損失特別處理法案ニ付テ簡單ニ説明申上ゲマス、今回ノ戰時補償特別措置等ニ伴ヒマシ

テ、郵便貯金、簡易生命保險及ビ郵便年金等ノ制度ニ依ツテ吸收致シマシタ資金ヲ運用シテ保有シテ居リマスル資産ニ付キマシテモ、相當ノ損失ヲ生ズルノデアリマス、此ノ損失額ハ彙ニ述ベマシタ一般ノ民間金融機關ノ例ニ倣ツテ、先ツ評價益、積立金等ノ順序ヲ以テ補填致シマシテ、尙殘存スル額ニ付キマシテハ、適正ナ基準ニ依ツテ一般會計カラ補償金ヲ受入レルト共ニ、狀況ニ依リマシテハ、一部ハ此ノ資金ノ債權者ノ負擔ト致サセマセル等、一方ニハ國民生活ノ安定ヲ確保シツ、適正ナル處理ヲ行フ爲メ本法ヲ制定致サルトスルモノデアリマス、次ニ特別和議法案ニ付テ説明申上ゲマス、今回ノ戰時補償特別措置ニ關聯致シマシテ、直接ニ補償打切りノ結果トシテ、又間接ニ預金ノ打切り、取引先ノ債務打切り、又ハ債務ノ履行不能等ノ結果ト致シマシテ、經濟上多大ノ損失ヲ受ケマシテ、破算ニ瀕スル個人、公益法人等ガ出來テ參ルノデアリマス、是等ヲ放置シテ破産ヲナサシメマスルコトハ、今回ノ措置ノ性質上適當デハアリマセヌノデ、其ノ者ノ債權者ニモ損失ヲ衡平ニ分擔サセ個人生活ノ安定、又ハ健全な法人事業ノ維持ヲ圖リ、以テ今回ノ諸施策ノ圓滑ナ遂行ヲ期スルコトガ本法案ノ目的トスル所デアリマス、其ノ方法ト致シマシテハ、右ノヤウナ債務者ヲ救済スル爲、裁判所ガ關與致シ

マシテ、其ノ債權者等トノ間ニ期限ノ猶豫、分割辨濟、債權ノ一部放棄、其ノ他ノ内容トスル和議ヲ成立サセセルコトヲ内容トスル特別和議制度ヲ創設スルコト致シタノデアリマス、其ノ手續ハ原則トシテ現行和議制度ニ準ズルノデアリマスルガ、和議ノ成立ヲ促進シ、其ノ内容ヲ衡平、妥當ナラシメル爲、種々ノ特例ヲ設ケテアルノデアリマス、尙此ノ措置ハ、専ラ會社經理應急措置法及ビ金融機關經理應急措置法等ノ適用ノナイ債務者ヲ對象トシテ實施スルモノデアリマス、最後ニ厚生年金保險法及ビ船員保險法特別案ニ付テ一言申上ゲマス、終戰後ニ於キマスル失業問題ハ極メテ重大デアリマシテ、政府ハ銳意産業ノ復興ヲ圖ルト共ニ、公共事業ヲ實行致シマシテ、是等ノ解決ニ努力致シテ居リマス、失業者ノ増大ハ誠ニ悲シムベキコトデアリマスルガ、今回ノ戰時補償特別措置ニ關聯致シマシテ、或程度ノ離職者ヲ生ズルコトハ蓋シ已ムヲ得ナイコトト存ジマス、此ノ場合ニ於キマシテ、現行ノ厚生年金保險法及ビ船員保險法等ニ依リマスルト、脱退手當金ノ支給ヲ受ケル爲ニハ、離職後一年ヲ經過致サナケレバ之ニ支給ノナイコトト相成ツテ居リマスルガ、是ハ今回ノ措置ノ性質上適當デアリマセヌノデ、離職後直チニ支給ノ出來ルヤウニ致シマスノガ本法案ノ目的デゴ

ザイマス、以上述ベマシタ所ニ依リマシテ、上程サレマシタ六法案ノ説明ヲ終ルノデゴザイマス、彙ニモ申述ベマシタ通り、今回ノ措置ハ、我が國經濟ヲ再建スル爲ニ、是非其ノ遂行ヲ期サナケレバナラナイモノデアリマス、之ニ依ツテ一時ハ國民各層ニ相當ナ影響ヲ與ヘルコトニナリマスルガ、輝カシイ將來ノ日ヲ迎ヘル爲ノ已ムヲ得ナイ措置アルト存ジマス、國民各位ノ協力ヲ得テ、所期ノ目的ヲ達成スルコトヲ、御審議ノ上、速カニ御協賛アラムコトヲ、御願ヒ申上ゲマス

○議長(公爵德川家正君) 大藏大臣(國務大臣石橋湛山君登壇)

○國務大臣(石橋湛山君) 只今議題トナリマシタ一聯ノ法案ノ中、財産稅法案、財産稅等收入金特別會計法案及ビ企業整備資金措置法を廢止する等の法律案ニ付キマシテ、便宜上私カラ御説明致サセテ戴キマス、先ツ財産稅法案ノ提案ノ理由ヲ申上ゲマスガ、本法案ハ終戰處理ニ必要ナル國庫歲入ヲ確保シ且戰時補償特別稅ト併セマシテ、戰後財政ノ負擔ヲ輕減シ、其ノ基礎ヲ確定スル爲、個人ノ財産ニ付高率ノ累進稅率ニ依ル財産稅ヲ課サウトスルモノデアリマス、本年度ノ財政需要ハ御承知ノ如ク、相當ノ巨額ニ達シテ居リマシテ、而モ遺憾ナガラ此ノ支出ヲ國民ノ經常所得ヲ稅源トスル收入ヲ以テ賄ヒ

得ナイヤウナ狀況ニゴザイマス、ト申シマシテ、此ノ歲入ノ不足ヲ純然タル赤字公債ヲ以テ補填致シマスコトモ、甚ダ危險ナコトデアアルコトハ、申上迄モアリマセヌ、ソコデ其ノ財源ヲ國民ノ財産ヲ稅源ト致シマスル所ノ財産稅ニ求メムトスル次第デアリマス、財産稅ヲ以テ財政支出ヲ賄ヒマスコトガ決シテ理想的ノ方法デアリコトハ彙ニ私ガ本院ニ於キマシテ強調致シタ所デアリマス、政府ハ茲ニ深ク顧ミマシテ、嚴ニ歳出ノ效果ヲ監査致シマシテ、之ヲ統制シ、以テ其ノ財源ヨリ來ル缺點ヲ補フ積リデゴザイマス、併シサウハ申シマシテモ、財産稅ハ勿論赤字公債デハゴザイマセヌ、財産稅ノ課徵ハ假令所得稅ノ課徵程ニハ效果ガナイト致シマシテモ、矢張り直接或ハ間接ニ國民ノ消費ヲ抑制致シマス、是レ財産稅ヲ以テ本年度財政支出ノ一部ノ財源ト致ス所以デゴザイマス、彙ニ前内閣ニ於キマシテ、法人戰時利得稅及ビ個人財産增加稅ヲ創設致シマシテ、是ヨリシテ主トシテ戰時利得ヲ徵收シ、又個人及ビ法人ニ對スル財産稅ヲ設ケマシテ、之ニ依リ所謂擬制資本ノ處理、戰後財政ノ再建等ヲ圖ル構想ノ下ニ、財産稅等三新稅法案要綱ヲ作成致シマシテ、之ヲ當時發表致シタノデアリマス、併シ現内閣ハ、其ノ後ニ於ケル内情勢ノ變化ト實行上ノ確實性トニ顧ミマシテ、別ニ戰時補償特別稅ヲ設ケ、

同時ニ財産税ニ根本的修正ヲ施シタ次第デアリマス、即チ政府ハ、一方ニ於テ戰時補償請求權ニ對シテハ、一定限度ノ控除額ヲ除イテハ、百パーセントノ税率ニ依ル戰時補償特別税ノ課税ヲ爲シマシタ、其ノ代リニ法人戰時利得税、個人財産増加税及ビ法人財産税ハ之ヲ取止メマシテ、個人財産税ノミヲ課税スルコトヲ致シ、是等兩税ニ依リ約千億圓ノ課税ヲ行ハムトスルモノデアリマス、次ニ財産税法案ノ内容ニ付テ大要ヲ申上ゲマス、第一ニ、財産税ハ昭和二十一年三月三日午前零時ヲ調査時期ト致シマシテ、此ノ調査時期ニ此ノ法律ノ施行地ニ住所ヲ有シ、又ハ一年以上以上居所ヲ有シテ居タ個人、調査時期ニ此ノ法律ノ施行地ニ財産ヲ有シテ居タ個人及ビ戸籍法ノ適用ヲ受ケル個人デ、調査時期後二年以内ニ此ノ法律ノ施行地ニ住所ヲ有シ、又ハ一年以上以上居所ヲ有スルコトヲナツタ者ヲ、納税義務者ト致シテ居リマス、是等ノ納税義務者ノ中、戸籍法ノ適用ヲ受ケル個人デアリマシテ、調査時期ニ於テ此ノ法律ノ施行地ニ住所ヲ有シ、又ハ一年以上以上居所ヲ有シテ居タ者及ビ二年以内ニ此ノ法律ノ施行地ニ住所ヲ有シ、又ハ一年以上以上居所ヲ有スルコトヲナツタ者ニ付キマシテハ、調査時期ニ於ケル財産ノ全部ニ對シ課税ヲ致スコトヲ致シマシタ、ソレ以外ノ個人ニ付キマシテハ、此ノ法律

ノ施行地ニアル財産ノミニ對シ課税スルコトヲ致シテ居リマス、併シ生活ニ通常必要ナル家具什器、衣服等ニ付キマシテハ、其ノ性質上、非課税ト致シテ居ル次第デアリマス、次ニ財産税ノ課税價格ハ、以上ノ非課税財産ヲ除キマシテ、調査時期ニ於ケル財産ノ價格カラ債務ノ金額ヲ控除シタ金額ニ依ルコトヲ致シテ居リマス、此ノ課税價格ノ計算ニ當リマシテハ、昭和二十一年分ノ賦課課税ニ依ル所得税及ビ臨時利得税並ニ戰時補償特別税等ハ調査時期ニ於ケル債務ト看做シマス外、昭和二十年十一月十五日以後、調査時期迄ニ贈與等ガナサレマシタ場合ニハ、其ノ贈與財産等ハ贈與者等ノ財産ト看做シマシテ、課税スル措置ヲ講ズルコトヲ致シテ居リマス、更ニ是等ノ課税價格カラ、戰災者及ビ引揚者ニ限リマシテ、一人ニ付五千圓控除スルコトヲ致シ、更ニ戰爭又ハ災害ニ基因スル死亡傷害等ニ依リ支給ヲ受ケタ一時金等ニ付キマシテハ、一萬圓ヲ限度トシテ其ノ給付金額ヲ課税價格カラ控除スルコトヲ致シテ居リマス、次ニ免稅點デアリマスガ、現在ノ國民生活ノ實情、物價事情、又本税ノ目的等ニ顧ミマシテ、之ヲ十萬圓ト致スル適當ト認メタ次第デアリマス、又税率ニ付キマシテハ、同様ノ考慮ノ結果、十萬圓ヲ超エ十一萬圓以下ノ金額ニ付テ百分ノ二十五、ソレカラ最高千五百萬圓ヲ超エル

金額ニ付キマシテハ、百分ノ九十二至九十九ノ累進税率ヲ設ケルコトヲ致シタ次第デアリマス、次ニ財産ノ評價デアリマスガ、土地又ハ家屋ニ付キマシテハ、取引價格等ヲ標準ト致シマシテ、賃貸價格ニ一定ノ倍數ヲ乘ジテ算出シタ金額ニ依ルコトヲ致シマス、又公債ハ原則トシテ其ノ發行價格ニ依リマス同時ニ、株式、出資、社債等ノ價額ニ付キマシテハ、戰時補償特別税課税後ノ實情ニ應ジマシテ、政府ニ於テ適正ナ評價ヲ致ス處置ヲ講ズルノデアリマス、尙不動産、株式等ノ評價ニ付キマシテハ、評價委員會ヲ設置シ、廣ク一般ノ意見ヲ參酌シテ、其ノ評價ノ適正ヲ期スルコトヲ致シテ居リマス、次ニ申告及ビ納付デアリマスガ、從來ノ政府ニ依ル賦課徵收ノ方法ニ代ヘマシテ、納税者ハ自己ノ申告シタ課税價格ニ依ツテ税金ヲ納付スルコトヲ致シマス、若シ其ノ申告ガアリマセヌカ、或ハ申告サレタ課税價格ガ政府ノ調査ト異ル時ニ限リマシテ、政府ニ於テ課税價格ヲ更正又ハ決定シテ税金ヲ追徵スルコトヲ致シテ居リマス、次ニ財産税ノ納付ニ付キマシテハ、金錢等デ納付スルコトヲ困難トスル額ニ付キマシテハ、國債其ノ他金錢以外ノ財産ニ依ル物納付認メマス、更ニ物納付困難トスル場合ニハ、相當ノ利子ヲ付ケマシテ、最長二年以内ノ延納ヲ認メルコトヲ致シマス、又調査時期ニ於ケル財産

中ニ舊勘定預金等トナツタモノガアリマス場合ニハ、當該財産ニ對スル稅額ハ、舊勘定預金等デ納付スルコトガ出來ル措置ヲ致シマス、尙政府ニ於キマシテ、課税價格ヲ更正又ハ決定ヲ致ス場合ニハ、課税ノ適正公平ヲ期スル爲、豫メ財産調査委員會ニ諮問シテ、其ノ意見ヲ徵スルコトヲ致シテ居リマス、次ニ本税ノ重要性ニ顧ミマシテ、第三者ガ他人ノ財産税ニ關シテ政府ニ報告ヲ致シマシタ場合ニハ、其ノ報告ニ依ツテ追徵ガ出來ルコトナリマシタ稅額ノ中一定額以下ヲ其ノ報告者ニ報償金トシテ交付スルコトガ出來ルト共ニ、追徴犯等ニ對スル罰則ニ付キマシテハ、相當之ヲ強化スルコトヲ致シタ次第デアリマス、最後ニ財産税ハ皇室ノ御財産ニ對シテモ課税スルコトヲナツテ居リマス、之ニ付キマシテハ、必要ナ事項ハ本法案ニ準ジ、皇室令ヲ以テ之ヲ定メルコトヲ致シテ居リマス、以上申上ゲマシタ所ニ依リ、免稅點ヲ十萬圓トシタ場合ノ財産税ノ收入ハ、概ネ四百三十五億圓トナル見込デアリマスガ、此ノ程度ノ收入ハ、終戰處理、戰後復興等ノ爲、是非トモ必要トスル所デアリマシテ、萬一實際ノ收入額ガ此ノ見込額ニ比シ著シク不足スルヤウナ場合ニハ、更ニ五萬圓以上、十萬圓未滿ノ者ニ對シテモ、改メテ財産税ヲ課スル必要ヲ生ズル場合モアラウカト存ズル次

第デアリマス、財産税法案ノ大要ハ以上ノ通りデアリマスガ、曩ニ經常税ニ付キマシテ、相當ノ増稅ヲ行ヒ、今回戰時補償特別税ノ課税モ亦行ヒマシテ、更ニ本税ニ依ツテ個人財産ニ對シテ高率ノ課税ヲ行ヒマスコトハ、敗戰後ノ我が國民ニ取リマシテハ、非常ナ負擔デアリマスガ、終戰後ノ事態ヲ處理シ、急速ニ新日本ノ再建、國民生活ノ安定ヲ圖ル爲ニハ已ムヲ得ナイ次第デアリマス、政府ハ從ツテ本税ノ實施ニ付キマシテハ、國民各位ノ深キ理解ト協力トニ期待致シマスト共ニ、稅務機構等ヲ整備致シ、適實公正ナ稅務ノ運営ニ付キマシテハ、有ラユル努力ヲ盡シ覺悟デ居ル次第デアリマス、次ニ財産税等收入金特別會計法案ニ付キマシテ申上ゲマス、只今上程致サレマシタ戰時補償特別措置法案及ビ財産税法案ニ基キマシテ、收納致シマス財産税及ビ戰時補償特別税ハ何レモ特別ノ收入金デアリマス關係上、之ニ關スル歲入歳出ヲ一括經理致シマシテ、其ノ明確ヲ期スルコトガ最モ適當ト存ゼラレマス、仍リマシテ之ガ爲ニ特別會計ヲ設置致シタイト存ズル次第デアリマス、是ガ此ノ法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、次ニ企業整備資金措置法ノ廢止等ニ關スル法律案ニ付申上ゲマス、企業整備資金措置法ハ戰時ニ際シ、企業整備ノ促進ヲ圖リ、浮動購買力ノ發生ヲ防止シ、國家經濟ノ秩序

ヲ維持スル目的ヲ以テ制定致サレタモ
ノデアリマス、從ツテ此ノ措置法ハ戰
争ノ終結ニ伴ヒ、既ニ其ノ存在ヲ不適
當トスルニ至リマシタノミナラズ、更
ニ金融緊急措置令ガ實施サレ、又今回
ノ戰時補償ノ處理及ビ之ニ伴フ一聯ノ
政策ノ實施ニ依リマシテ、最早全ク其
ノ存在理由ヲ失ツタノデアリマス、仍
テ此ノ際之ヲ廢止スルコト致シタノ
デアリマス、次ニ臨時資金調整法第十
條ノ二ノ規定ハ、企業整備關係以外ノ
金銭債務ノ決済ニ付キマシテ、企業整
備資金措置法ノ規定ヲ準用致シテ居ッ
タノデアリマスガ、企業整備資金措置
法ノ廢止ト同様ノ理由ニ依リマシテ、
之ヲ削除スルコト致シタノデアリマ
ス、又日本勸業銀行ニ付キマシテハ、
今後ノ事業遂行上、勸業債券ノ發行限
度ヲ擴張スル必要ガアリマスノデ、日
本勸業銀行法ノ一部ヲ改正致シマス
共ニ、生命保險中央會ノ現狀ニ鑑ミ、
生命保險中央會法ノ一部ヲ亦改正スル
コトト致シタノデアリマス、尙衆議院
ニ於キマシテ本法案ニ關シ一部修
正ヲ見タノデアリマス、其ノ修正ノ
要旨ハ、實錄ノ發行ハ現行法ニ於キ
マシテハ、國ニ於テノミ、之ヲ爲
シ得ルコトトナツテ居ルノデアリマ
スガ、今後戰災復興、其ノ他ノ公共
事業資金ヲ調達スル爲ニ必要ガアル
時ニハ、都道府縣ニ於キマシテモ、
之ヲ爲シ得ルコトトスルモノデア

リマシテ、資金吸收上有效ナル手段
ト認メラレマス次第デアリマス、
從ツテ政府ニ於キマシテモ此ノ修正ニ
賛意ヲ表スルモノデアリマス、以上財
產稅法案外二件ニ付キマシテ簡單デア
リマスガ、御説明ヲ申上ゲタ次第デア
リマス、會期逼迫ノ際デアリマスガ、
何卒特別ノ御審議ヲ以テ御協賛下サ
ムコトヲ御願ヒスル次第デアリマス
○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマ
シタ戰時補償特別措置法案以下八件ノ
委員ヲ三十六名トシ、其ノ委員ノ指名
ヲ議長ニ一任スル動議ヲ提出致シマス
○子爵秋田重孝君 賛成
○議長(公爵德川家正君) 戸澤子爵ノ
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵德川家正君) 御異議ナ
イト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致
サセマス
〔根本書記官朗讀〕
戰時補償特別措置法案外八件特別委
員
侯爵池田 宣政君 侯爵西郷吉之助君
侯爵鍋島 直泰君 伯爵二荒 芳徳君
伯爵黒田 清君 三士 忠造君
子爵大河内輝耕君 子爵京極 高修君
子爵瀧脇 宏光君 子爵綾小路 護君
子爵梅溪 通虎君 慶松勝左衛門君
男爵高崎 弓彦君 男爵周布 兼道君
長谷川起夫君 男爵八代五郎造君
男爵中村 貫之君 男爵林 忠一君
男爵倉富 鈞君 男爵宮原 旭君

黒田 英雄君 板谷 順助君
橋本辰二郎君 名取 和作君
河西豊太郎君 小山 完吾君
高橋龍太郎君 有馬忠三郎君
中島徳太郎君 片岡 直方君
片倉兼太郎君 河端作兵衛君
岸本 彦衛君 松岡 潤吉君
小汀 利得君 上野喜左衛門君
○議長(公爵德川家正君) 過日衆議院
ヨリ送付ノ帝國鐵道會計又は通信事業
特別會計に於ける昭和二十一年度の經
費支辨のための借入金等に關する法律
案、復興金融庫及ビ産業復興營團出
資拂込金支辨のための公債發行に關す
る法律案、自作農創設特別措置特別會
計法案ヲ此ノ際議事日程ニ追加シ、三
案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開クコトニ御
異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵德川家正君) 御異議ナ
イト認メマス、石橋大藏大臣
帝國鐵道會計又は通信事業特別會
計に於ける昭和二十一年度の經費
支辨のための借入金等に關する法
律案
右の政府提出案は本院において可決
した、因つて議院法第五十四條によ
り送付する
昭和二十一年十月四日
衆議院議長 山崎 猛
貴族院議長公爵德川家正殿

帝國鐵道會計又は通信事業特別會
計に於ける昭和二十一年度の經費
支辨のための借入金等に關する法
律案
帝國鐵道會計收益勘定又は通信事
業特別會計業務勘定に於ける昭和二
十一年度の經費支辨のため、政府は、
それぞれ當該特別會計の負擔におい
て借入金をなすことができる。但し、
その金額は、帝國鐵道會計にあつて
は五千八百萬圓、通信事業特別會計
にあつては四億四千萬圓を超過する
ことができない。
前項の規定による借入金は、これ
を昭和二十四年度までに償還するも
のとする。
第一項の規定による借入金は、帝
國鐵道會計收益勘定又は通信事業特
別會計業務勘定の歳入とし、當該借
入金の償還金及び利子は、それぞれ
當該勘定の歳出とする。
第一項の借入金に因り、帝國鐵道
會計收益勘定又は通信事業特別會計
業務勘定において、昭和二十一年度
の決算上歳入總額の歳出總額に超過
する金額を生じたときは、帝國鐵道
會計法第九條又は通信事業特別會計
法第十條第一項の規定にかかはら
ず、これをそれぞれ當該勘定の翌年
度の歳入に繰り入れるものとする。
帝國鐵道會計又は通信事業特別會
計の昭和二十一年度における國債償
還資金の繰入は、帝國鐵道會計法第

三條第二項、通信事業特別會計法第
三條第二項及び國債整理基金特別會
計法第二條第一項の規定にかかはら
ず、これを停止することができる。
附則
この法律は、公布の日から、これ
を施行する。
復興金融庫及ビ産業復興營團出
資拂込金支辨のための公債發行に
關する法律案
右の政府提出案は本院において可決
した、因つて議院法第五十四條によ
り送付する
昭和二十一年十月四日
衆議院議長 山崎 猛
貴族院議長公爵德川家正殿
復興金融庫及ビ産業復興營團出
資拂込金支辨のための公債發行に
關する法律案
復興金融庫及ビ産業復興營團に
對する出資拂込金を支辨するため、
政府は、四十二億八千六百萬圓を限
り、公債を發行し、又は借入金をす
ることができる。
前項の規定による公債の利率は、
年三分五厘、その發行價格は、額面金
額百圓につき九十八圓、その償還期
限は、十八年以内とする。
附則
この法律は、公布の日から、これ
を施行する。

自作農創設特別措置特別會計法案
右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年十月四日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長公爵徳川家正殿

自作農創設特別措置特別會計法案

自作農創設特別措置特別會計法

第一條 自作農創設のため政府の行

ふ土地、權利又は立木、工作物その他の物件(以下農地等といふ。)の買収、使用、賣渡、賃貸、交換等に關する歳入歳出は、これを一般會計と區分して特別會計を設置する。

第二條 この會計においては、農地等の賣渡代金及びその利子、農地等の賃貸料、一般會計からの繰入金、借入金並びに附屬雜收入を以てその歳入とし、農地等の買収代金、第三條又は第四條第一項の規定による他の會計への繰入金、報償金、農地等の使用料、補償金、事務取扱費、自作農創設特別措置法に基いて政府の發行する證券(以下農地證券といふ。)及び借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、農地證券の發行及び償還に關する諸費その他の諸費を以てその歳出とする。

第三條 毎年度における農地等の賣

渡代金及び利子の合計額に相當する金額に、當該年度までに他の會計の所屬からこの會計の所屬に移した農地等で賣り渡したものの受入價額の、當該年度までに賣り渡した農地等の受入價額に對する割合を乗じて得た額に相當する金額は、毎年度この會計から當該他會計にこれを繰り入れるものとする。

第四條 農地等でその賣渡價額がその受入價額を超えるものの、毎年度における賣渡代金及び利子の合計額に相當する金額に、當該超過額の合計額の當該賣渡價額の合計額に對する割合を乗じて得た額に相當する金額は、毎年度この會計から一般會計にこれを繰り入れるものとする。

農地等の賣渡代金は、農地等の買収代金、農地證券及び借入金の償還金並びに前條又は前項の規定による繰入金の財源にのみこれを充てるものとする。

第五條 農地證券は、これをこの會計の負擔とする。

農地證券及び借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子並びに農地證券の發行及び償還に關する諸費の支出に必要な金額は、これを毎年度國債整理基金特別會計に繰り入れるものとする。

第六條 この會計において支拂上現金に餘裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第七條 この會計において支拂上現金に不足があるときは、この會計の負擔で、大藏省預金部若しくは日本銀行から一時借入金をし、又は國庫餘裕金を繰替使用することができ。

前項の規定による一時借入金又は繰替金は、當該年度の歳入を以てこれを償還しなければならない。

前項の場合において、當該年度の歳入減少のため一時借入金又は繰替金を償還することができないときは、政府は、その償還できない金額を限り、この會計の負擔で大藏省預金部又は日本銀行から借入金をすることができ。

前項の規定による借入金は、一年以内にこれを償還しなければならない。

第八條 この會計において決算上剩餘を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

前項の規定による繰入金は、農地等の買収代金並びに農地證券及び借入金の償還金の財源にのみこれを充てるものとする。

この會計において、農地等の賣

渡代金及び第一項の規定による繰入金を以て農地等の買収代金、農地證券及び借入金の償還金並びに第三條又は第四條第一項の規定による繰入金を支辨するに不足する金額と、農地等の賣渡代金、第一項の規定による繰入金及び借入金以外の収入金を以て農地等の買収代金、農地證券及び借入金の償還金並びに第三條又は第四條第一項の規定による繰入金以外の經費を支辨するに不足する金額との合計額に相當する金額は、豫算の定める所により、一般會計からこの會計にこれを繰り入れるものとする。

第九條 政府は、毎年この會計の歳入歳出豫算を調整して、歳入歳出の總豫算とともに、これを帝國議會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出豫算には、當該年度及び前年度における農地等の賣渡及び買収計畫表並びに前年度末現在における農地證券の發行額及び償還額表を添附するものとする。

第十條 この會計の收入支出に關する規程は、勅令でこれを定める。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) 只今議題トナリマシタ帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律案外二法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、先ヅ帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律案デアリマスガ、此ノ兩特別會計ニ於キマシテハ、終戦後ニ於ケル諸物價ノ昂騰ニ基ク事業經營用品費ノ増高、從業員ニ對スル諸給與ノ増加等、歳出面ノ著シイ増加ノ實情ニ顧ミマシテ、政府ハ極力兩事業ノ經營ノ合理化ニ努力致シテ居ルデアリマスガ、尙事業經營上不可缺ノ經費ハ増高ノ傾向ニアリマシテ、今回モ官廳職員ノ給與制度ノ改正ノ實施ニ基ク經費等相當多額ノ追加經費ヲ必要トスルニ至ツタデアリマス、而シテ是等經費ノ財源ハ、原則トシテ事業收入ヲ以テ支辨スベキモノト存ズルデアリマスガ、兩會計ノ財政運營ノ現狀ヨリ致シマシテハ、其ノ一部ハ借入金財源ニ求メルノ餘儀ナキ實情ニアルデアリマス、而シテ此ノ追加經費ハ、兩事業ノ圓滑ナル運行ヲ確保スル爲ニ、已ムベカラザルモノデアリマス關係上、此ノ措置モ亦缺キ難イモノト認メマシテ、本法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス、次ニ復興金融庫及び産業復興營團出資拂込金支辨のための公債發行に關す

る法律案ニ付テ申上ゲマス、先般御協賛ヲ經テ成立致シマシタ復興金融庫法ニ依リマシテ、政府ハ同金庫ノ設立當初ニ四十億圓ノ出資拂込ヲ爲スコトニ相成ツテ居リマス、又只今御審議ヲ願ツテ居リマス産業復興營團法案ニ於キマシテハ、政府ハ同營團ニ對シテ二億圓ヲ出資致スコトト相成ツテ居ルノデアリマス、是等ノ出資拂込ニ要スル經費ノ財源ハ、一般會計收支ノ現狀ニ顧ミマシテ、之ヲ公債財源ニ求メル外ナキ狀況ニアリマスノデ、此ノ法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス、最後ニ自作農創設特別措置特別會計法案ニ付テ申上ゲマス、是モ只今、本院ニ於テ御審議ヲ願ツテ居リマス自作農創設特別措置法案ニ關スル經理上ノ措置ト致シマシテ、自作農創設ノ爲、政府ノ行ヒマス土地等ノ買収、使用、賣渡、賃貸、交換等ニ關スル歳入歳出ハ之ヲ一般會計ト區分致シマシテ、特別會計ヲ設置シ、其ノ經理ヲ明確ニ致シマスコトガ適當ト考ヘラレマスノデ、之ガ爲法律ノ制定ヲ必要ト致シマス次第デアリマシテ、本法律案ヲ提出致シタ譯デアリマス、以上ノ三法律案ハ、孰レモ他ノ法律案ト關聯致シタモノデアリマスノデ、何卒御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ御願ヒスル次第デアリマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律案外二件ハ、戰時補償特別措置法案外八件ノ特別委員ニ併託セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成
○議長(公爵德川家正君) 戸澤子爵ノ

動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家正君) 御異議ナイト認メマス、明日ハ午後一時三十分ヨリ開會致シマス、議事日程ハ決定次第彙報ヲ以テ御報告ニ及ビマス、本日は是ニテ散會致シマス
午後五時四十五分散會

定價 一部 七十五錢

發行

東京都半田區市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
東京九〇〇〇圖書課